

第2次

熊本市都市マスタープラン

地域別構想

修正案



熊本市

平成 26 年 3 月策定

平成●●年●月修正

目次

1 章	地域別構想の役割・構成	1
1	位置づけ・役割	2
2	地域の区分の考え方	5
3	地域別構想の構成	6
2 章	多核連携都市づくりに向けた基本方針	7
1	熊本市の都市構造の変遷と現状	8
2	熊本市の都市づくりにおける問題及び課題	15
3	多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方	17
4	居住促進エリアの設定と現状	24
5	地域拠点のエリア設定と現状	26
6	多核連携都市づくりに向けた方針	30
3 章	各区における都市づくり	35
1	各区における都市づくりの基本的な考え方	36
2	中央区	39
3	東区	60
4	西区	80
5	南区	101
6	北区	120
4 章	多核連携都市の実現に向けて	139
1	多核連携都市の実現の主体	140
2	多核連携都市の実現に向けた取り組み	141
5 章	今後の進め方	146
1	関連計画との協働による総合的な都市づくりに向けて	147
2	効果的・効率的な都市づくりに向けて	147
3	市民協働による都市づくりの推進	148
資料編		149

1 章

地域別構想の役割・構成

- 1 位置づけ・役割
- 2 地域の区分の考え方
- 3 地域別構想の構成

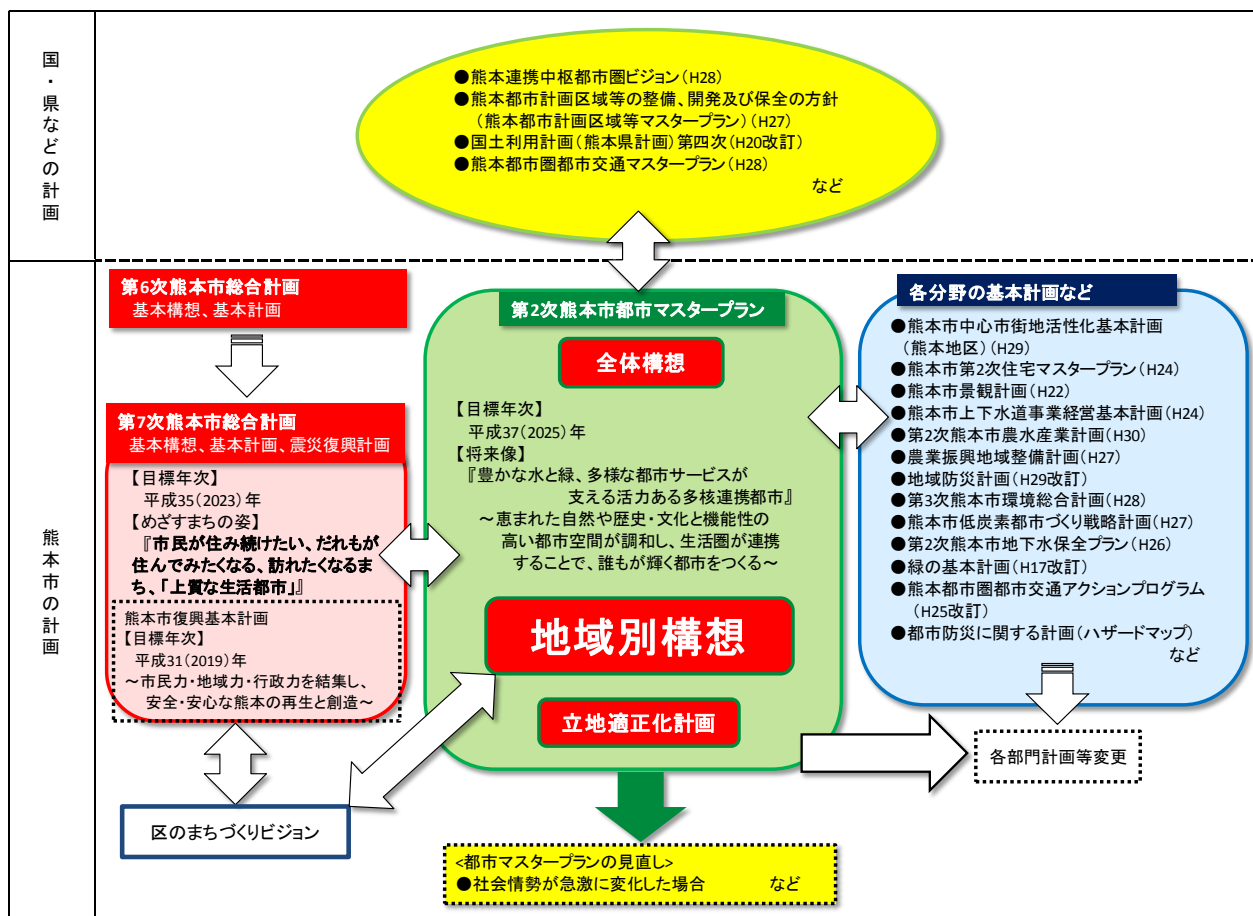
1 位置づけ・役割

都市マスタープランは、今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的とするものです。

本市では、全市的な都市づくりの方向性を示す第2次熊本市都市マスタープラン「全体構想」を平成21年3月に策定し、さらに平成29年8月には、熊本地震で発生した様々な課題を踏まえ、防災・減災面の見直しを行いました。「全体構想」においては、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を将来像としており、目標年次は平成37年（2025年）としています。

「地域別構想」では、全体構想にて示された都市構造の将来像である「多核連携都市」に向けた基本方針を示すとともに、政令指定都市移行により設置された区の範囲ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に明らかにする役割を担います。

なお、目標年次や対象区域等については全体構想と共通とします。



▲ 地域別構想の位置付け（他の計画等との関連など）

【参考：全体構想における都市構造の将来像（要約）】

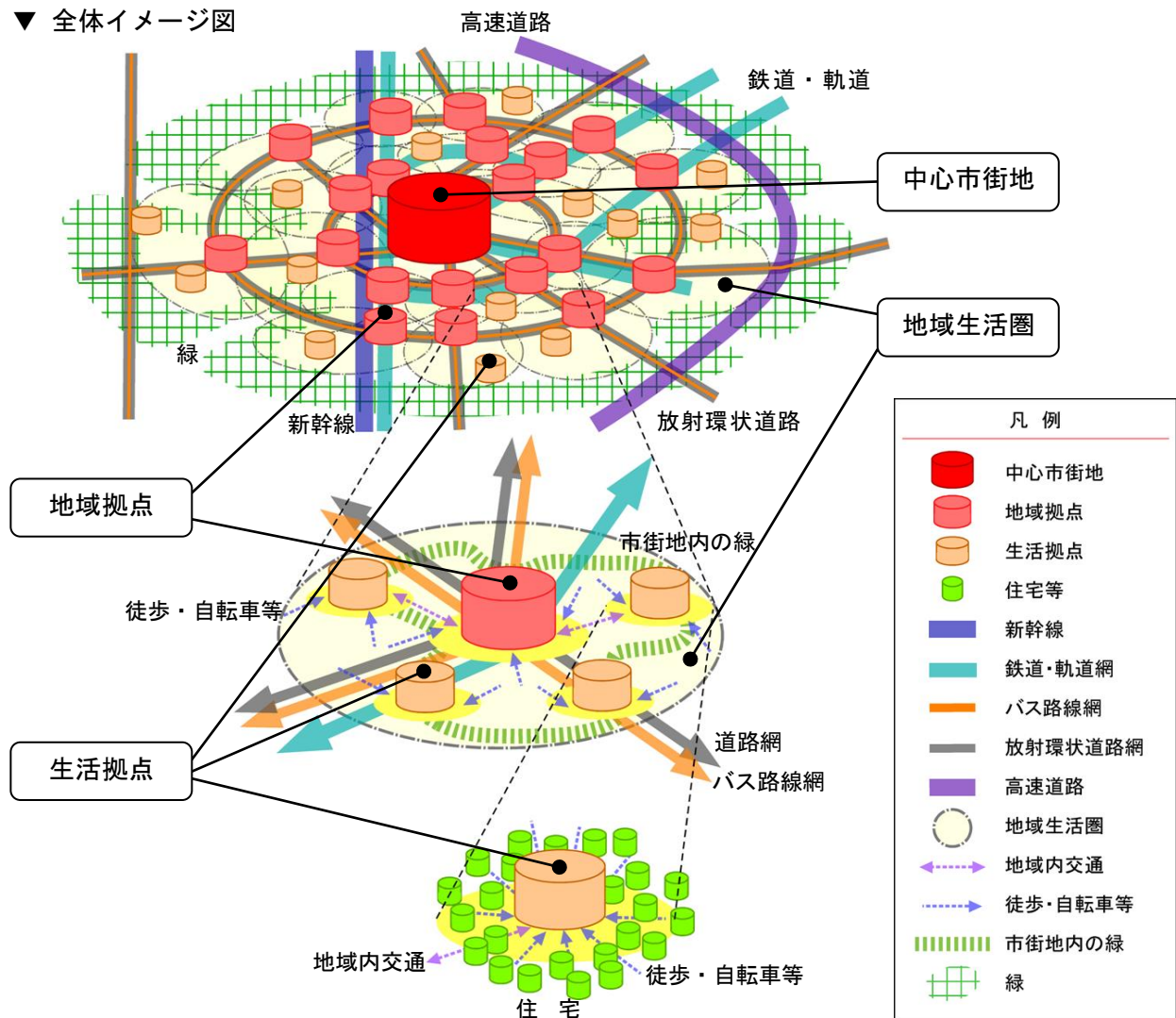
熊本市は、広域交流拠点都市としての存在感を高めるとともに、自家用車に頼らなくても高度な都市サービスを安全で快適に利用できるよう、多核連携型のコンパクトな都市構造を都市の将来像として掲げています。

《 将来像 》

『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』

～ 恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、
生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる ～

▼ 全体イメージ図



- ◇中心市街地：熊本市の顔であり、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展を牽引する中心市街地の広域的交流拠点機能を強化します
- ◇地域拠点：暮らしに必要な機能が多く立地し、週サイクル程度の生活サービスの核となる地域拠点を公共交通の結節点に設定し、そこに都市機能を維持・確保するとともに、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、居住を誘導することで人口密度を維持します
- ◇生活拠点：市民が自ら地域コミュニティ活動を醸成する場であり、既にある地域に密着した日常生活サービス機能が存続していけるよう、行政や市民、事業者等が協働で取り組み、地域住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進します
- ◇公共交通等：これまでの幹線道路網整備に加え、鉄軌道やバスなどの公共交通、さらには徒歩や自転車などを組み合わせた便利で快適な移動環境を整備します

【参考：全体構想における都市の全体構成】

中心市街地や地域拠点などから諸機能が段階的に立地する

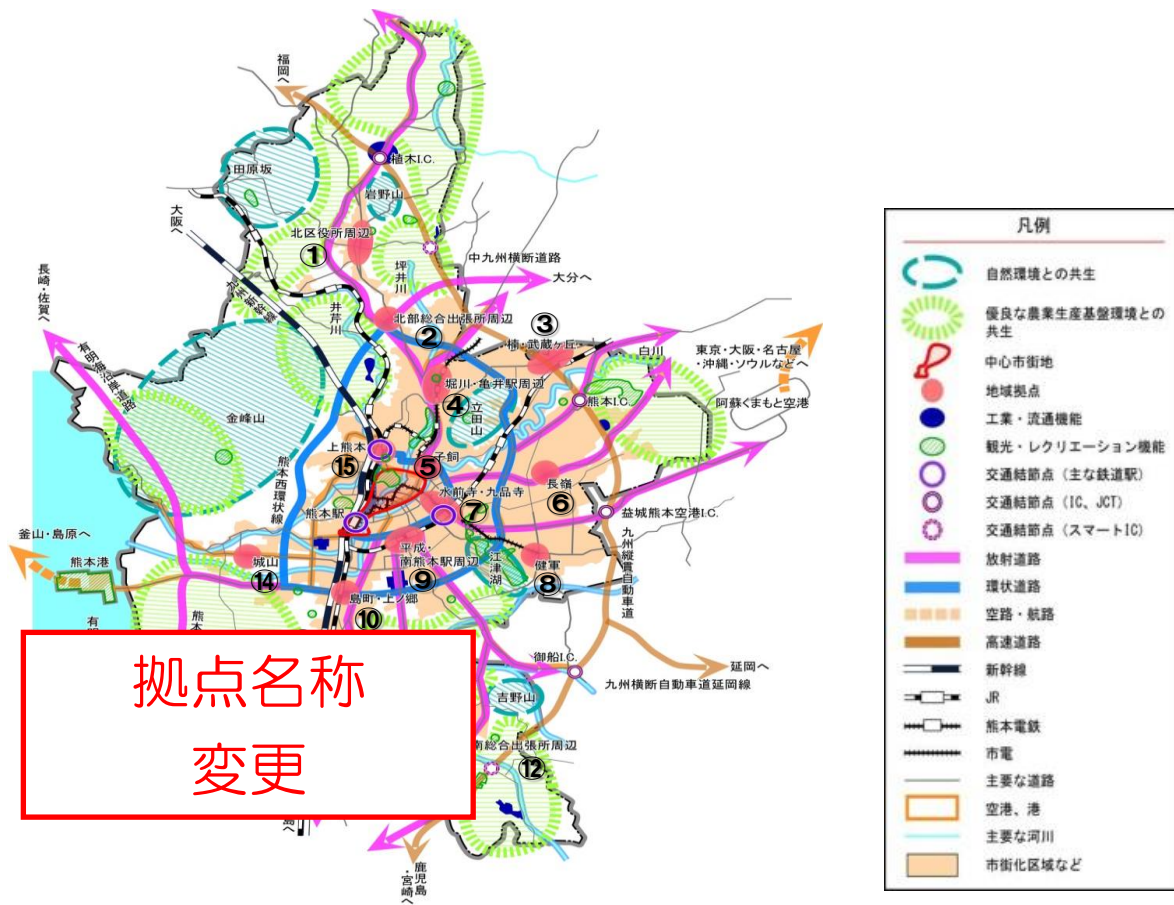
秩序ある市街地の構成をめざす

熊本城周辺から熊本駅に至る高次な都市機能が維持・集積された中心市街地を中心に、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし、それら骨格軸上にある商業・行政サービスなど生活の利便機能が維持・確保された地域拠点と中心市街地が有機的に連携した都市の構成をめざします。

それら拠点を中心に、商業、業務、居住などの諸機能が段階的に立地し、その外側にゆとりある住宅地、そして農地や自然的環境とが広がるような秩序ある都市構造の実現をめざします。

※全体構想において、地域拠点 15 箇所が位置付けられています。

▼ 都市の全体構成図



NO	地域拠点	NO	地域拠点
①	植木地区	⑨	平成・南熊本地区
②	北部地区	⑩	刈草地区
③	楠・武蔵ヶ丘地区	⑪	富合地区
④	八景水谷・清水亀井地区	⑫	城南地区
⑤	子飼地区	⑬	川尻地区
⑥	長嶺地区	⑭	城山地区
⑦	水前寺・九品寺地区	⑮	上熊本地区
⑧	健軍地区		

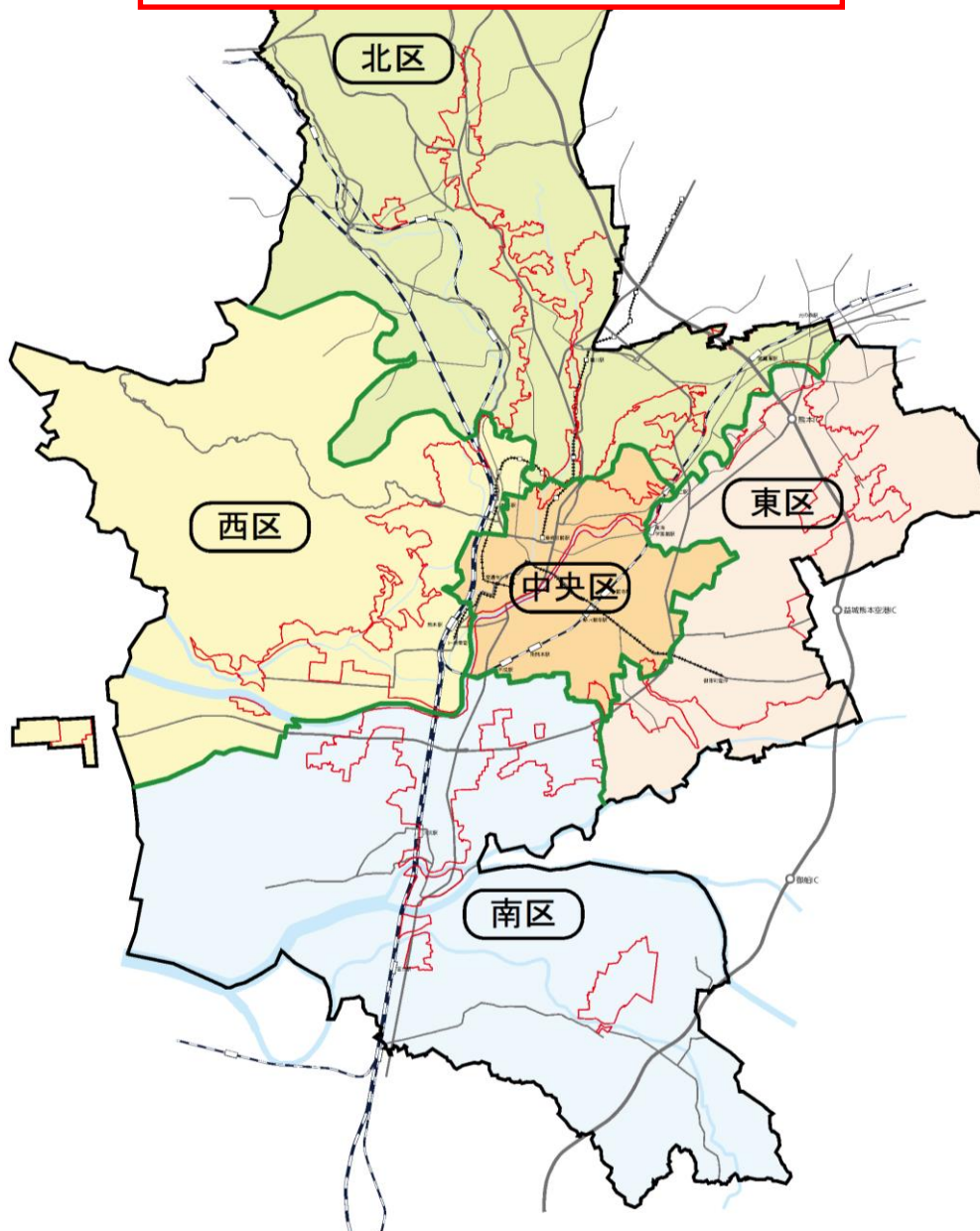
▲全体構想で位置づけている地域拠点

2 地域の区分の考え方

本市では政令指定都市移行により行政区が設置され、市域に“区”という新たな地域の区分ができました。地域別構想は、区の範囲ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に示すため“区”を単位として作成します。

なお、都市づくりは熊本市全体の秩序ある発展を視野に入れて市域全体で行われることから、全体構想で示す多核連携都市の実現に向け、「区の広域的な役割」や「区相互の連携」にも考慮しつつ作成します。

植木地区の 市街化区域部分修正



▲ 区割図

3 地域別構想の構成

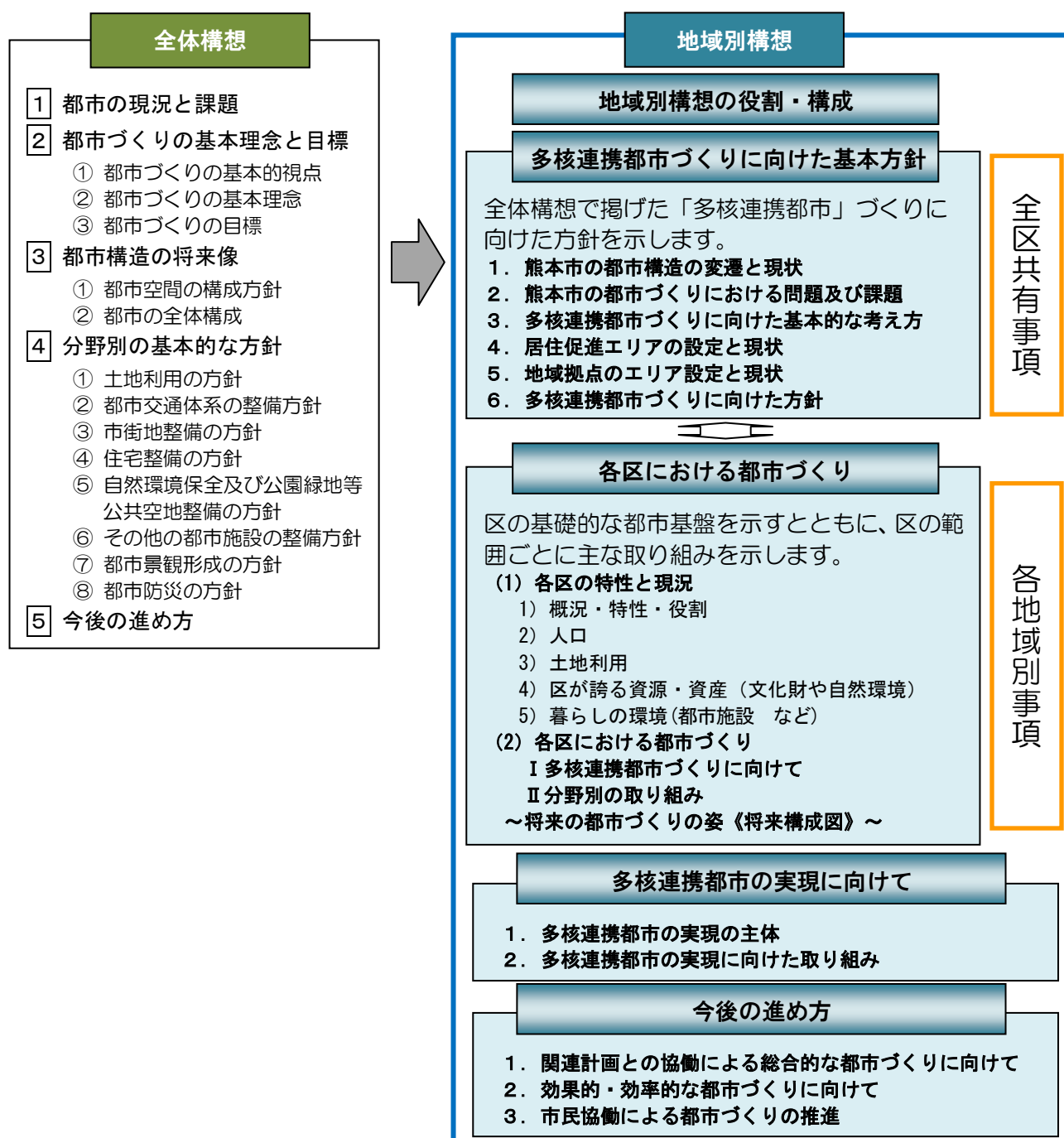
地域別構想は、次の項目で構成します。

●多核連携都市づくりに向けた基本方針

将来的な人口減少・超高齢化社会を見据え、幅広い世代にとって暮らしやすい都市が実現できるよう、長期的な観点から、本市が目指す多核連携都市の形成に向けて、居住の誘導方針や都市機能の維持・確保方針を示します。

●各区における都市づくり

市民に対して区の特性や現状を示し、区の範囲ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に示します。自分の区がどのような特徴を有するのか知るとともに、区で行われる取り組みに関心をもってもらうことで、多核連携都市の実現に向けて、市民と協働の都市づくりを行います。



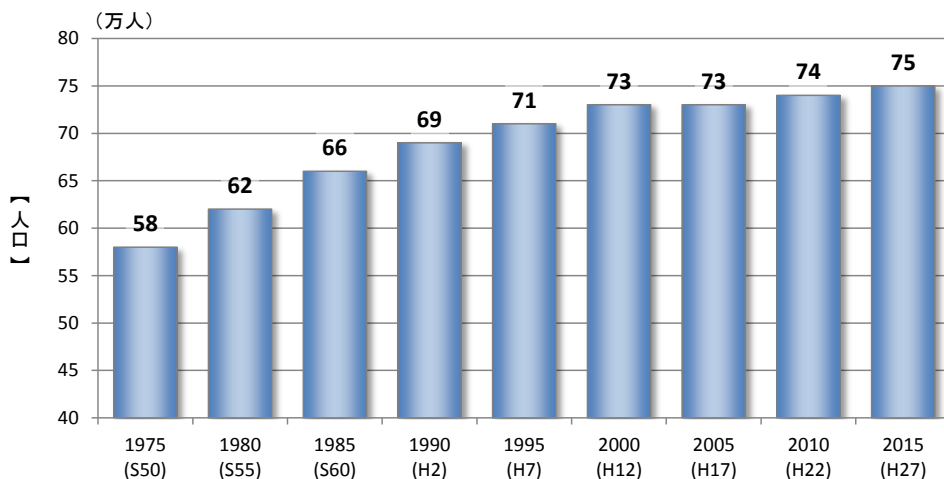
2章 多核連携都市づくりに向けた基本方針

- 1 熊本市の都市構造の変遷と現状
- 2 熊本市の都市づくりにおける問題及び課題
- 3 多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方
- 4 居住促進エリアの設定と現状
- 5 地域拠点のエリア設定と現状
- 6 多核連携都市づくりに向けた方針

1 熊本市の都市構造の変遷と現状

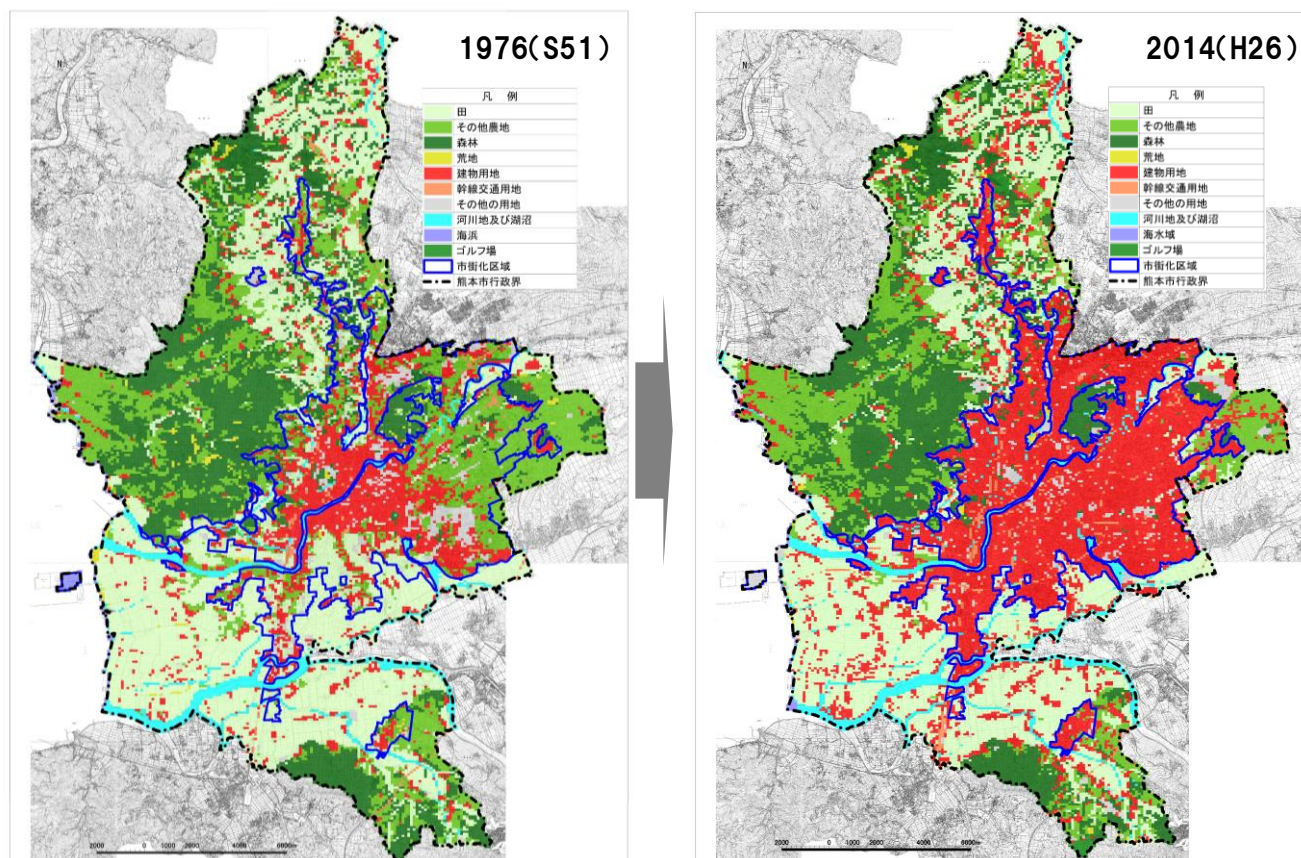
1) 人口・土地利用の動向

- 熊本市は高度経済成長期を通じて着実に人口が増加してきました。その過程では、市民の戸建住宅志向が強く、自家用車利用の普及に支えられる形で市街地は拡大を続け、豊かな自然があり比較的地価が安価な農村部まで広がっていききました。



▲ 熊本市の人口推移

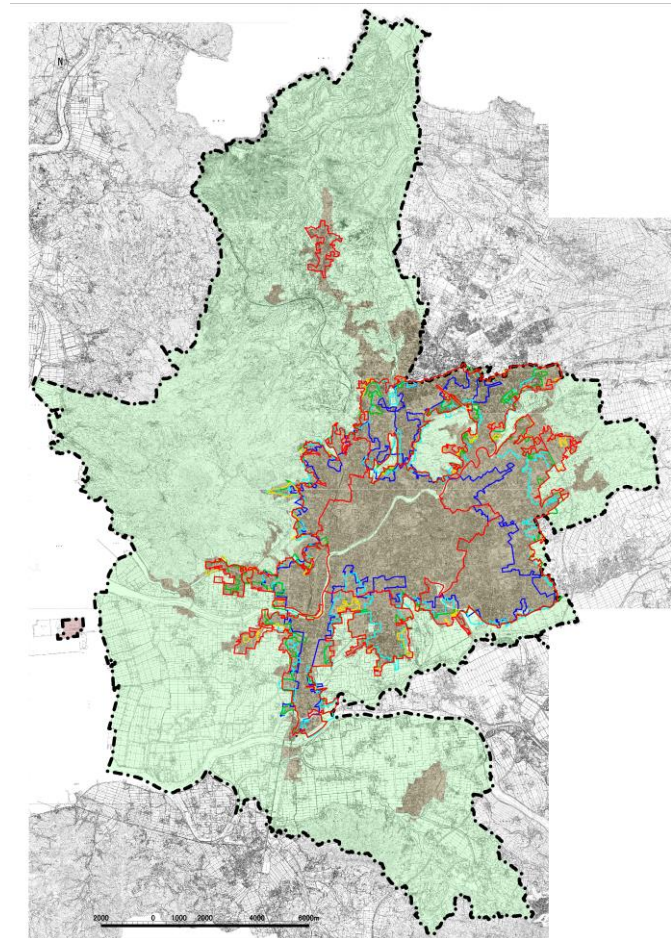
資料) 国勢調査 (合併町を含んだ現在の熊本市域の人口推移)



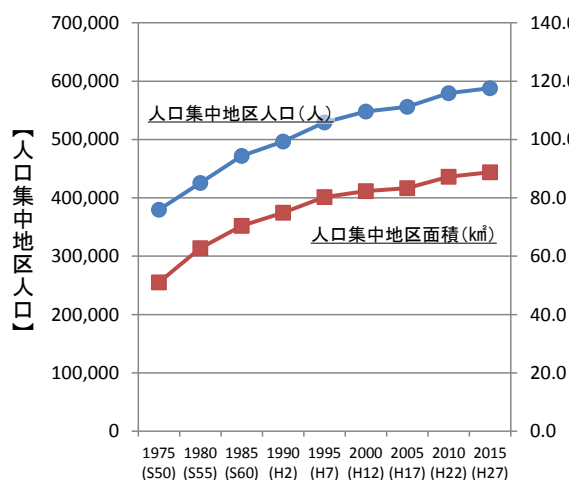
▲ 熊本市の市街地の拡がり

資料) 土地利用3次メッシュデータ (S51の市街化区域は現時点)

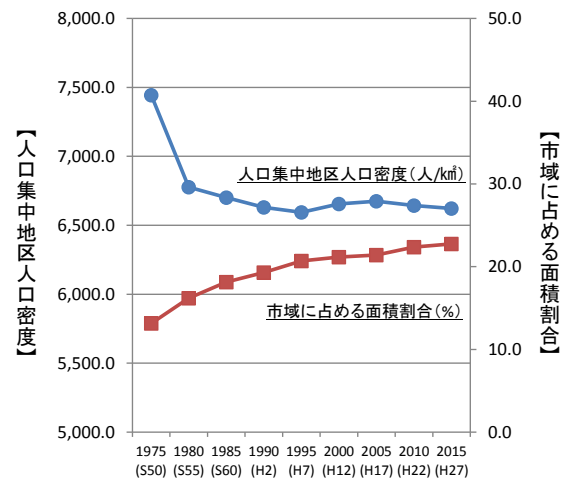
- 戸建住宅地が増加したため、家並が連続する市街地に対応するとみられる人口集中地区の面積は、昭和50年代には、人口集中地区内人口の増加割合を上回っており、人口集中地区の人口密度が急速に減少し、低密度な市街地が広がっていきました。昭和60年代以降は市街化区域内の土地がほぼ埋め尽くされ、高層住宅の建設に伴う中心市街地等への人口回帰がみられ始めたことなどから、人口集中地区内人口密度は横ばいに転じました。



▲ 熊本市の人口集中地区のエリアの広がり



▲ 熊本市の人口集中地区の人口と面積



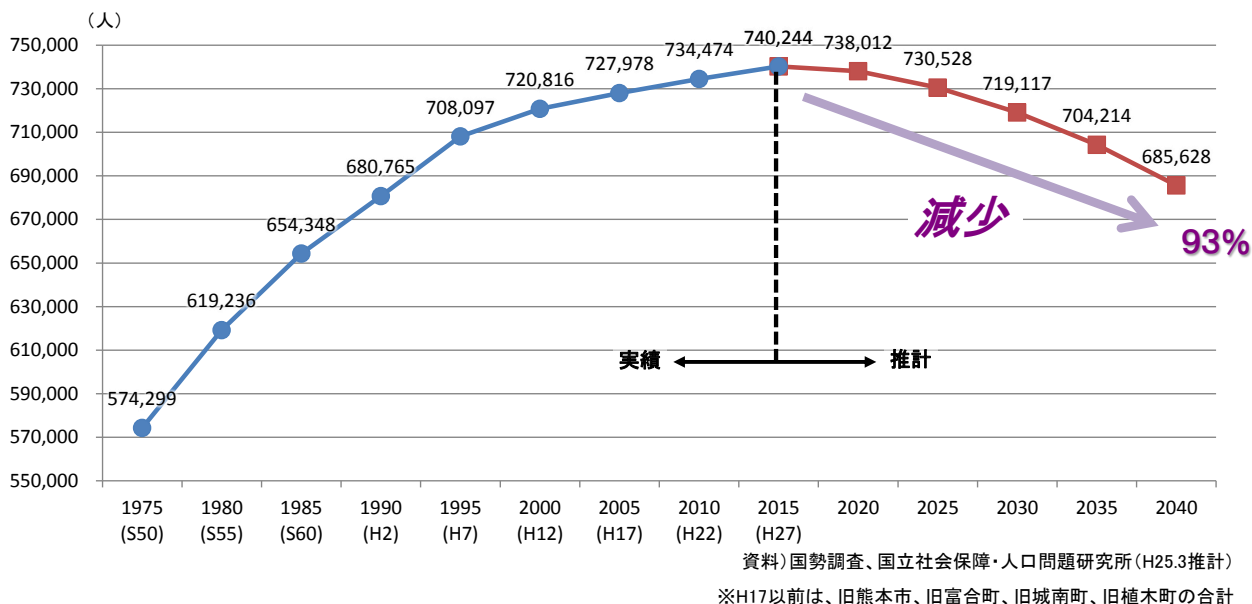
▲ 熊本市の人口集中地区の人口密度と市域に占める面積割合

資料) 国勢調査

※人口集中地区とは、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域

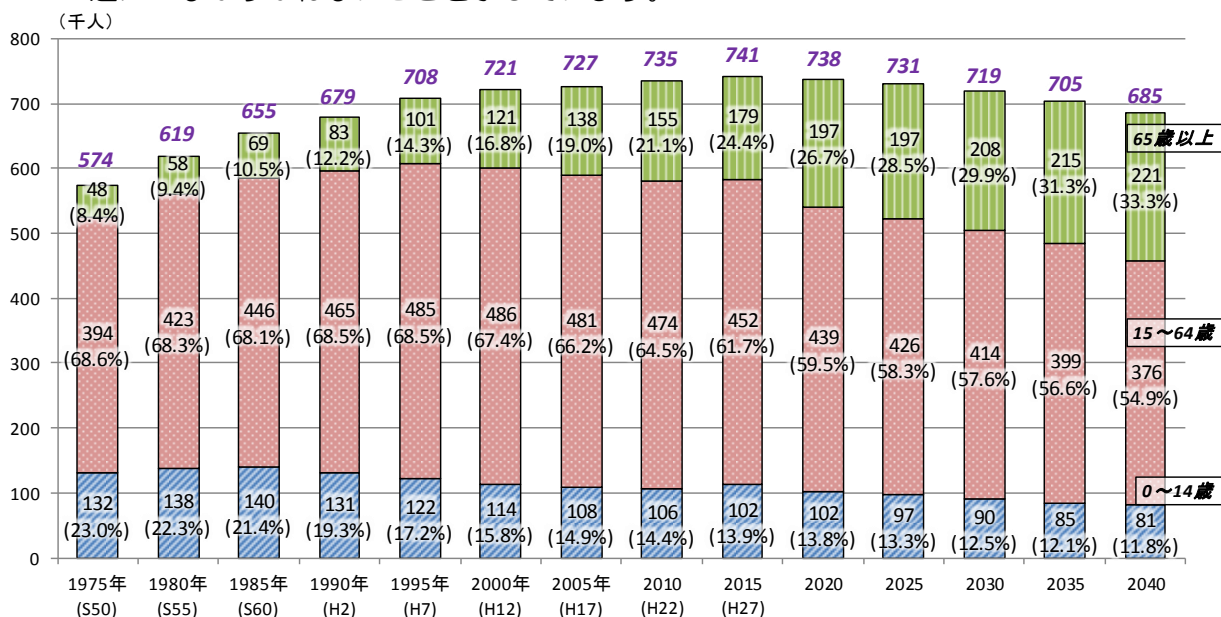
2) 熊本市の将来人口推計

- 5年に一度の国勢調査をもとにした将来人口推計では、熊本市の人口は2015年（平成27年）をピークに減少に転じる推計となっています。目標年次である15年後の2025年には2015年（平成27年）の98%まで人口が減少し、30年後の2040年には93%まで減少すると推計されています。一連の人口減少見通しにより、既成市街地の空洞化、さらには、税収の減少などによる市の財政力の低下などが懸念されます。



▲ 熊本市の将来人口推計 （合併町を含んだ現在の熊本市域の人口推計）

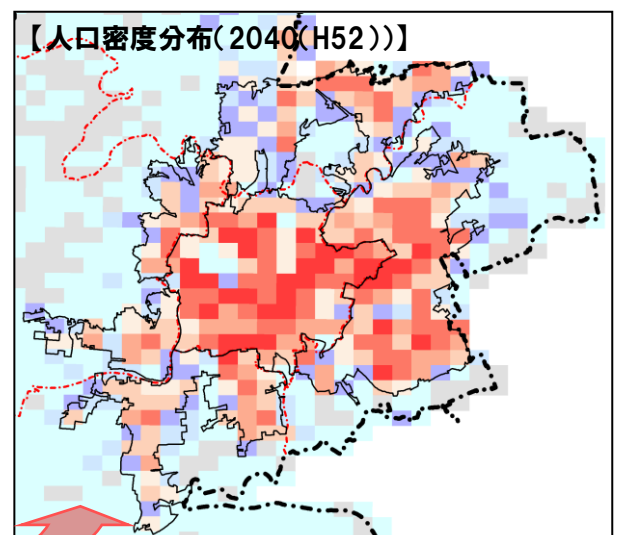
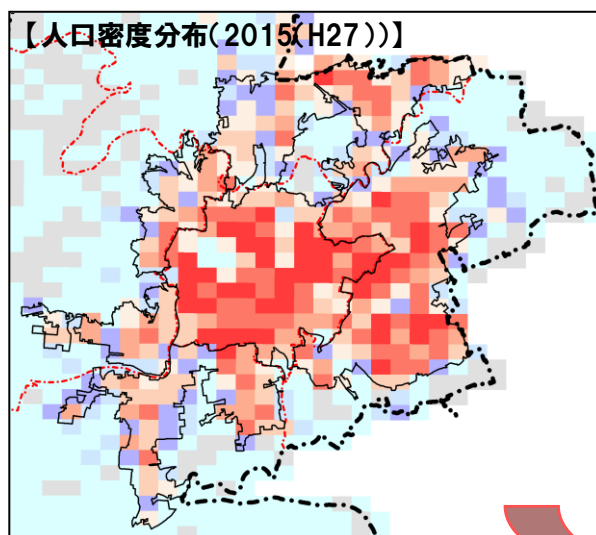
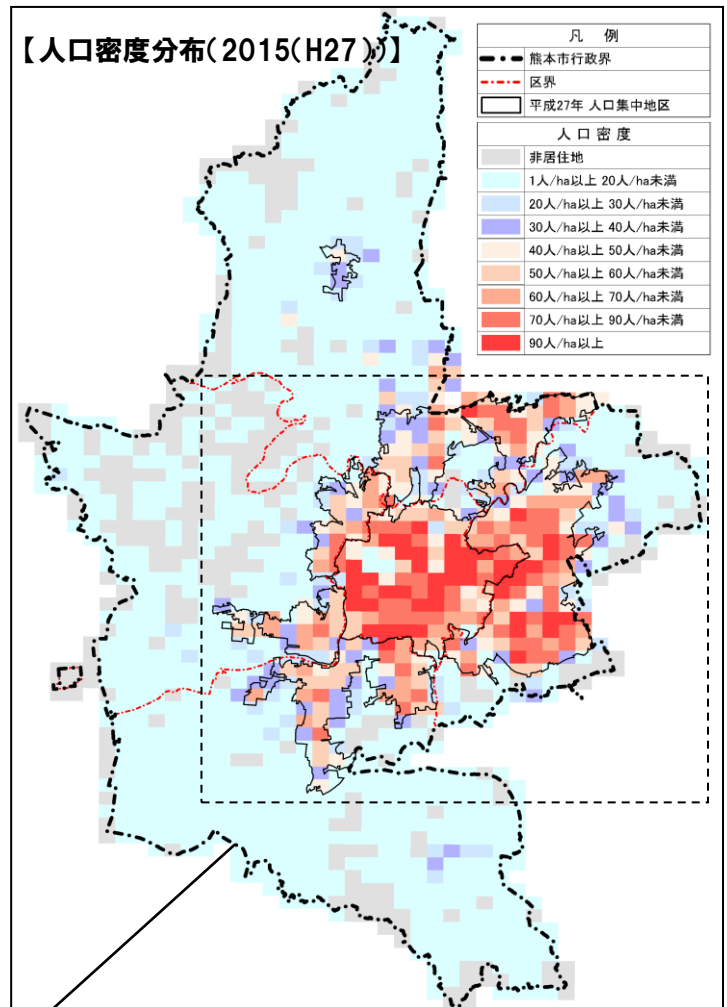
- 年齢3区分別人口の変化をみると、市の経済活動を支える15～64歳人口が大きく減少し、逆に65歳以上人口が大幅に増加する見通しです。このまま推移すると、自家用車利用が制約されるいわゆる交通弱者の増加はもとより、社会保障費の増加が市財政の圧迫につながりかねないことを示しています。



▲ 熊本市の年齢別人口推計 （合併町を含んだ現在の熊本市域の人口推計）

資料) 国勢調査及び熊本市人口ビジョン（趨勢のまま推移した場合の将来人口）

- 2015年（H27）時点では、人口集中地区の指定目安となる40人/ha以上の地域が、中心部や東部方面などに広がっています。
- しかし、人口が均一に減少すると仮定すると、人口密度が低い市街地がまんべんなく拡がり、縁辺部から都市機能の衰退等が始まるなど、生活利便性の低下が懸念されます。



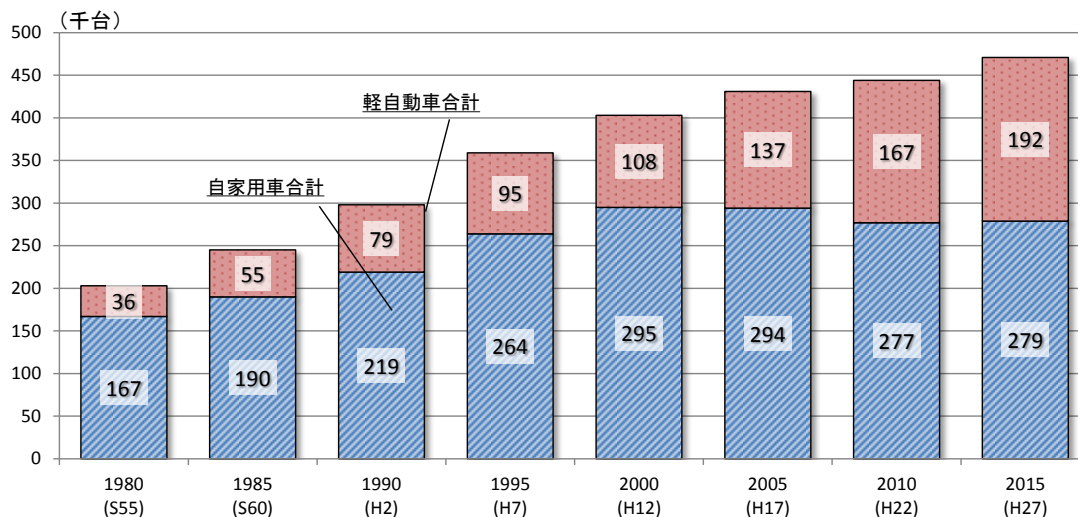
各メッシュの人口減少率(0.93=2040/H27)を均一と仮定した場合

▲ 熊本市の人口密度分布（現況(H27)と将来推計（2040））

資料）国勢調査及び熊本市人口ビジョン（趨勢のまま推移した場合の将来人口）

3) モータリゼーションの進展

- 自動車の登録台数は増え続け、**2015年（平成27年）**には**1980年（昭和55年）**の2倍以上となりました。この数値はバスやタクシーなども含んでいますが、自家用車が大半を占めており、熊本市でも自家用車が急速に普及したことを示しています。登録台数の伸びは鈍りつつありますが、高齢者ドライバーの増加、それに伴う事故の増加などが懸念されます。



▲ 熊本市の自動車登録台数（合併町を含んだ現在の熊本市域の登録数）

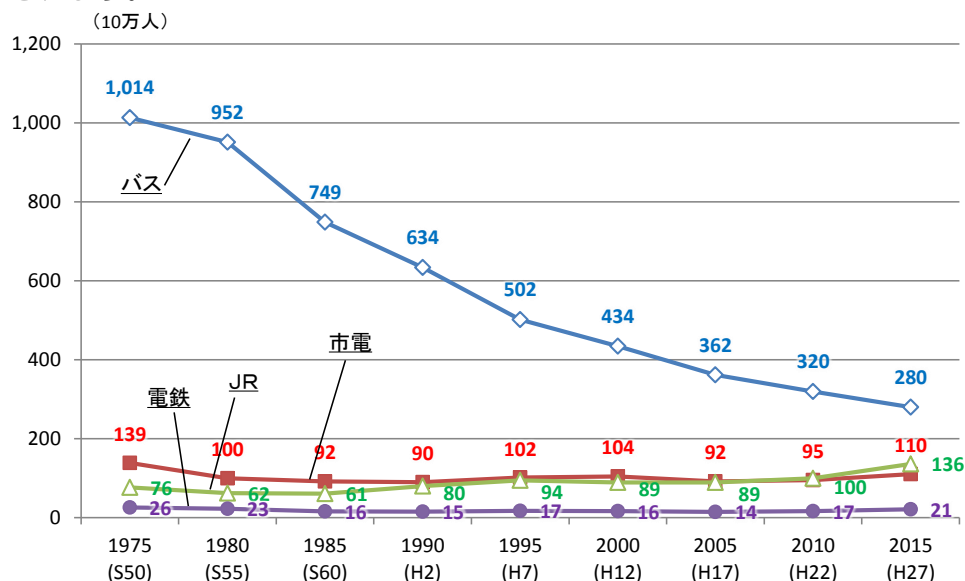
資料）軽自動車：市区町村別軽自動車車両数（社団法人全国軽自動車協会連合会）

自家用車：市区町村別自動車保有車両数（財団法人自動車検査登録情報協会）

※合併以前に旧富合町、旧城南町、旧植木町を含む

4) 公共交通利用者の減少

- 自家用車の所有と利用が拡大（モータリゼーションが進展）した一方で、路線バスなどの公共交通機関の利用者数が大幅に減少しました。特に路線バスは深刻で、35年間で3割強にまで減少しました。公共交通機関利用者の減少は路線の採算性悪化を招き、対応策として運行本数の削減や、路線自体の縮小等が、更なる利用者低迷を引き起こすというような悪循環を生じています。このまま推移すると、自家用車で移動手段を持たない高齢者をはじめとするいわゆる交通弱者の移動手段の確保が困難となることが懸念されます。

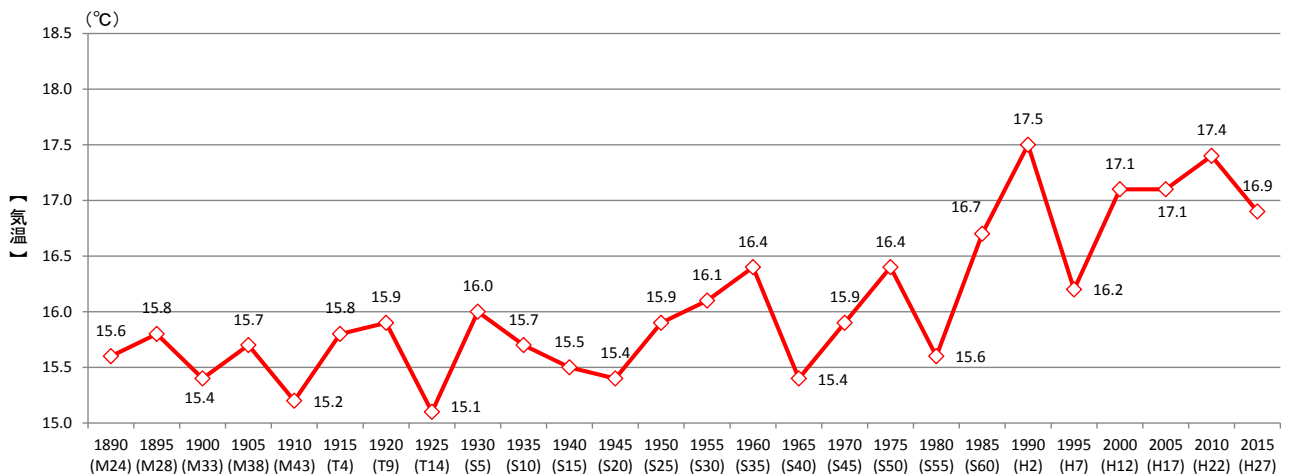


▲ 熊本市の公共交通利用者数

資料）熊本市資料

5) 地球環境負荷の増大

- モータリゼーションの進展は、人々の生活圏の拡大や新しいビジネスの創出など多くのメリットを生み出しました。しかしその一方で、自家用車は公共交通機関と比べて輸送効率が低いため、市街地内における慢性的な渋滞を引き起こすだけでなく、ガソリン等を消費することでCO₂等の温室効果ガスが排出され、地球温暖化の原因の一つとなっています。熊本市の平均気温は、この100年間で約2℃上昇しており、このような状況が続けば、地球温暖化の進行がますます懸念されます。

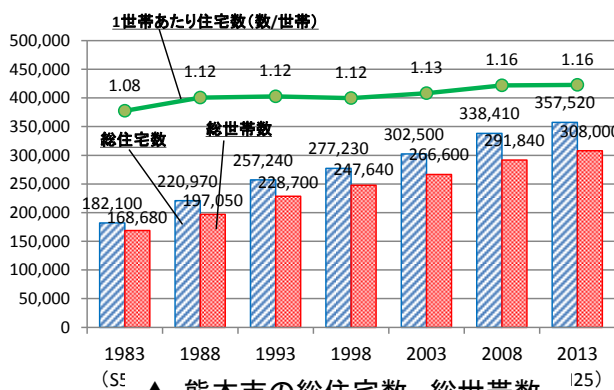


▲ 熊本市の平均気温

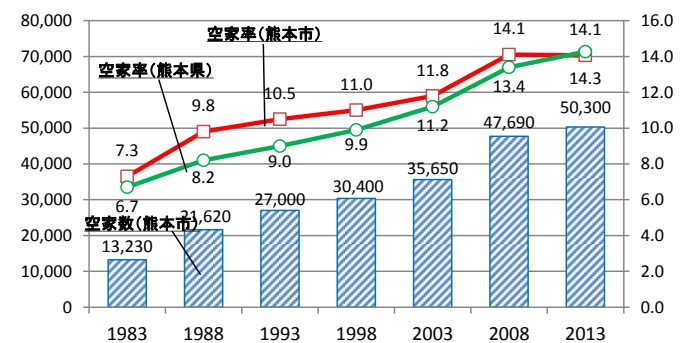
資料) 熊本地方気象台の観測データ

6) 熊本市の住宅に関する動向

- 熊本市では、世帯数を上回って住宅戸数が増えています。新築住宅の供給量の増加もありますが、子供が他地域に転出したあと両親が住み続け、やがて空き家化するケースが増えている影響も大きいようです。一方で、今後は人口減少が見込まれており、こうした空き家の活用や、老朽化した空き家への対策が社会的な課題となっています。
- また、熊本地震の影響により、自力での住まい確保が困難となった被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅等を提供するなど、被災者の恒久的な住まいの確保支援に取り組んでいく必要があります。



▲ 熊本市の総住宅数、総世帯数、1世帯あたり住宅数の推移

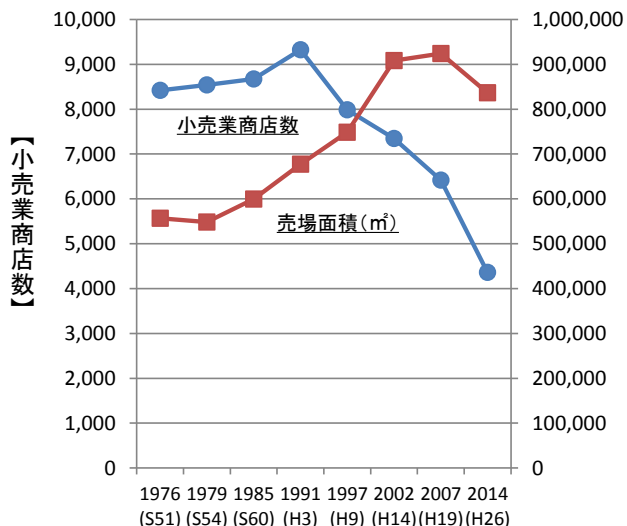


▲ 熊本市の空き家数と空き家率の推移

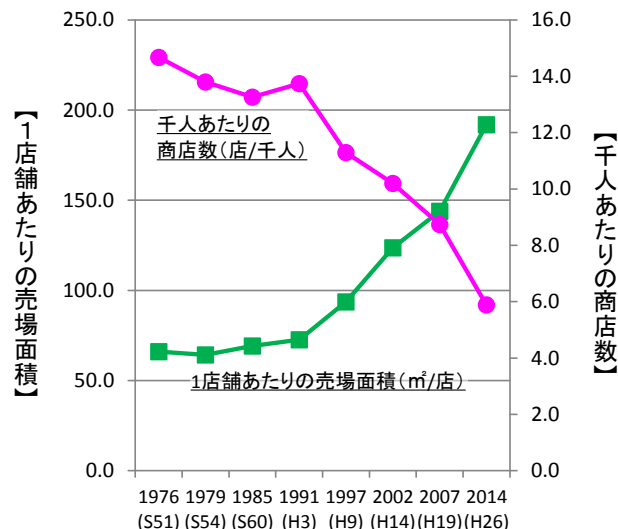
資料) 熊本市第2次住宅マスタープラン、平成24年3月

7) 商店に関する動向

- 小売業店舗数は1976年（昭和51年）以降増加傾向にあったものの、1991年（平成3年）をピークに大きく減少している一方、売場面積は大幅に増加しており、1店舗あたりの売り場面積は大幅に増加、千人あたりの商店数は大幅に減少しています。これは、大型商業施設等が立地する一方、中心市街地や居住地周辺等に立地していた商店街や小規模商店等が減少していることが伺えます。



▲ 熊本市の小売業店舗数と売場面積



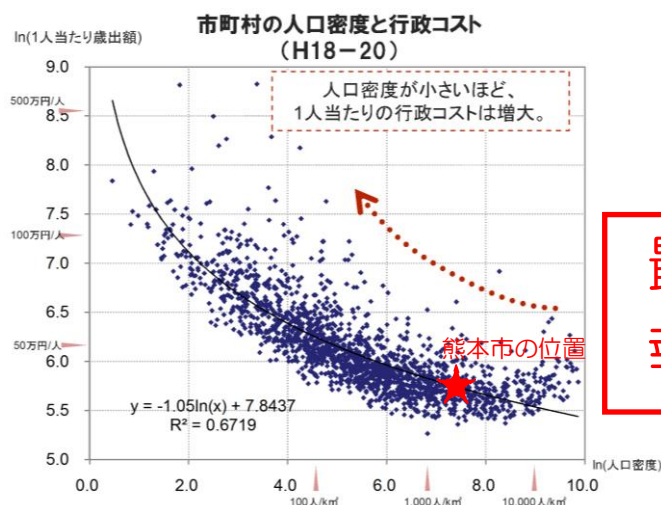
▲ 熊本市の1店舗あたりの売場面積と千人あたりの商店数

資料）商業統計調査

※「千人あたりの商店数」算出に用いた人口データは現熊本市の人口とするため直近の国勢調査結果とした

8) 都市インフラの維持管理費の増大

- 拡大してきた市街地では、道路や下水道といった新たな都市インフラが整備されてきました。しかし今後はそれらを維持管理していかなければなりません。
- 都市インフラを維持管理する際の費用は、人口密度が高い方が効率的かつ経済的ですが、人口密度の低下が想定される地域でもその必要性は変わらないため、今後は費用対効果が低い都市インフラも維持管理していくことになり、厳しい財政運営となります。



▲ 市町村の人口密度と行政コスト

資料）「国土の長期展望」中間とりまとめ、平成23年2月、国土交通省国土審議会政策部会長期展望委員会

2 熊本市の都市づくりにおける問題及び課題

(1) 現状を放置した場合に想定される問題

高度経済成長期における人口増加とモータリゼーションの進展によって市街地が拡散的に拡大してきた都市では、今後、人口が減少し高齢化が進むと予測される中、様々な問題の深刻化が想定されます。

現状を放置した場合に想定される問題

■中心市街地の活力が低下し、都市としての存在感が薄れる可能性があります

《これまでの推移》

- 新幹線の開通や情報化社会の進展に伴う都市間競争の激化
- 官公庁や大手企業の郊外への移転
- 中心市街地の衰退

《想定される将来の動向》

- 中心市街地の魅力・活力の低下
- 中心市街地への勤務者の減少や、まちなか居住者の減少
- 中心市街地の空洞化

《想定される問題》

- 熊本市の顔である中心市街地の活力が低下し、都市としての存在感が低下

■居住地周辺で、日常生活に必要な都市サービスが身近に利用しにくくなる可能性があります

《これまでの推移》

- 人口増加とモータリゼーションの進展に伴う市街地の拡散的拡大
- 商業・医療機能等の都市機能や住宅地の郊外移転
- 居住地周辺の商店街等の衰退

《想定される将来の動向》

- 人口減少、高齢化の進展
- 居住地周辺の商店街や病院等における利用者の低迷
- 居住地周辺の商店街等の魅力・活力の低下

《想定される問題》

- 買い物や医療などの都市サービスを身近に受けられない、いわゆる買い物難民、医療難民などが増加

■公共交通のサービスが維持できなくなり、子供や高齢者などの交通弱者の移動手段が確保できなくなる可能性があります

《これまでの推移》

- 自家用車利用の増加に伴う交通渋滞の増加や公共交通利用者の減少
- 公共交通利用者の減少に伴う運行本数の削減や路線の縮小

《想定される将来の動向》

- 人口減少や公共交通のサービス低下に伴う公共交通利用者の更なる減少
- 公共交通利用者の減少に伴う運行本数の削減や路線の更なる縮小

《想定される問題》

- 公共交通のサービス水準が維持できなくなり、子供や高齢者をはじめとする交通弱者の移動を制約

■税収の伸び悩みが見込まれる中での都市経営コスト増加により、都市サービスが圧迫され都市活力が衰退する可能性があります

《これまでの推移》

- 市街地の拡散的拡大に伴う道路や学校など都市施設の建設費や維持管理費の増大
- 中心市街地などにおける人口減少に伴う都市施設利用効率の低下

《想定される将来の動向》

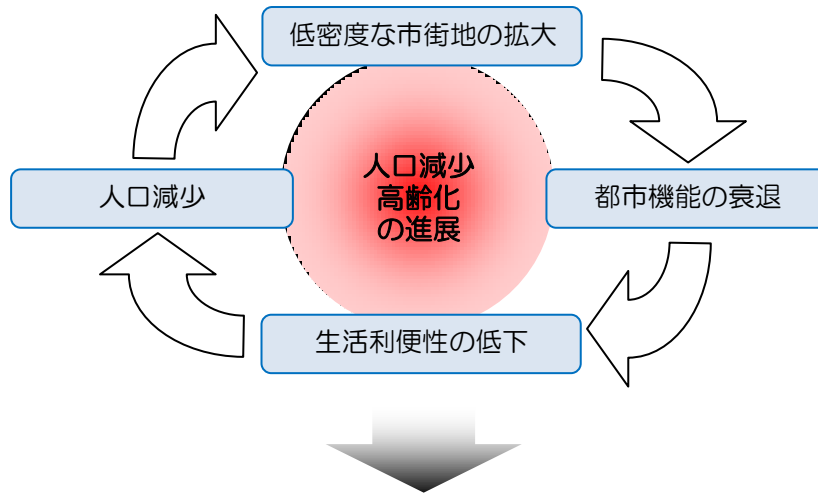
- 人口密度が低い地域が拡がることに伴う下水道などの都市施設整備の費用対効果の低下
- ごみ収集などの都市サービスコストの増加
- 高齢者人口の増加に伴う社会保障費等の増加
- 生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下・税収の伸び悩み

《想定される問題》

- 税収の伸びが期待しにくく、社会保障ニーズの増大が見込まれる中、都市サービスコストの増加が市の財政を圧迫し、魅力ある都市サービスの提供を制約

(2) 都市づくりにおける課題

このように、拡散的に拡大した都市で人口減少や高齢化が進展すると、低密度な市街地が拡大して都市機能が衰退し、生活の利便性が低下することで更に人口減少に陥るといった「負のスパイラル」が助長され、都市活力を維持することが困難になることが懸念されます。



今後、都市経営コストの効率化が必要とされるなかで、従来型の都市づくりを進めていくことには、多くの問題が懸念されます。

中心市街地をはじめ地域拠点等の都市機能の維持活性化が求められるとともに、徒歩や自転車・公共交通等を利用して高齢者をはじめとする交通弱者が円滑に移動できるような、生活利便性の高い都市構造の形成が必要です。

よって、長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、**誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりを目指して方向転換**することが今後の都市づくりにおける課題となります。

3 多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方

(1) 熊本市が目指す多核連携都市づくり

本市は、都市機能が維持・確保された中心市街地や地域拠点をはじめとする、すでに市街地を形成している区域（市街化区域）だけではなく、恵まれた自然環境や全国有数の農業・漁業生産環境を有する、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）なども含めて都市を構成しています。

そのため、熊本市が目指す「多核連携都市」は『恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる』ことを目指しており、都市づくりにおける課題に対応するためのコンパクトで持続可能な都市の形成とともに、恵まれた自然や農業・漁業生産環境の保全も重要な視点となります。

コンパクトで持続可能な都市づくりが求められる中でも、これまでの都市の拡大や宅地開発などにより減少傾向にあった市街地内外の緑地等については、身近に水と緑と触れ合える環境や良好な景観などの保全・回復を積極的に進め、ゆとりある生活環境の形成を促進します。また、郊外部における本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の維持・活性化を図ります。

地域別構想では、全体構想における都市構成の方針を踏まえつつ、今後の都市づくりにおける課題に対応した「多核連携都市」を実現するため、下記に示す2つの具体化に向けた方針を示し、都市のコンパクト化を推進します。

○公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導

○中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保

都市のコンパクト化を図ることで、人口減少・超高齢社会に対応した、市民にとっても利便性が高い、効果的で効率的な都市経営を実現し、長期的にも都市活力が維持できる、持続可能な都市を目指します。

徒歩や自転車、公共交通等を利用して誰もが移動しやすく暮らしやすい居住環境を構築するとともに、市民が日常生活を営む上で欠かさない都市機能を維持・確保することで効率的に日常生活サービスを受けられる都市空間の形成を図ります。

誰もが気軽に歩いて暮らせる都市環境を形成するためには、居住の誘導と都市機能の維持・確保を支える利便性の高い公共交通機能の確保が大前提となることから、公共交通の機能強化や利便性向上など、公共交通ネットワークの充実にも積極的に取り組みます。

また、既存の公共交通の利用ができない、もしくは不便である地域には、地域住民と連携してデマンド方式で運行するコミュニティ交通の導入などにより、地域住民の通院や買い物など日常生活での移動利便性の向上に取り組みます。

○公共交通ネットワークの充実

【熊本市が目指す多核連携都市づくりの全体像】

【将来像】

『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある**多核連携都市**』
～恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、
生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる～

■都市の全体構成

中心市街地や地域拠点などから諸機能が段階的に立地する秩序ある市街地の構成をめざす

(1)都市の領域構成

自然や農業生産基盤と市街地が調和し、機能的な交通軸が適正に配置された都市の領域をめざす

(2)都市の骨格構成(交通軸)

鉄軌道と放射環状のバス路線・幹線道路網による体系的な交通軸の確立をめざす

(3)都市の骨格構成(水と緑の軸)

恵まれた自然を活かし、体系的な水と緑の骨格の保全・確立をめざす

(4)都市の機能配置(中心市街地と地域拠点)

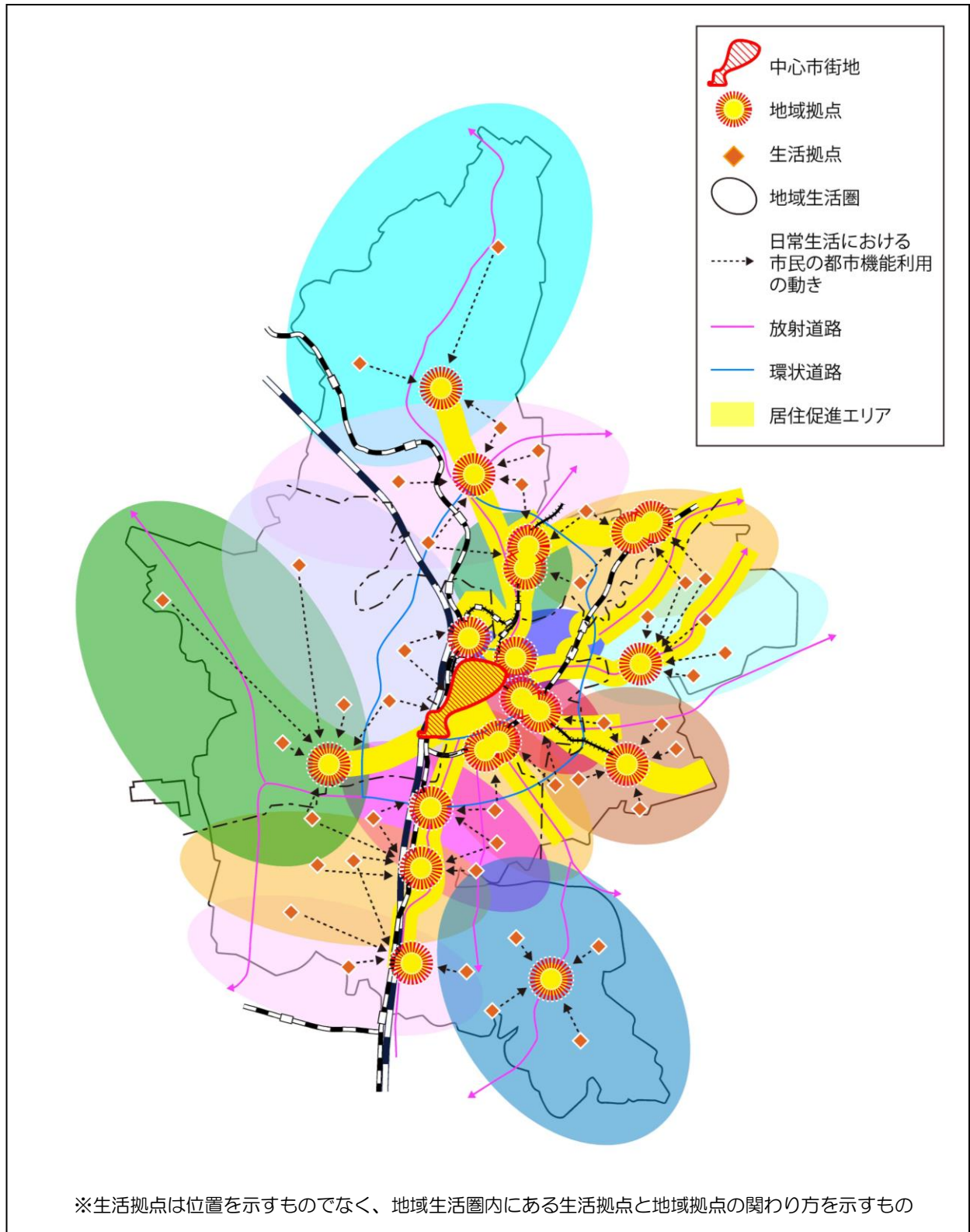
中心市街地と地域拠点における都市機能の維持・確保と、中心市街地における高次都市機能の維持・集積をめざす

【全体構想】

- 公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導
- 中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保
- 公共交通ネットワークの充実

【地域別構想】

熊本市が目指す多核連携都市づくりのイメージ図を次頁に示します。



▲ 熊本市が目指す多核連携都市づくりのイメージ

※中心市街地

中心市街地は、熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha です。（熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）にて示される位置及び区域）

※地域拠点

地域拠点は、地域生活圏において核となる地区（エリア）であり、その位置は全体構想で 15 箇所設定されています。地域別構想では概ねの区域を示します。

※生活拠点

生活拠点は、市民が自ら地域コミュニティの活動を醸成する場であり、その圏域は家族構成やライフスタイルなど、各個人に応じて異なるとともに、数多くの地区が該当すると考えられるため、本構想では示しません。今後、行政や市民等が一体となって生活拠点の形成に努めていく必要があります。

※地域生活圏

地域生活圏は、1 つの地域拠点が受け持つ生活圏域で、その圏域は都市的用地から自然的用地まで大きな拡がりを持っており、複数の地域拠点を利用するような、地域生活圏が重なる地域も想定されます。

《各拠点における機能について》

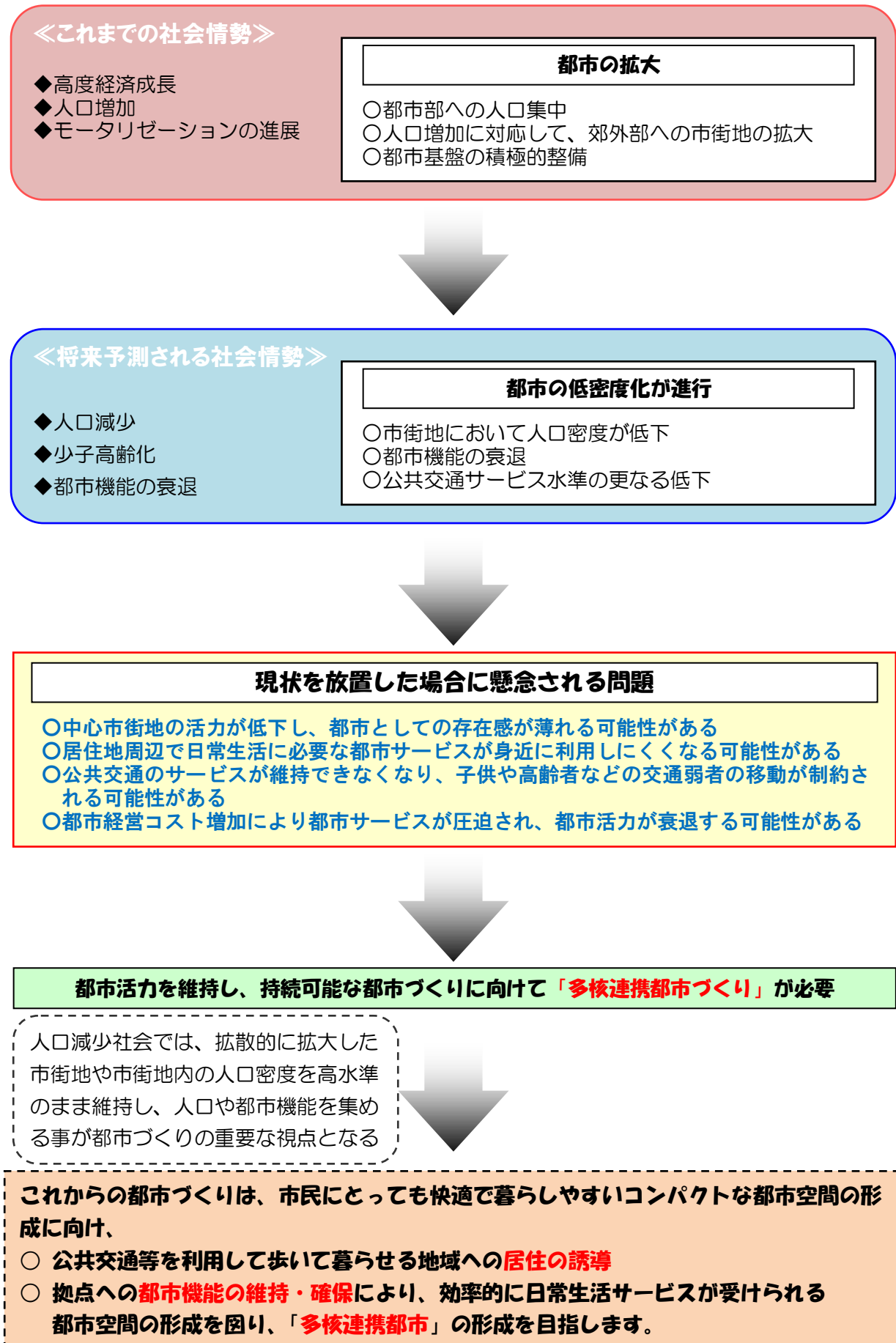
○居住

	中心市街地	地域拠点	生活拠点
居住	これまでに多く立地した都市機能を活かし、商業・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなかへの居住を促進するエリア	建物の共同化等による居住環境の改善など、各種都市機能と調和した居住を誘導するエリア	既存集落や地域コミュニティの維持・活性化により、市民が主体となった居住を促進する場

○都市機能

	中心市街地	地域拠点	生活拠点
都市機能	商業、業務、芸術文化、交流など熊本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展を牽引する高度な都市機能を維持・集積するエリア	商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な都市機能を維持・確保するエリア	個人商店や NPO 法人の活動拠点、公民館、小中学校など、市民等が主体となり地域に密着したサービス活動を行う場

＜多核連携都市づくりに向けた考え方の流れ＞



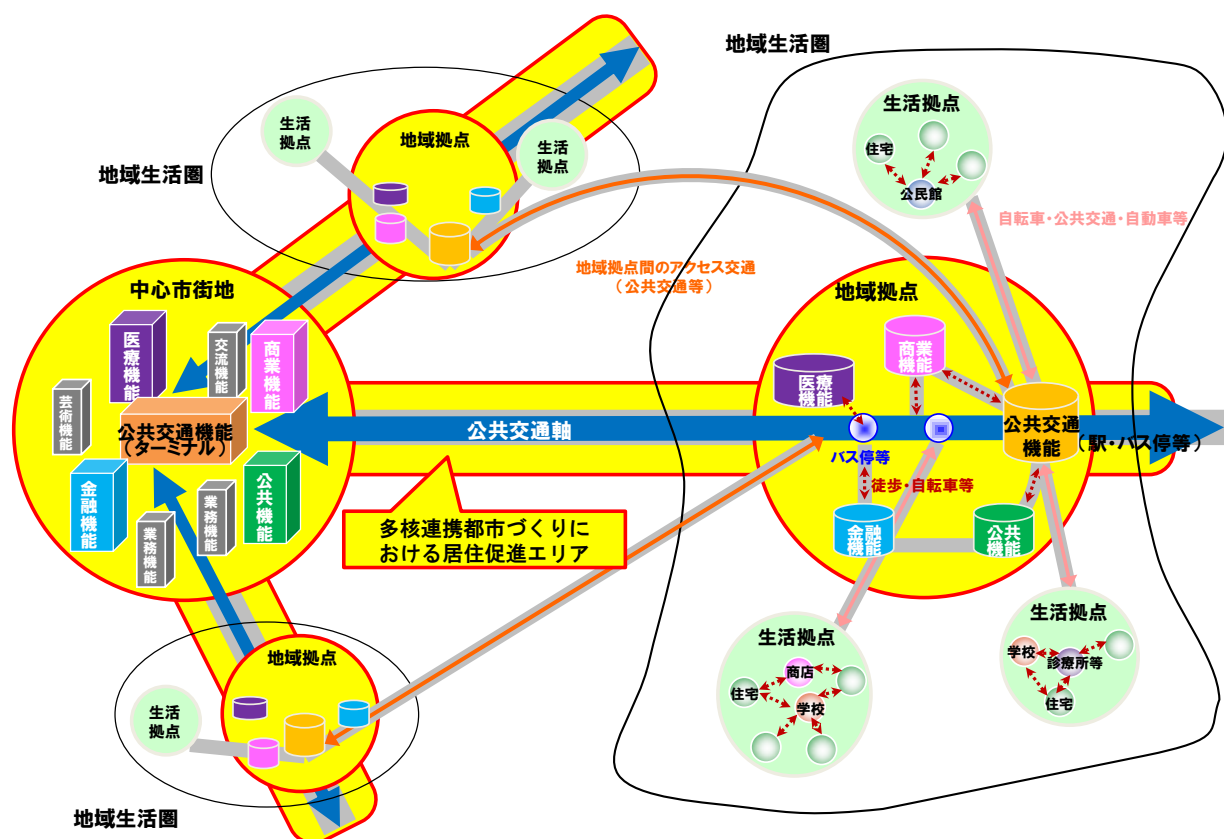
(2) 居住の誘導のメリット

家族構成の変化やライフスタイルの多様化に伴い、市民は生活利便性の高い都市型居住や自然環境豊かな郊外型居住など、様々な居住環境から居住地を選択しています。しかし、今後の社会情勢を考慮すると、地価の安い郊外へ市街地が拡大する場合に比べ、公共交通が利用しやすい地域に居住が誘導されコンパクトな市街地が形成されると下記のようなメリットがあります。

【居住の誘導を図るメリット】

- 公共交通が利用しやすい地域に居住を誘導することで公共交通の維持活性化が促進され、車に頼らなくても移動しやすい都市が形成されます
- 自動車を自由に使えない市民（子供や高齢者などの交通弱者）を含め、幅広い世代が歩いて日常生活を営める生活環境が形成されます
- 行政コストの抑制（例えば、福祉車両やごみ収集車の巡回の効率化など）につながり、行政サービス水準の維持が可能です
- 自動車に依存した生活からの転換を図ることで、低炭素型の都市づくりが促進されます

市民が居住地を選択できる環境を提供しながら、長期的には日常生活の利便性が高い、中心市街地や地域拠点及び公共交通軸沿線へ居住を誘導することが必要です。



▲ 居住促進エリアのイメージ

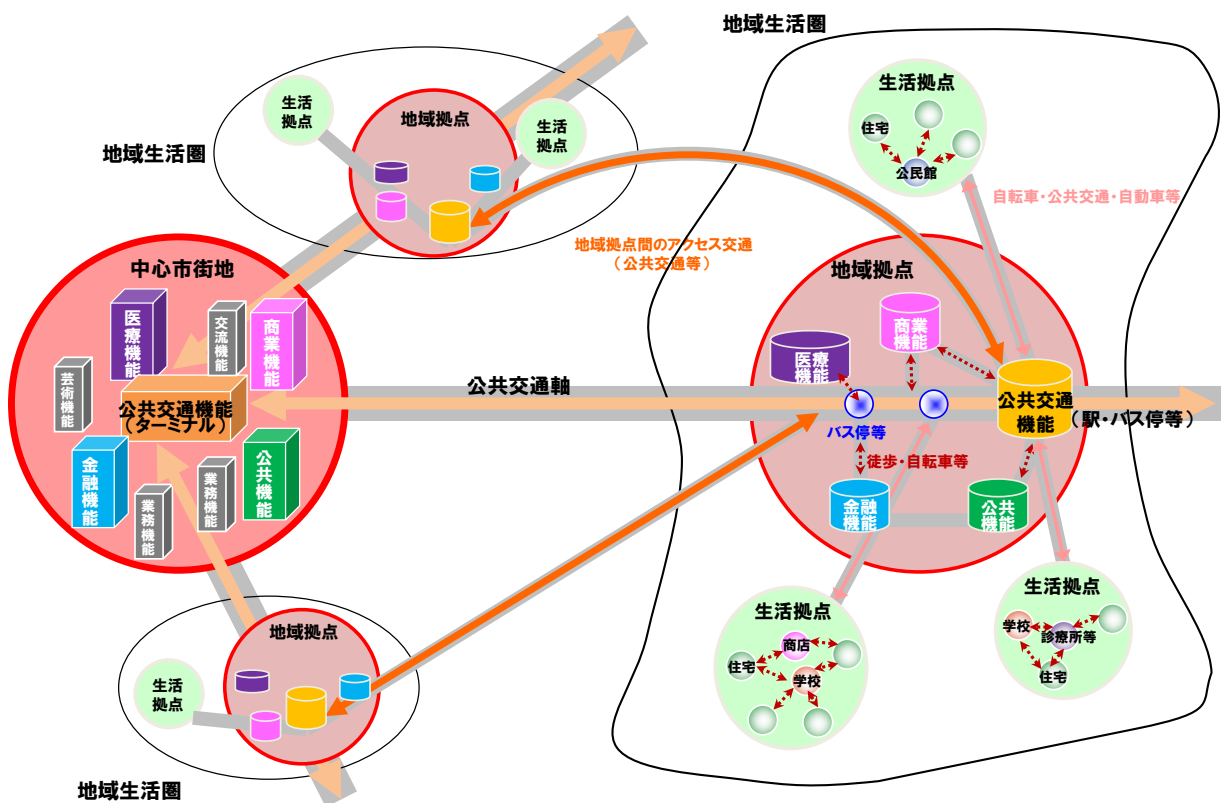
(3) 都市機能の維持・確保のメリット

これまでの、人口増加による市街地の拡大にあわせて、行政施設、商業施設、医療施設などの都市機能は、居住地の近く（郊外部）にも整備されてきました。しかし、今後の社会情勢を考慮すると、都市機能が点在立地する場合に比べ、都市機能がまとまって立地し、歩行者の回遊性にも考慮した明確な拠点を形成することは、下記のようなメリットがあります。

【都市機能の維持・確保を図るメリット】

- 都市機能が維持・確保された地域拠点では、幅広い世代が様々なサービスを便利に受けることができ、生活の利便性が向上します
- 様々な都市機能がまとまって立地することにより、生活利便性が高まることで、都市機能の利用者の増加に繋がり都市の活力向上に繋がります
- 中心市街地と地域拠点は、高いサービス水準の公共交通で連絡することにより、利便性の高い都市空間が実現できます

生活利便性の高い多核連携都市を形成するため、中心市街地や地域拠点に都市機能の維持・確保を図ることが必要です。



▲ 地域拠点のイメージ

4 居住促進エリアの設定と現状

(1) 居住促進エリアの設定

以下の方針に基づき、公共交通の利便性が高い地域として居住促進エリアを設定します。

1) 中心市街地及び地域拠点

中心市街地及び地域拠点は、多様な都市機能（施設）の維持・確保を目指すとともに、歩行者等に対して良好な環境を提供する生活利便性が高い地域のため、居住の誘導を図ります。

○中心市街地 →約 415ha

○地域拠点 →概ね 800m圏※

※市街化区域内を基本とし、工業地域及び工業専用地域は除き、地形・地物を考慮する

※地域拠点エリアについては「3. 地域拠点エリアの設定と現況」参照。

2) 公共交通軸沿線

下記のとおり居住の誘導を図る公共交通軸を設定します。設定にあたっては、公共交通が持つ性質や特性を考慮し、利便性が高くて利用しやすい公共交通を設定しました。

○全ての鉄軌道（JR、市電、熊本電鉄）

→輸送力、速達性、定時性、広域性に優れた公共交通

○運行本数 75 本/日以上※のバス路線

（熊本市公共交通グランドデザインにおける幹線バス路線※は含むものとする）

→運行頻度が高い公共交通

※運行本数 75 本/日とは、ピーク時 6 本/h、オフピーク時 4 本/h の試算に基づく。

（運行時間帯 6～22 時台、片側方面のみ）

※幹線バス路線とは、中心市街地と地域拠点を結ぶ「基幹公共交通軸」の 1 つであり、輸送力、速達性、定時性に優れたバス路線。

また、上記で設定した公共交通軸を利用しやすい地域として、既存のアンケート調査等から、下記のとおり居住促進エリアを設定します。

○鉄道駅・市電電停 ⇒ 概ね半径 500m 圏

○バス停 ⇒ 概ね半径 300m 圏

※市街化区域内を基本とし、工業地域及び工業専用地域は除き、地形・地物を考慮する

※エリア設定の詳細については「資料編」参照

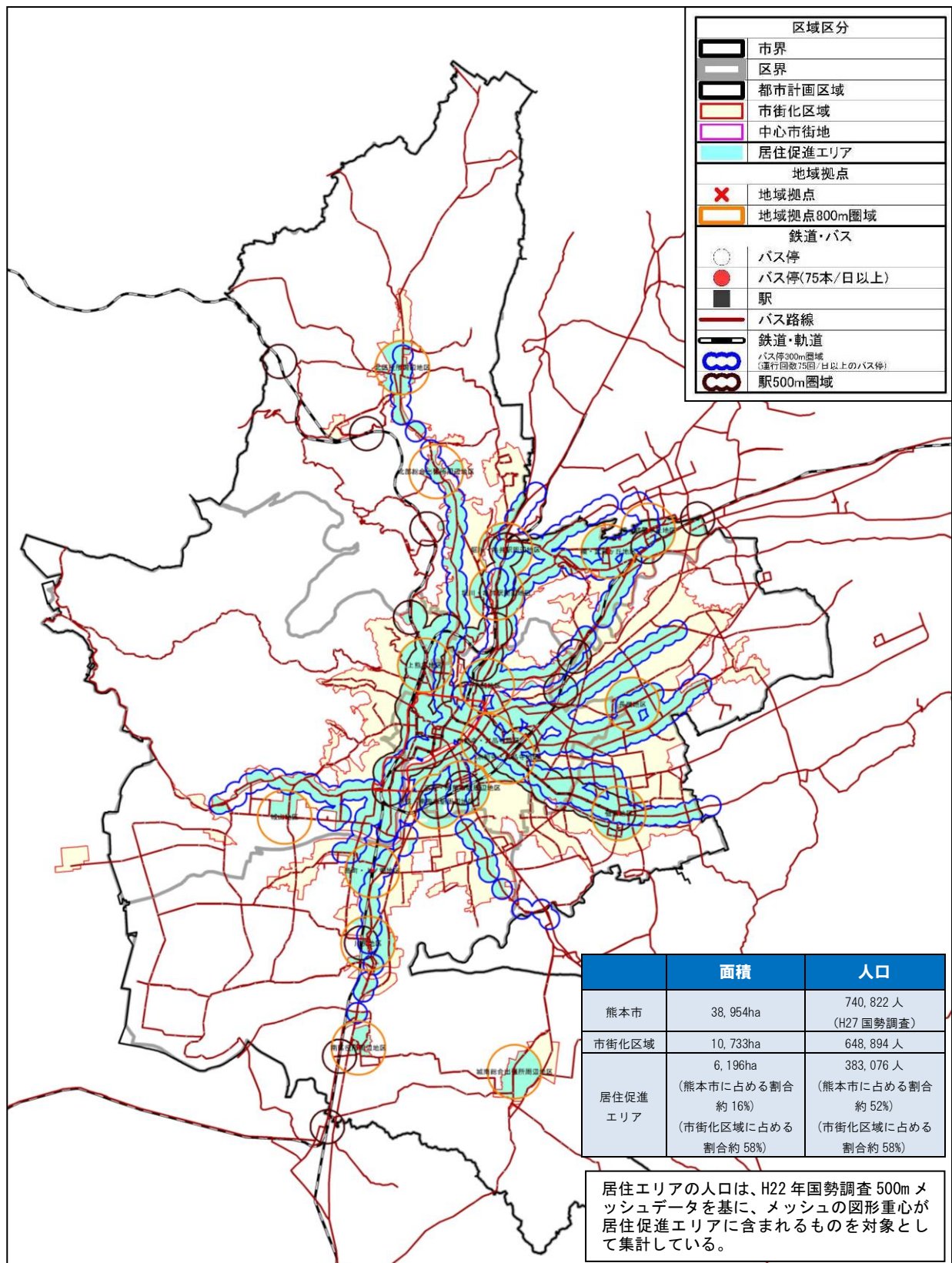
バス路線に関しては、社会経済情勢の変化に伴い、将来的にバス路線網やサービス水準が変化する可能性があることから、適宜見直すものとします。例えば、概ね 10 年後の公共交通の姿を示した『熊本市公共交通グランドデザイン』における幹線バス路線との整合や『都市交通マスタープラン』との整合が考えられます。

また、居住を誘導する区域として、災害の恐れがある区域などは除く必要があることから、土砂災害警戒区域や、宅地造成工事規制区域、河川激甚災害対策特別緊急事業区域などは除くこととします。

(2) 居住促進エリアの現状

1) 対象エリア図

居住促進エリアを現状の公共交通サービス水準により図化しました。面積は市域全体の16%で、市街化区域の約6割の面積を占める状況です。また、人口は熊本市の約半分が集積している状況です。



▲ 居住促進エリア対象図

5 地域拠点のエリア設定と現状

(1) 地域拠点エリアの設定

全体構想にて示された 15 の地域拠点の区域を設置するにあたり、以下の方針に基づきエリアを設定しました。

1) 検討地点（中心ポイント）の設定

日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となるポイントである鉄軌道駅やバス停に検討地点（中心ポイント）を設定しました。

▼ 地域拠点位置図



NO	地域拠点	検討地点
①	北区役所周辺地区	植木三丁目バス停
②	北部総合出張所周辺地区	北部総合出張所前バス停
③	楠・武蔵ヶ丘周辺地区	楠田バス停・武蔵ヶ丘中央バス停
④	堀川・亀井駅周辺地区	熊本電鉄堀川駅・亀井駅
⑤	子飼地区	子飼橋バス停
⑥	長嶺地区	日赤病院前バス停
⑦	区	JR新水前寺駅・交通局前電停
⑧	健軍町	健軍町電停
⑨	辺地区	JR平成駅・南熊本駅
⑩		JR新駅(仮)
⑪	南区役所周辺地区	南区役所バス停
⑫	城南総合出張所周辺地区	城南総合出張所バス停
⑬	川尻地区	川尻駅前バス停
⑭	城山地区	下代入口バス停
⑮	上熊本地区	JR上熊本駅

③④⑦⑨は2地区が一体となった地域拠点

2) 検討範囲（エリア）の設定

日常生活を営むにあたり、その生活圏を一般的な歩行速度（約 80m/分）から、以下のように徒歩圏を想定し、エリアを設定しました。

検討地点（中心ポイント）から、
 概ね半径 800m 圏：概ね徒歩 10 分圏で、徒歩及び自転車を主な交通手段とするエリア
 ※市街化区域内を基本とし、工業地域及び工業専用地域は除き、地形・地物を考慮する

※詳細については「資料編」参照

(2) 地域拠点エリアの現状

1) 都市機能の考え方

【地域拠点に求められる都市機能の考え方】

地域拠点は地域生活圏の生活を支えるため、一定以上の都市機能の立地が必要なことから、地域拠点に求められる都市機能を下記のとおり選定し現況を整理しました。

【地域拠点に求められる都市機能】

地域拠点に求められる都市機能

公共機能 住民票などの関係証明書が入手可能な行政サービス施設（区役所、まちづくりセンター等）

商業機能 生鮮食料を取り扱う、延床面積 1,000 m²以上の商業施設又は商店街等

金融機能 郵便局及び地方銀行等

医療機能 日常的な医療（病院・一般診療所・歯科診療所 ※）

公共交通機能 鉄軌道駅及び利便性の高いバス停

※ 本構想での医療機能は主に「かかりつけ医」が担う日常的な医療を対象とします。以下、地域拠点における医療機能は、次の4つの診療科目とします。「内科、外科（又は整形外科）、小児科及び歯科」
なお、本市の医療体制は「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」など、医療ニーズに合わせた医療機能の機能分化と連携が進んでおり、充実した医療体制となっています。（熊本・上益城地域保健医療計画参照）

上記の「地域拠点に求められる都市機能」のほか、高齢者等への福祉施設や子育て世代に必要な保育施設、その他、図書館・体育施設・公園・コミュニティセンターなど、幅広い世代が必要とする様々な都市機能（日常生活サービス機能）も地域拠点に求められるべき都市機能です。今回の地域拠点の現況整理あたっては、日常生活に最低限必要であると考えられる都市機能について整理を行いました。

2章 多核連携都市づくりに向けた基本方針

各地域拠点における都市機能の立地状況等は下記のとおりです。

No	地域拠点	地域拠点 の人口	地域拠点 の面積	地域拠点 の人口密度	都市機能の立地状況			
					公共	商業	金融	医療
①	植木 地区	約 4,300 人 【約 13%】※	約 123ha	約 35.2 人/ha	1施設 (○)	6施設 (○)	4施設 (○)	17施設 (4/4)
②	北部 地区	約 2,400 人 【約 14%】※	約 64ha	約 37.2 人/ha	1施設 (○)	- (×)	2施設 ○	8施設 (4/4)
③	楠・武蔵ヶ丘 地区	約 21,100 人 【約 40%】※	約 297ha	約 71.0 人/ha	1施設 (○)	6施設 (○)	7施設 (○)	32施設 (4/4)
④	八景水谷・清水亀井 地区	約 18,500 人 【約 42%】※	約 327ha	約 56.5 人/ha	1施設 (○)	7施設 (○)	6施設 (○)	27施設 (4/4)
⑤	子飼地区	約 16,600 人 【約 53%】※	約 185ha	約 89.9 人/ha	- (×)	2施設	10施設	36施設 (4)
⑥	長嶺地区	約 17,300 人 【約 14%】※	約 200ha	約 86.6 人/ha	- (×)	最新の 情報に 修正		施設 (4)
⑦	水前寺・九品寺 地区	約 31,700 人 【約 40%】※	約 310ha	約 102.4 人/ha	1施設 (○)			施設 (4)
⑧	健軍地区	約 17,200 人 【約 26%】※	約 201ha	約 85.7 人/ha	1施設 (○)		1施設 (○)	8施設 (○)
⑨	平成・南熊本 地区	約 23,800 人 【約 29%】※	約 308ha	約 77.1 人/ha	- (×)	11施設 (○)	10施設 (○)	40施設 (4/4)
⑩	刈草 地区	約 9,600 人 【約 29%】※	約 153ha	約 62.8 人/ha	- (×)	2施設 (○)	4施設 (○)	9施設 (3/4)
⑪	富合 地区	約 800 人 【約 4%】※	約 49ha	約 17.1 人/ha	1施設 (○)	- (×)	1施設 (○)	5施設 (3/4)
⑫	城南 地区	約 3,500 人 【約 16%】※	約 124ha	約 28.1 人/ha	1施設 (○)	2施設 (○)	2施設 (○)	9施設 (4/4)
⑬	川尻地区	約 7,200 人 【約 27%】※	約 139ha	約 52.1 人/ha	1施設 (○)	4施設 (○)	4施設 (○)	11施設 (4/4)
⑭	城山地区	約 3,300 人 【約 8%】※	約 53ha	約 63.1 人/ha	1施設 (○)	2施設 (○)	2施設 (○)	8施設 (4/4)
⑮	上熊本地区	約 12,500 人 【約 21%】※	約 201ha	約 62.1 人/ha	1施設 (○)	3施設 (○)	9施設 (○)	18施設 (4/4)

※人口は、平成 27 年度国勢調査基本単位区を基に、基本単位区の図形重心が検討エリアに含まれるものを対象として集計

※【 】内は地域生活圏に対する地域拠点内の市街化区域人口の割合

都市機能の立地状況		中心市街地及び隣接地域拠点へのアクセス性				
備考欄（コメント）	バス停	駅	電停	中心ポイント の運行本数	方面別系統数	
各種都市機能が多く立地している。	12 箇所	-	-	181 本/日	中心市街地方面4 系統 山鹿方面 6 系統 玉名方面 1 系統 など	
公共及び金融機能は立地しているが、商業機能の 立地は無い。	5 箇所	-	最新の情報 に修正		方面3 系統 方面 2 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	33 箇所	1 駅			方面12 系統 方面 13 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	22 箇所	3 駅			- 日 バス 312 本/日	中心市街地方面 合志市方面
公共機能を除き各種都市機能が多く立地してい る。	24 箇所	2 駅	-	527 本/日	中心市街地方面 7 系統 菊陽方面 12 系統	
公共機能を除き各種都市機能が多く立地してい る。	19 箇所	-	-	365 本/日	中心市街地方面 11 系統 菊陽方面 7 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	33 箇所	2 駅	7 電停	JR110本/日 市電430本/日	JR：中心市街地(熊本駅) 市電：中心市街地及び健軍方面	
各種都市機能が多く立地している。	30 箇所	-	3 電停	市電 224 本/日 バス 153 本/日	中心市街地方面	
公共機能を除き各種都市機能が多く立地してい る。	27 箇所	2 駅	-	JR214 本/日	中心市街地方面 健軍方面	
公共機能の立地がみられず、医療機能に関しても 4 科目中 3 科目の立地となっている。	17 箇所	1 駅	-	JR218本/日 (川尻駅を参考)	中心市街地方面 川尻方面	
公共機能は立地しているが、商業機能の立地は無 く、金融機能や医療機能の立地も少ない。医療機 能は 4 科目中 3 科目の立地となっている。	6 箇所	1 駅	-	4 本/日	中心市街地方面 1 系統	
各種都市機能が多く立地している。	8 箇所	-	-	68 本/日	中心市街地方面 3 系統 南区役所方面 4 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	19 箇所	1 駅	-	JR126本/日 バス 159 本/日	中心市街地方面 7 系統 南区役所方面 1 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	10 箇所	-	-	66 本/日	中心市街地方面 3 系統 など	
各種都市機能が多く立地している。	18 箇所	3 駅	3 電停	JR83 本/日 市電88 本/日 熊電31 本/日	中心市街地方面 川尻方面 健軍方面	

※公共機能は、住民票などの関係証明書が入手可能な行政サービス施設の施設数となっている。
 ※商業機能は、生鮮食料を取り扱う延床面積 1,000㎡以上の商業施設の施設数となっている。
 ※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数となっている。
 ※医療機能は、「病院・一般診療所・歯科診療所」を合せた施設数となっており、(○/4)は4診療科目のうち○科目が立地していることを示す。

6 多核連携都市づくりに向けた方針

(1) 居住の誘導に向けた方針

居住促進エリアへ居住を誘導するため、エリア内居住への支援施策やバス路線網の再編・乗換拠点の整備による公共交通のサービス水準の更なる向上等に積極的に取組むとともに、歩行空間や自転車走行空間、その他公共空地の整備に努め、子供から子育て世代、高齢者といった幅広い世代が居心地の良い空間を創出します。

- ・居住促進エリアへ居住を誘導するため、エリア内居住の支援施策や良好な市街地の形成等に取り組めます。
- ・居住促進エリアにおける円滑な移動手段を維持活性化するため、公共交通サービス水準の維持・向上に取り組めます。

(2) 都市機能の維持・確保に向けた方針

中心市街地や地域拠点への都市機能を維持・確保するとともに、誰もが歩いて回遊したくなる拠点形成を促進します。

- ・各地域拠点の特性、個性を活かしながら、都市機能（公共・商業・金融・医療）の維持・確保を図り、地域拠点に行けば暮らしに必要なサービスが享受できる核となるエリアを作ります。
- ・各地域拠点が受け持つ地域生活圏内の多くの人々が利用する中心的な役割を持つバス停・電停・駅の機能向上を図ります。

これらの施策を実施する際には、地域の特性や都市計画における規制の趣旨などを十分に踏まえつつ、既存施設や周辺の自然環境にも見合った適切な施策となるよう十分配慮します。

また、高齢者等への福祉施設や子育て世代に必要な保育施設、医療施設、その他、図書館・体育施設・公園・コミュニティセンターなど、幅広い世代が必要とする様々な都市機能の地域拠点内の維持・確保に積極的に取り組めます。

地域拠点や生活拠点を含む既存の住宅地においては、民間事業者やNPO法人等による、地域コミュニティ活性化ビジネスとして、例えば、空き地や空き家の利活用事業などを積極的に促進し、良好な居住環境の維持に努めます。

なお、コンパクトな都市形成を進める一方で、既存の公共交通の利用ができない、もしくは不便である地域には、地域住民と連携してデマンド方式で運行するコミュニティ交通導入の検討や、民間事業者による移動販売などを促し、日常生活サービス水準の維持活性化に努めます。

地域拠点における都市機能（公共・商業・金融・医療）及び公共交通機能の確保に向けた方針を次表に示します。

【都市機能の方針】

	「維持」・「向上」を図る場合	「連携」・「確保」を図る場合
公共機能	○求められる都市機能が地域拠点内に既に立地している場合、現状の都市機能の「維持」・「向上」を促進します。 ○地域拠点内での都市機能の衰退・撤退等への対策を促し、都市機能を「維持」するとともに、各地域拠点の特徴を踏まえ、更新や新設による、更なる都市機能の「向上」を促進します。	○公共機能が地域拠点内に立地していない場合、公共機能を有する中心市街地又は隣接地域拠点等と「連携」することで必要機能を確保します。 ○既存の公共施設に更新(建替え等)が見込まれる場合、公共機能が立地していない地域拠点への再配置など、中長期的には「確保」の可能性を検討します。
商業機能		○求められる都市機能が地域拠点内に立地していない場合、その都市機能を有する中心市街地又は隣接地域拠点等と「連携」することで必要機能を確保します。
金融機能		
医療機能		○これらの都市機能は、日常生活に最低限必要であるため、中長期的には「確保」の可能性を検討します。 ○「かかりつけ医」が担う日常的な医療機能が地域拠点内に立地していない場合、医療機能を有する中心市街地又は隣接地域拠点等と「連携」することで必要機能を確保します。 ○医療施設への外来受診においては日常的な医療を効率的に受けられる拠点形成が必要であるため、中長期的には「確保」の可能性を検討します。

※都市機能が不足する地域拠点を補完することになる「連携」先の中心市街地又は地域拠点は、一つの地域生活圏のみでなく、複数の地域生活圏が必要とする都市機能を有しているため、更なる都市機能の向上が必要となります。

※熊本県保健医療計画において、病院の病床及び診療所の病床の適正な配置を図ることを目的とした圏域毎の基準病床数が定められており、基準病床数を超えた医療機能の確保はできません。

公共交通機能	中心市街地や隣接地域拠点等との「連携」においては、公共交通機能の確保が前提となるため、公共交通機能の維持・向上に努めます。 ○中心市街地と地域拠点、又は地域拠点間相互における公共交通の連携を強化し、公共交通ネットワークの充実や利便性向上を図ります。 ○地域拠点内に立地する鉄軌道駅及びバス停等の利用環境を向上させ、公共交通の利用促進を図ります。 ○鉄軌道駅やバス停等において自転車との結節機能を強化することで、公共交通等の利用促進を図ります。
--------	--

都市機能については、地域拠点内に既に都市機能が立地している場合「維持」・「向上」、立地していない場合「連携」・「確保」を図ります。なお、本構想での「連携」は、公共交通での移動の観点から整理しており、ある地域拠点で不足する都市機能をどこが地域拠点が補うことになるのか(拠点相互の連携)を示します。また、「確保」は、公共交通を利用して誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりを考慮した場合、将来的には地域拠点内に様々な都市機能が立地することが望ましいという観点から、中長期的な方針を示しています。

【各地域拠点の都市機能及び公共交通等による拠点空間形成に関する方針】

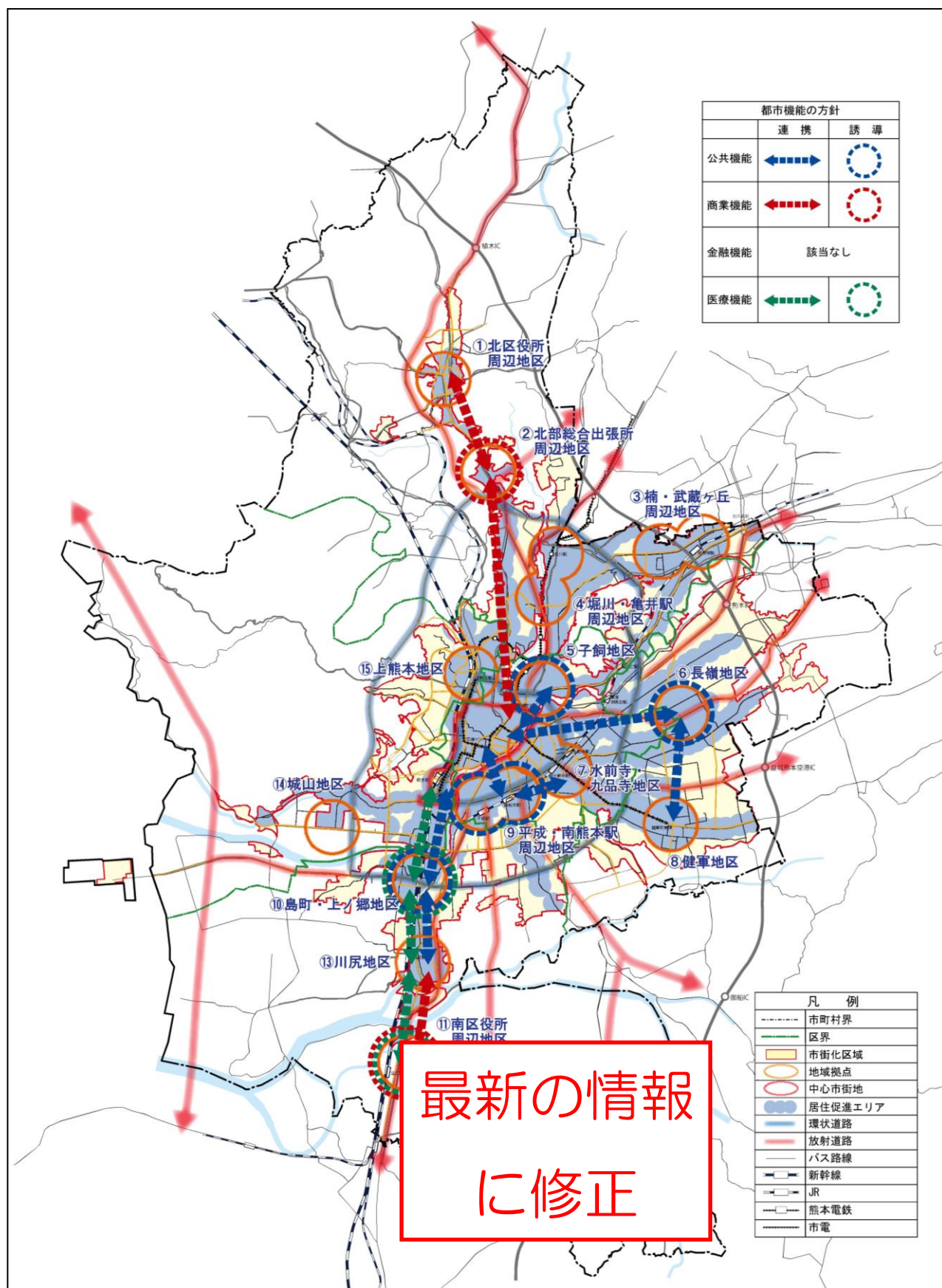
No	地域拠点	都市機能について
		都市機能の方針
①	植木地区	●北区の行政・コミュニティの中心地として、今後とも現状の都市機能の「維持」・「向上」を促進します。 ●北部地区と商業機能が連携関係にあるため、更なる機能の「向上」を促進します。
②	北部地区	●今後の道路整備にあわせ広域的交通の要衝として、商業機能など新たな都市機能の確保を促進します。当面は中心市街地もしくは植木地区との「連携」により商業機能を確保します。 ●中長期的に商業機能の「確保」の可能性を検討します。
③	楠・武蔵ヶ丘地区	●各種都市機能が多く立地し、居住環境も充実していることから、今後とも良好な住宅市街地となるよう既存の都市機能の「維持」・「向上」を促進します
④	八景水谷・清水亀井地区	●国道3号など幹線道路沿線の都市機能は「維持」しつつ、鉄道駅周辺においては、低未利用地等を有効活用した都市機能の更なる「向上」を促進します。
⑤	子飼地区	●商業、金融機能のほか学術研究施設も多く、生活利便性も高いことから、今後も都市機能を「維持」しつつ、幹線道路の整備と一体となった更なる都市機能の「確保」を促進します。公共機能は中心市街地との「連携」により確保します。 ●将来的に公共機能の民間サービスを活用した「確保」の可能性を検討します。
⑥	長嶺地区	●人口集積が特に多いことから、既存の都市機能を「維持」します。公共機能については中心市街地もしくは健軍地区、託麻まちづくりセンターとの「連携」により確保します。 ●人口集積に見合った都市サービスを提供するため、将来的に民間サービスを活用した公共機能をはじめとする更なる都市機能の「確保」の可能性を検討します。
⑦	水前寺・九品寺地区	●中心市街地との近接性や交通結節点としての特性を活かし、既に立地している高次都市機能の「維持」・「向上」を促進します。 ●平成・南熊本駅周辺地区と公共機能が連携関係にあるため、更なる機能の「向上」を促進します。
⑧	健軍地区	●東区の行政・コミュニティの中心地として、現状の都市機能を「維持」しつつ、地域住民や商店街、行政が一体となり、健軍商店街の活性化など、更なる機能の「向上」を促進します。 ●長嶺地区と公共機能が連携関係にあるため、更なる機能の「向上」を促進します。
⑨	平成・南熊本地区	●市全体の都市活力を担う工業・流通機能との共存を図りつつ、既存の都市機能を「維持」します。 ●公共機能については中心市街地もしくは水前寺・九品寺地区との「連携」により確保します。 ●将来的に民間サービスを活用した公共機能や医療機能の「確保」の可能性を検討します。
⑩	刈草地区	●商業、金融などの既存の機能を「維持」しつつ、公共機能・医療機能については、中心市街地もしくは川尻地区との「連携」により確保します。 ●将来的に民間サービスを活用した公共機能の「確保」の可能性を検討します。
⑪	富合地区	●土地区画整理事業にあわせて商業機能の「確保」を促進します。当面は川尻地区との「連携」することで商業機能・医療機能を確保します。 ●中長期的に商業機能・医療機能の「確保」の可能性を検討します。
⑫	城南地区	●城南地区を担う都市サービスを提供する拠点として、公共機能のほか、商業、金融機能の立地を「維持」します。
⑬	川尻地区	●各種都市機能が多く立地する本拠点は、金融、商業などの既存の都市機能の「維持・向上」を促進します。 ●刈草地区と公共機能・医療機能及び富合地区と商業機能・医療機能が連携関係にあるため、更なる機能の「向上」を促進します。
⑭	城山地区	●周辺の多くが市街化調整区域であることから、現状の都市機能は「維持」しつつ、住民ニーズや民間事業者の意向等を踏まえ、必要に応じて更なる都市機能「確保」の可能性を検討します。
⑮	上熊本地区	●周辺に多く立地している都市機能は「維持」しつつ、上熊本駅前では交通結節点の再整備に併せ、更なる都市機能の「確保」の可能性を検討します。

「維持・向上」	「連携」 「確保」	公共交通等による拠点空間形成の方針	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●居住地と地域拠点を結ぶコミュニティ交通と、基幹公共交通となる路線バスの利便性向上を図ります。	
公共 金融 医療(4/4)	商業 (①地区)	●現在事業中の土地区画整理事業により良好な市街地の形成を図ります。	
	商業	●福岡・久留米方面からの玄関口であり、北区の地域情報発信機能の充実を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●居住地と地域拠点を結ぶ生活路線や、基幹公共交通軸を走る路線バスの利便性機能の向上を図ります。	
		●地域生活の利便性を高めるため、公共交通による連携を強化するとともに、歩行者、自転車が安心して移動できる拠点の形成を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●JRと路線バス、路線バス相互の交通結節機能の強化を図り、更なる公共交通の利便性向上を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●植木方面、楠方面、合志市方面の交通分岐点となるため、駅等における更なる公共交通の利便性向上を図ります。	
		●鉄道・河川・道路により市街地が分断されていることから、徒歩や自転車により国道と鉄道駅とのアクセスの確保を図り、安心して移動できる拠点の形成を図ります。	
商業 金融 医療(4/4)	公共 (中心市街地)	●路線バス相互の交通結節点であり、公共交通の利便性が高く、中心市街地へのアクセスも良いことから、公共交通の更なる利便性向上を図ります。	
	公共	●歩行空間や自転車走行空間の創出を図るとともに、狭隘道路が多い市街地や老朽化した住宅が密集している地域を抱えており、安全で安心して移動できる交通環境の改善を図ります。	
商業 金融 医療(4/4)	公共(⑧地区、 中心市街地)	●中心市街地へ向かう公共交通については、定時性や速達性の向上など、バス軸の強化に取り組み公共交通利便性の向上を図ります。	
	公共	●公共交通の利便性向上にあわせ、歩行者・自転車が回遊しやすい拠点づくりを進めます。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●JR・市電・路線バスが結節し、公共交通の利便性が非常に高い地域拠点であるため、広域都市圏からの利用促進にも繋がるよう、更なる利便性の向上を図ります。	
		●水と緑豊かな水前寺公園などの観光資源を活かし、熊本城と連携した観光地としてふさわしい歩行者・自転車に優しい回遊空間の形成を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●健軍町電停は市電の起終点で、路線バスとの交通結節点となっていることから、交通アクセスの拠点として公共交通の更なる利便性向上を図ります。	
		●拠点内でゆっくり過ごせる環境や歩行者・自転車が回遊しやすい拠点づくりを進めます。	
商業 金融 医療(4/4)	公共(⑦地区、 中心市街地)	●2つのJR駅を活用し更なる公共交通の利便性向上を図ります。	
	公共	●地域生活圏内の人口が多く、JR2駅を有する公共交通の拠点性を活かして、鉄道や自転車が利用しやすい拠点形成を図ります。	
商業 金融 医療(3/4)	公共・医療(⑬地区、 中心市街地)	●JR西熊本駅を活用し、更なる公共交通の利便性向上を図ります。	
	公共・医療	●交通結節機能を高めるとともに、歩行環境を向上させることで、拠点内の円滑な移動環境の形成を図ります。	
公共 金融 医療(3/4)	商業・医療 (⑬地区)	●JR 富合駅を活用し公共交通の利便性を高めることで、中心市街地や他の地域拠点へのアクセス性向上を図ります。	
	商業・医療	●土地区画整理事業にあわせた歩行空間、自転車走行空間の形成を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●富合地区や近接町との連携を考慮しつつ、新たな公共交通ネットワークの形成を促進し、利便性向上を図ります。	
		●各種都市機能の連携を意識した拠点空間の形成を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●川尻駅の活用とともに、路線バスによる地域生活圏内の公共交通ネットワークの充実を図り、地域拠点の更なる活性化を図ります。	
		●駅やバス停において駐輪場や待合所を整備・充実させることにより、徒歩や自転車での移動環境の向上を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●西区役所と中心市街地を結ぶ公共交通の利便性向上を図ります。	
		●周辺の優良な農業生産環境や城山公園における憩いの空間整備により、自然環境と調和した拠点形成を図ります。	
公共 商業 金融 医療(4/4)		●中心市街地と都市圏北部を結ぶ重要な交通結節点として、広域利用が更に促進されるよう公共交通の利便性向上を図ります。	
		●徒歩や自転車による移動環境の向上を図るとともに、都市機能立地や交通結節点整備にあわせ、全ての世代が利用しやすい拠点空間の創出を図ります。	

※医療機能の「○/4」は
4診療科目のうち○科目を示す。

※上段：() 内は、各機能を () 内に連携することを意味する。
下段：中長期的に検討することを意味する。

(3) 多核連携都市づくりに向けた方針図



▲ 多核連携都市づくりに向けた方針図

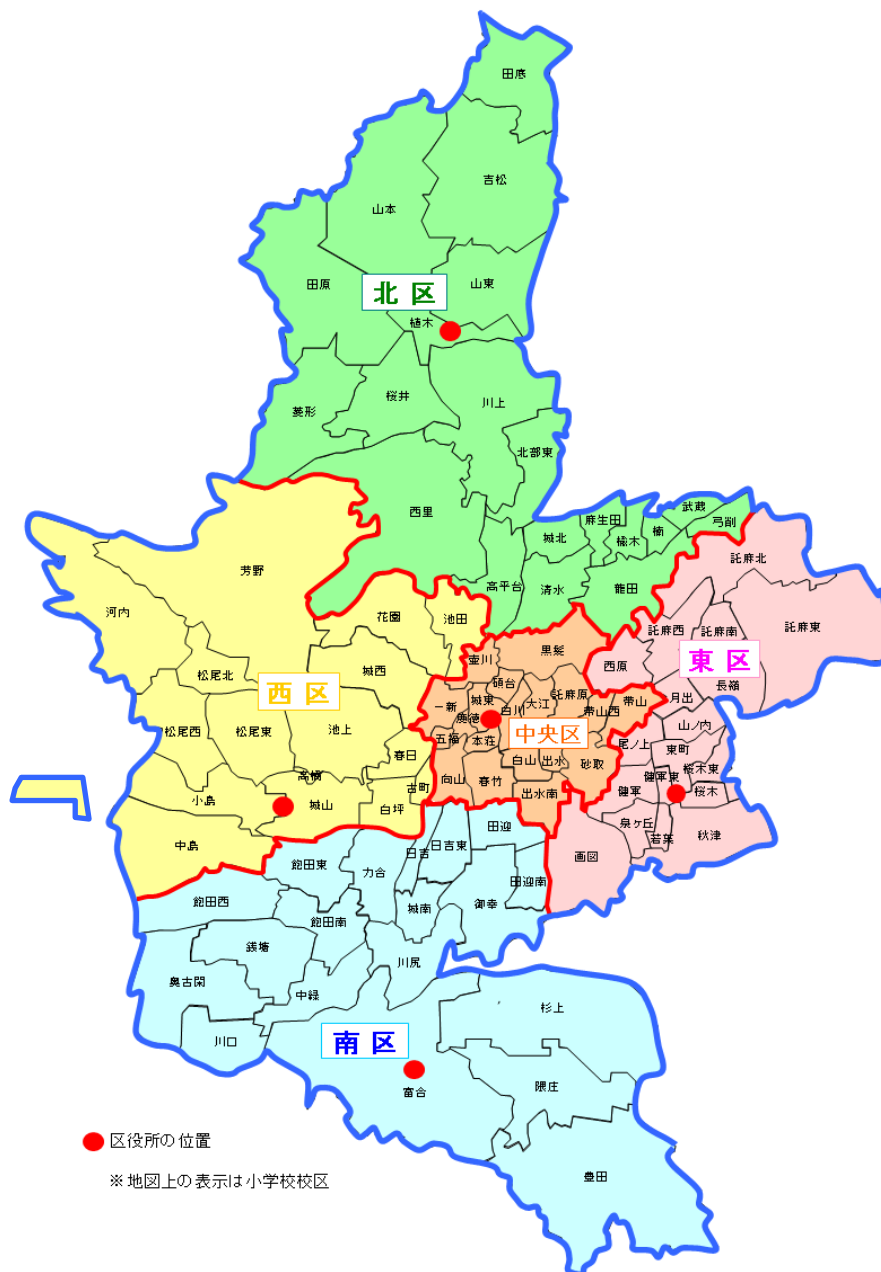
3章 各区における都市づくり

- 1 各区における都市づくりの基本的な考え方
- 2 中央区
- 3 東区
- 4 西区
- 5 南区
- 6 北区

1 各区における都市づくりの基本的な考え方

本市の都市マスタープランは「全体構想」と「地域別構想」から成っており、「全体構想」では本市の都市づくりの基本的視点を示した上で、都市づくりの基本理念や目標を定め、それを基に都市構造の将来像や分野別の基本的な方針を明らかにしています。

本章では、「全体構想」にて示された市域全体で行われる都市づくりの基本方針を、都市構造の将来像（多核連携都市の形成）や、前章で示した「多核連携都市づくりに向けた基本方針」を踏まえ、区の範囲ごとにその主な取り組みを体系的に示します。



▲ 熊本市の区及び小学校区

※ 小学校区は、平成 25 年 3 月 31 日時点

最新の情報に修正

(1) とりまとめの視点

各区における都市づくりは、区が有する地域の特性・役割や、多核連携都市づくりの実現に向けた「居住の誘導に向けた方針」「都市機能の維持・確保に向けた方針」を踏まえて、区の範囲ごとの都市政策上の主な取り組みを示します。

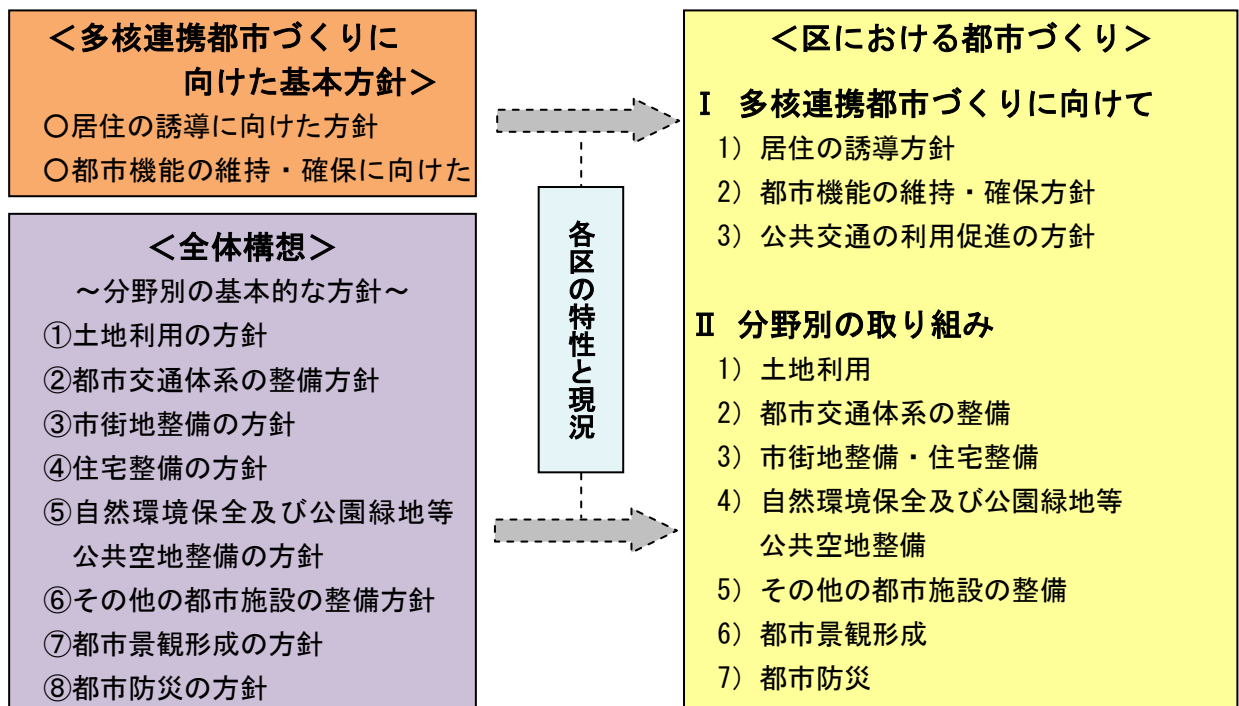
(1) 各区の特性と現況

各区が有する地域の特性と現況を以下の項目で整理しています。

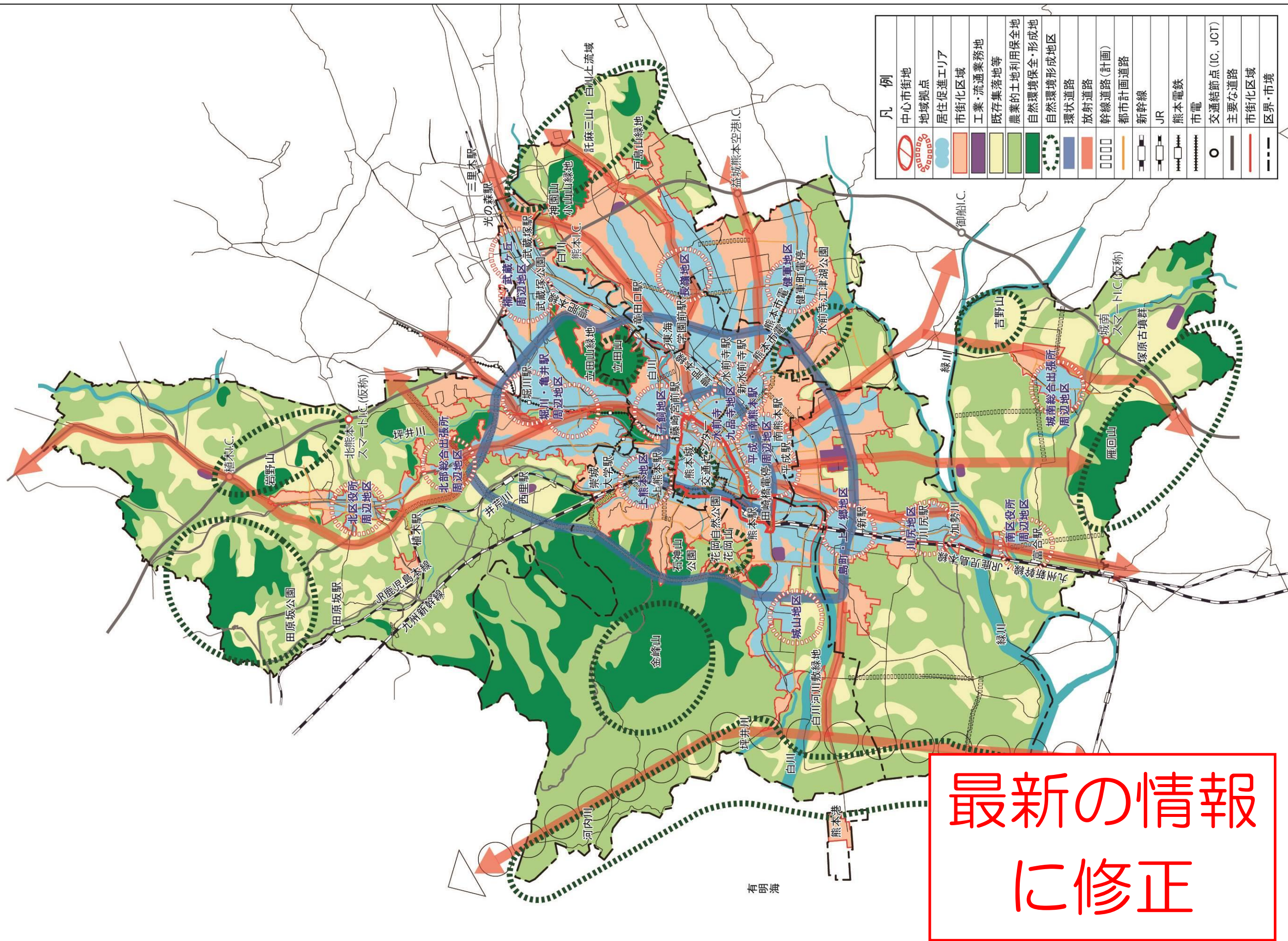
- 1) 概況・特性・役割
- 2) 人口
- 3) 土地利用
- 4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）
- 5) 暮らしの環境（都市施設など）
 - ・都市施設 ・市街地整備 ・移動環境（公共交通、自転車走行環境）
 - ・主要な公共公益施設等 ・法規制など ・災害リスクと対策基盤など

(2) 各区における都市づくり

各区における都市づくりは、前章で示した多核連携都市づくりに向けた基本方針と全体構想の分野別の基本的な方針に対応する形で示しています。



熊本市 将来の都市づくりの姿 《将来構成図》



2 中央区

(1) 中央区の特性と現況

1) 中央区の概況・特性・役割

中央区は旧城下町のエリアに加え、白川対岸に広がる戦後市街地となったエリアで構成されています。旧城下町を中心に市街地が発展し、現在も、城下町の風情と、県内最大の商店街が広がる新旧の調和が保たれたエリアです。また、人口密度が最も高く、高次都市機能の集積が進み、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターが立地し、通町筋・桜町周辺地区からバスや市電などの公共交通が放射状に伸び、都市圏各地区を結んでいるとともに、熊本の陸の玄関口である熊本駅と市電やバスで結ばれています。

その他、学術研究機関や多くの高等学校が立地するなど、学生も多く居住しています。

一方、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水の潤いなど自然にも恵まれています。

《中央区の役割》

- ・熊本のシンボル熊本城を有し、熊本市の顔
- ・高次都市機能をもつ中心市街地を有し熊本都市圏の社会経済活動のけん引役
- ・文化、芸術、ファッションなどの情報発信拠点

2) 人 口

- ・人口は、平成 27 年現在 186,300 人で、全市の約 25%を占め、5 年前に比べ約 2,000 人増加しています。
- ・15 歳未満の人口が全市に比べ低く、15～64 歳の生産年齢人口が多いのが特徴です。
- ・全市の中で最も高い人口密度を有する区です。
- ・区域面積に対して約 92%が市街化区域となっており、全区に市街地が広がっています。
- ・小学校区別にみると、中心市街地の城東、慶徳をはじめ、五福、向山、本荘、出水の校区では増加が顕著です。一方、壺川、黒髪、出水南など区の北部・南部では減少しています。
- ・高齢化率は、城東で高くなっているものの、帯山西、託麻原、大江、白川、白山、慶徳、向山、一新、五福、黒髪では 20%未満となっています。

	中央区	熊本市
面積		38,954
人口		734,474
3区人口		14.5
人口		64.5
(%)		21.0
人口		1.01
人口		18.9
1世帯		2.43
市街		27.3

資料：面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査（H23.10.1）」



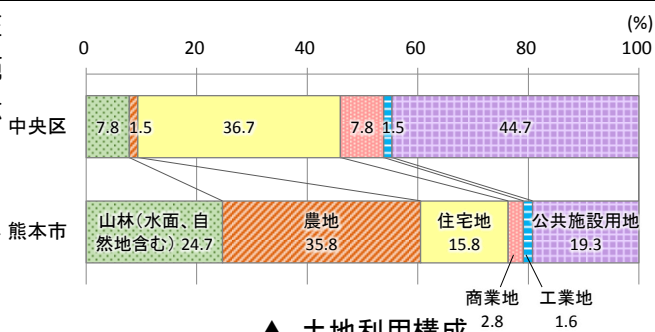
▲ 小学校区別の人口動向 (H22/H17)

▲ 小学校区別の高齢化率 (H22)

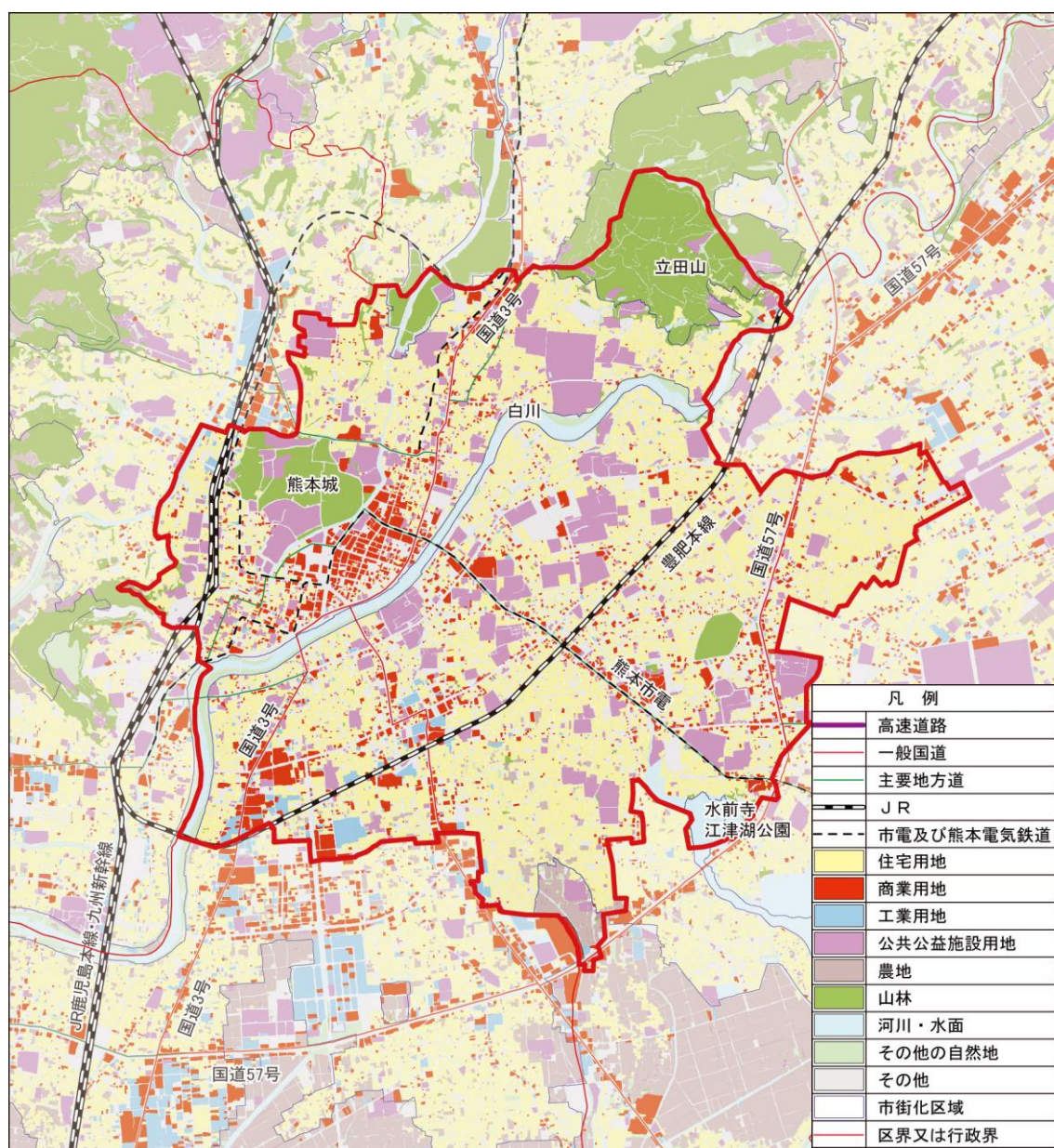
資料：国勢調査

3) 土地利用

- ほぼ全域が市街地で、全体の約 46%が住宅地、商業地、工業地で約 45%が公共施設用地の都市的土地利用です。農地・山林の自然的土地利用はわずか 9%程度です。
- 全市の中で最も商業地の割合が高く、特に、中心市街地周辺に商業業務地が集中して立地するほか、地域拠点周辺の立地も多く見られます。
- 区北側には立田山を中心とする山林や緑地が見られるほか、区南側の一部の市街化調整区域に農地があります。



▲ 土地利用構成

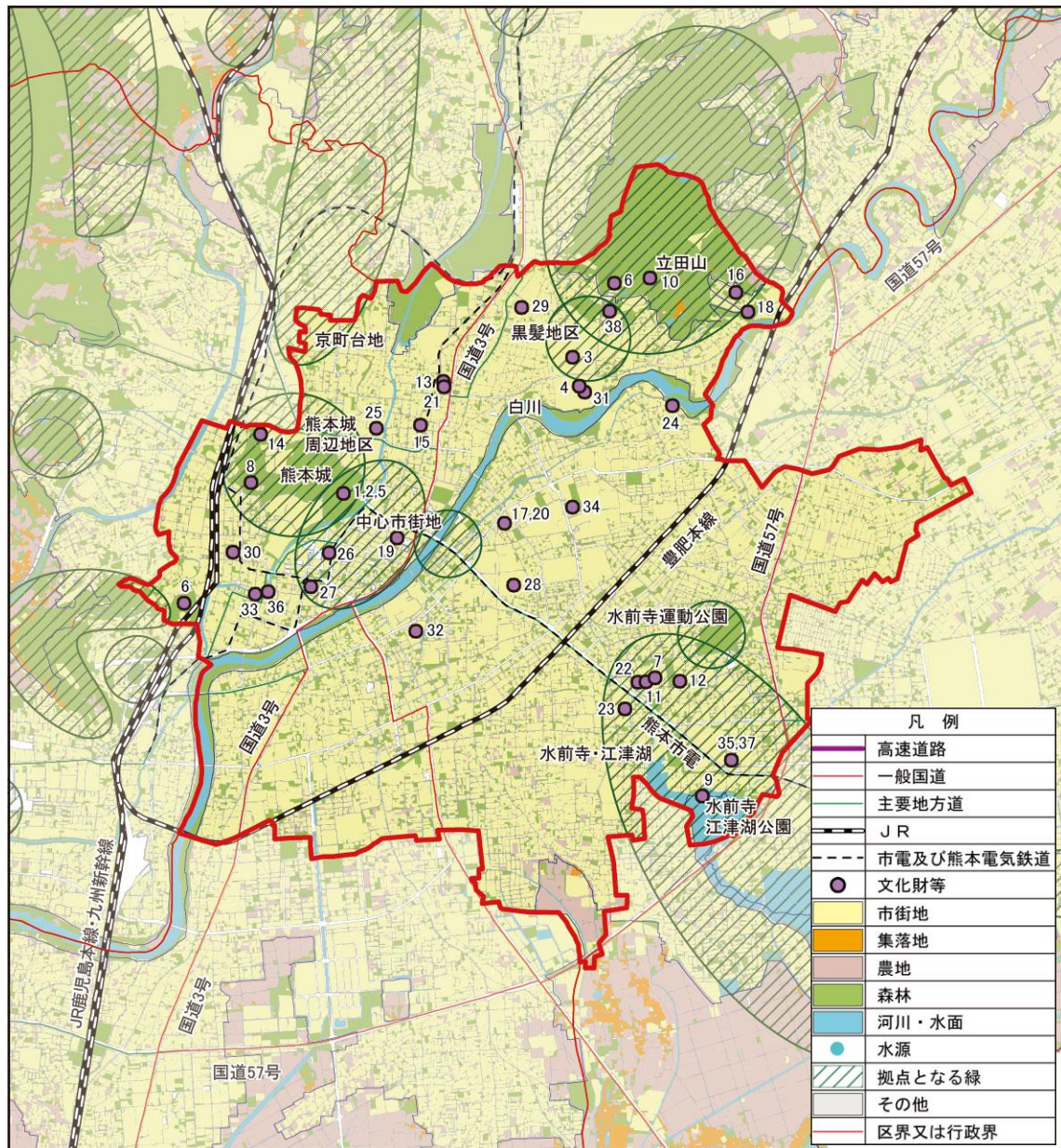


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- 熊本城や水前寺成趣園を始め、熊本大学内の旧第五高等学校本館等といった歴史的建造物や史跡、名勝などの文化財が見られます。
- 熊本城周辺や立田山周辺の緑の拠点、白川や坪井川、江津湖周辺の良好な水辺環境を有しており、特徴的な水と緑のネットワークが形成されている地域です。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH28.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
1	熊本城	14	旧細川刑部邸	27	早野ビル
2	細川家舟屋形	15	不動院跡の六地藏塔	28	九州学院高等学校講堂兼礼拝堂
3	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	16	浦山横穴群	29	九州女学院高等学校本館
4	熊本大学工学部(旧熊本高等工業学校)旧機械実験工場	17	大江義塾跡	30	長崎次郎書店
5	熊本城跡	18	つつじヶ丘横穴群	31	熊本大学本部(旧熊本高等工業学校本館)
6	熊本藩主細川家墓所	19	小泉八雲熊本旧居	32	熊本大学医学部山崎記念館(旧熊本医科大学図書館)
7	水前寺成趣園	20	徳富邸	33	ピーエス熊本センター(旧第一銀行熊本支店)
8	藤崎台のクスノキ群	21	安元元年笠塔婆(屋蓋部分)	34	熊本学園大学産業資料館(旧熊本紡績電気室)
9	スイゼンノリ発生地	22	水前寺廃寺跡	35	熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎
10	立田山ヤエクサナシ自生地	23	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	36	富重写真所
11	古今伝授の間	24	渡鹿菅原神社境内	37	慈愛園モード・パウラス記念資料館(旧宣教師館)
12	洋学校教師館	25	夏目漱石内坪井旧居跡	38	リデル、ライト両女史記念館(旧熊本回春病院らい菌研究所)
13	本光寺の笠塔婆の塔身	26	旧代経宮跡大クスノキ		

5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

- 中心市街地を中心に、本市の放射環状道路網が形成され、市電や熊本電鉄・バスが集中する区です。
- 区内の都市計画道路決定延長は約 64km、整備率は約 72% であり、熊本市平均を上回っています。
- 区内の都市計画公園等の開設面積は約 135ha で区民一人当たり面積は約 7.3 m²/人です。

（市街地整備）

- 中心市街地では、上通地区や手取本町地区で市街地再開発事業が完了しており、今後も桜町地区の再開発等による、更なる中心市街地の活性化が期待されます。近年実施された土地区画整理事業はありませんが、平成ニュータウン地区の地区計画が一部含まれます。

都市計画道路	5.700
都市計画公園	1.6
都市計画公園	5
公園	1.7
区民	9.0
※都市計画	日)
※公園緑地	日)

最新の情報
に修正

(平成25年3月31日)



▲ 都市施設状況

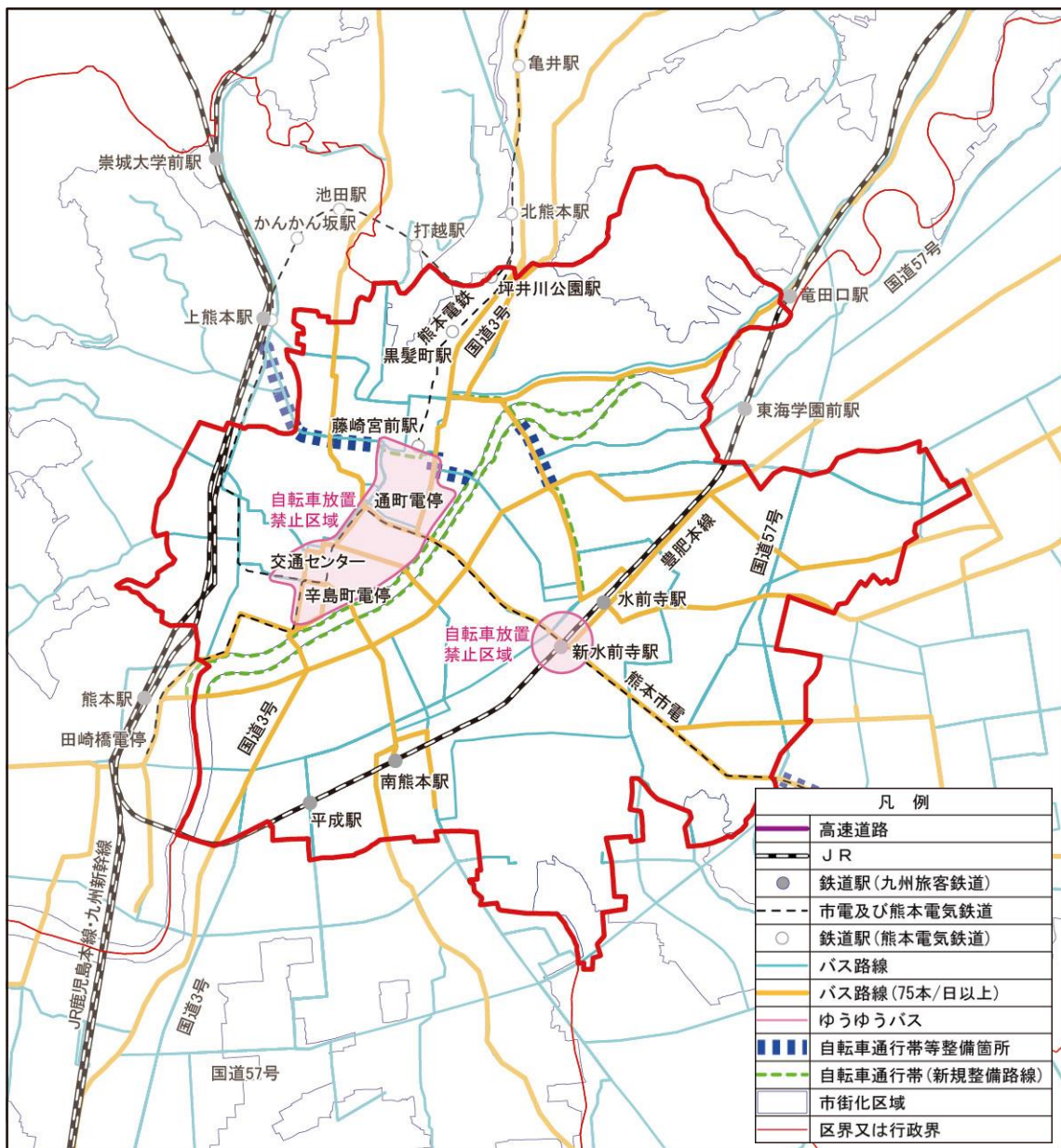
※都市計画道路の計画延長や整備状況は、H29.3.31 現在。
都市公園の整備状況は、H25.3.31 現在。

(移動環境)**【公共交通】**

- ・JR豊肥本線、熊本電鉄、市電が区内を運行し、最も鉄軌道利用の利便性が高い地域です。市電は、水前寺方面より中心市街地を經由して熊本駅方面、上熊本駅方面へ分岐しています。
- ・路線バスは、交通センターを擁する中心市街地から放射状に運行し、区内は総じて利便性が高い状況です。

【自転車走行環境】

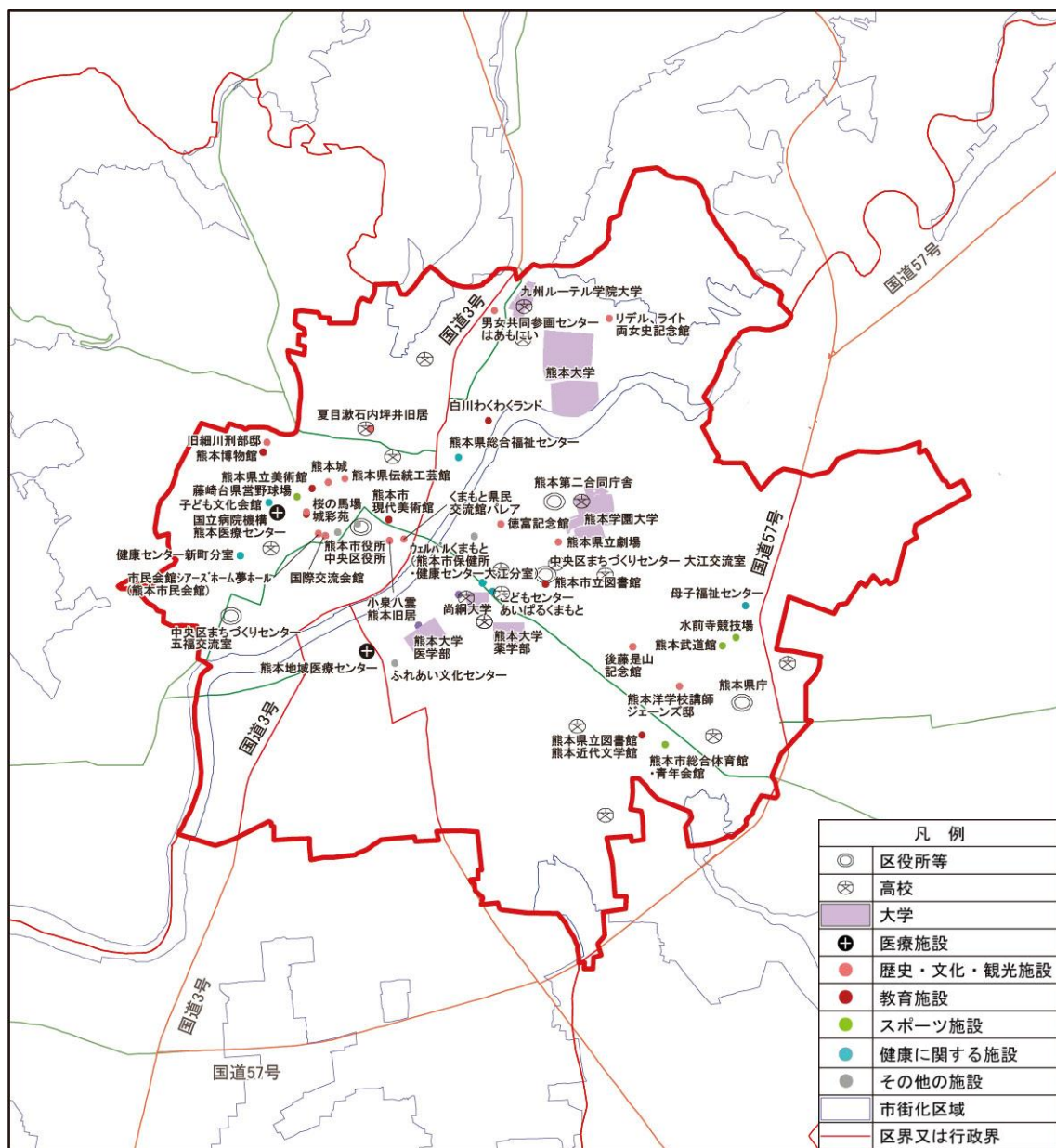
- ・国道3号をはじめ、主要道路は骨格自転車ネットワークに位置づけられており、自転車通行帯等の整備箇所や（愛称）白川ちやりんぼみちを含む新規整備路線があります。
- ・中心市街地やJR新水前寺駅周辺は、自転車放置禁止区域に指定される一方、市営や民営による駐輪場を設置することで自転車利用環境の向上に向けた環境整備を図っています。

**▲ 公共交通網**

※バス路線は、H29.4 現在。
※ゆうゆうバスは、H28.4.1 現在。

(主要な公共公益施設等)

- 熊本大学、熊本学園大学、九州ルーテル学院大学、尚絅大学の4大学などの学術研究機関が立地するほか、高校も数多く立地する学生等の多い区です。熊本城周辺には博物館や美術館などの文化、行政の施設が多く立地しています。
- 特定機能病院である熊本大学医学部附属病院をはじめ、救命救急センターである国立病院機構熊本医療センターや小児救急医療拠点病院である熊本地域医療センターなどの高次医療も充実した区です。



▼ 公共施設一覧表

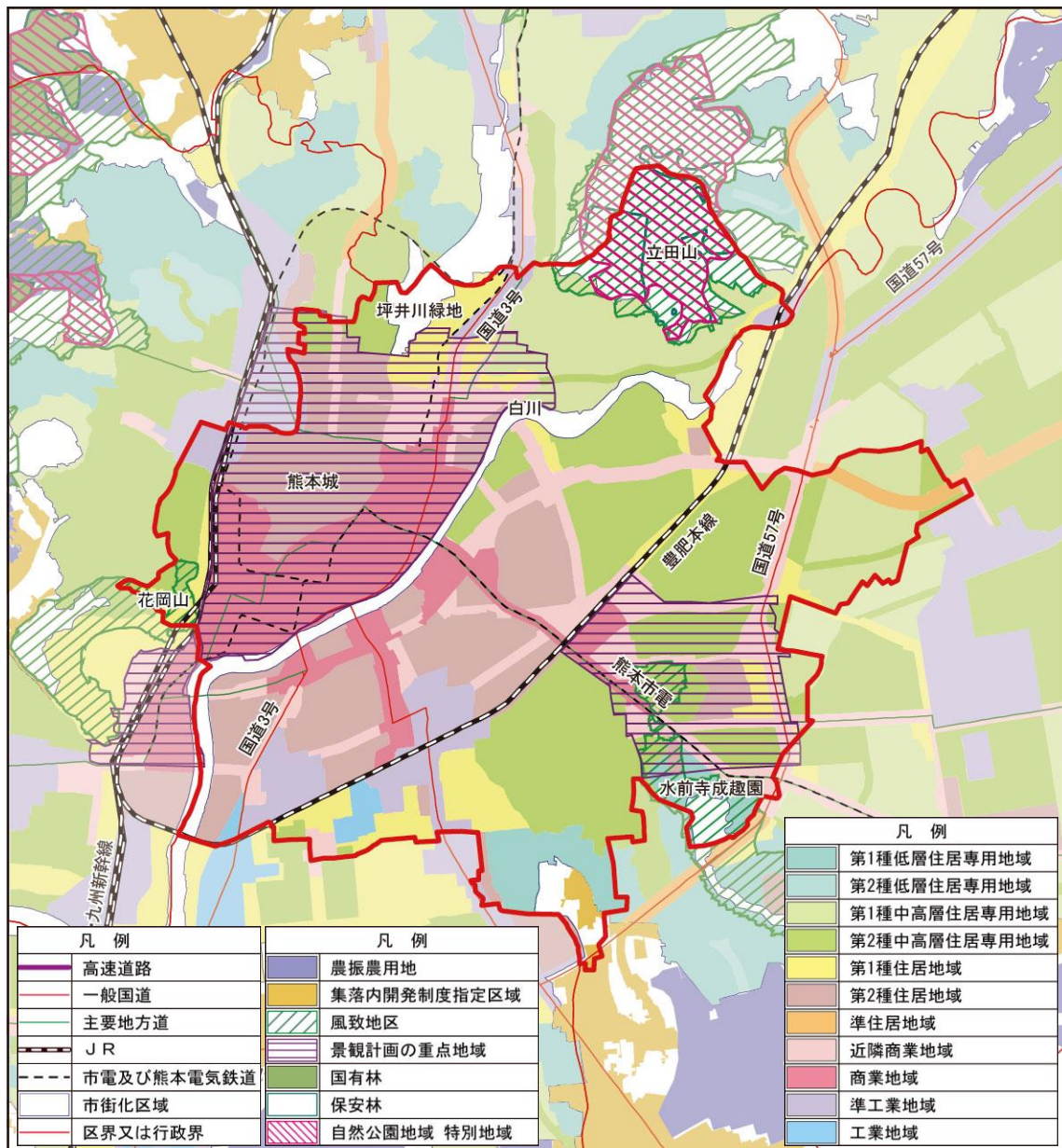
▲ 主要な公共施設

※各種施設の状況はH29.12.1 現在。

区役所等	歴史・文化・観光施設	教育施設	医療施設
熊本第二合同庁舎	熊本県立劇場	熊本県立美術館	国立病院機構熊本医療センター
熊本県庁	くまもと県民交流館パレア	熊本県立図書館	熊本地域医療センター
熊本市役所	熊本城	くまもと文学・歴史館	健康に関する施設
中央区役所	旧細川刑部邸	白川わくわくランド	熊本県総合福祉センター
中央区役所 中央区まちづくりセンター 五福交流室	夏目漱石内坪井旧居	熊本博物館	熊本市保健所
中央区役所 中央区まちづくりセンター 大江交流室	徳富記念園	熊本市現代美術館	ウエルパルクまもと
大 学	熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本城彩苑	健康センター大江分室
熊本大学	小泉八雲熊本旧居	熊本市立図書館	健康センター新町分室
熊本学園大学	後藤是山記念館	スポーツ施設	こどもセンターあいばるくまもと
熊本大学医学部	リデル、ライト両女史記念館	熊本武道館	母子福祉センター
熊本大学薬学部	市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本市市民会館)	藤崎台県営野球場	子ども文化会館
九州ルーテル学院大学	国際交流会館	熊本市総合体育館・青年会館	その他の施設
尚絅大学 九品寺キャンパス	男女共同参画センターはあもにい	水前寺競技場	ふれあい文化センター
	桜の馬場		

(法規制など)

- 農振農用地区域は存在しませんが、区北部の立田山や坪井川緑地、区南部の出水付近は市街化調整区域で、一部が集落内開発制度の指定区域に指定されています。
- 立田山や水前寺、江津湖周辺は風致地区に指定されており、自然的景観を主体とする良好な都市景観が維持されています。
- 熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、電車通沿線及び白川沿岸は、景観計画の重点地域に指定されており、高さ制限などの眺望に配慮した景観形成基準が定められています。

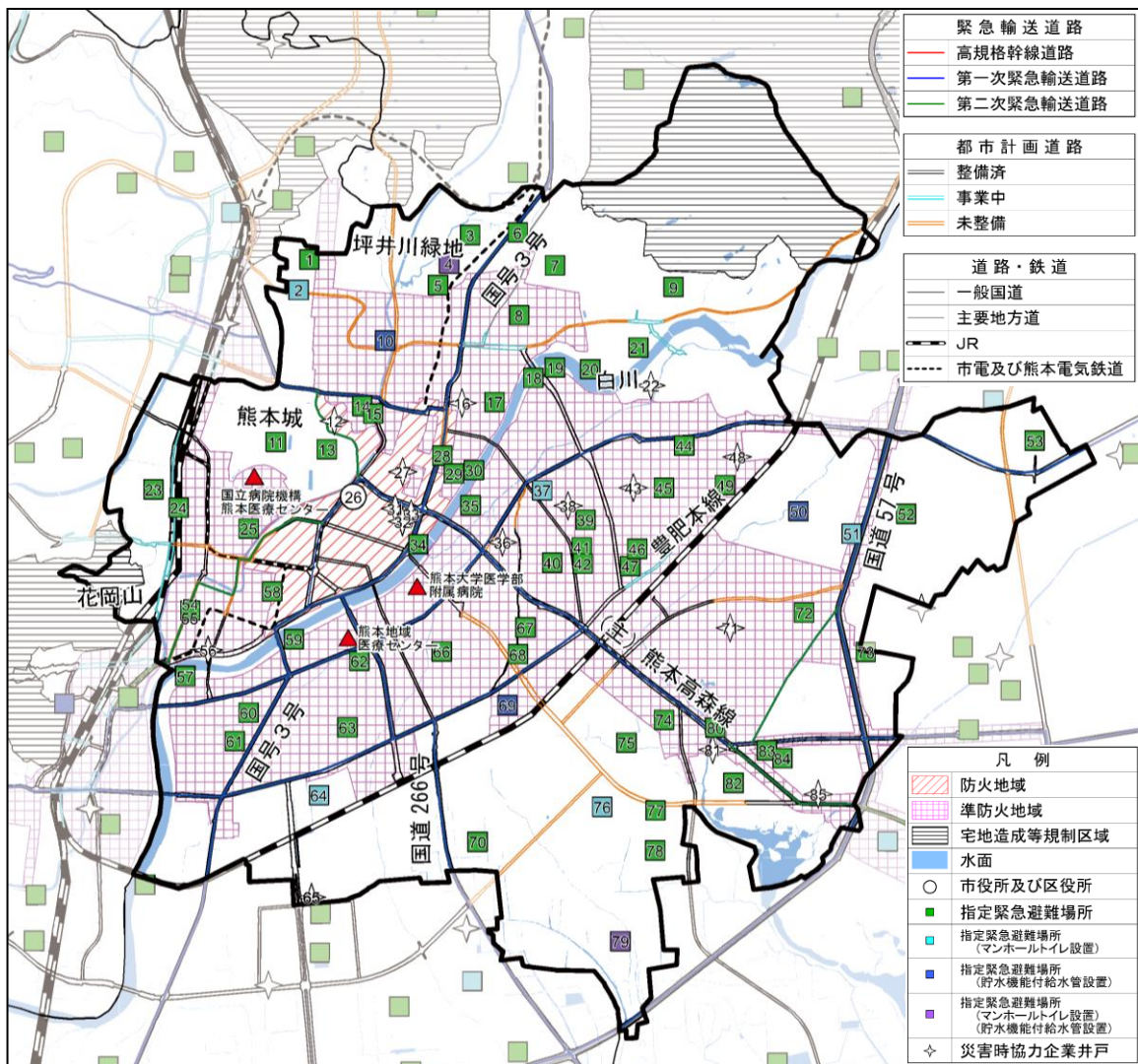


▲ 法規制

※区域区分、用途地域の状況は H29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

- 中央区の多くが準防火地域に指定され、中心市街地周辺は防火地域に指定されており、立田山は宅地造成等規制区域に指定されています。
- 平成 29 年 10 月時点において、中央区には計 35 箇所の指定避難所が指定されています。その内、白川中学校や京陵中学校等の 5 箇所にマンホールトイレが整備され、また、竜南中学校や出水南中学校等の 5 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 15 箇所あります。
- 災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院として、国立病院機構熊本医療センター、熊本地域医療センター、熊本大学医学部附属病院が指定されています。
- 国道 3 号や主要地方道熊本高森線（通称電車通り）、産業道路などが第一次緊急輸送路に指定されており、上記病院へのアクセス道路となっています。



▼ 施設一覧

▲ 防災関連図（防災施設等）

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	熊本大学附属小・中学校	16	(医)起生会 表参道吉田病院	31	鶴屋百貨店	46	熊本高校	61	江南中学校
2	京陵中学校	17	碩台小学校	32	熊本内科病院	47	熊本高校(閉鎖中)	62	本荘小学校
3	坪井中央公園	18	子飼橋下流左岸(閉鎖中)	33	テリリアくまもとビル	48	肥後銀行 渡鹿支店	63	香竹小学校
4	竜南中学校	19	子飼橋上流左岸	34	銀座橋一帯白川川岸	49	託麻原小学校	64	江原中学校
5	市立必由館高校	20	子飼橋上流右岸	35	白川小学校	50	帯山西小学校	65	(株)マルシヨウ サンリブシティくまなん
6	サンライフ熊本	21	熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館	36	イオンストア九州(株)イオン熊本中央店	51	帯山中学校	66	熊本大学本荘体育館
7	済々養高校	22	一般財団法人 杏仁会 江南病院	37	白川中学校	52	帯山小学校	67	熊本大学大江体育館
8	黒髪小学校	23	西山中学校	38	医療法人 創起会 くまもと森都総合病院	53	帯山7丁目どんぐり公園	68	熊本大学薬学部運動場
9	桜山中学校	24	一新小学校	39	大江小学校	54	五福小学校	69	白山小学校
10	豊川小学校	25	第一高校	40	九州学院高校	55	五福交流室・公民館	70	八王寺中央公園
11	二の丸公園	26	熊本市庁舎(中央区役所)	41	開新高校	56	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ	71	(医)清和会 水前寺とうや病院
12	KKRホテル熊本	27	熊本和歌奇司館	42	大江交流室・公民館	57	白川橋上・下流左岸(白川橋左岸緑地)	72	水前寺運動公園
13	熊本城(閉鎖中)	28	白川公園	43	熊本学園大学	58	慶徳小学校	73	熊本工業高校
14	藤園中学校	29	中央公民館(閉鎖中)	44	渡鹿公園	59	長六橋上・下流左岸	74	出水小学校
15	城東小学校	30	白川公園右岸緑地(閉鎖中)	45	熊本学園大学	60	向山小学校	75	熊本国府高校

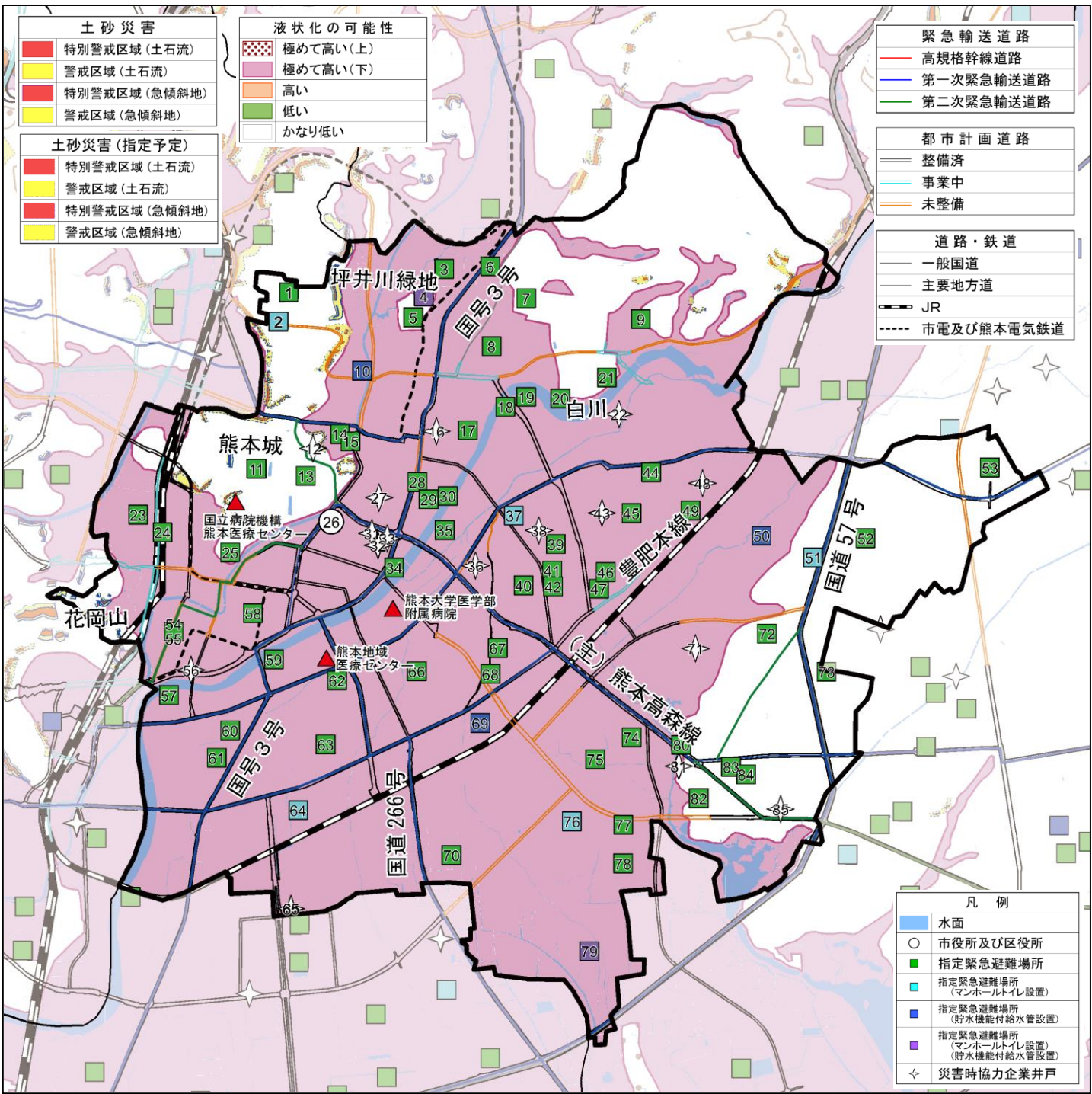
【地震・津波災害時】

- 中央区の多くが液状化の可能性が極めて高いエリアに含まれています。

【風水害時】

- 熊本城周辺及び花岡山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- 区内を流れる白川は、熊本市街部より高くなっている天井川であり、大雨により河川が氾濫した場合には、氾濫時には中央区役所周辺の浸水深さが 2.0m～5.0mとなると想定されており、甚大な被害が発生する恐れがあるため災害対策が求められます。また、坪井川緑地は坪井川増水時の流量を調整する機能を担っています。
- 中央区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。
- 地震発生後においては、地震により緩んだ地盤や堤防などが大雨などにより崩れたり決壊する危険性があります。

(災害リスクと対策基盤など)
【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図（津波・液状化）

※熊本市液状化ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。熊本市津波ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。
※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

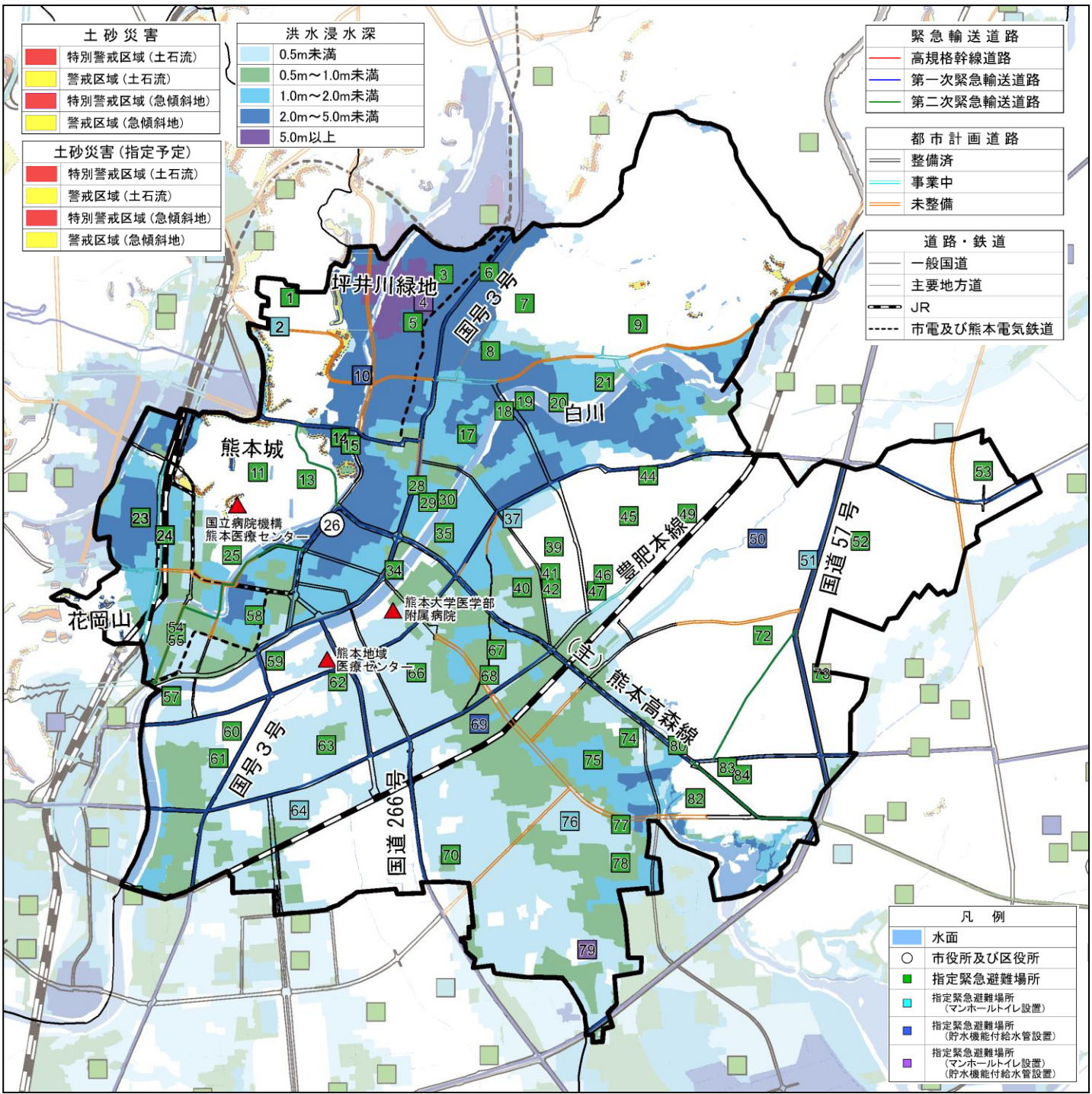
※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認
- ・避難ルートの確認
- ・井戸設置箇所の確認
- ・災害リスクを踏まえた居住地の選択
- 等

※より詳細な災害リスクについては、下記をご覧ください。

- ・土砂災害リスク：熊本県土砂災害情報マップ
- ・液状化リスク：熊本市液状化ハザードマップ
- ・津波リスク：熊本市津波ハザードマップ
- ・洪水リスク：熊本市洪水ハザードマップ

【風水害時】



▲ 防災関連図（土砂災害・洪水）

※土砂災害：平成 29 年 12 月現在。
白川（県管理区間）洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
天命新川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
健軍川・藻器堀川ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
熊本市植木町洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
白川洪水ハザードマップ：平成 17 年 6 月現在。
緑川・加勢川洪水ハザードマップ：平成 23 年 3 月現在。
千間江・除川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
富合町洪水・土砂崩れハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 中央区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- ・ 中心市街地や地域拠点、さらに鉄軌道や路線バス沿線の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。
- ・ 商業施設や公共交通網、図書館、体育館、大学、病院などの都市施設が充実しているため、市外・県外からの居住の誘導も視野に入れた情報発信に取り組みます。
- ・ 居住促進エリアの人口密度を維持するために、公共交通のサービス水準の維持・向上に努めます。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点の特徴	拠点づくりの方針
中心市街地	高次都市機能が維持・集積している地区	これまでに形成されたストックを活かし、「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」に基づき、高次都市機能の維持・集積、回遊性の向上を図り、城下町としての魅力創出、都市基盤整備を行います。
子飼地区	戦後発展した商店街を中心として都市機能が多く立地している地区	高齢者・子育て世代・学生等が心地よく滞在できる魅力的な空間づくりを進め、商店街の活性化と一体となった拠点づくりを行います。
水前寺・九品寺地区	観光、業務機能のほか、教育、学術研究施設も多く立地し、人口密度も高い地区	多く立地する高次都市機能が維持・集積する拠点づくりを行います。
平成・南熊本周辺地区	幹線道路沿いに各種都市機能や、流通・工業機能が多く立地している地区	市全体の都市活力を担う流通・工業機能と共存した拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- ・ 地域拠点間や中心市街地との連携強化、バス停や電停などの整備・充実、桜町地区再開発にあわせたバスターミナルの利便性向上、定時性、速達性の向上など、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ・ 公共交通の強化にあわせて、利便性の高い居住促進エリアに居住を誘導することで人口密度を維持します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【中心市街地】

- ・中心市街地については、これまで培われてきた熊本県の商業・業務の中核としての機能や、熊本城を拠点とした観光機能、娯楽、宿泊、文化機能等の複合的な高次都市機能を維持・集積していきます。

【地域拠点】

- ・地域拠点の子飼地区、水前寺・九品寺地区、平成・南熊本地区は、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺住民の生活利便性を維持・向上します。

【沿道商業・業務の維持・確保】

- ・県都の中心商業地として、官公庁や銀行などの高次の業務機能を維持・確保するとともに、生活利便性を維持・向上します。
- ・主要地方道熊本高森線（通称電車通り）や国道3号、産業道路などの沿道で、商業・業務機能が立地している場所は、既存の機能を維持し、生活利便性を維持します。

【歴史的資源を活用した商業・業務の充実】

- ・熊本駅と熊本城の間の新町・古町地区は、城下町の町割りや昔ながらの「町屋」を活かした新旧の建築物が融合した城下町の風情を感じられる町並みづくりを進めるため、熊本地震により被災した町屋の復旧を支援するとともに、地区内居住者や周辺の生活者の暮らしを支える商業機能の維持・確保を図ります。
- ・熊本地震により甚大な被害を受けた熊本城について、早期の復旧を目指すとともに、その復旧していく姿を国内外へ向けた新たな観光資源として活用し、積極的なシティセールスや集客イベントによるにぎわいの創出等に繋がります。

② 工業・流通業務地

【工業・流通業務機能の適正配置】

- ・平成・南熊本地区では、バランスの取れた工業・流通業務機能の維持に努めます。

③ 居住地

【まちなかへの居住の誘導】

- ・内環状道路の内側については、商業・業務機能と共存した居住環境を創出します。
- ・**居住促進エリアに居住を誘導することで人口密度を維持します。**
- ・中心市街地内では、まちなかへの居住を誘導するため、中高層住宅の供給だけでなく、老朽家屋の更新や古民家の活用などを図ります。
- ・内環状道路と外環状道路にはさまれた地域においては、地域の特性にあわせた建物の共同化や、主として中高層住宅等による居住環境の改善を図ります。中高密な住宅地形成による居住環境の改善を図ります。

【居住環境の改善と良好な居住環境の維持】

- ・木造の低層家屋が密集している地域においては、建物の共同化等による居住環境の改善や高密度化を検討し、オープンスペースを創出します。

④ 自然地**【自然環境の保全】**

- ・立田山や江津湖、熊本城公園は地域のシンボル、市民の憩いの場、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。

2) 都市交通体系の整備**① 公共交通機関の利用促進****【公共交通サービス水準の向上】**

- ・中心市街地と地域拠点やその周辺の生活圏を、公共交通で安全快適に移動できるよう、バス停や電停などの整備・充実により公共交通の利便性向上を図ります。
- ・桜町地区再開発にあわせ、バスターミナルの利便性向上を図り、あわせて市電とバスの乗り換え利便性向上を図ります。
- ・駅や電停、地域拠点内のバス停などの交通結節点周辺においては、パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進に取り組みます。

② 広域交通体系の整備**【広域道路交通ネットワークへのアクセス強化】**

- ・県都や多くの観光拠点を擁する中心市街地と広域道路交通ネットワークの九州縦貫自動車道や熊本駅などへのアクセス性の改善に取り組みます。

③ 骨格道路の整備**【中心市街地及び地域拠点へのアクセス強化】**

- ・事業中の都市計画道路上熊本弓削線などの整備の推進や、都市計画道路南熊本駅新町線などの道路整備計画を推進し、中心市街地並びに地域拠点相互のアクセス強化を図り、円滑な都市活動の展開を促進します。

④ 中心市街地や地域拠点における交通環境の向上**【中心市街地の交通の円滑化】**

- ・中心市街地の外周部へのフリッジパーキングや荷捌きシステムなどの導入により中心市街地へ流入する車両交通を抑制することにより、商店街等と連携して、中心市街地の適切な交通円滑化対策に取り組みます。
- ・桜町地区の再開発事業等にあわせ、更なる公共交通の利便性向上に取り組みます。

⑤ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備

【自転車利用環境の向上】

- ・ 中心市街地への近接性を活かし、自転車通行帯等の整備や駐輪場の充実など、自転車を安全に安心して利用できる交通環境整備を進めます。
- ・ 中心市街地の活性化や観光客の回遊性向上に向け、民間事業者と連携しレンタサイクルを提供できる体制を整えます。
- ・ 中心市街地や JR の駅など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場整備の推進に努めます。
- ・ 白川の河川敷や管理道路などを活用し、自転車で快適に移動できる（愛称）白川ちゃりんぽみちの整備を進めます。

【安全な歩行者・自転車環境の形成】

- ・ 魅力と活力のある中心市街地とするために、歩行空間の整備やバリアフリー化を推進し、商店街等と一体的な取り組みにより回遊性の高い快適な空間の形成を図ります。
- ・ 中心市街地の外周部への駐車場整備を誘導し（フリンジパーキング）、中心市街地における歩行者の安全性・回遊性を向上します。

3) 市街地整備・住宅整備

① 商業・業務地

【中心市街地の活性化】

- ・ 2核3モールで構成される通町・桜町周辺地区商店街の核の一つとして、桜町地区の再開発事業やシンボルプロムナードの整備により都市機能強化することで、来訪者の回遊を促し、中心市街地の活性化に取組みます。
- ・ 商業活性化と一体となって、道路の美装化、ポケットパークの整備、沿道建物の修景整備などを進め、来街者が心地よく長時間滞在できる魅力的な空間づくりを進めます。
- ・ 世界に誇る地下水都市熊本を視覚的にも印象付けられる親水空間の創出を図ります。
- ・ 中心市街地では、老朽建物の更新、空地・空き店舗等の低未利用地の利活用を進め、中心市街地の魅力や賑わいの創出を図ります。

【熊本らしさを醸成する都市空間と回遊ネットワークの形成】

- ・ 本市のシンボルである熊本城や水前寺成趣園等を有していることから、熊本らしさを感じることのできる風格ある都市空間づくりを目指します。
- ・ 熊本城、水前寺成趣園、江津湖周辺を軸とした、水と緑・歴史・文化と触れ合える、公共交通や自転車による回遊ネットワークを形成し、更なる賑わいを創出します。
- ・ 熊本城地区、新町・古町地区については、城下町としての基盤や歴史的資源を活かした街並み整備などにより、回遊性の創出を図ります。

【官民協働による市街地の整備】

- ・ 桜町・花畑周辺地区は、官民協働で一体的なまちづくりを推進し、総合的な市街地整備、規制誘導等に取り組めます。また災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強

化に取り組みます。

② 居住地

【多様な居住ニーズに応じた都市型住宅の供給促進】

- 都市的利便性を活かし、単身世帯や子育て世代の多様なライフスタイルや価値観に対応した都市型住宅の供給を促進するとともに、学生や高齢者などの居住をまちなかへ誘導します。
- 中心市街地周辺や主要幹線道路沿線では、商業・業務機能と共存した高密な都市型住宅の誘導を図ります。

【良好な居住環境の形成】

- 老朽化した住宅等が密集している地域が存在するため、通学路等においては歩行空間の確保に努め、オープンスペースを多く創出するなど良好な居住環境を形成します。
- 地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった居住環境の形成を促進します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- 熊本城公園、立田山、白川、江津湖周辺については、豊かな水と緑の自然環境及び生物多様性を保全し、身近に自然と触れ合うことのできる環境づくりを目指します。
- 北区にまたがる坪井川遊水地については、親水空間及び洪水調整機能を有する空地として、環境を保全します。

【官民協働による都市環境の改善】

- 熊本市緑化助成制度などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- 市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

② レクリエーション拠点

【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】

- 立田山緑地、坪井川緑地は、多くの世代が利用する身近な憩いの空間として整備を進めます。
- 江津湖周辺は中央区から東区にかけて水遊びなどで市民に親しまれており、水前寺成趣園や、本市最大の水源地である健軍水源地等が近くに位置するため、観光・レクリエーションの拠点、また身近な水辺空間として整備及び環境保全に努めます。

5) その他の都市施設の整備

① 下水道

【下水道未普及地域の解消】

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【下水道管渠の適正な維持管理】

- ・合流式下水道区域を長寿命化計画に基づき、計画的な機能更新を行い適正な維持管理に努めます。

【水質保全及び浸水対策】

- ・合流式下水道が整備されている坪井地区などでは、坪井川の公共用水域の水質保全のため、汚濁負荷量の削減などを推進します。
- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。
- ・浸水対策として、水前寺地区等の加勢川排水区に雨水排水施設の整備を図ります。

② 河川

- ・白川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。
- ・白川や坪井川に沿って遊歩道や緑道、親水施設の整備など、うるおいのある水辺空間の形成に努めます。

③ その他の施設

- ・市民参加のイベント開催等により、ウェルパルクまもとを保健・福祉の拠点として有効活用を図ります。
- ・区内に多く存在する大学を、市民の知の拠点として有効活用します。
- ・まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを、地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。

6) 都市景観形成

【中央区の景観形成】

- ・本市の景観を代表する熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、電車通沿線及び白川沿岸では、重点的に景観の形成を図ります。
- ・熊本城周辺地域及び水前寺周辺地域においては、建築物等の高さ制限の維持により、本市のシンボルとなる景観を保全します。
- ・明治、大正、昭和初期の歴史的な建物が点在し、城下町の町割りが残る新町・古町地区に

においては、熊本地震により被災した町屋の復旧を支援するなど、城下町の風情を感じられる景観の保全に努めます。

- ・さらに、古い町屋を保全・活用することで、地域の個性あふれる景観の保全に努めます。

【重点的な景観形成】

- ・「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域は、「重点地域」として熊本らしい景観形成を推進します。
- ・都市計画道路保田窪菊陽線の国道57号（東バイパス）の一部などの各沿道は、「特定施設届出地区」として特定施設の新増改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。

7) 都市防災

① 災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・災害時の道路ネットワークを確保するため、上熊本弓削線等の都市計画道路の整備を推進します。
- ・都市部では公共空地の確保や緊急輸送路の維持管理に努め、都市災害対策を図ります。
- ・上熊本弓削線などの都市計画道路等の無電柱化を推進します。
- ・中心市街地は、昼間人口も多いことから、重点的に建築物やライフラインの耐震化を推進し、災害時における拠点としての機能確保に努めます。
- ・オープンスペースは、不特定多数の人が集まる中心市街地において、災害時の避難場所として有効であることから、シンボルプロムナード等を整備し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ・家屋が密集し、道路が狭隘な市街地では、緊急車両が通れる空間を確保に努めるとともに、公共空地等を設け延焼遮断空間の形成を図ります。
- ・メインターミナルである交通センターを中心として、基幹公共交通軸に設定したバス路線網の再編に取り組み、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害力の向上も目指します。
- ・急傾斜地での土砂災害に対する防災対策を促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・防火地域を指定している本市の都心部においては、防火地域の継続指定により、建築物の構造等を原則耐火建築物のみとすることで、火災の延焼を防止します。
- ・準防火地域を指定している内環状道路の内側や水前寺地区等においては、準防火地域の継続指定により、耐火性能を確保することで火災の延焼防止を促進します。
- ・中心市街地や子飼地区等の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。

- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。
- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震の影響により、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅等を提供するなど、被災者の住まいの確保支援に取り組みます
- ・景観重要・形成建造物の歴史的建造物が被災した新町・古町地区について、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討する中で、熊本地震の教訓を踏まえた防災対策を図るとともに、城下町の町並みの早期復旧に向けた支援を行います。

② 災害時でも機能する拠点の整備

【中心市街地・地域拠点】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、**非構造部材（天井、建具等）の損傷、移動対策**、陳列棚転倒対策等について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【中心市街地】

- ・様々な機能が立地する中心市街地の中でも、広域交通拠点である桜町・花畑地区については、災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化に取り組みます。

【災害対応に必要な拠点】

- ・国立病院機構熊本医療センターは地域災害拠点病院であり、これらの拠点の災害時活動を支援するために、都市計画道路上熊本弓削線などの道路・交通ネットワークの早期整備を図ります。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、土砂災害特別警戒区域や、液状化の可能性が高いエリア、白川等の河川氾濫時の浸水エリア等の災害リスク及び避難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。
- ・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。

- ・ 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ・ 市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ・ 災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ・ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

【地域の災害対応力の強化】

- ・ 自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- ・ 地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- ・ 地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

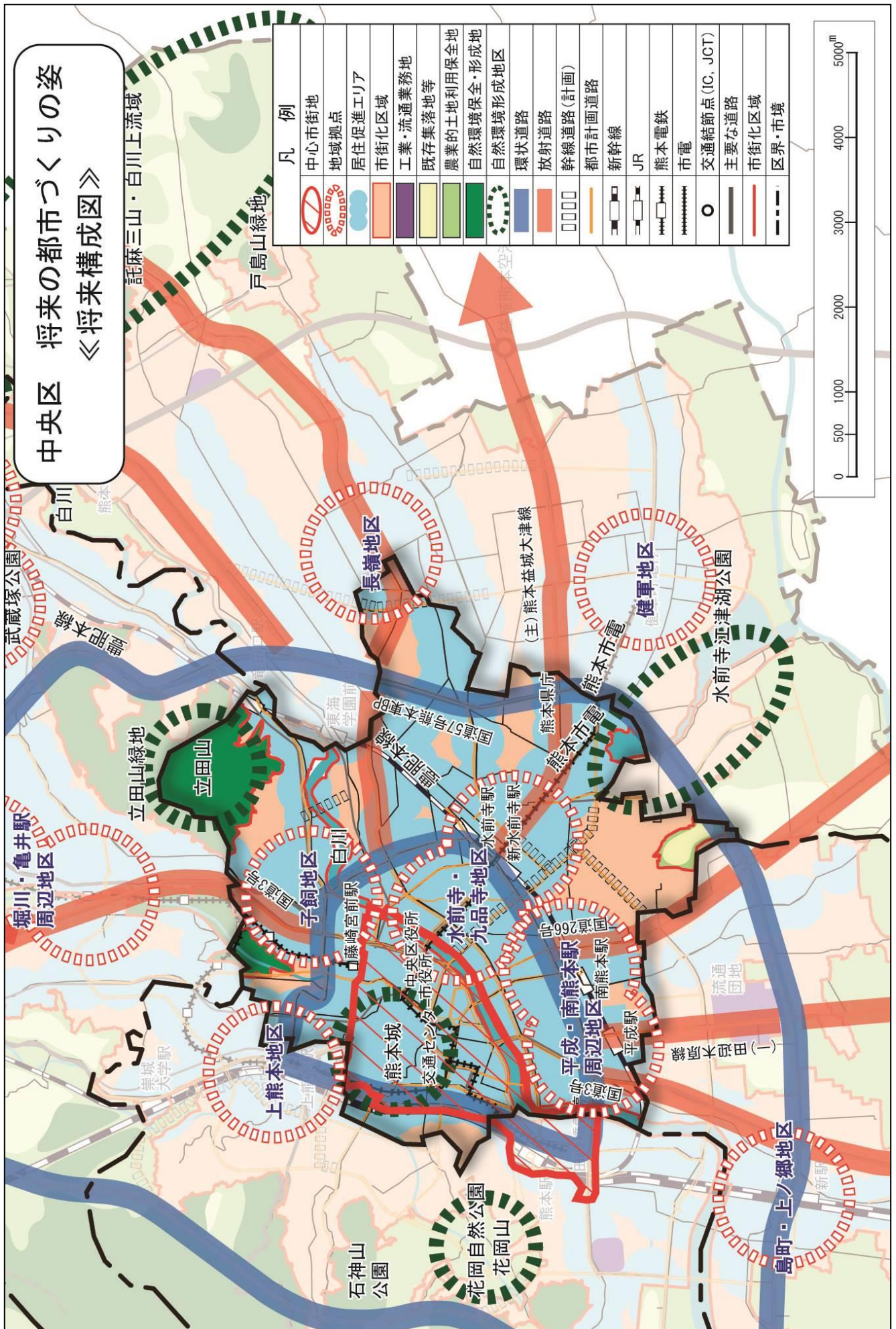
【行政の災害対応力の強化】

- ・ 中央区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- ・ 避難所となる小・中学校等にマンホールトイレ等を整備するとともに、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）や貯水機能付給水管の整備を推進します。また、要配慮者の視点に配慮した、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。
- ・ 熊本城一帯や大学、白川河川敷など都市部のオープンスペースを広域避難場所として、また桜町再開発事業施設を指定緊急避難場所として確保します。
- ・ 発災時に即時的で的確な情報提供等を行うために、SNSなどを活用し、市民・地域・行政の普段からの情報共有体制の構築について検討します。
- ・ 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・ 大規模災害発生時においては、発生直後の数日間は避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」の設立をするとともに、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。
- ・ 国際交流会館においては、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど、外国人への情報提供に努めます。また、災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・ 観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。
- ・ 既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど避難誘導を図ります。
- ・ 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内

部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。

- 災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- 応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

中央区 将来の都市づくりの姿
《将来構成図》



3 東区

(1) 東区の特性と現況

1) 東区の概況・特性・役割

熊本市の東部に位置し、五つの区の中ではもっとも人口の多い区です。区域内には国道 57 号（通称東バイパス）や主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、等の主要幹線が走り、健軍商店街をはじめとする商業施設や医療機関（熊本赤十字病院、熊本市市民病院）、大学（県立大学、東海大学）や福祉施設等も多く、都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山、南には江津湖の自然が広がり、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域です。

《東区の役割》

- ・阿蘇くまもと空港や熊本 IC 等を活用した九州各都市からの玄関口
- ・トラックターミナルや熊本 IC の立地に伴う物流拠点
- ・多様な生物や自然環境を有する江津湖や託麻三山をはじめ、県民総合運動公園や熊本市動植物園などを有する市民の健康づくりやスポーツ活動拠点

2) 人 口

- ・人口は、平成 27 年現在 190,451 人で、全市の約 26% を占め、5 年前に比べ約 2,400 人増加し、微増となっています。
- ・65 歳以上の人口割合が 17.8% で市全体より低く、15 歳未満の幼年人口が多いのが特徴です。
- ・中央区に次ぐ人口密度を有する区です。区域面積の約 53% が市街化区域で、市街地を形成しています。
- ・小学校区別にみると、託麻南、桜木東、画図では人口が増加し、健軍東では減少しています。
- ・高齢化率は、若葉や泉ヶ丘で 25% 以上と高齢化が進んでいる状況です。一方、託麻南や長嶺、月出、健軍東では高齢化率が 15% 未満と低くなっています。

	東区	熊本市
面積		38,954
人口		734,474
3区分人口割合 (%)		14.5
人口密度 (人/km ²)		64.5
人口増減率 (%)		21.0
人口密度 (人/km ²)		1.01
人口密度 (人/km ²)		18.9
1世帯あたり人口 (人)		2.43
市街化区域率 (%)		27.3

資料:

人口は国勢調査

H23.10.1)」



▲ 小学校区別の人口動向 (H22/H17)

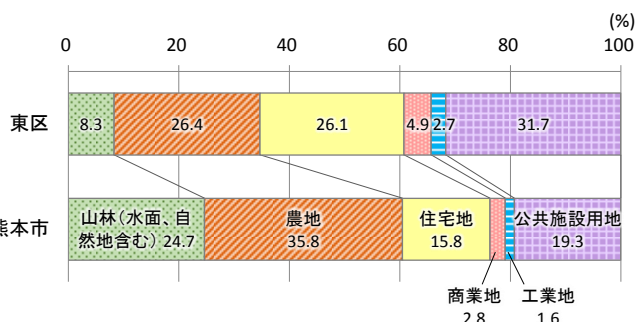
▲ 小学校区別の高齢化率 (H22)

※資料：国勢調査

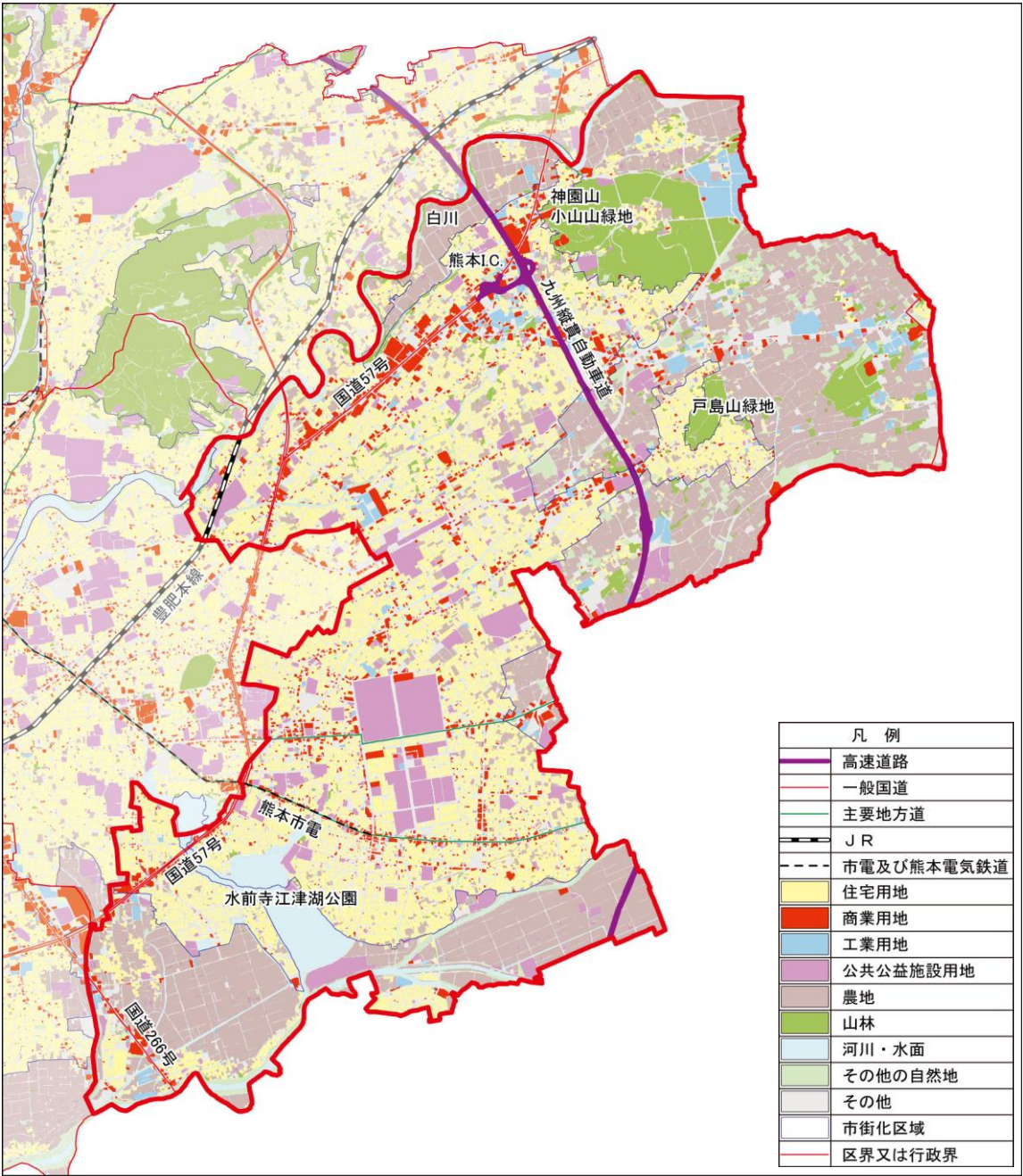
※月出校区と託麻西校区は H17 と H22 で校区が異なる。

3) 土地利用

- 住宅地が区面積の約 26%を占め、住宅系市街地が中心となっています。全市に比べ、住宅地とともに、商業地、公共施設用地等の都市的土地利用の割合が多いことが特徴です。
- 区の北部や東部及び南部には農地や山林が広がっています。
- 国道 57 号沿線及び健軍地区周辺・長嶺地区周辺に商業施設が多く立地しています。



▲ 土地利用構成

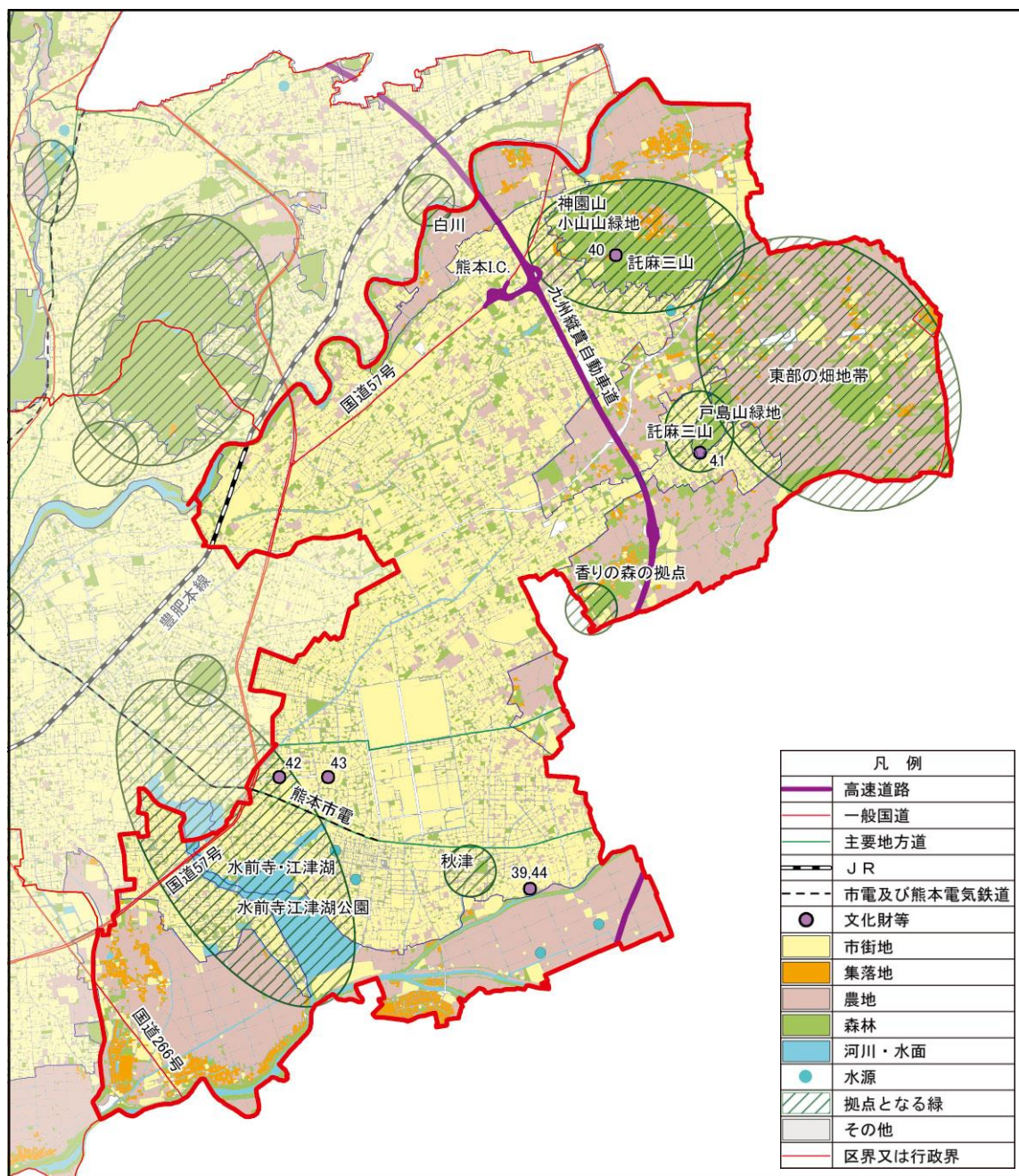


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- 区内には四時軒（横井小楠記念館）や健軍神社といった史跡などの文化財が見られます。
- 託麻三山周辺の樹林・緑地、秋津・画図に広がる農地、水前寺江津湖周辺の水辺は、南区の農地と連続して市街地を取り巻くグリーンベルトを形成しており、水と緑の景観が広がる地域です。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH28.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称
39	四時軒	42	健軍神社杉馬場
40	正平塔(石燈籠)	43	健軍神社境内
41	日向六地藏塔	44	四時軒跡

5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

- ・九州縦貫自動車道熊本ICを有しています。
- ・区内の都市計画道路決定延長は約37km、整備率は約83%であり、熊本市平均を大きく上回っています。
- ・区内の都市計画公園等の開設面積は約278haで、区民一人当たり面積は約14.8㎡/人と、最も公園緑地整備水準の高い区です。

都市計画道路	7,700
都市公園	1.6
都市公園	1.7
区民	9.0

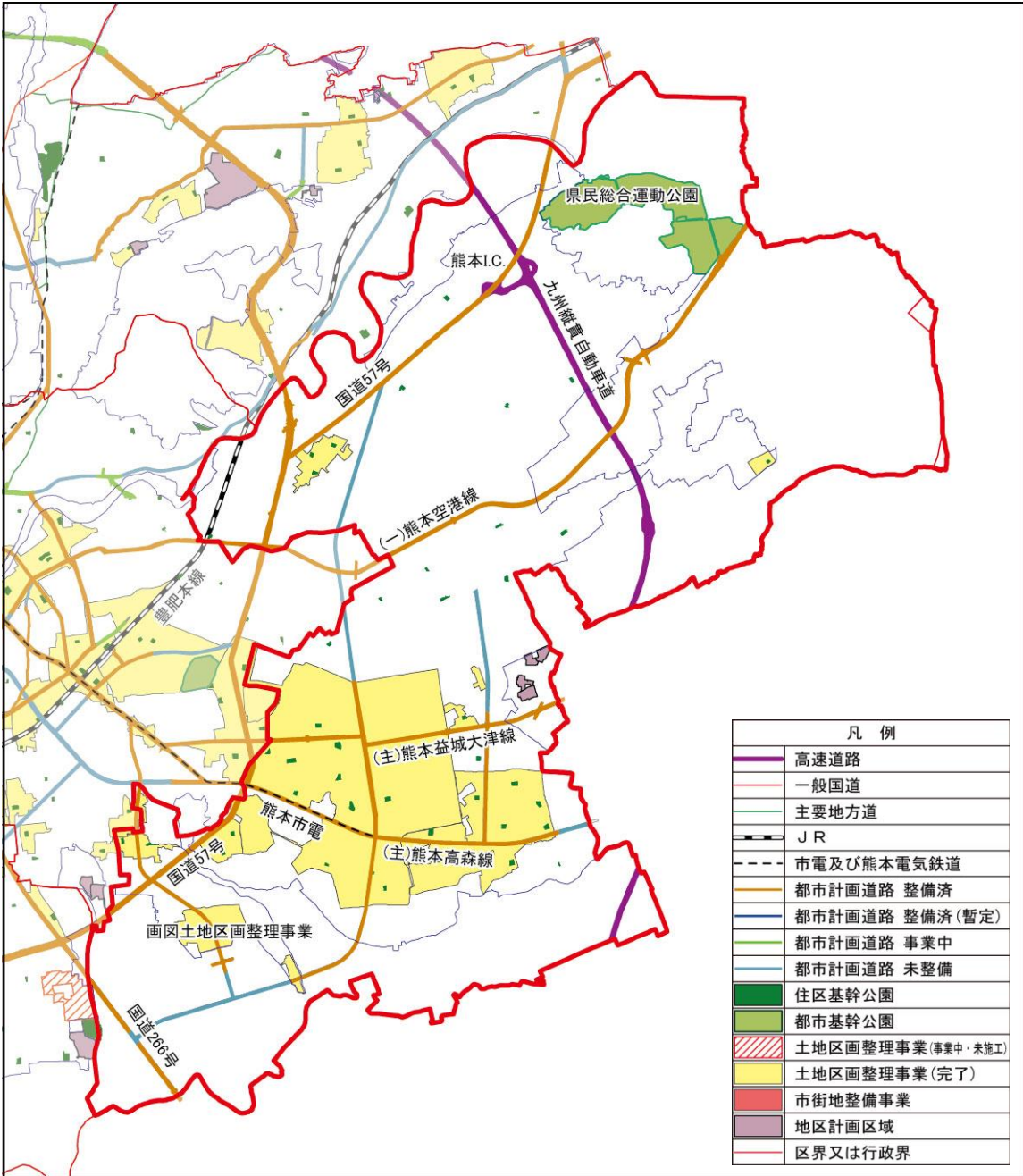
※都市計画

最新の情報
に修正

※公園緑地面積は住区基幹公園、大規模公園、その他を含む
(平成25年3月31日)

（市街地整備）

- ・画図地区のセイラタウンでは土地区画整理事業により良好な居住環境が形成されています。



▲ 都市施設状況

※都市計画道路の計画延長や整備状況は、H29.3.31 現在。
都市公園の整備状況は、H25.3.31 現在。

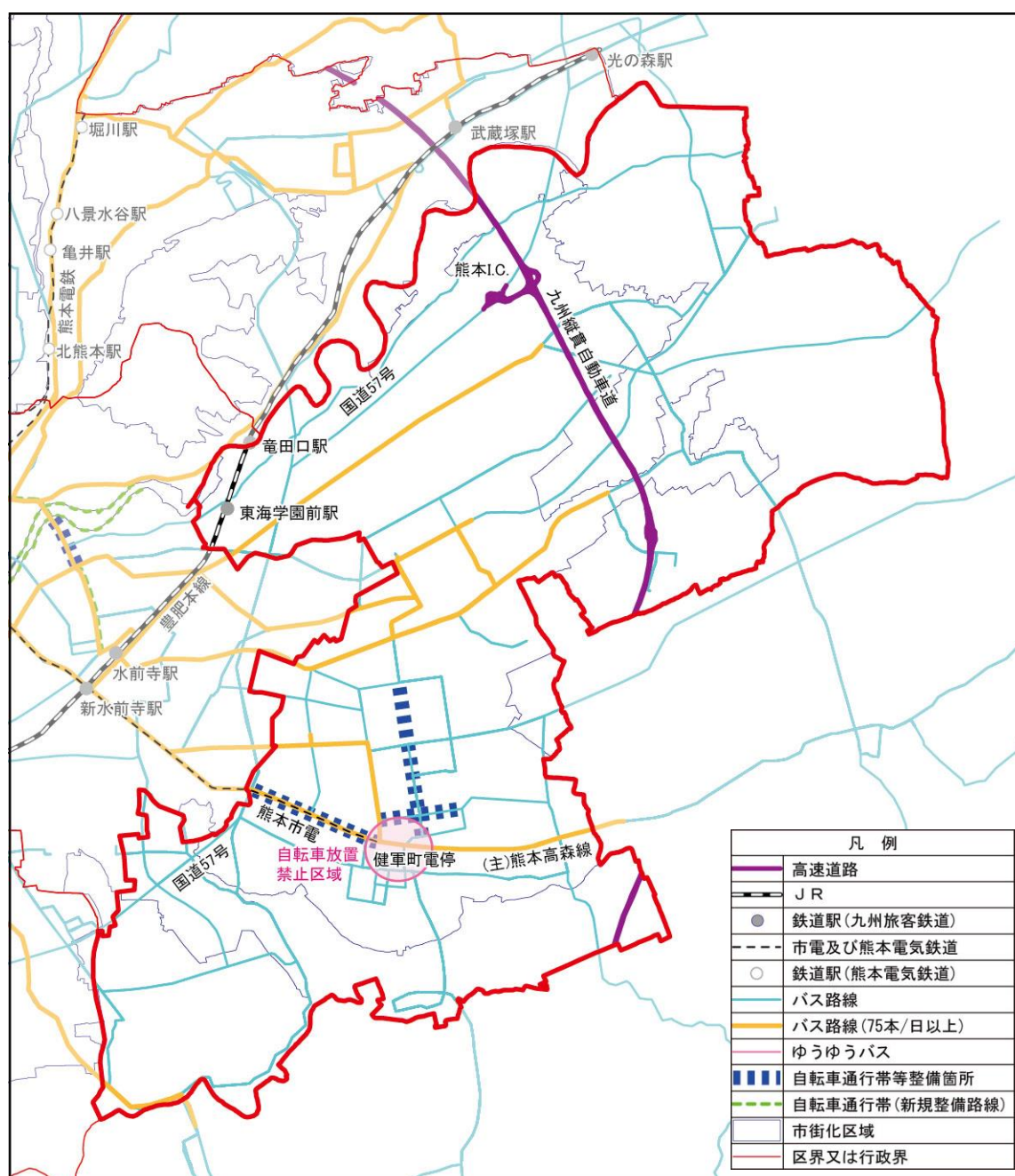
(移動環境)

【公共交通】

- 健軍町電停を起終点として、市内中心部に向けて主要地方道熊本高森線を市電が走っています。また、区内には JR 豊肥本線東海学園前駅があります。
- 路線バスは中心市街地から放射状に運行しており、区内を東西に横断しています。また、南北方向に結ぶ路線として健軍地区と長嶺地区を結ぶ路線があります。しかし、託麻東校区などでは公共交通空白地域が存在する状況です。
- 健軍町電停は路線バスと市電の交通結節点となっています。

【自転車走行環境】

- 主要地方道熊本高森線（通称電車通り）やその周辺の主要道路は、骨格自転車ネットワークに位置づけられており、一部区間は自転車通行帯等整備箇所となっています。
- 健軍商店街等の周辺は、自転車放置禁止区域に指定されています。

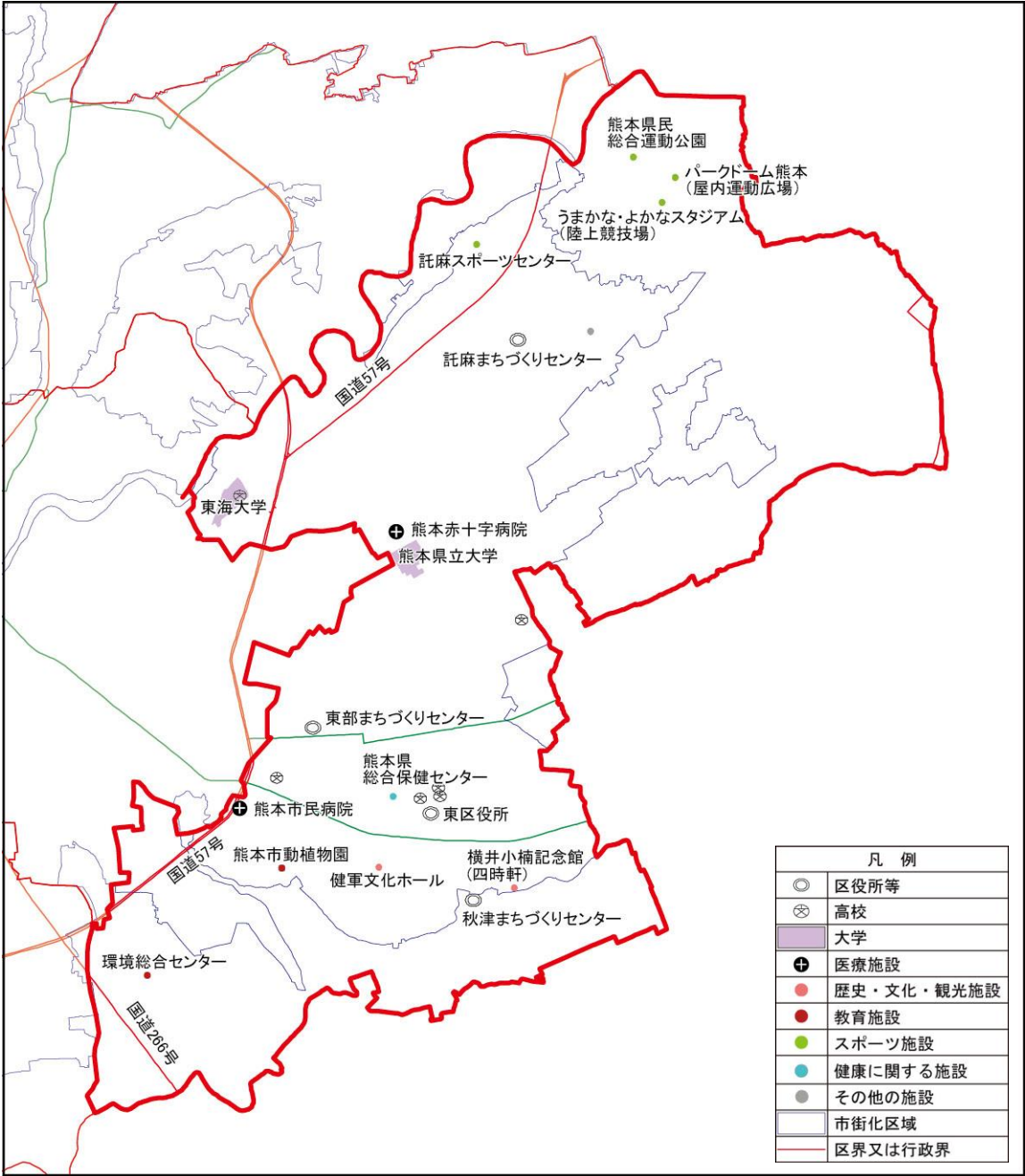


▲ 公共交通網

※バス路線は、H249.4 現在。

(主要な公共公益施設等)

- 三次救急医療施設である熊本赤十字病院をはじめ、二次救急医療施設である熊本市立熊本市民病院、陸上競技場等を有する県民総合運動公園など高次な都市サービス施設が立地しています。
- 健軍周辺には、東区役所をはじめ各種行政サービス機関が多く立地しており、月出や渡鹿地区には熊本県立大学や東海大学等学術研究機関も立地しています。



※各種施設の状況はH29.12.1 現在。

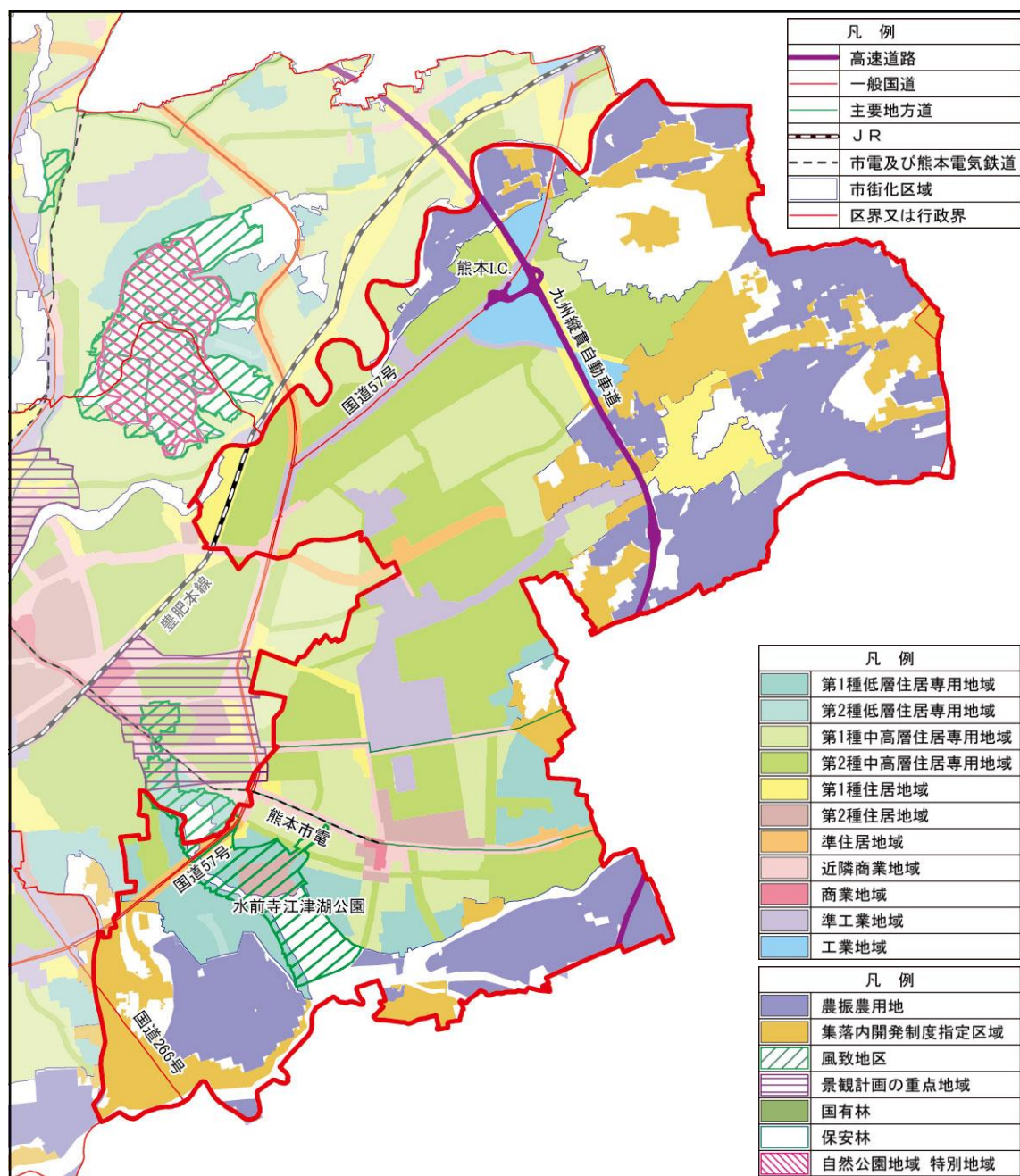
▲ 主要な公共施設

▼ 公共施設一覧表

区役所等	大 学	歴史・文化・観光施設	スポーツ施設
東区役所	東海大学	横井小楠記念館(四時軒)	熊本県民総合運動公園
東区役所 託麻まちづくりセンター	熊本県立大学	健軍文化ホール	パークドーム熊本(屋内運動広場)
東区役所 秋津まちづくりセンター	医療施設	教育施設	うまかな・よかなスタジアム(陸上競技場)
東区役所 東部まちづくりセンター	熊本赤十字病院	熊本市動植物園	託麻スポーツセンター
	熊本市民病院	環境総合センター	健康に関する施設
			熊本県総合保健センター

(法規制など)

- 市街化調整区域の多くのエリアで農振農用地区域に指定されているとともに、一部地域では集落内開発制度の指定区域に指定されています。
- 江津湖周辺は風致地区に指定されており、自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持する区域です。
- 江津湖周辺、電車通沿線及び白川沿岸は、景観計画の重点地域に指定されており、眺望に配慮した景観形成基準が定められています。

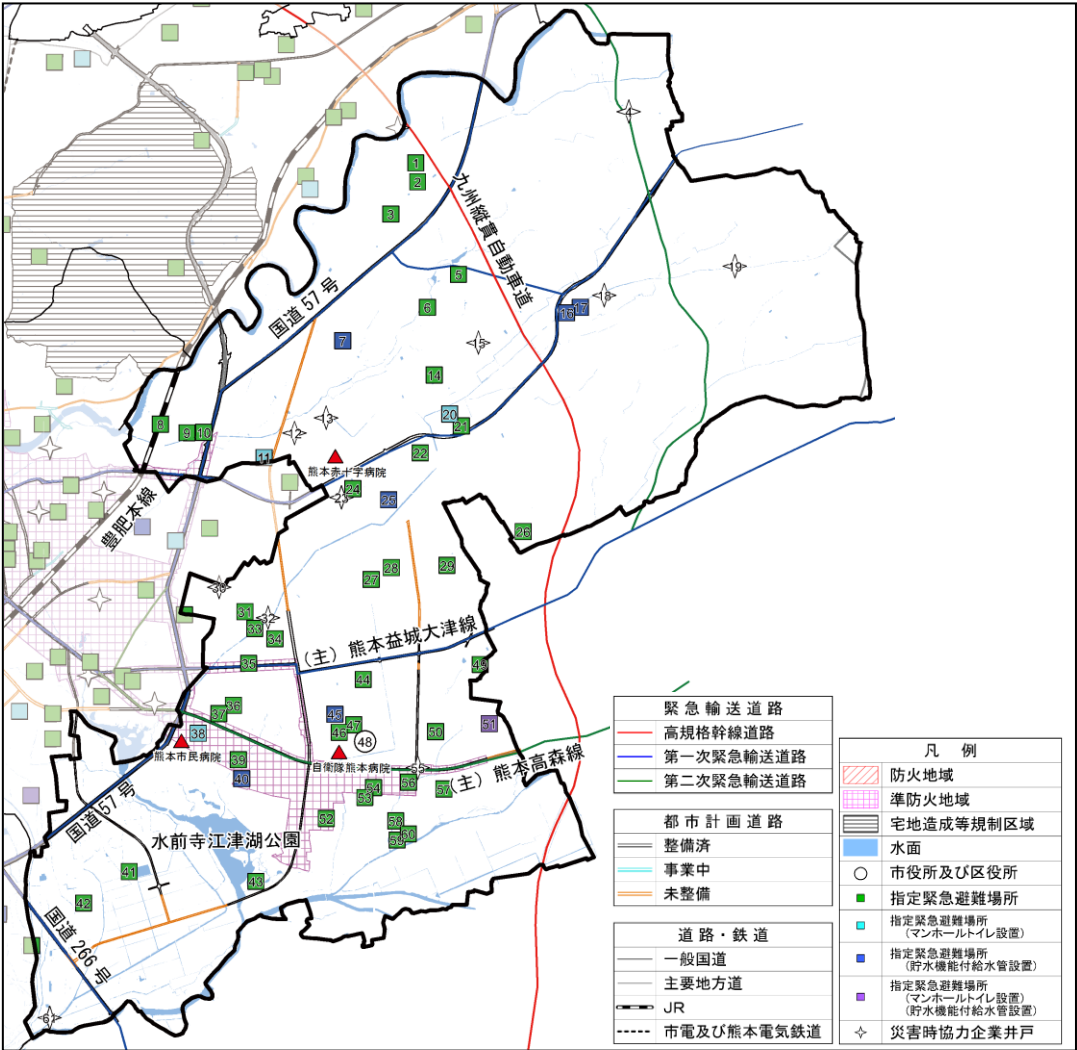


▲ 法規制

※区域区分、用途地域の状況はH29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

- 主要地方道熊本高森線沿線（通称電車通り）や健軍商店街付近が準防火地域に指定されています。
- 平成 29 年 10 月時点において、東区には計 30 箇所の指定避難所が指定されています。その内、西原中学校や長嶺中学校等の 3 箇所にマンホールトイレが整備され、また、二岡中学校や桜木中学校等の 7 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 9 箇所あります。
- 災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院として、熊本赤十字病院や自衛隊熊本病院、熊本市立熊本市民病院が指定されています。
- 県が指定する広域防災活動拠点として、熊本県民総合運動公園が指定されています。
- 国道 57 号や主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）などが第一次緊急輸送路に指定されており、救急指定病院等へのアクセス道路となっています。



▼ 施設一覧

▲ 防災関連図（防災施設等）

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	託麻北小学校	16	二岡中学校	31	尾ノ上小学校	46	東町中学校
2	託麻スポーツセンター（閉鎖中）	17	託麻小学校	32	千代田工業株式会社	47	第二高校（閉鎖中）
3	東部中学校	18	熊本県農業協同組合連合会熊本工場	33	錦ヶ丘公園	48	東区役所
4	熊本乳業（株）	19	JA熊本実業連	34	錦ヶ丘中学校	49	桜木東小学校
5	託麻まちづくりセンター・公民館	20	長嶺中学校	35	東部出張所（閉鎖中）	50	桜木小学校
6	託麻南中央公園	21	長嶺小学校	36	健軍小学校	51	桜木中学校
7	託麻西小学校	22	長嶺公園	37	熊本マリスト学園高校	52	若菜小学校
8	東海大学附属熊本星翔高校	23	熊本県立大学	38	湖東中学校	53	東野中学校（閉鎖中）
9	保田窪公園	24	熊本県立大学（閉鎖中）	39	水前寺江津湖公園（庄口地区）	54	秋津西公園
10	西原小学校	25	月出小学校	40	泉ヶ丘小学校	55	肥後銀行 秋津支店
11	西原中学校	26	香りの森	41	園園小学校	56	秋津中央公園（閉鎖中）
12	熊本総合鉄工団地協同組合	27	山ノ内中央公園	42	環境総合センター	57	沼山津公園
13	西日本エレクトロニクス工業（株）	28	山ノ内小学校	43	水前寺江津湖公園（広木地区）	58	秋津小学校
14	託麻南小学校	29	東嶺高校	44	東町小学校	59	秋津三丁目公園
15	（社）長嶺会 もみの木園	30	肥後銀行 京塚支店	45	健軍東小学校	60	秋津まちづくりセンター・公民館
						61	熊本バス（株）

【地震・津波災害時】

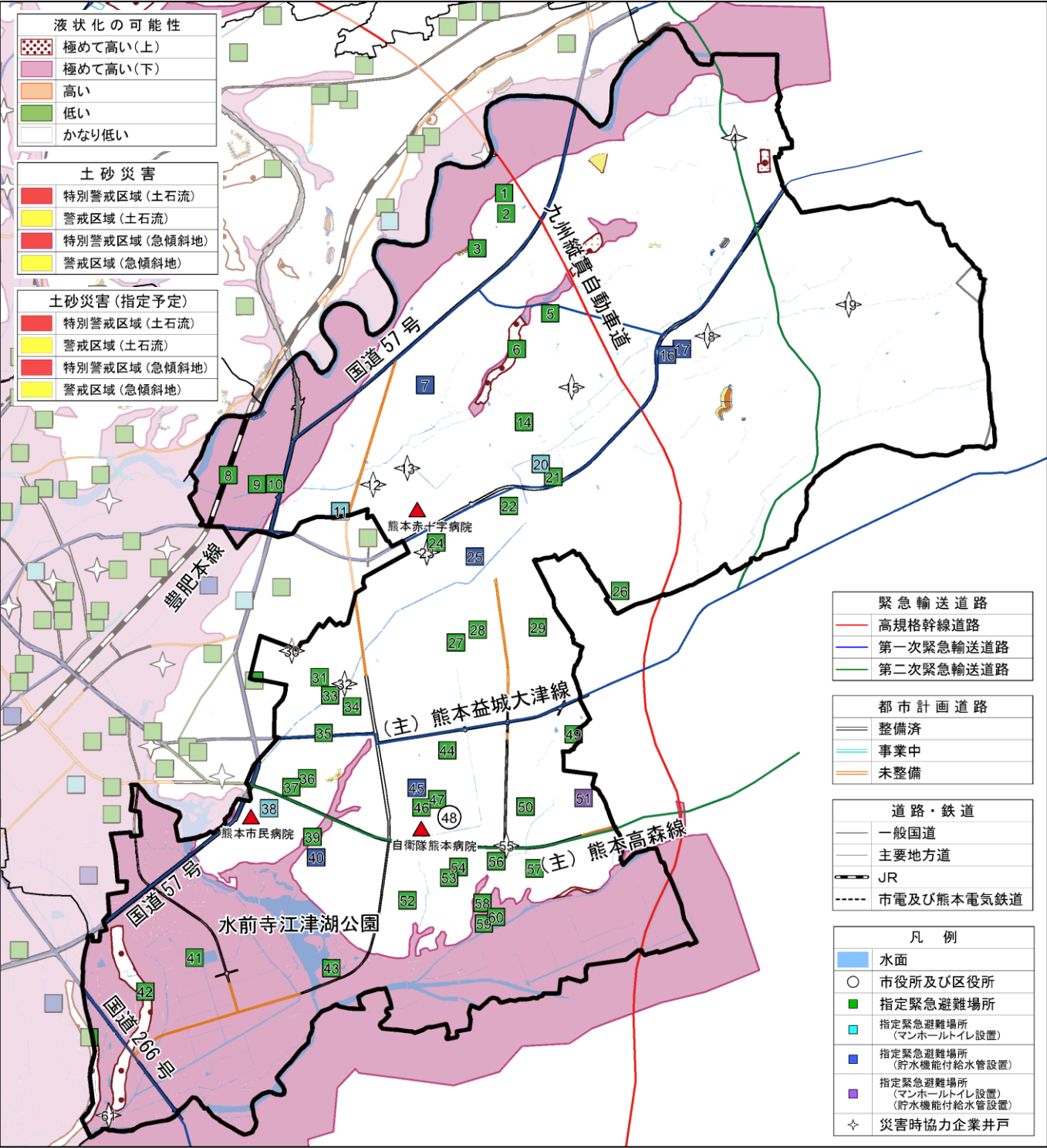
- ・白川周辺については液状化の可能性が極めて高い地域に指定されています。

【風水害時】

- ・託麻三山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- ・白川や加勢川、健軍川の周辺などは、大雨により河川が氾濫した場合に、浸水する危険性があります。
- ・東区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。

(災害リスクと対策基盤など)

【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図(津波・液状化)

※熊本市液状化ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。熊本市津波ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。
※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

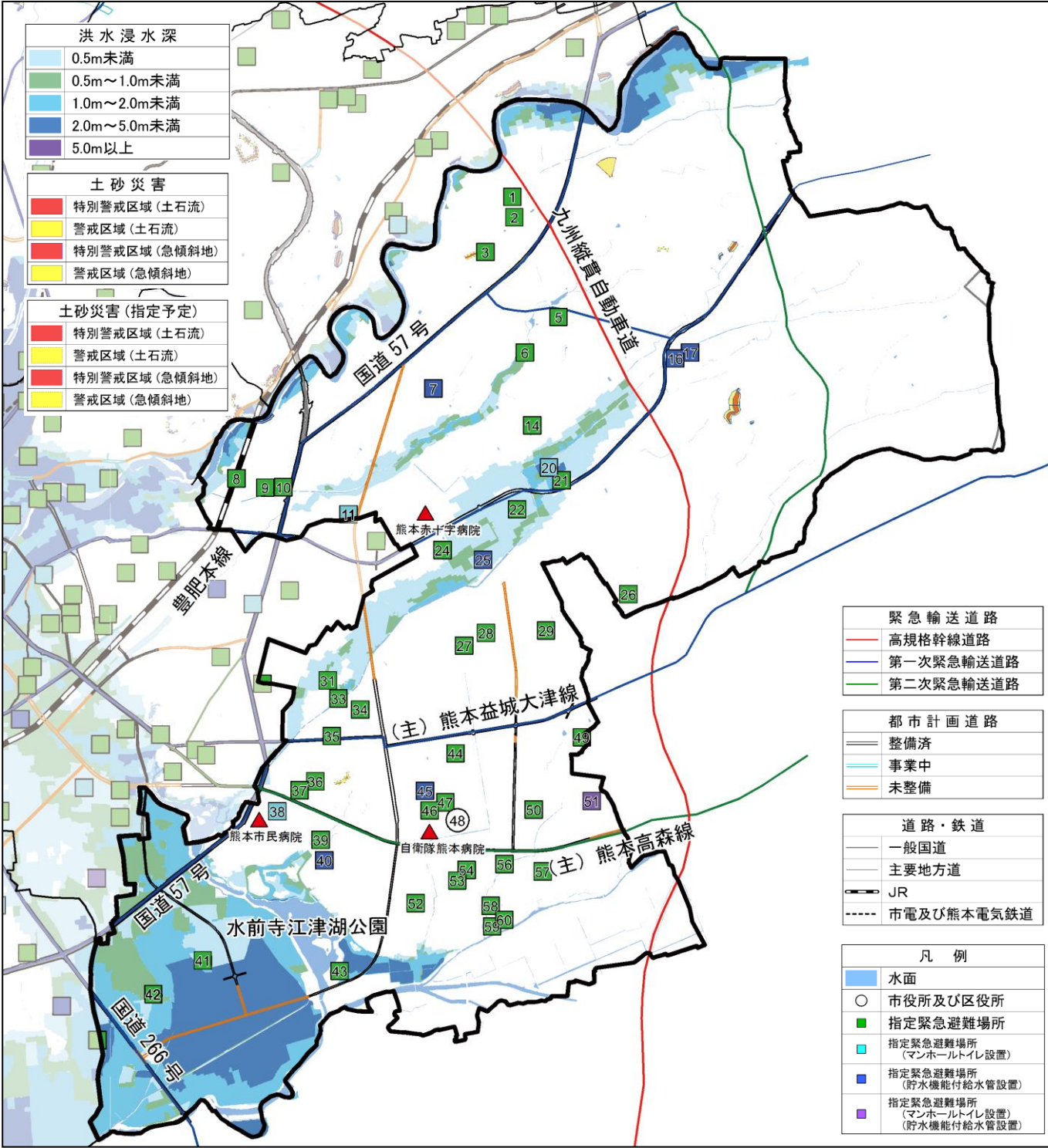
※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認 ・避難ルートの確認 ・井戸設置箇所の確認
- ・災害リスクを踏まえた居住地の選択 等

※より詳細な災害リスクについては、下記をご覧ください。

- ・土砂災害リスク：熊本県土砂災害情報マップ ・液状化リスク：熊本市液状化ハザードマップ
- ・津波リスク：熊本市津波ハザードマップ ・洪水リスク：熊本市洪水ハザードマップ

【風水害時】



▲ 防災関連図(土砂災害・洪水)

※土砂災害：平成 29 年 12 月現在。白川洪水ハザードマップ：平成 17 年 6 月現在。
白川(県管理区間)洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。緑川・加勢川洪水ハザードマップ：平成 23 年 3 月現在。
天命新川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。千間江・除川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
健軍川・藻器堀川ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。富合町洪水・土砂崩れハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
熊本市植木町洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 東区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- ・健軍地区、長嶺地区の地域拠点、さらに一般県道戸島熊本線などのバス路線や市電沿線、東海学園前駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点の特徴	拠点づくりの方針
健軍地区	多種多様な都市機能が多く立地	東区全体の総合的な行政、コミュニティの中心地として、都市型ビジネスやコミュニティビジネスを育みながら、健軍商店街を活かした拠点づくりを行います。
長嶺地区	熊本市内外からの利用がある高次の医療施設や福祉施設が立地	医療福祉機能を中心に都市機能を維持・確保する拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- ・健軍地区の交通結節機能の強化、長嶺地区から中心市街地への新たな路線展開などにより、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ・公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化等に併せ、居住促進エリアにおいて積極的に居住を誘導することで人口密度を維持します。
- ・公共交通軸の機能強化を図るために、まずは健軍電停から自衛隊方面への市電延伸について検討します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【バランスのとれた土地利用の誘導】

- ・熊本インターチェンジ周辺の工業、流通業系土地利用や、幹線道路沿線で沿道サービスを展開する商業系土地利用は維持しつつ、人口密度の高い市街地とバランスの取れた土地利用の誘導を図ります。
- ・主要地方道熊本高森線（通称電車通り）や国道 57 号などの沿道で、商業・業務機能が立地している場所は、既存の機能を維持し、生活利便性の維持に努めます。

【地域拠点】

- ・地域拠点の健軍地区および長嶺地区は、地元商店街と連携して、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺住民の生活利便性を維持・向上します。

② 工業・流通業務地

【広域交通の結節性を活かした流通業務機能の維持】

- ・熊本インターチェンジ周辺は、流通業務機能の維持を図ります。

【周辺環境と調和した工業・流通機能の維持】

- ・一般県道戸島熊本線の沿道は、周辺の住環境や沿道商業・業務機能と調和した工業・流通機能の維持に努めます。
- ・居住促進エリアに該当しない幹線道路沿線では、商業施設や工業用地の立地を活かし、本市の広域的な人流・物流を支える地域として居住とのすみ分けを図ります。

③ 居住地

【良好な住宅市街地の形成】

- ・低中層住宅を主体とした良好な環境を維持する居住地としての土地利用を維持します。
- ・主要幹線道路沿線では商業・業務機能と共存した中高密な住宅地の形成を図ります。

【良好な郊外型住宅地の形成】

- ・農地や山林に隣接する居住地においては、田園・自然環境と調和した居住環境づくりを推進します。

④ 自然地・集落地

【自然環境の保全】

- ・江津湖や託麻三山（神園山、小山山、戸島山）は地域のシンボル、市民の憩いの場、さらに地下水のかん養域、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。
- ・本市郊外部の農産物の生産基盤を維持するとともに、農地においては地下水のかん養域としての機能の保全を図ります。

【集落地の生活環境の維持】

- ・区の南部・北東部や白川沿いの市街地背後の既存集落地では、自然環境や農業生産環境との調和に配慮した集落の維持に努め、農林業の生産環境を守りつつ、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図ります。

2) 都市交通体系の整備

① 広域交通体系の整備

【広域道路交通ネットワークの維持向上】

- ・広域交通網の結節点である熊本インターチェンジや益城熊本空港インターチェンジへのアクセス性を向上します。また阿蘇くまもと空港への円滑な交通アクセスの改善に取り組みます。

② 公共交通機関の利用促進

【公共交通サービス水準の向上】

- ・健軍地区における交通結節機能の強化を図るとともに、長嶺地区から中心市街地へ向かう公共交通の新たな路線展開に取り組みます。
- ・市電の利用を促進するため、新たな駐車場・駐輪場の整備や既存施設の活用など、総合的に駐車場の充実を図ります。
- ・公共交通軸の機能強化を図るために、まずは健軍電停から自衛隊方面への市電延伸について検討します。
- ・電停や地域拠点内のバス停などの交通結節点周辺においては、パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進に取り組みます。

【コミュニティ交通の導入】

- ・熊本市公共交通基本条例に基づき、託麻東地区に存在する公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通の導入に取り組みます。

③ 骨格道路の整備

【地域拠点へのアクセス強化】

- ・地域拠点である長嶺地区と健軍地区間の連携を強化するため、都市計画道路下南部画図線などの南北方向の道路整備計画を推進します。

④ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備

【自転車利用環境の向上】

- ・健軍地区周辺や中心市街地に向かう市電沿線では、歩行者や自転車が共存する交通環境の形成を目指します。
- ・乗換拠点周辺の電停・バス停など、自転車利用の需要が高い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進します。

【安全な歩行者・自転車環境の形成】

- ・自転車利用が多いことから、交通量に応じて歩行空間と自転車走行空間の分離を推進しま

す。

3) 市街地整備・住宅整備

① 居住地

【多様な居住ニーズに応じた都市型住宅の供給促進】

- ・都市的利便性を活かし、子育て世代の多様なライフスタイルや価値観に対応した都市型住宅の供給を促進します。

【良好な居住環境の形成】

- ・地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった居住環境の形成を促進します。
- ・郊外部においては、自然や街並み、景観などの地域特性を活かし、環境にも配慮しつつ良好な居住環境の維持に努めます。

② 工業・流通業務地

【住工が共存できる環境の形成】

- ・住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

【広域交通を活かす施設の集積】

- ・熊本インターチェンジ等の周辺においては、九州縦貫自動車道への近接性を活かし、流通業務施設の集積を促進します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- ・江津湖周辺や託麻三山（神園山・小山山・戸島山）、白川中上流域河岸段丘などは、豊かな自然環境及び生物多様性の保全・活用に取り組みます。

【官民協働による都市環境の改善】

- ・「熊本市緑化助成制度」などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- ・市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

【都市部の豊かな自然環境の保全】

- ・区の北端を流れる白川、南端を流れる加勢川は、河川環境及び生態系の保護に努めます。

② 地下水の保全

【水源保全対策の推進】

- ・地下水かん養能力の高い農地・山林の保全に配慮したまちづくりに努めます。
- ・地下水の重要なかん養域である東部地域において家畜排せつ物を適正に処理するため、熊本市東部堆肥センターを整備します。

③ レクリエーション拠点

【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】

- ・水前寺江津湖湧水群の環境保全に努めるとともに、身近な水辺空間、また観光・レクリエーション拠点として整備を推進します。

【特徴的なレクリエーション拠点の維持向上】

- ・熊本市動植物園を活用し、区内外からの来訪者が自然や動植物と触れ合える環境づくりを目指します。また、熊本県民総合運動公園においては広域からの利用を想定した市民の健康づくりやスポーツ活動拠点の形成を推進します。

5) その他の都市施設の整備

① 下水道

【下水道未普及地域の解消】

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【下水道管渠の適正な維持管理】

- ・合流式下水道区域を長寿命化計画に基づき、計画的な機能更新を行い適正な維持管理に努めます。

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・東部浄化センターでは、下水道消化ガス発電設備を導入し、下水道資源の有効活用を図っています。

【水質保全及び浸水対策】

- ・合流式下水道が整備されている健軍地区などでは、健軍川等の公共用水域の水質保全のため、汚濁負荷量の削減などを推進します。
- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。
- ・特に浸水被害が著しい若葉地区等の加勢川第6排水区や桜木地区等の鶯川第2排水区においては、雨水排水施設の整備を図ります。

② 河川

- ・白川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する健軍川などの河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配

慮しながら、計画的に河川改修を行います。

③ その他の施設

- ・ 東部環境工場は、循環型社会への対応に向け、処理が必要なごみに対して適正処理の継続と、更なる再資源化やエネルギー回収を行うよう施設の維持と整備を図ります。
- ・ まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを、地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・ 区内の大学を市民の知の拠点として有効活用します。
- ・ 創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。
- ・ 熊本地震により被災した熊本市市民病院については、これまで担ってきた役割の大きさを踏まえ、地域医療を支える公立病院として一日も早い復旧に取り組みます。

6) 都市景観形成

【東区の景観形成】

- ・ 本市の景観を代表する江津湖周辺、電車通沿線及び白川沿岸では、重点的に景観の形成を図ります。

【重点的な景観形成】

- ・ 「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・ 江津湖周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域は、「重点地域」として熊本らしい景観形成を推進します。
- ・ 国道 57 号（東バイパス）の一部、都市計画道路保田窪菊陽線、県道益城菊陽線、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）の一部、国道 266 号などの各沿道は、「特定施設届出地区」として特定施設の新増改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・ 戸島地区のうち主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）に近接した地域については、「熊本空港周辺景観形成地区」の一部として、農地の保全を図りつつ、田園風景と調和した景観形成を図ります。

7) 都市防災

①災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・ 災害時の道路ネットワークを確保するため、下南部画図線等の都市計画道路の整備を推進します。
- ・ オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、地区計画、建築協定等を活用し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ・ 市街地では公共空地、緊急輸送路を確保し、延焼遮断空間の形成を図ります。・ バス路線網の再編を進め、健軍電停から自衛隊方面への市電延伸を検討することで、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害対応力の向上も目指します。
- ・ 託麻三山の麓にある集落や住宅地においては、急傾斜地での土砂災害に対する防災対策を

促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・準防火地域を指定している水前寺から健軍地区にかけての主要地方道熊本高森線（通称電車通り）や幹線道路付近の住宅地等においては、準防火地域の継続指定により、耐火性能を確保することで火災の延焼防止を促進します。
- ・健軍地区等の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。
- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。
- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震の影響により、沼山津地区などでは特に甚大な被害が発生しており、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅等を提供するなど、被災者の住まいの確保支援に取り組みます。

②災害時でも機能する拠点の整備

【地域拠点】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、**非構造部材（天井、建具等）の損傷、移動対策**、陳列棚転倒対策等について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【災害対応に必要な拠点】

- ・熊本県民総合運動公園、熊本赤十字病院は、それぞれ広域防災活動拠点、基幹災害拠点病院であり、これらの拠点の災害時活動を支援するために、都市計画道路下南部画図線などの道路・交通ネットワークの早期整備を図ります。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、託麻三山周辺等の土砂災害特別警戒区域や、白川周辺の液状化の可能性が高いエリア、白川等の河川氾濫時の浸水エリアなどの災害リスク及び避

難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。

- ・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。
- ・発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ・市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ・災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ・リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

【地域の災害対応力の強化】

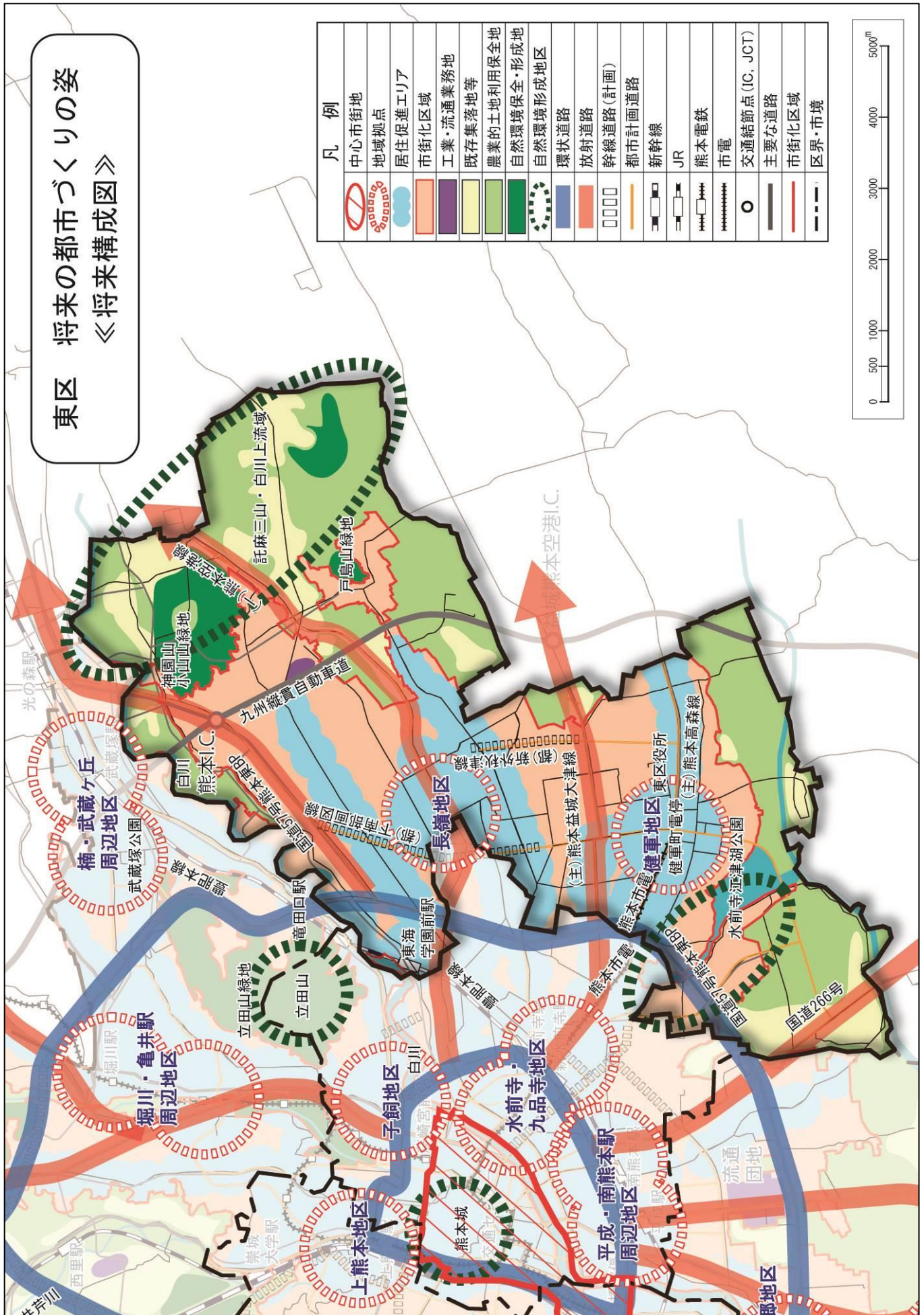
- ・自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- ・地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- ・地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

【行政の災害対応力の強化】

- ・東区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- ・避難所となる小・中学校等にマンホールトイレ等を整備するとともに、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）や貯水機能付給水管の整備を推進します。**また、要配慮者の視点に配慮した、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。**
- ・学校や地区公園などのオープンスペースを広域避難場所として確保します。
- ・発災時に即時的で的確な情報提供等を行うために、SNSなどを活用し、市民・地域・行政の普段からの情報共有体制の構築について検討します。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・大規模災害発生時においては、発生直後の数日間は避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」の設立をするとともに、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。
- ・災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。

- 既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど避難誘導を図ります。
- 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- 災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- 応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

東区 将来の都市づくりの姿 《将来構成図》



4 西区

(1) 西区の特性と現況

1) 西区の概況・特性・役割

熊本市の西部に位置し、河内みかんなどの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリの養殖やアサリ・ハマグリ漁の漁獲なども行われる有明海など豊かな自然に恵まれたところです。加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁し、本市の広域交通の重要な拠点となっています。熊本駅前の森都心プラザは、人・情報・文化の新たな交流拠点となっています。また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域です。

《西区の役割》

- ・熊本の広域交通の玄関口（陸：熊本駅、海：熊本港）
- ・人、情報、文化の新たな交流拠点
- ・農水産業の生産拠点（みかん、野菜、ノリ・アサリなど）

2) 人 口

- ・人口は、平成 27 年現在 93,171 人で、全市の約 13%を占め、5 年前に比べ横ばい傾向にあります。
- ・65 歳以上の人口割合は全市で最も高く、高齢化が進んでいる区です。
- ・自然的土地利用が多いため、人口密度は 10.6 人/ha と低密度です。
- ・市街化区域が区域の約 16%で、8 割以上が市街化調整区域となっています。
- ・小学校区別にみると、市街地となっている城山、白坪校区が微増していますが、それ以外の校区は減少傾向にあり、特に芳野、河内校区などの人口減少が顕著です。
- ・高齢化率をみると、芳野、河内、松尾西地区においては 35%を超えており、松尾北地区や高橋校区においても 30%以上と高く、高齢化が進行しています。

	西区	熊本市
面積 (ha)	8,888	38,954
人口	93,171	734,474
3区分	14.5	14.5
人口密度 (人/ha)	10.6	18.9
人口増減率 (%)	21.0	2.43
人口増減率 (1世帯あたり)	1.01	2.73
市街化調整区域 (%)	82.3	27.3

資料：国勢調査
人口は国勢調査



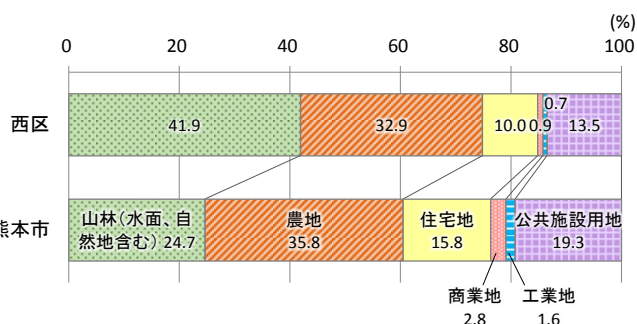
▲ 小学校区別の人口動向 (H22/H17)

▲ 小学校区別の高齢化率 (H22)

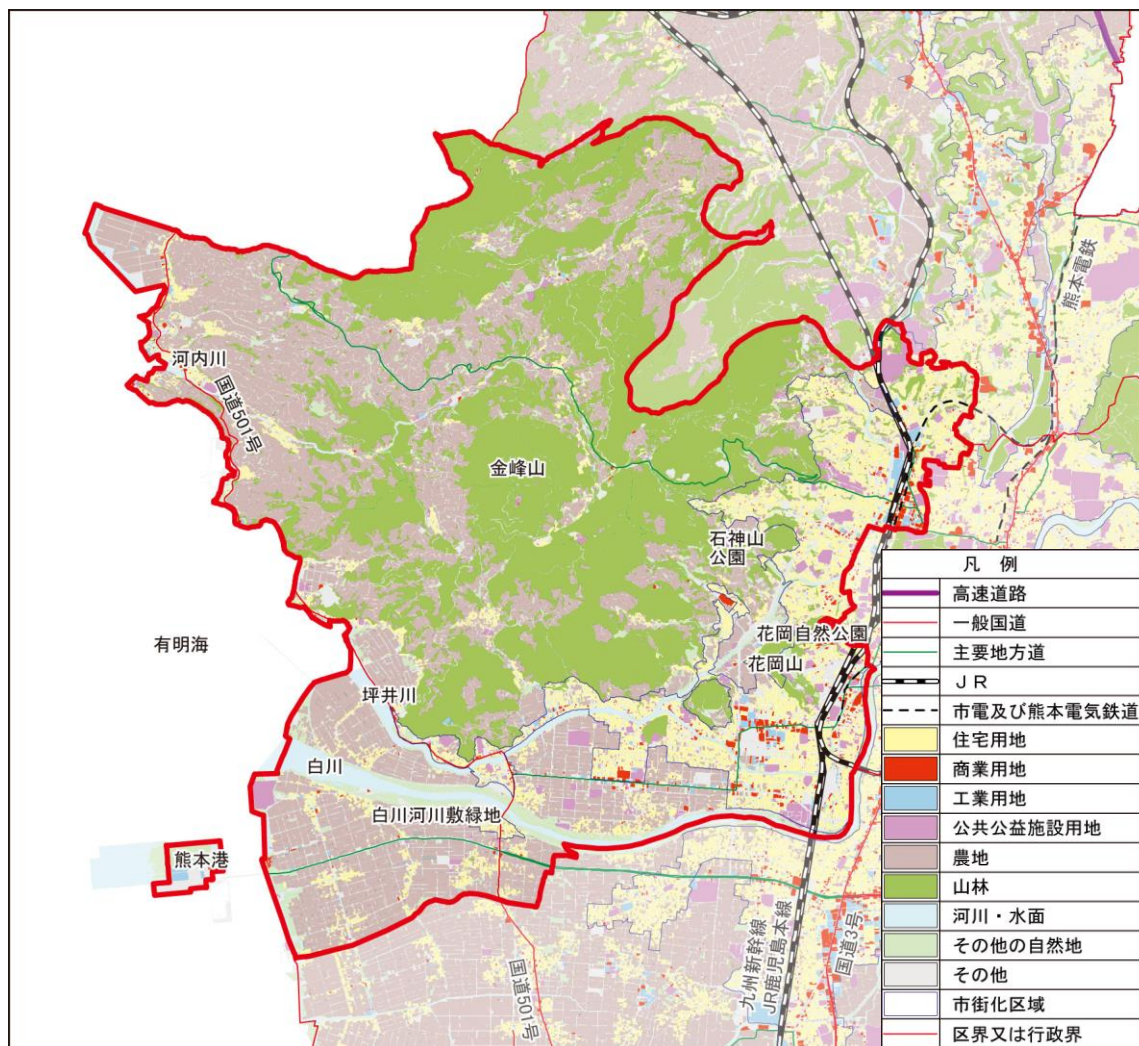
資料：国勢調査

3) 土地利用

- 住宅・商業・工業・公共施設用地の都市的土地利用は約 25%で、農地・山林の自然的土地利用が約 75%を占め、優良な農業生産基盤や豊かな自然環境を有する区となっています。
- JR 鹿児島本線に近い区東部には住宅地が広がっており、地域拠点の上熊本地区周辺や、JR 熊本駅から城山地区にかけて市街地が形成されています。
- 区の北西部は金峰山を中心とする山林や畑地が中心の土地利用で、みかんや梨などの果樹栽培が盛んです。また、有明海ではノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んに行われるとともに、平野部でも野菜等の栽培が行われています。



▲ 土地利用構成

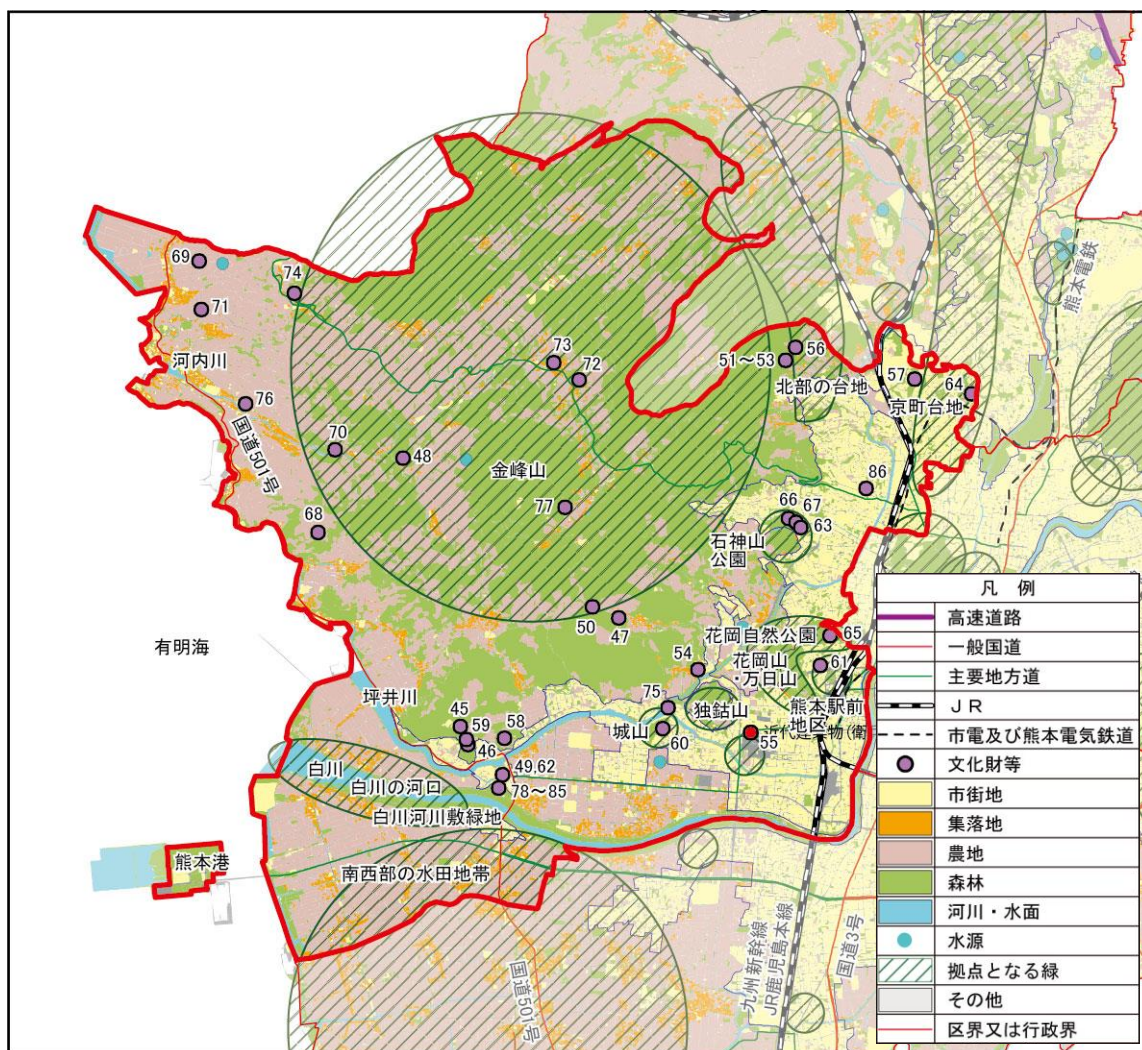


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- ・金峰山や有明海、白川や坪井川・井芹川などの自然に恵まれ、金峰山南側には平野部が広がっており、この自然的資源を活かして、古くから農業、漁業が営まれています。
- ・国指定文化財の池辺寺跡や千金甲古墳などの史跡をはじめ、本妙寺や高橋稲荷などの神社仏閣、鱸水や成道寺などの水遺産等々、歴史的資産も数多くみられます。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH28.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
45	千金甲古墳(甲号)	59	千金甲丙号古墳群	73	嶽麓寺跡の中世石造物群
46	千金甲古墳(乙号)	60	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	74	豊ヶ石
47	池辺寺跡	61	細川忠利公火葬地	75	天社宮の大クスノキ
48	雲巖禅寺境内	62	明治天皇小島行在所跡	76	河内晩柑原木
49	明治天皇小島行在所	63	百梅園跡	77	マミフラワーデザイン熊本教室花峰館(旧鐘淵紡績熊本工場診療所)
50	金子塔	64	山伏塚	78	浜田醤油店舗
51	成道寺六地藏塔 二基	65	花岡山陸軍埋葬地	79	浜田醤油主屋
52	成道寺五輪塔 一基	66	釣耕園	80	浜田醤油洋館
53	成道寺板碑群 四基	67	農桂園	81	浜田醤油三番蔵
54	池辺寺関係石造物	68	塩屋北ノ崎古墳	82	浜田醤油旧圧搾機室
55	近代建築物(衛兵所)	69	差茂塚古墳	83	浜田醤油旧原料倉庫
56	天福寺裏山古墳群付学承院跡宝篋院塔	70	砂鉄水路跡(2ヶ所)	84	浜田醤油旧石室
57	富ノ尾古墳	71	加藤家墓地	85	浜田醤油給水塔
58	櫛崎山古墳群	72	道家之山の墓	86	本妙寺仁王門

5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

- 区内の道路は、市街地となっている区東南部の平地部や金峰山の山沿い、有明海沿岸などに形成されており、主要地方道熊本高森線や熊本港線が東西方向の道路網を形成し、南北方向では都市計画道路熊本西環状線の整備が進められています。その他、地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）や熊本天草幹線道路等の整備構想があります。
- 区内の都市計画道路決定延長は約54km、整備率は約49%であり、事業中の路線が多い区となっています。
- 区内の都市計画公園等の開設面積は約85ha、区民一人当たり面積は約9.0㎡/人で、全市とほぼ同じです。

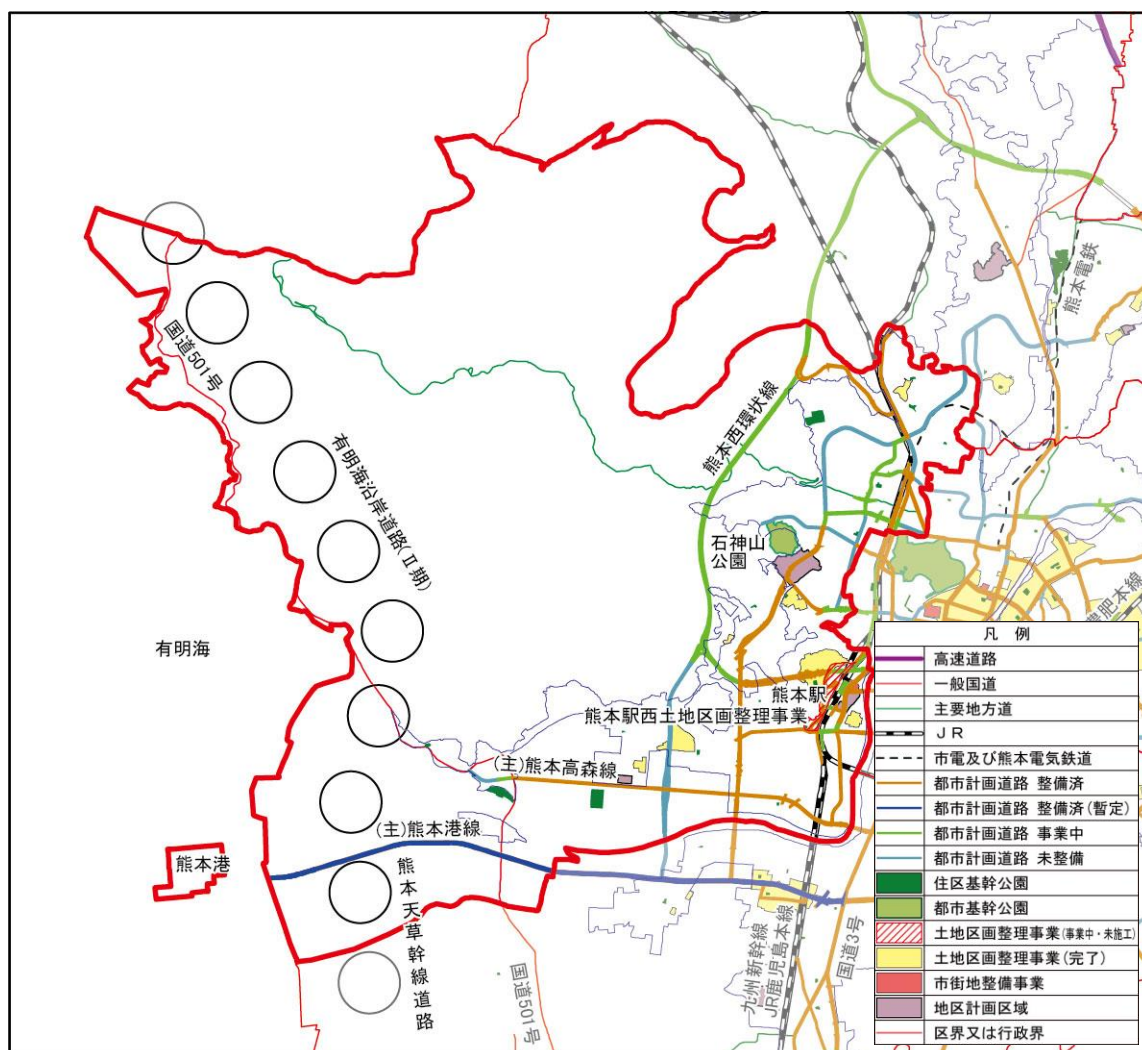
（市街地整備）

- 熊本駅周辺では熊本駅前北地区、熊本駅前東A地区での市街地再開発事業や、熊本駅西地区での土地区画整理事業、並びに熊本駅前南A・東B地区の地区計画等により、熊本駅前にふさわしい良好なまちなみ形成が進められるとともに、計画的な基盤整備や都市機能の導入により、交通結節機能の強化や中心市街地の活性化が図られています。

都市計画道路	延長	54.0
都市計画公園	面積	85.0
都市計画道路整備率	整備率	49.0
都市計画公園開設率	開設率	9.0
※都市計画道路決定延長		
※都市計画公園開設面積		
※都市計画道路整備率		
※都市計画公園開設率		

最新の情報
に修正

（平成25年3月31日）



▲ 都市施設状況 ※都市計画道路の計画延長や整備状況は、H29.3.31 現在。
都市公園の整備状況は、H25.3.31 現在。

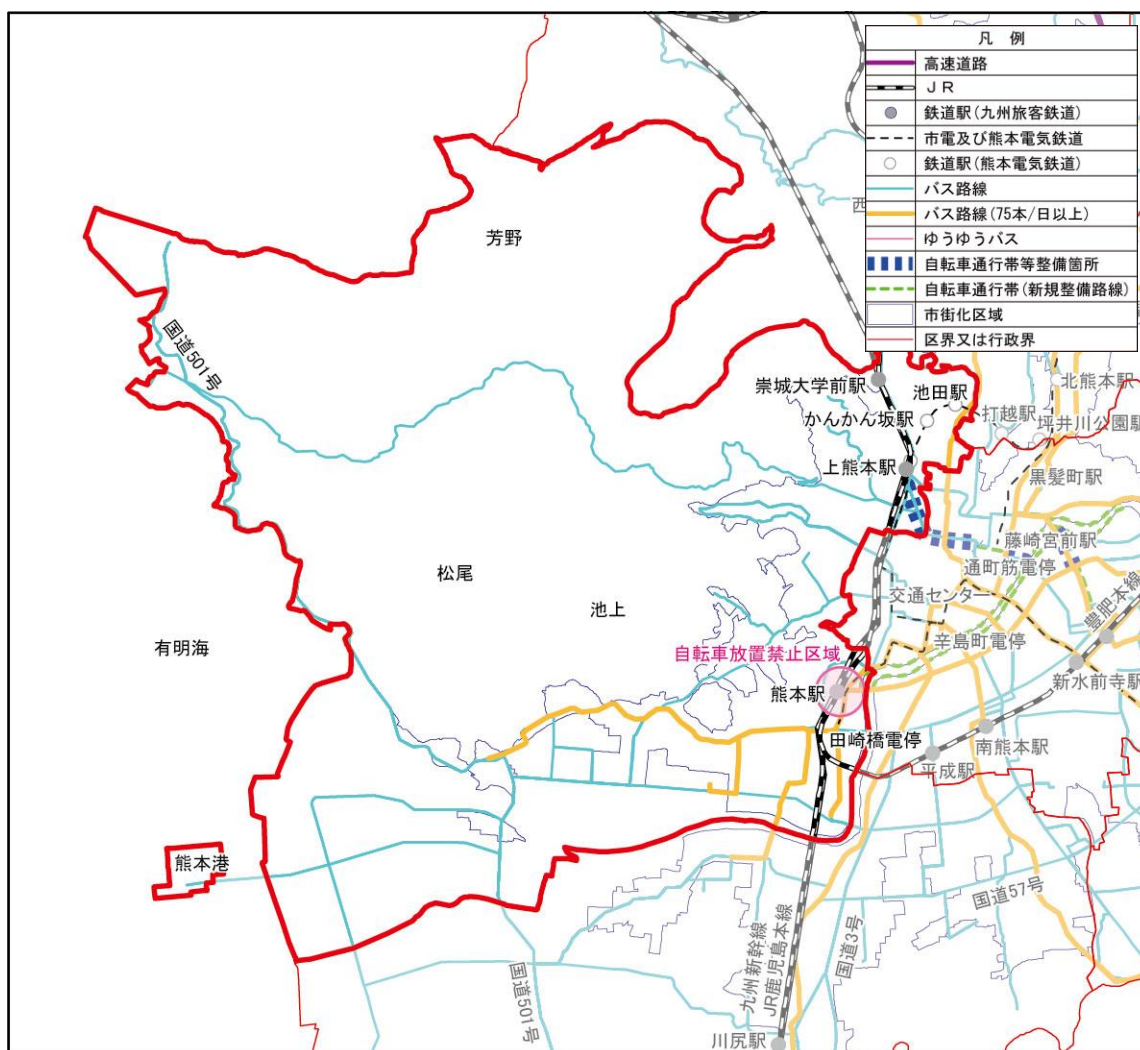
(移動環境)

【公共交通】

- 区内には熊本駅、上熊本駅、崇城大学前駅のJR 3駅が存在し、海の玄関口である熊本港も有しています。
- 市電については、田崎橋や熊本駅から中心市街地までを結ぶA系統と、上熊本駅と中心市街地を結ぶB系統と2系統が走っており、熊本電鉄も、起終点となる上熊本駅をはじめ3駅を有し北区を經由して合志市まで運行しています。
- 区の大部分は、公共交通機関を路線バスに依存しています。路線バスは幹線道路を中心市街地に向かって東西方向に運行しています。しかし、芳野校区や池上校区、松尾東・西・北地区などでは公共交通空白地域等が存在する状況です。
- このことから、公共交通空白地域等では、デマンド型乗合タクシー等がコミュニティ交通として地域住民の移動を支えています。

【自転車】

- 交通結節点の熊本駅や上熊本駅では、駐輪場が整備され、熊本駅周辺は自転車放置禁止区域に指定されています。

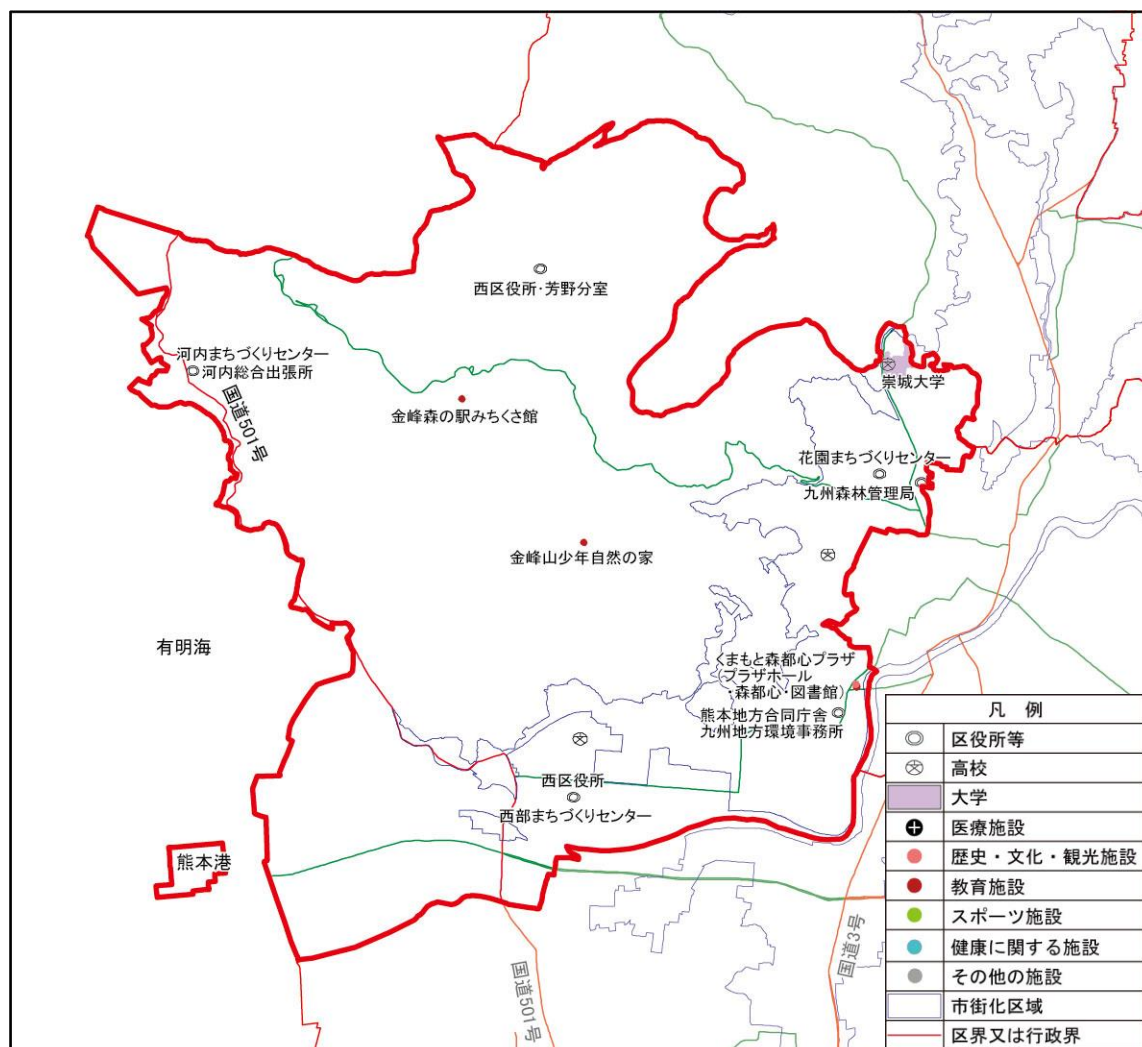


▲ 公共交通網

※バス路線は、H29.4 現在。
※ゆうゆうバスは、H28.4.1 現在。

(主要な公共公益施設等)

- 文化施設等の立地は少なく、また行政サービス施設は区内に分散して立地しており、地域拠点周辺への都市機能立地は低い状況です。
- 熊本駅前東A地区では市街地再開発事業により、熊本駅前に図書館、ビジネス支援センター、観光・郷土情報センター等の複合施設であるくまもと森都心プラザが立地し、熊本駅前南B地区には国の合同庁舎(大規模な業務地)が立地しています。



▲ 主要な公共施設

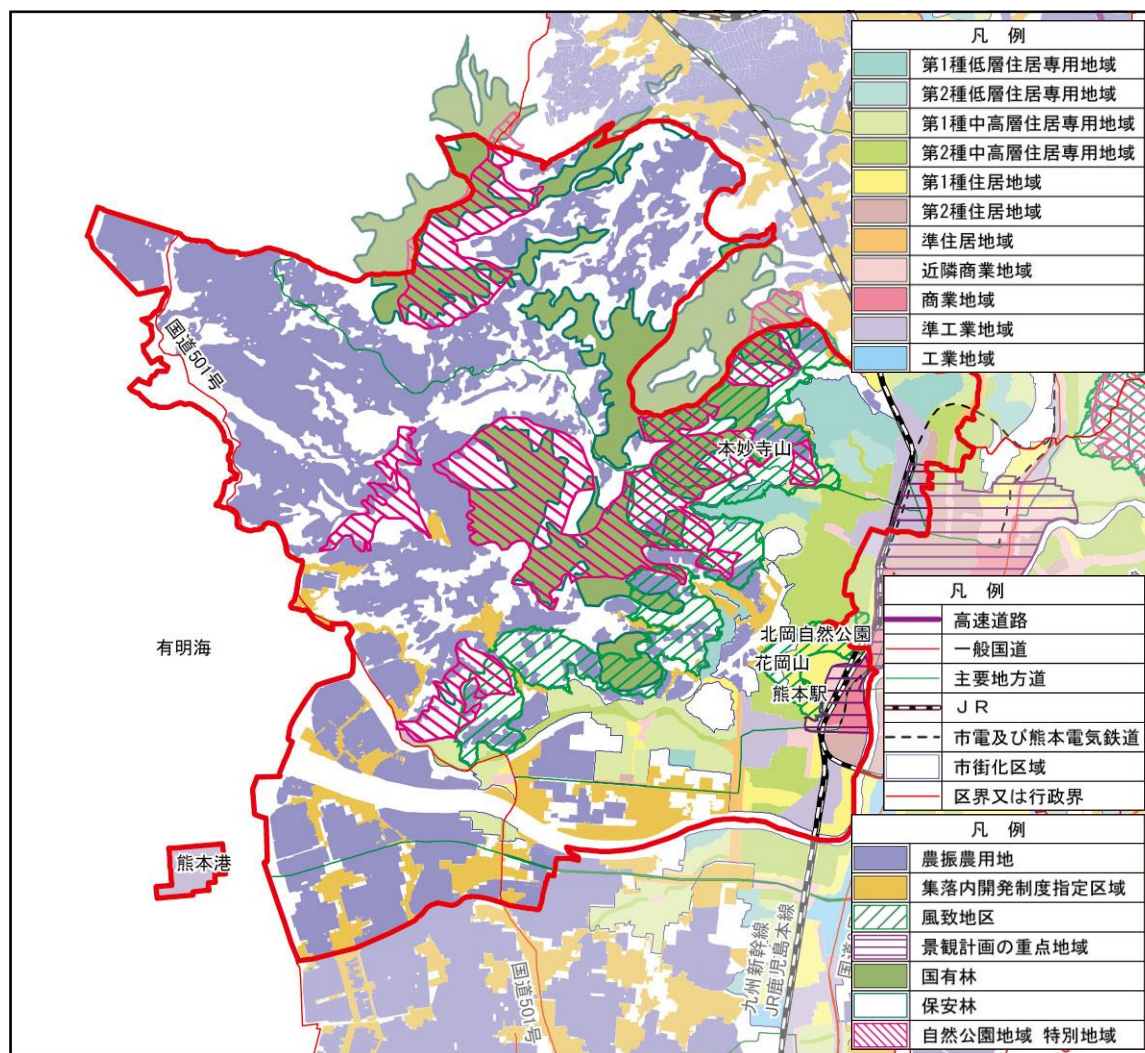
※各種施設の状況はH29.12.1 現在。

▼ 公共施設一覧表

区役所等	大 学
熊本地方合同庁舎	崇城大学
九州森林管理局	歴史・文化・観光施設
九州地方環境事務所	くまもと森都心プラザプラザホール
西区役所	森都心
西区役所 西部まちづくりセンター	教育施設
西区役所 河内総合出張所	金峰森の駅みちくさ館
西区役所 河内まちづくりセンター	くまもと森都心プラザ図書館
西区役所 芳野分室	金峰山少年自然の家
西区役所 花園まちづくりセンター	

(法規制など)

- ・市街化調整区域においては、多くのエリアで農振農用地域に指定されているとともに、一部の地域では集落内開発制度の指定区域に指定されています。
- ・千金甲地区、花岡山・万日山地区、本妙寺山地区は風致地区に指定されており、自然的景観を主体とする良好な都市景観が維持されています。
- ・熊本城周辺、熊本駅周辺、電車通沿線及び白川沿岸は、景観計画の重点地域に指定されており、高さ制限などの眺望に配慮した景観形成基準が定められています。

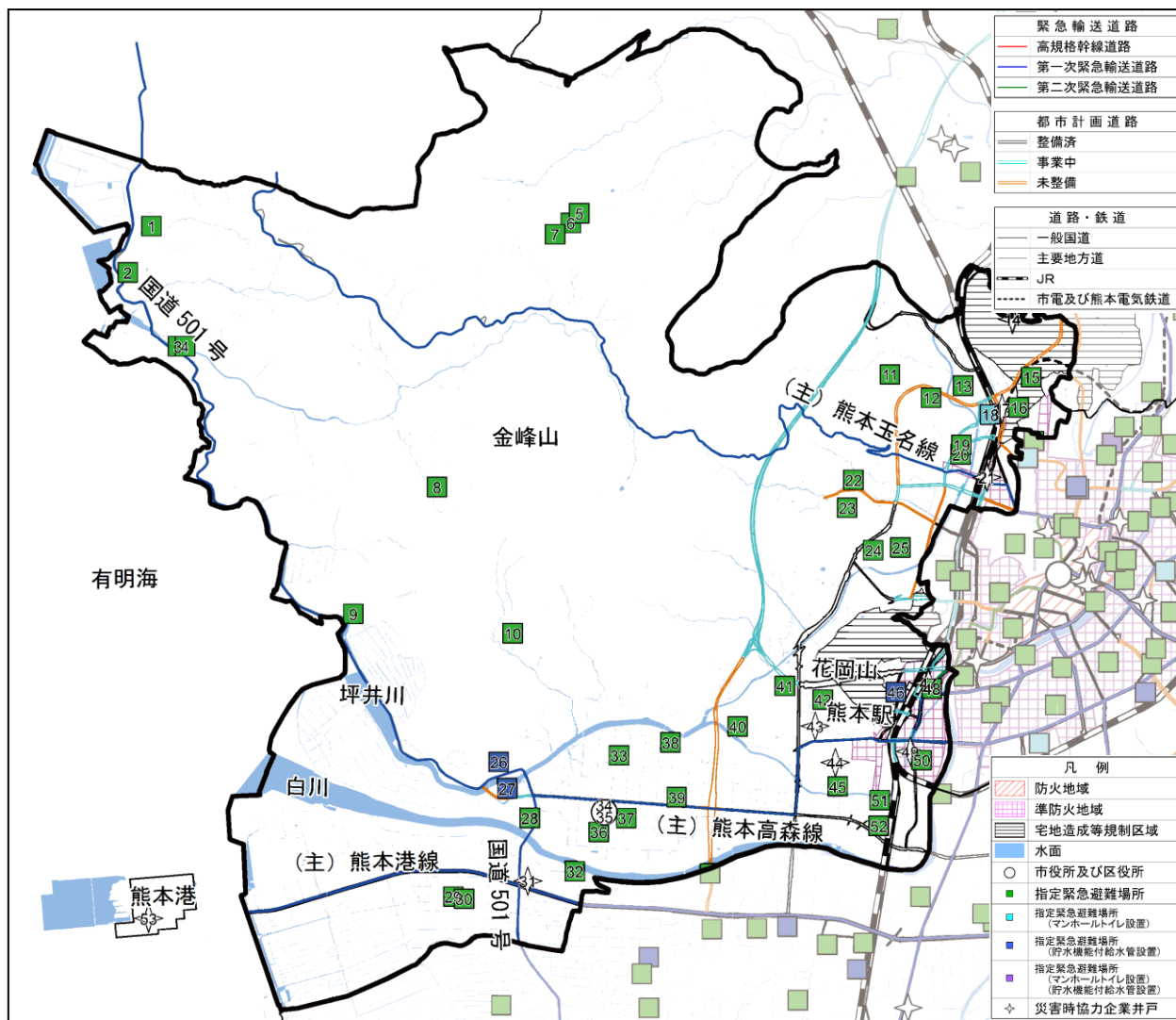


▲ 法規制

※区域区分、用途地域の状況は H29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

- 熊本駅周辺が準防火地域に指定され、花岡山周辺では宅地造成等規制区域に指定されています。
- 平成 29 年 10 月時点において、西区には計 29 箇所の指定避難所が指定されています。その内、井芹中学校にマンホールトイレが整備され、また、城西中学校等の 3 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 7 箇所あります。
- 災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院はありません。
- 国道 501 号や主要地方道熊本高森線、熊本玉名線などが第一次緊急輸送路に指定されています。



▼ 施設一覧

▲ 防災関連図 (防災施設等)

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	河内小学校白浜分校	16	池田1丁目西児童遊園	31	和の郷	46	春日小学校
2	河内交流室・公民館	17	金剛(株)	32	白川中原緑地	47	ザ・ニューホテル熊本
3	河内中学校	18	井芹中学校	33	熊本西高校	48	くまもと森都心プラザ
4	河内小学校	19	花園まちづくりセンター・公民館	34	西部公民館	49	肥後銀行 肥後銀行事務センター
5	芳野コミュニティセンター	20	花園五丁目公園	35	西区役所	50	古町小学校
6	芳野小学校	21	肥後銀行 上熊本支店	36	西部環境工場	51	白坪小学校
7	芳野中学校	22	古荘公園	37	城山公園運動施設	52	蓮台寺公園
8	旧松尾北小学校	23	石神山公園	38	高橋小学校	53	(株)エコポート九州
9	旧松尾西小学校	24	城西小学校	39	城山小学校		
10	旧松尾東小学校	25	市立千原台高校	40	三和中学校		
11	柿原公園	26	城西中学校	41	池上小学校		
12	花園小学校	27	小島小学校	42	池上中央公園		
13	池亀公園	28	小島公園	43	株式会社 ヒライ 本社工場		
14	桜が丘病院	29	中島中央公園	44	熊本市場冷蔵株式会社		
15	池田小学校	30	中島小学校	45	花陵中学校		

【地震・津波災害時】

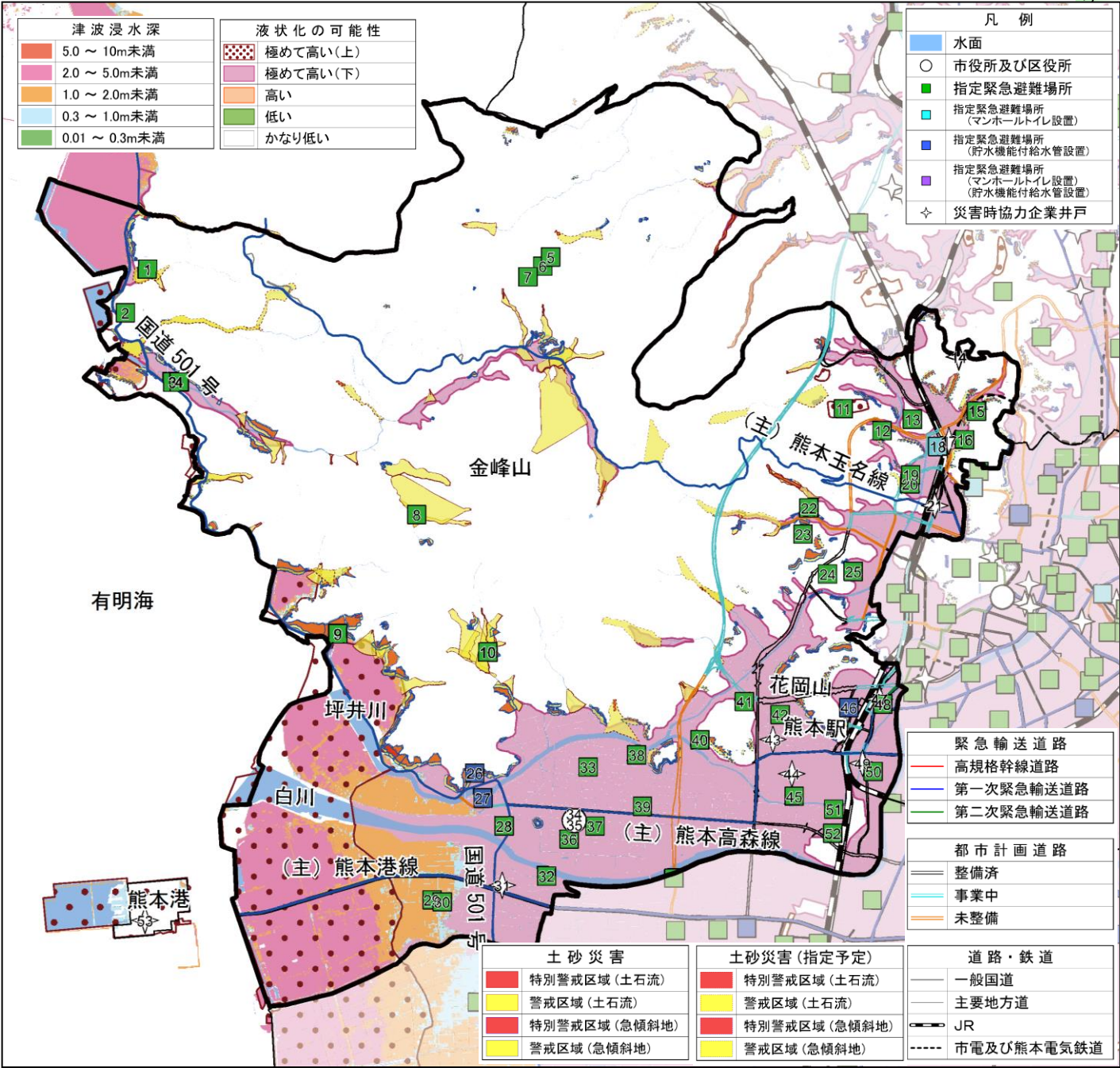
- ・金峰山周辺の地域以外の地域の多くが液状化の可能性が極めて高い地域に指定されています。特に有明海沿岸の地域についてリスクが高くなっています。
- ・海岸部においては、津波による浸水の危険性があります。
- ・「熊本県地震・津波被害想定調査」で想定されている津波高2.9m～3.0mより標高が低い地域が沿岸部に広がっています。

【風水害時】

- ・金峰山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- ・坪井川や井芹川の周辺などは、大雨によって河川が氾濫した場合、浸水する危険性があります。
- ・西区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。

(災害リスクと対策基盤など)

【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図（津波・液状化）

※熊本市液状化ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。熊本市津波ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。

※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

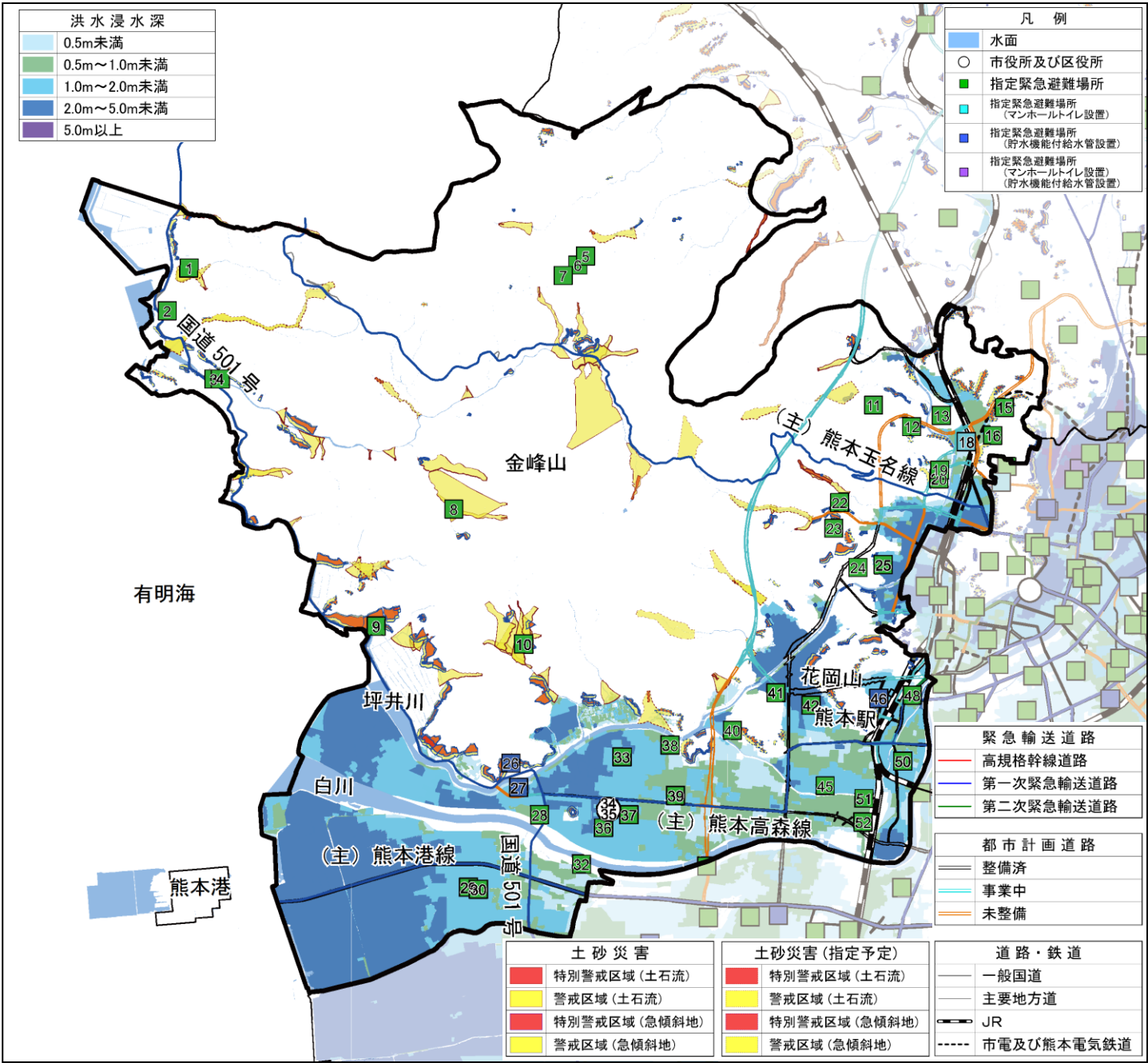
※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認
- ・避難ルートの確認
- ・井戸設置箇所の確認
- ・災害リスクを踏まえた居住地の選択 等

※より詳細な災害リスクについては、下記をご覧ください。

- ・土砂災害リスク：熊本市土砂災害情報マップ
- ・液状化リスク：熊本市液状化ハザードマップ
- ・津波リスク：熊本市津波ハザードマップ
- ・洪水リスク：熊本市洪水ハザードマップ

【風水害時】



▲ 防災関連図（土砂災害・洪水）

※土砂災害：平成 29 年 12 月現在。

白川洪水ハザードマップ：平成 17 年 6 月現在。

白川（県管理区間）洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。緑川・加勢川洪水ハザードマップ：平成 23 年 3 月現在。

天命新川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。千間江・除川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

健軍川・藻器堀川ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。富合町洪水・土砂崩れハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

熊本市植木町洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 西区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- 熊本駅周辺の中心市街地や城山地区、上熊本地区の地域拠点、さらにバス路線や市電沿線、韓々坂駅などの熊本電鉄駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点等の特徴	拠点づくりの方針
中心市街地	熊本駅周辺では土地区画整理事業や市街地再開発事業等により都市基盤の整備や土地の高度利用、さらには都市機能が多く立地	「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」に基づき、商業・業務機能の拡充や都市型住宅等の立地等の都市基盤整備を行います。
城山地区	西区全体の総合的な行政、コミュニティの核	西区の賑わいや交流を牽引する拠点づくりを行います。
上熊本地区	JR、バス、市電、熊本電鉄の4つの公共交通が結節する交通結節点	公共交通の結節を活かし、より広域的な人々の利用を視野に入れ、都市機能の充実した広域的な拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- 熊本駅・上熊本駅での駅前広場整備にあわせた公共交通機関相互の結節機能強化、バス停や電停などの整備・充実により、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- 公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化等に併せ、居住促進エリアにおいて積極的に居住を誘導することで人口密度を維持します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【中心市街地】

- ・熊本駅周辺は、市街地開発事業や地区計画等により、陸の玄関口にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るとともに、「熊本駅周辺地域整備基本計画」の着実な推進により、広域交流拠点としての更なる機能の拡充または更新を図ります。
- ・国の合同庁舎の移転に伴い大規模の業務地区が創出されることから、それに伴い必要となる都市機能の維持・確保を行い、拠点性の向上を図ります。

【地域拠点】

- ・地域拠点の城山地区、上熊本地区は、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺住民の生活利便性を維持・向上します。

【道路整備と一体となった計画的な土地利用の誘導】

- ・JR 駅周辺や幹線道路沿線では計画的な商業・業務地の誘導を図ります。

② 工業・流通業務地

【バランスのとれた土地利用の誘導】

- ・上熊本駅周辺や蓮台寺地区など、工業施設の集積が高い地域は、周辺の住環境などに配慮しながら、工業機能の維持を図ります。
- ・田崎市場周辺については、流通システムの変化に対応し、市民の台所としてだけでなく、熊本ブランドの発信拠点として機能強化を図ります。

③ 居住地

【まちなかへの居住の誘導】

- ・外環状道路より東側については、既存の工業・流通機能や商業・業務機能と共存し、地域の特性に合わせた建物の共同化や中高密な住宅地形成による居住環境の改善を図るとともに、居住を誘導することで人口密度を維持します。

【良好な郊外型住宅地の形成】

- ・農業生産環境と調和した良好な低中層住宅地の形成を図ります。

④ 自然地・集落地

【自然環境の保全】

- ・区の大部分を占める金峰山や花岡山などについては、貴重な自然環境を活用した憩いの場、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。
- ・有明海側の松尾地区や小島地区、中島地区などの農業生産基盤が整備された一団の優良農地は、周辺の自然環境や集落機能と一体的に農地を保全します。
- ・河内地区や芳野地区の果樹園は、熊本を代表する「河内みかん」や「芳野梨」の生産基地

として、農業基盤の充実を図ります。

- ・また、有明海沿岸部では、ノリの養殖業やアサリ・ハマグリなどの魚介類の海面漁業を今後も維持・充実させるため、漁港の基盤整備に努めます。
- ・金峰山や有明海などの自然環境及び、農業・漁業などの生産環境との触れ合いが高まる都市づくりを目指します。

【集落地の生活環境の維持】

- ・市街地背後の既存集落地では、日常生活を支える地域拠点との連携を強化するとともに、自然環境や農業生産環境・漁業生産環境との調和に配慮した集落地の維持に努め、農林水産業の生産環境を守りつつ、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図ります。

2) 都市交通体系の整備

① 広域交通体系の整備

【広域道路交通ネットワークの形成】

- ・広域都市圏を見据えた交流の促進や物流の効率化を図るため、都市計画道路熊本西環状線の整備を進めるとともに、地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）等の計画を促進します。

【市街地の一体化による交流促進】

- ・交通の円滑化や東西市街地の一体化による交流促進に向けて、JR 鹿児島本線の連続立体交差事業を促進します。

【海上物流拠点の機能強化】

- ・熊本港は、物流拠点として物流機能の強化を図るとともに、海の玄関口として、ふさわしい海浜レクリエーション拠点としての空間整備に取り組みます。

② 公共交通機関の利用促進

【公共交通サービス水準の向上】

- ・熊本駅・上熊本駅では、駅前広場の整備にあわせ、JR、市電、バス等の公共交通機関相互の結節機能の向上を図ります。
- ・熊本港については、島原航路の維持・充実を図るとともに、市内から至近距離にある立地を活かし、クルーズ船等の誘致を推進します。
- ・JR 駅や地域拠点内のバス停などの交通結節点周辺においては、パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進に取り組みます。

【コミュニティ交通の導入・取り組み】

- ・熊本市公共交通基本条例に基づき、池上地区や松尾地区・芳野地区におけるコミュニティ交通の取り組みや公共交通不便地域を支援します。

③ 骨格道路の整備

【市街地内交通の円滑化】

- ・JR 鹿児島本線により東西に分断されていた市街地間のアクセス性を高めるため、鉄道高架化と併せた周辺都市計画道路の整備を進めます。
- ・都市計画道路熊本西環状線の整備を推進し、中心市街地への通過交通の流入による混雑を

緩和します。

【中心市街地や地域拠点へのアクセス強化】

- ・地域拠点である城山地区と上熊本地区間の連携を強化するため、都市計画道路熊本西環状線及び周辺都市計画道路の整備を推進します。

④ 中心市街地等における交通環境の向上**【熊本駅から中心部へのアクセス性向上】**

- ・鉄道を利用する来訪者が中心部へ円滑にアクセスできるよう、熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備等にあわせ公共交通の利便性を向上させることで、中心市街地内の回遊性の更なる向上を図ります。

【円滑な移動環境の向上】

- ・熊本駅から中心部への歩行者、自転車に優しい回遊空間の形成を図ります。

⑤ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備**【自転車利用環境の向上】**

- ・熊本駅、上熊本駅周辺の道路整備等にあわせ、歩行空間や自転車走行空間の更なる向上に取り組みます。
- ・乗換拠点周辺の電停・バス停など、自転車利用の需要が高い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進します。

3) 市街地整備・住宅整備**① 商業・業務地****【熊本駅周辺の活性化】**

- ・熊本駅周辺においては、「熊本駅周辺地域整備基本計画」に基づき交通結節機能の強化や都市機能の誘導により、本市の陸の玄関口として相応しい拠点形成に取り組み、更なる中心市街地の活性化を図ります。

【熊本駅周辺の総合的な整備】

- ・熊本駅周辺は、広域交流拠点として一体的かつ総合的な整備を行うため、土地区画整理事業や連続立体交差事業等の整備を推進します。

② 居住地**【多様な居住ニーズに応じた都市型住宅の供給促進】**

- ・区東部の鹿児島本線沿いでは、商業・業務機能と共存した中高密度な住宅地としての形成を図り、熊本駅周辺では市街地再開発事業、土地区画整理事業等により、幅広い世代にとって生活利便性の高いまちなかへ居住を誘導することで人口密度を維持します。

【良好な居住環境の形成】

- ・地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった

居住環境の形成を促進します。

- ・高齢化の進行が著しい地域では、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な供給の促進などの検討も含めて、高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせる居住環境の形成に努めます。
- ・郊外部においては、自然や街並み、景観などの地域特性を活かし、環境にも配慮しつつ良好な居住環境の維持に努めます。

③ 工業・流通業務地

【住工が共存できる環境の形成】

- ・住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- ・金峰山は、緑の一大拠点として、貴重な自然環境や生物多様性の保全・活用に努めます。
- ・白川、坪井川、井芹川は、河川環境や生物多様性の保全に努めます。
- ・有明海沿岸部では、豊かな自然環境や生物多様性を保全し、自然と触れ合える場の創出を図ります。

【官民協働による都市環境の改善】

- ・熊本市緑化助成制度などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- ・市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

② 地下水の保全

【水源保全対策の推進】

- ・地下水かん養能力の高い農地・山林の保全に配慮したまちづくりに努めます。

③ レクリエーション拠点

【豊かな自然環境と共存するレクリエーション拠点の整備】

- ・豊かな自然環境と市全体を見渡す眺望を有する金峰山や、海岸レクリエーション拠点である有明海や熊本港、さらには白川・坪井川沿いにおいて、自然と親しめるレクリエーション環境の創出を図ります。

【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】

- ・熊本駅の北西部から西部を取り囲む花岡山・万日山は、緑・レクリエーション拠点として、身近な自然環境の整備・保全を図ります。

【歴史文化資源の活用】

- ・金峰山に分布する霊巖洞などの歴史・文化資源を保全し、これらをつなぎ、観光資源とし

での活用を推進します。

- ・国指定文化財の池辺寺跡や千金甲古墳などの史跡をはじめ、本妙寺や高橋稲荷などの神社仏閣、鑪水や延命水などの水遺産等々、歴史的資源の維持保全に努め、観光・レクリエーション資源として活用を推進します。

5) その他の都市施設の整備

① 下水道

【下水道未普及地域の解消】

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【下水道管渠の適正な維持管理】

- ・合流式下水道区域を長寿命化計画に基づき、計画的な機能更新を行い適正な維持管理に努めます。

【水質保全及び浸水対策】

- ・合流式下水道が整備されている春日地区などでは、坪井川の公共用水域の水質保全のため、汚濁負荷量の削減などを推進しています。
- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。
- ・特に浸水被害が著しい花園地区等の井芹川排水区や高橋地区等の坪井川第3排水区においては、雨水排水施設の整備を図ります。

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・中部・西部浄化センターでは、下水処理水の農業用水への供給を行っている。また、中部浄化センターには、下水消化ガス発電設備を導入し、下水道資源の有効利用を図ります。

② 河川

- ・白川や坪井川、井芹川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。

③ その他の施設

- ・まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・区内の大学を市民の知の拠点として有効活用します。
- ・創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。

6) 都市景観形成

【西区の景観形成】

- ・多くの市民や観光客が訪れることで新たな交流を促進するため、本妙寺や池辺寺跡、三賢堂などの歴史的資源の景観の保全に努めます。
- ・豊かな自然や伝統・文化を活かした賑わいを創出するため、花岡山、万日山、石塘堰などの自然や歴史的資源の景観の保全に努めます。

【重点的な景観形成】

- ・「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・本市の景観を代表する熊本城周辺、熊本駅周辺電車通沿線及び白川沿岸では、重点的に景観の形成を図ります。
- ・主要地方道熊本港線の沿道は、「特定施設届出地区」として特定施設の新增改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。

7) 都市防災

① 災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・災害時の道路ネットワークを確保するため、熊本西環状線等の都市計画道路の整備を推進します。
- ・高潮等による浸水時の迂回路や避難路の確保のため、地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）の計画を促進します。
- ・熊本駅城山線などの都市計画道路等の無電柱化を推進します。
- ・オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。・市街地では公共空地の確保や緊急輸送路の維持管理に努め、住宅密集地では緊急車両が通れる空間を確保するとともに、延焼遮断空間の形成を図ります。
- ・公共交通の主要結節点である熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備に合わせ、災害時における帰宅困難者等の一時避難所及び復旧・復興の拠点となる広場空間を確保します。
- ・小島産交周辺を乗換拠点としたバス路線網の再編を進めることで、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害対応力の向上も目指します。
- ・急傾斜地などが多いことから、金峰山系や花岡山・万日山などの急傾斜地では、重点的に土砂災害の対策を促進します。
- ・県と連携し、熊本港の耐震強化岸壁の整備を促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・準防火地域を指定している熊本駅周辺においては、準防火地域の継続指定により、耐火性能を確保することで火災の延焼防止を促進します。
- ・城山地区の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー

化に取り組みます。

- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。
- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震により変状等が生じている盛土部などの造成宅地において、滑動崩落対策を推進します。
- ・熊本地震の影響により、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、既存市営住宅等を活用し、被災者の住まいの確保支援に取り組みます。

②災害時でも機能する拠点の整備

【地域拠点・中心市街地】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、**非構造部材（天井、建具等）の損傷、移動対策、陳列棚転倒対策等**について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【中心市街地】

- ・様々な機能が立地する中心市街地の中でも、広域交通拠点である熊本駅周辺地区については、災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化に取り組みます。

【災害対応に必要な拠点】

- ・熊本港は、熊本地震において、支援物資等の輸送の拠点として機能を果たし、また、県の地域防災計画においても、熊本港の耐震強化岸壁の優先的な整備も掲げられていることから、県と連携し、耐震強化岸壁の整備の促進を図るとともに、これらの拠点の災害時活動を支援するために、都市計画道路熊本西環状線などの道路・交通ネットワークの早期整備を図ります。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、金峰山周辺等の土砂災害特別警戒区域や、液状化の可能性が高いエリア、海岸部の津波や坪井川等の河川氾濫時の浸水エリア等の災害リスク及び

避難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。

- 地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。
- 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- 市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- 災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

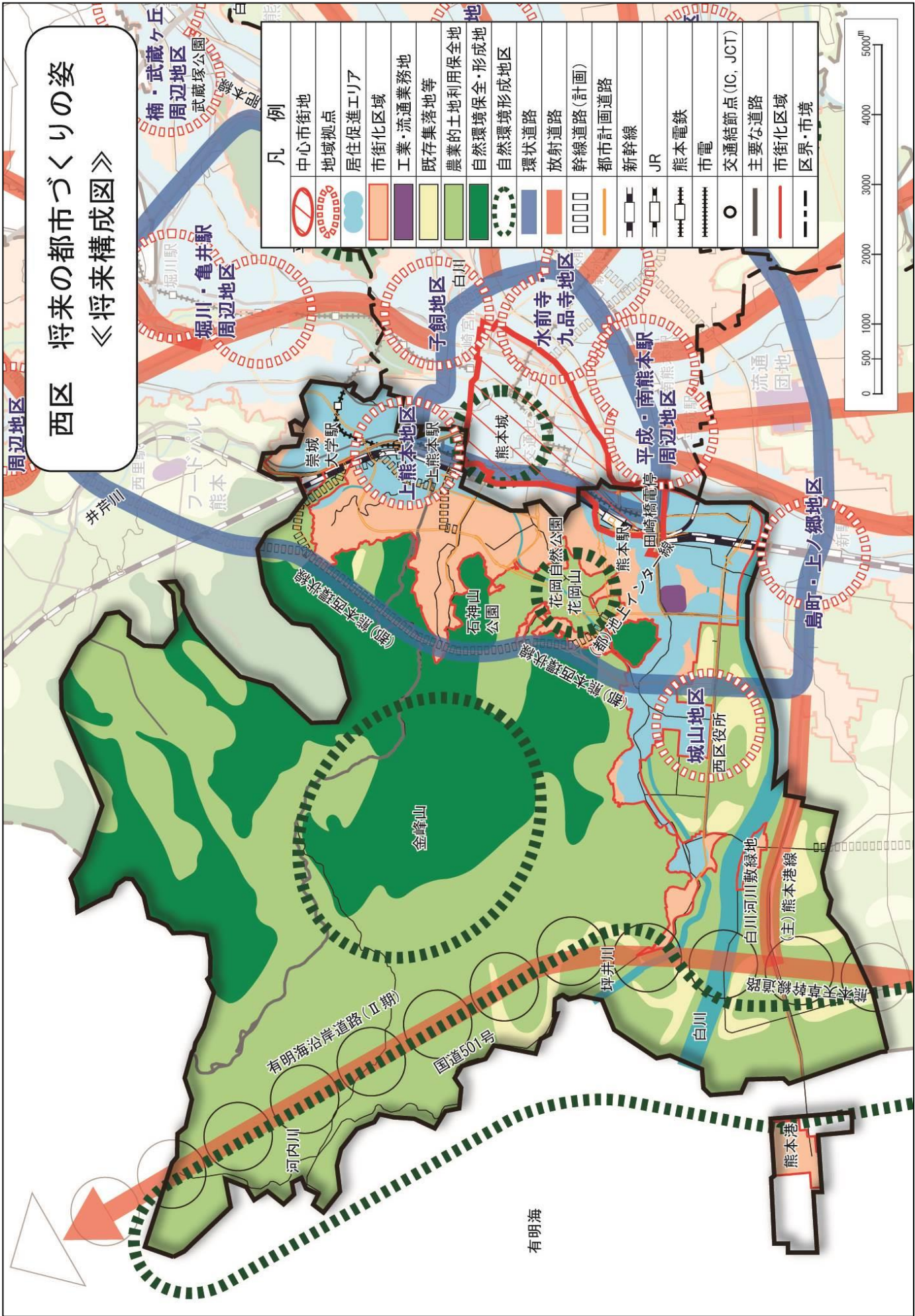
【地域の災害対応力の強化】

- 有明海沿岸部や白川、坪井川の河口周辺では河川氾濫や高潮、津波による浸水が想定されるため、十分な情報提供を行うとともに、災害発生時の対策に地域住民と共に取り組みます。
- 自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- 地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- 地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

【行政の災害対応力の強化】

- 西区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- 避難所となる小・中学校等にマンホールトイレ等を整備するとともに、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）や貯水機能付給水管の整備を推進します。また、要配慮者の視点に配慮した、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。
- 有明海沿岸においては、高潮や津波への対策として、集落付近の高台における避難所や防災倉庫等の防災拠点施設の整備を推進します。
- 発災時に即時的で的確な情報提供等を行うために、SNSなどを活用し、市民・地域・行政の普段からの情報共有体制の構築について検討します。
- 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- 大規模災害発生時においては、発生直後の数日間は避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」の設立をするとともに、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。
- 災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。

- 観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。
- 既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど避難誘導を図ります。
- 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- 災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- 応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。



5 南区

(1) 南区の特性と現況

1) 南区の概況・特性・役割

本市の南部に位置し、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地があります。自然豊かな地域であり、区域の半分以上を占める農地では、なす、メロン、トマトやきゅうり、花きなどの栽培が盛んにおこなわれています。一方で、半導体生産工場や城南工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、熊本総合車両所などがあり、熊本市の製造業、運輸業の中核を支える地域でもあります。また、ＪＲ西熊本駅等のＪＲ新駅の設置、九州縦貫自動車道においては、城南スマートインターチェンジの設置など本市の南の玄関口となる地域です。

《南区の役割》

- ・ 熊本県南部地域から本市中心市街地への南の玄関口
- ・ 農水産品の生産拠点（なす・メロン・トマト、ノリ・アサリ・ハマグリなど）
- ・ 豊かな自然（雁回山、緑川等）、歴史文化拠点（川尻の歴史的街並み、塚原古墳群等）
- ・ 工業・流通業務の拠点（城南・富合の工業団地、熊本流通業務団地）

2) 人 口

・ 人口は、平成27年現在127,769122,600人で、全市の約17%を占め、5年前に比べ約5,200人増加しております。

・ 年齢別の人口割合は、年少人口比率が全市の中で最も高くなっています。1世帯あたりの人員が2.82人で、全市の中で最も高いのが特徴です。

・ 自然的土地利用が多いため、人口密度は11.2人/haと低密です。

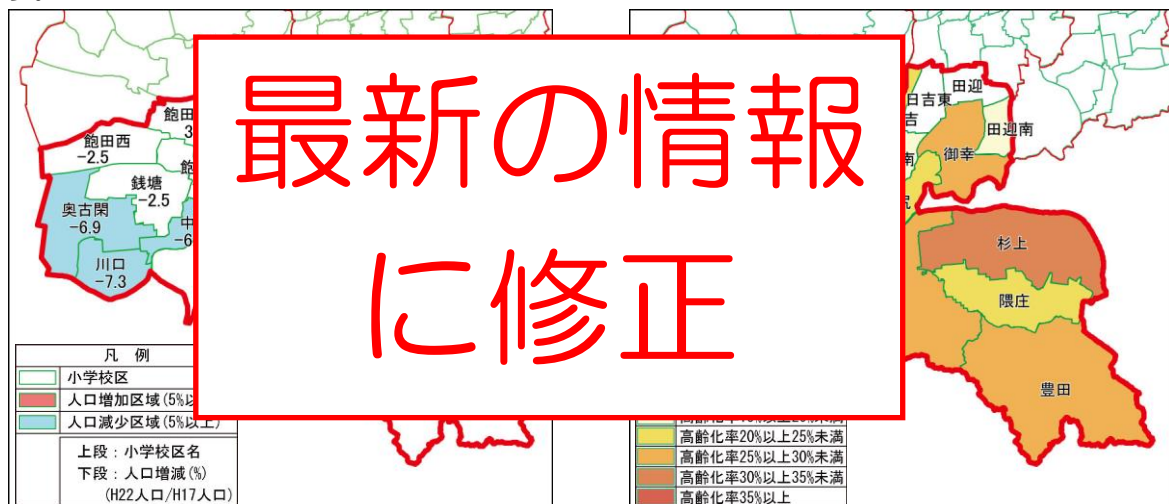
・ 市街化区域が区域の約16%を占めており、市街化調整区域が区の大半を占めます。

・ 小学校区別にみると田迎などの区の北部や旧城南町の隈庄で人口増加が見られます。中緑、奥古閑、川口などの校区では人口が減少しています。

・ 高齢化率は、飽田南、中緑、奥古閑、川口などで30%以上と高く、飽田西や銭塘、富合、豊田でも25%以上となっています。一方、田迎や日吉東においては15%未満と低くなっています。

熊本市		
面積	38,954	
人口	734,474	
3区分	14.5	
人口割合(%)	64.5	
人口密度	21.0	
人口増加率	1.01	
人口増加率	18.9	
1世帯あたり人員 H22	2.82	2.43
市街化区域の面積割合(%)	16.4	27.3

資料：面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査（H23.10.1）」
人口は国勢調査



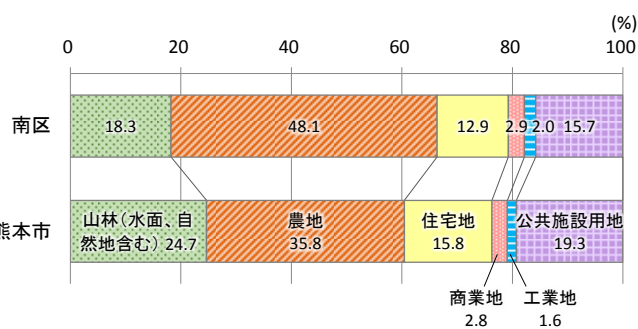
▲ 小学校区別の人口動向 (H22/H17)

▲ 小学校区別の高齢化率 (H22)

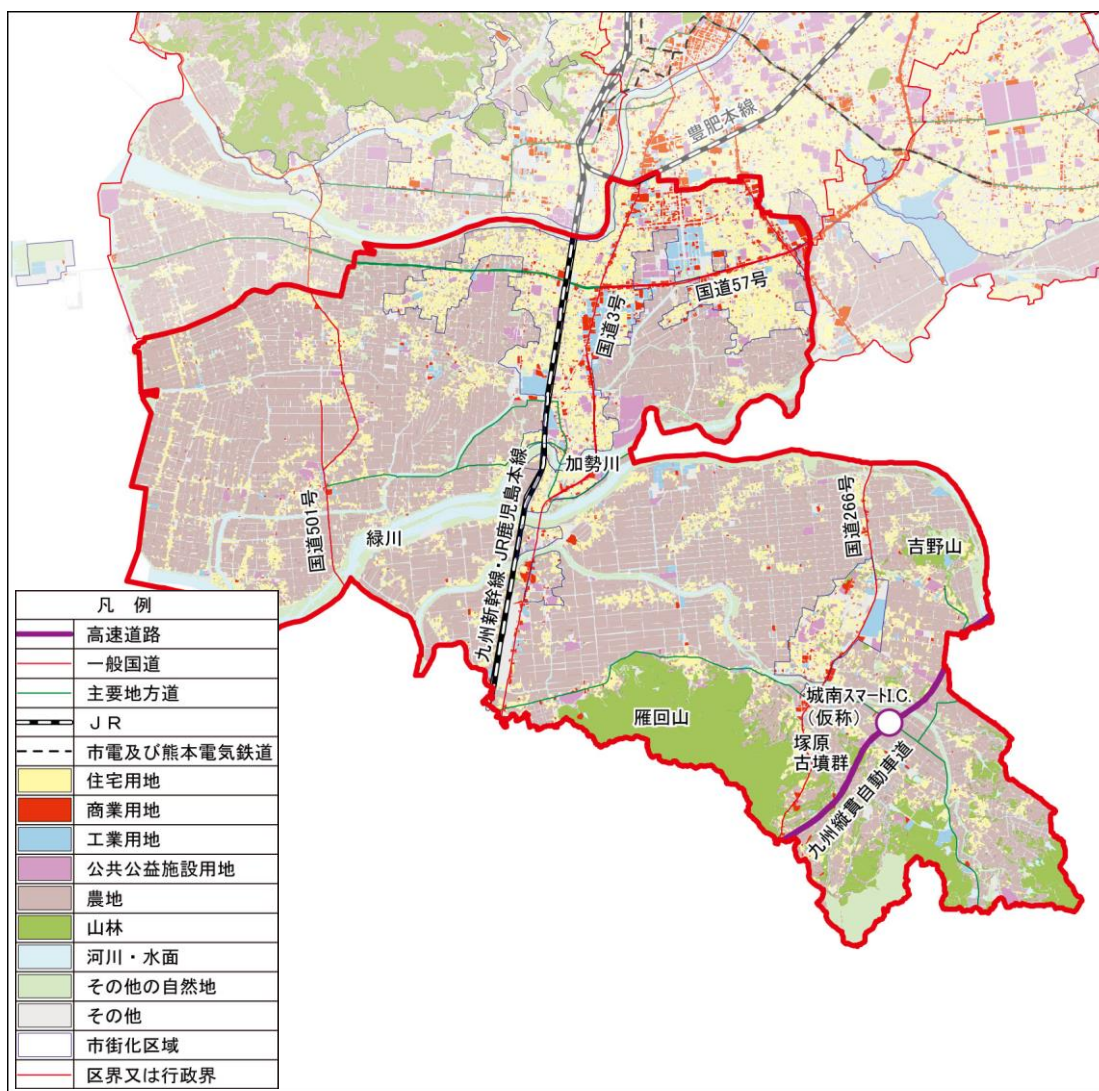
資料：国勢調査

3) 土地利用

- 住宅・商業・工業・公共施設用地の都市的土地利用は約34%程度で、農地・山林の自然的土地利用が約66%を占め、優良な農業生産基盤や豊かな自然環境を有する区となっています。
- 区内の農地では稲作や野菜の栽培等が広く行われており、米、なす、メロン、トマト、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われています。南東部には山林があります。
- 幹線道路周辺では、住宅地と工業地が混在する箇所がみられます。
- その他、城南、富合の工業団地や県内の流通拠点である流通業務団地があり、本市の製造、運輸の中心的な役割を担っています。



▲ 土地利用構成

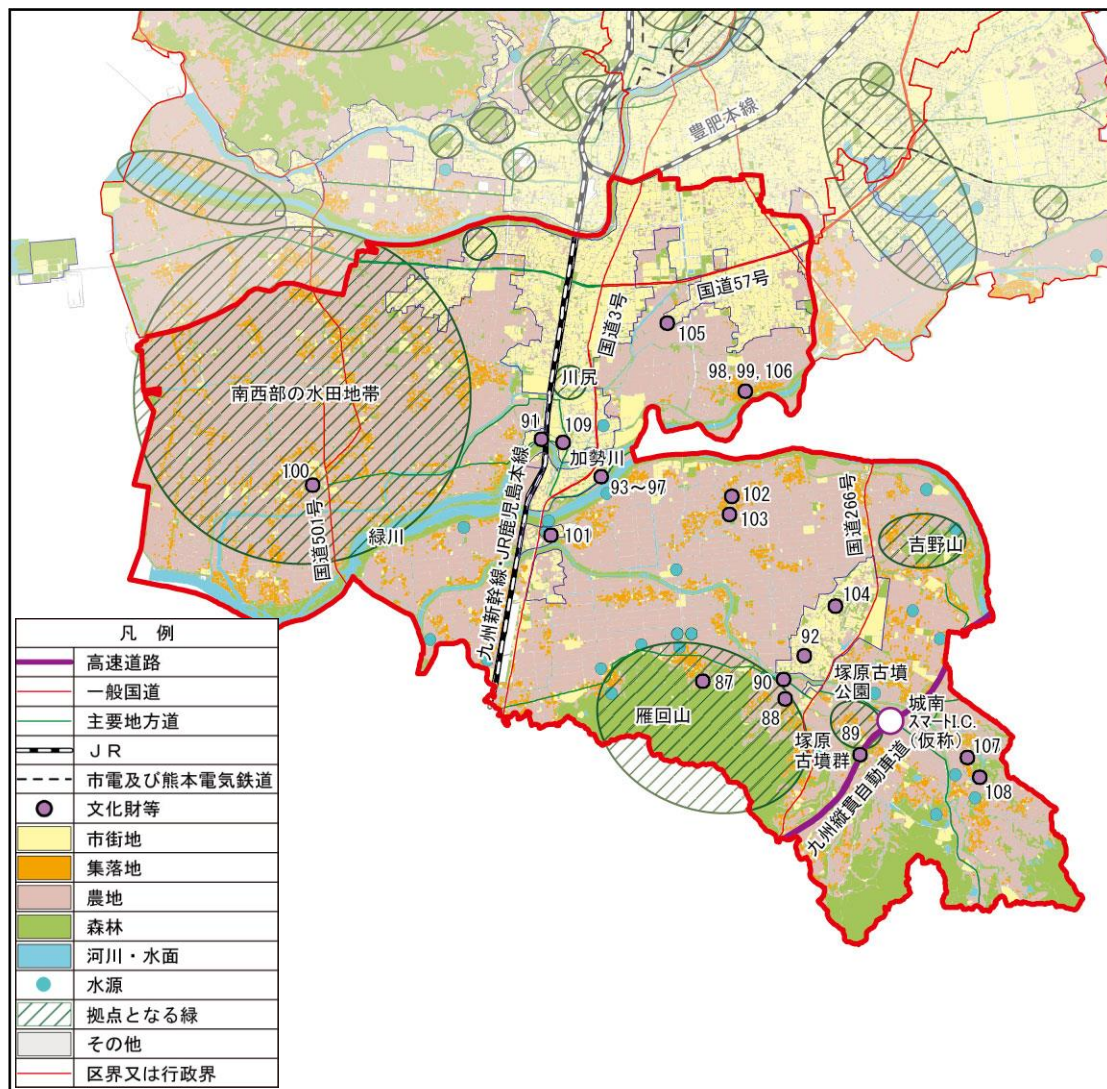


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- ・ 富合地区や城南地区には、六殿神社楼門や塚原古墳群といった史跡などの文化財が点在しています。
- ・ 川尻地区では住民が主体となって祭りやイベントが開催されるなど、区内の各地では歴史や文化に根ざしたまちづくりが行われています。
- ・ 平野部の農地や雁回山、緑川等の川沿いは、本市の特徴的な緑が広がる地域であり、豊かな水と緑の自然環境に恵まれています。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH28.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
87	六殿神社楼門	95	大慈寺の宝篋印塔	103	高の石造宝塔
88	御領貝塚	96	大慈寺の宝塔(元仁元年)	104	七所宮の石造宝塔
89	塚原古墳群	97	大慈寺境内	105	明治天皇御幸御野立所
90	阿高・黒橋貝塚	98	木部六地藏塔	106	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)
91	熊本藩川尻米蔵跡	99	林田左京亮逆修板碑	107	陳内廢寺跡
92	下田のイチョウ	100	奥古閑六地藏付庚申塔	108	陳内瓦窯跡
93	大慈寺の層塔(永仁五年銘)	101	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他9点	109	今村家住宅
94	大慈寺の層塔(無銘)	102	高の石造六地藏塔		

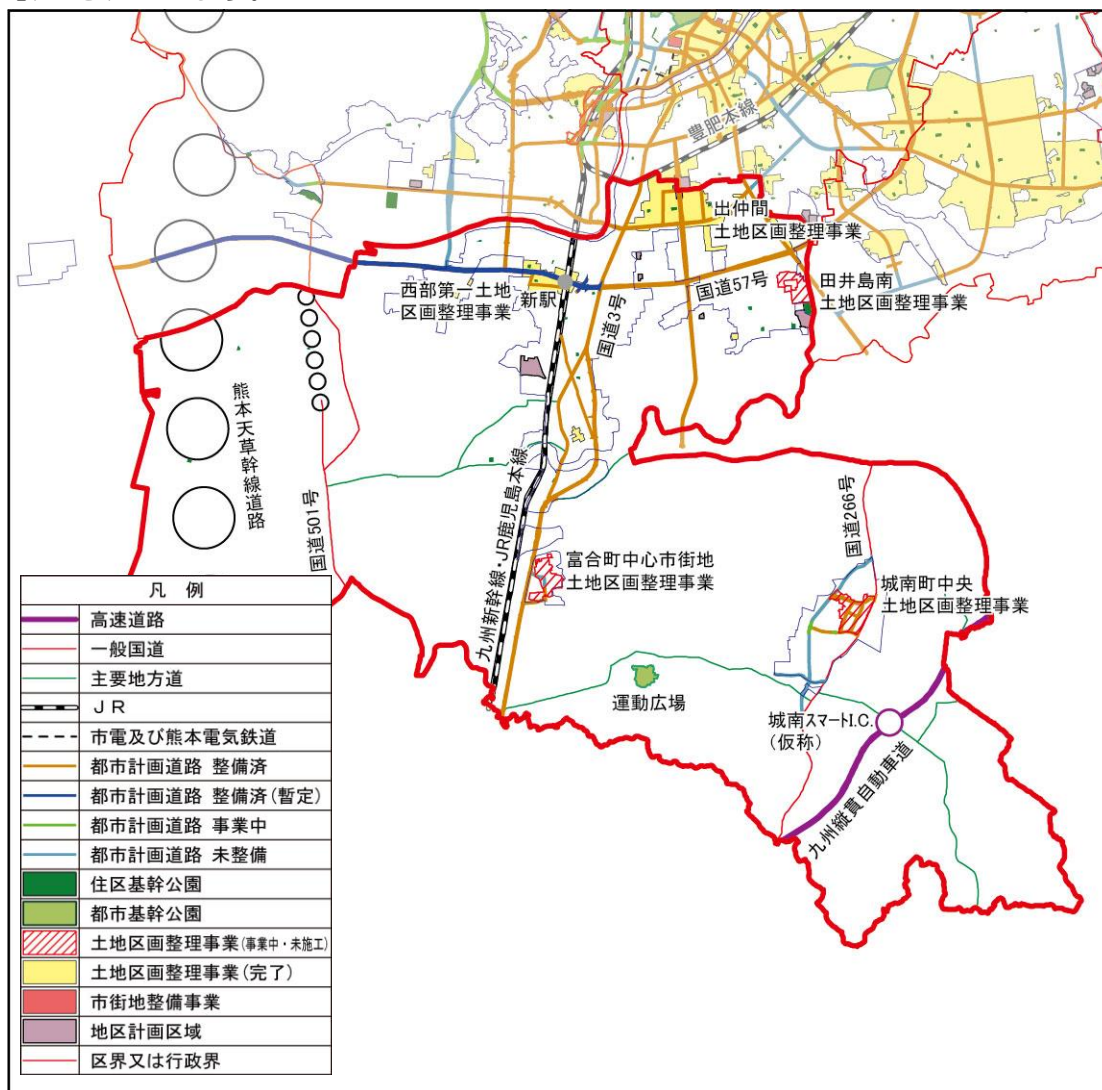
5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

- ・国道3号が区の主要道路として中心市街地方面から川尻地区、富合地区を通過しており、国道266号が城南地区を通過し、宇城市方面に伸びています。
- ・九州縦貫自動車道では城南スマートインターチェンジが整備され、また、地域高規格道路の熊本天草幹線道路の整備も進められています。
- ・区内の都市計画道路決定延長は約44km、整備率は約87%となっています。
- ・区内の都市計画公園等の開設面積は約71ha、区民一人当たり面積は約5.8㎡/人で、全市を下回っていますが、農地や山地などが多く良好な自然環境を形成しています。

（市街地整備）

- ・土地区画整理事業が整備済の出仲間地区、西部第一地区、田井島南地区、城南町中央地区では良好な市街地が形成されています。地域拠点の富合町中心市街地地区でも土地区画整理事業が計画されています。



▲ 都市施設状況

※都市計画道路の計画延長や整備状況は、H29.3.31 現在。
都市公園の整備状況は、H25.3.31 現在。

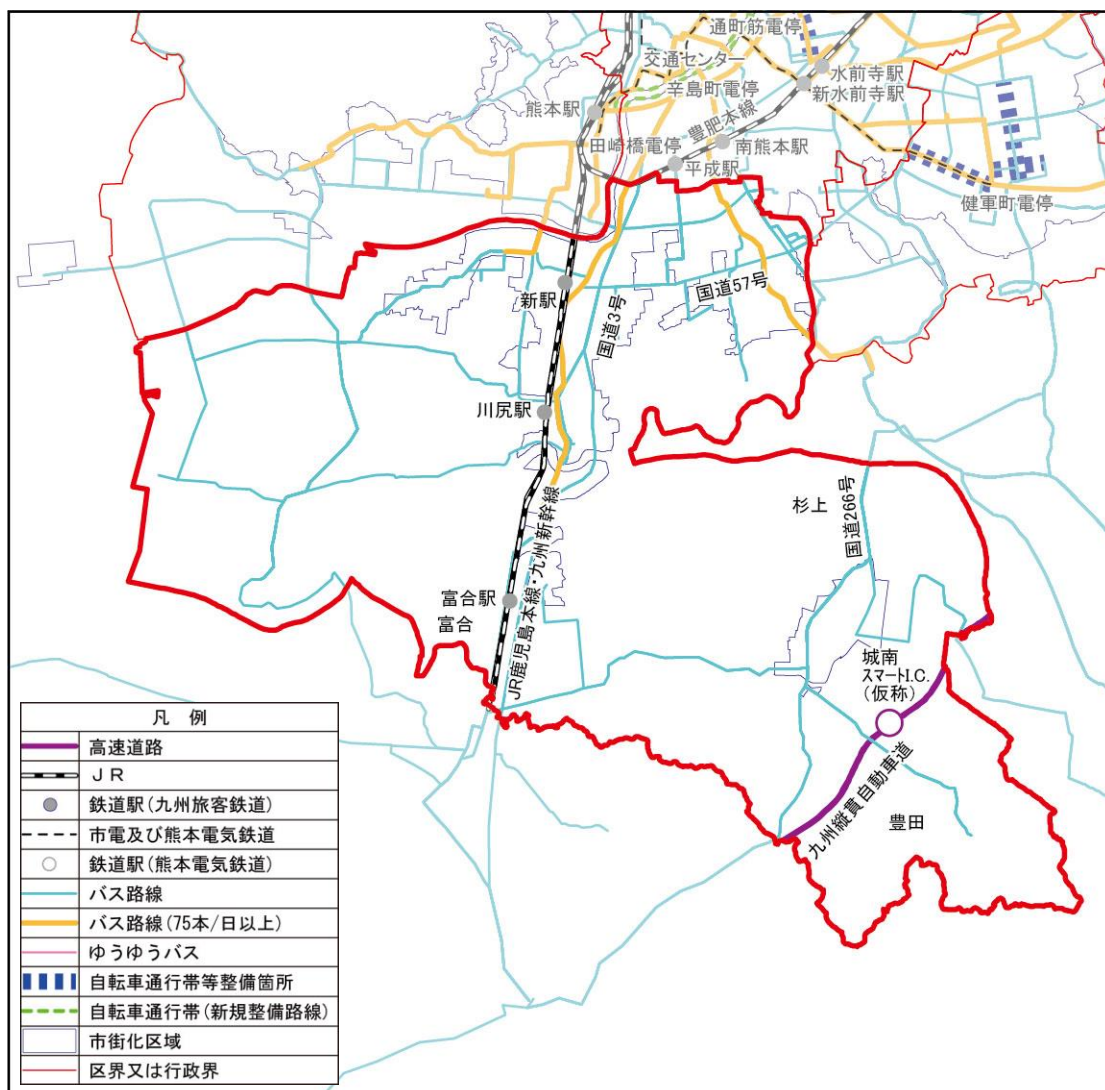
(移動環境)

【公共交通】

- 区内には JR 鹿児島本線が走り、西熊本駅、川尻駅、富合駅の3駅があります。
- 路線バスは、幹線道路を中心市街地に向かって南北方向に運行しており、東西方向は路線バスが存在するもののサービス水準が低く、バス路線網密度も低い状況です。また、富合校区や杉上校区、豊田校区では公共交通空白地域等が存在する状況です。
- このことから、公共交通空白地域等では、デマンド型乗合タクシーなどがコミュニティ交通として地域住民の移動を支えています。

【自転車】

- 流通業務団地周辺は自転車需要が多いため、骨格自転車ネットワークに位置づけられており、交通結節点の西熊本駅、川尻駅、富合駅では、駐輪場が整備されています。

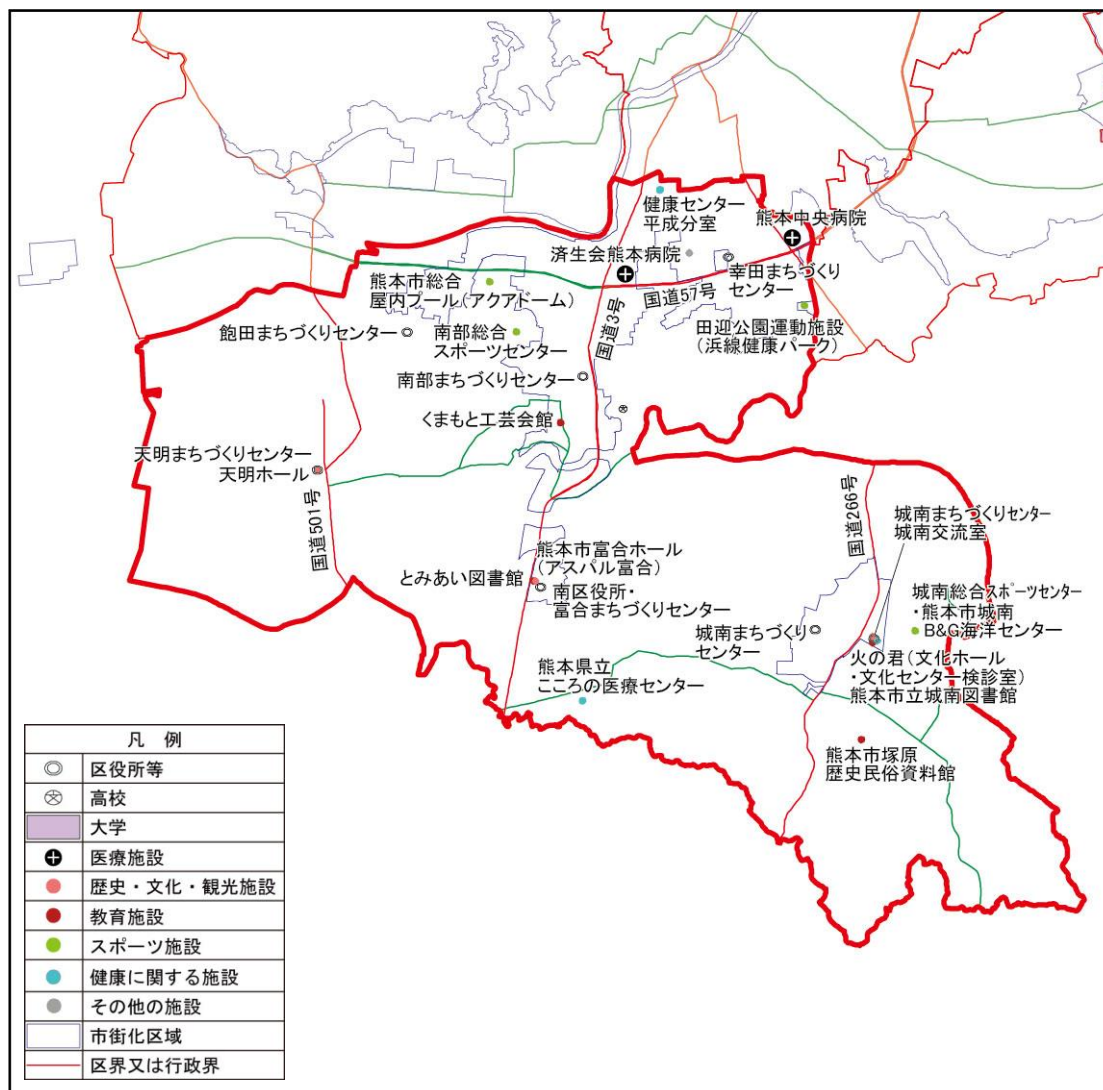


▲ 公共交通網

※バス路線は、H29.4 現在。
 ※ゆうゆうバスは、H28.4.1 現在。

(主要な公共公益施設等)

- ・国道3号・国道57号沿線に、都市機能の立地がみられますが、文化施設等の立地は少なく、行政サービス施設も区内に分散して立地しており、比較的都市機能の立地が低い状況です。
- ・市民の健康づくりやスポーツ活動の拠点となるアクアドームくまもとが立地しているほか、城南まちづくりセンター周辺では新規に図書館等が立地しています。



▲ 主要な公共施設

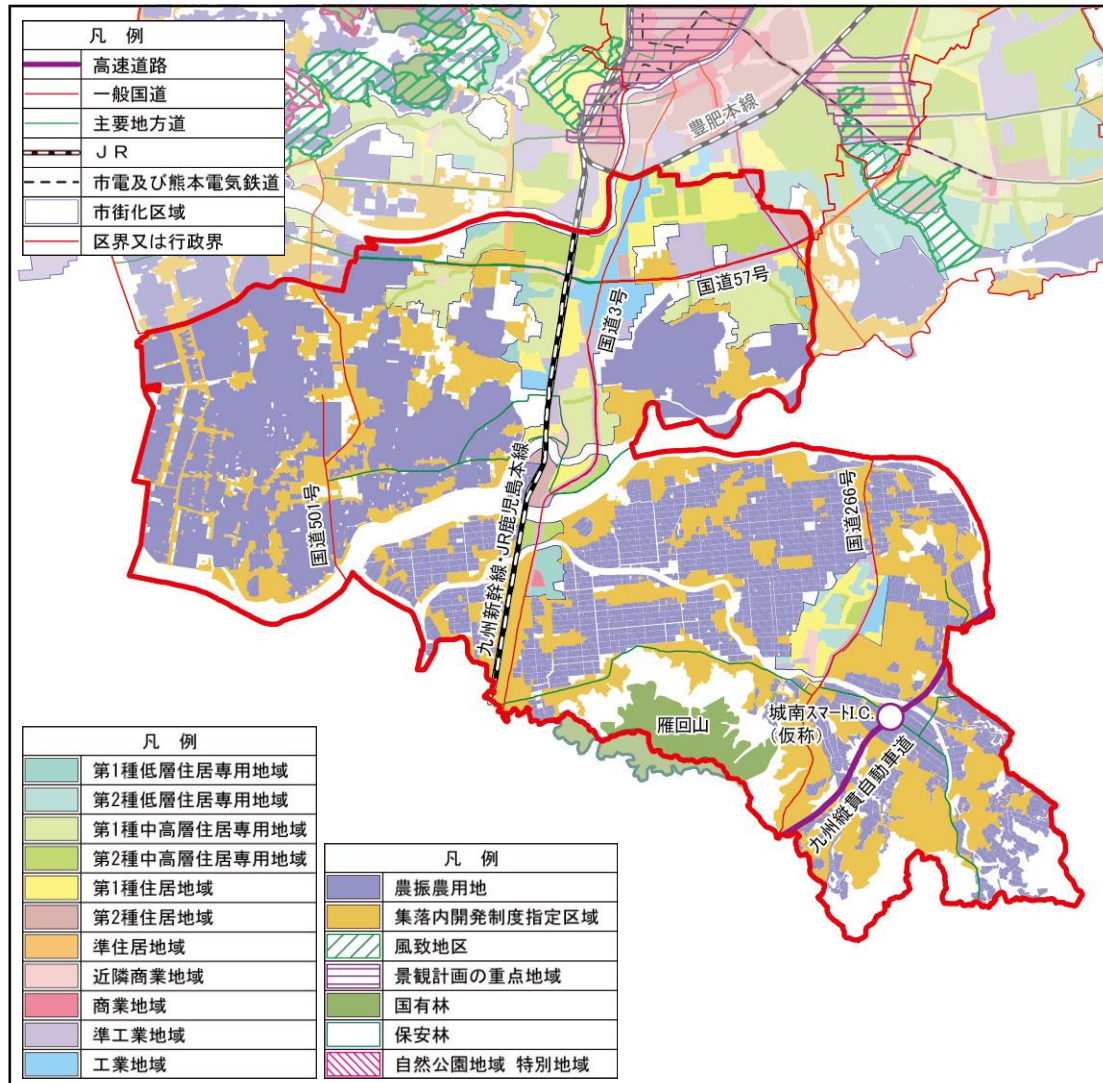
※各種施設の状況はH29.12.1 現在。

▼ 公共施設一覧表

区役所等	歴史・文化・観光施設	教育施設	スポーツ施設
南区役所	天明ホール	くまもと工芸会館	熊本市総合屋内プール(アクアドーム)
南区役所 富合まちづくりセンター	火の君文化ホール	熊本市塚原歴史民俗資料館	田迎公園運動施設(浜線健康パーク)
南区役所 飽田まちづくりセンター	熊本市富合ホール(アスパル富合)	とみあい図書館	南部総合スポーツセンター
南区役所 天明まちづくりセンター	健康に関する施設	熊本市立城南図書館	熊本市城南B&G海洋センター
南区役所 幸田まちづくりセンター	熊本県立こころの医療センター	医療施設	城南総合スポーツセンター
南区役所 城南まちづくりセンター	健康センター平成分室	済生会熊本病院	
南区役所 城南まちづくりセンター・城南交流室	火の君文化センター検診室	熊本中央病院	
南区役所 南部まちづくりセンター			

(法規制など)

- ・市街化調整区域においては、多くのエリアが農振農用地区域に指定されているとともに、既存集落地などの多くの地域において集落内開発制度の指定区域に指定されています。
- ・風致地区や景観計画の重点地区に指定された地域はありません。

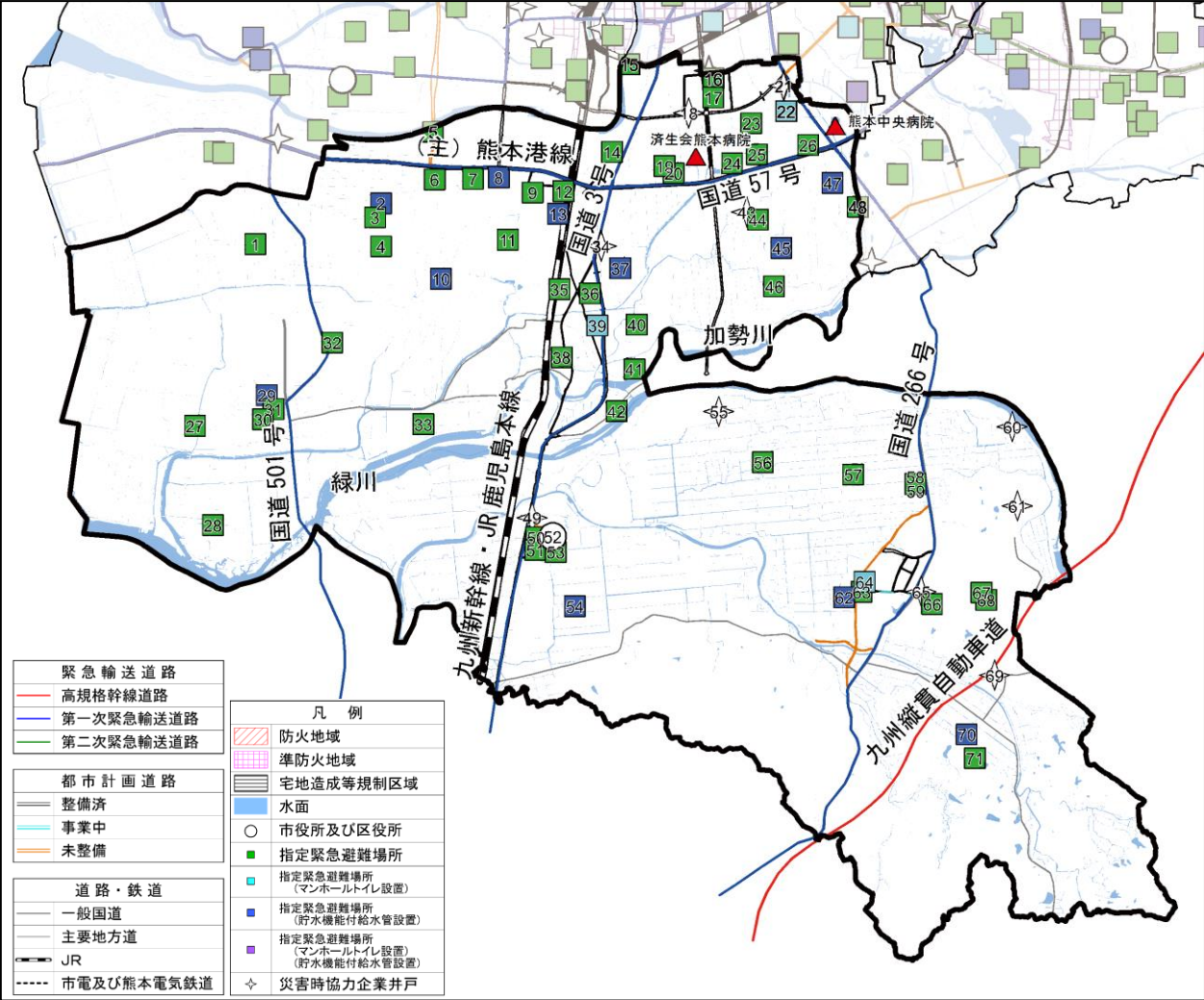


▲ 法規制

※区域区分、用途地域の状況は H29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

- ・防火地域や準防火地域に指定されている地域はありません。
- ・平成 29 年 10 月時点において、南区には計 43 箇所の指定避難所が指定されています。その内、託麻中学校等の 2 箇所にマンホールトイレが整備され、また、天明中学校や富合中学校等の 11 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 9 箇所あります。
- ・救命救急センター及び県が指定する地域災害拠点病院である済生会熊本病院や、災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院である熊本中央病院が、区の北部に立地しています。
- ・国道 3 号や国道 57 号、国道 266 号などが第一次緊急輸送路に指定されており、救急指定病院等へのアクセス道路となっています。



▲ 防災関連図（防災施設等）

▼ 避難所一覧

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	飽田西小学校	16	平成中央公園	31	天明まちづくりセンター・公民館	46	木部中央公園	61	日豊食品工業(株)
2	飽田中学校	17	田迎西小学校	32	銭塘小学校	47	田迎南小学校	62	隈庄小学校
3	飽田公園運動場	18	肥後銀行 流通団地支店	33	中緑小学校	48	浜線健康パーク(田迎公園運動施設)(閉鎖中)	63	城南福祉センター
4	飽田まちづくりセンター・公民館	19	日吉東小学校	34	コカ・コーラウエスト(株)熊本工場	49	うなぎの徳永 富合店	64	下益城南中学校
5	白川飽田緑地	20	日吉中学校	35	白藤公園	50	アスパル富合(富合公民館)	65	アイシン九州(株)
6	飽田東小学校	21	みなみYMCA	36	南部まちづくりセンター・公民館	51	雁回館(閉鎖中)	66	火の君文化センター
7	アクアドームくまもと	22	託麻中学校	37	城南小学校	52	南区役所	67	城南日&G海洋センター(閉鎖中)
8	力合西小学校	23	田迎出仲間公園	38	川尻小学校	53	富合小学校	68	城南総合スポーツセンター
9	力合中学校	24	御幸中央公園	39	城南中学校	54	富合中学校	69	医療法人小林会 介護老人保健施設 桔梗苑
10	飽田南小学校	25	幸田まちづくりセンター・公民館	40	熊本農業高校	55	熊本県養蜂産物協同組合	70	豊田小学校
11	南部総合スポーツセンター	26	田迎小学校	41	緑川右岸第1号緑地	56	高グラウンド	71	塚原グラウンド(閉鎖中)
12	刈草中央公園	27	奥吉開小学校	42	緑川右岸第2号緑地	57	杉上小学校		
13	力合小学校	28	川口小学校	43	医療法人 博光会 御幸病院	58	坂野グラウンド(閉鎖中)		
14	日吉小学校	29	天明中学校	44	苗田中央公園	59	城南地域物産館		
15	白川平田十福寺緑地	30	天明体育館(閉鎖中)	45	御幸小学校	60	五木食品(株)		

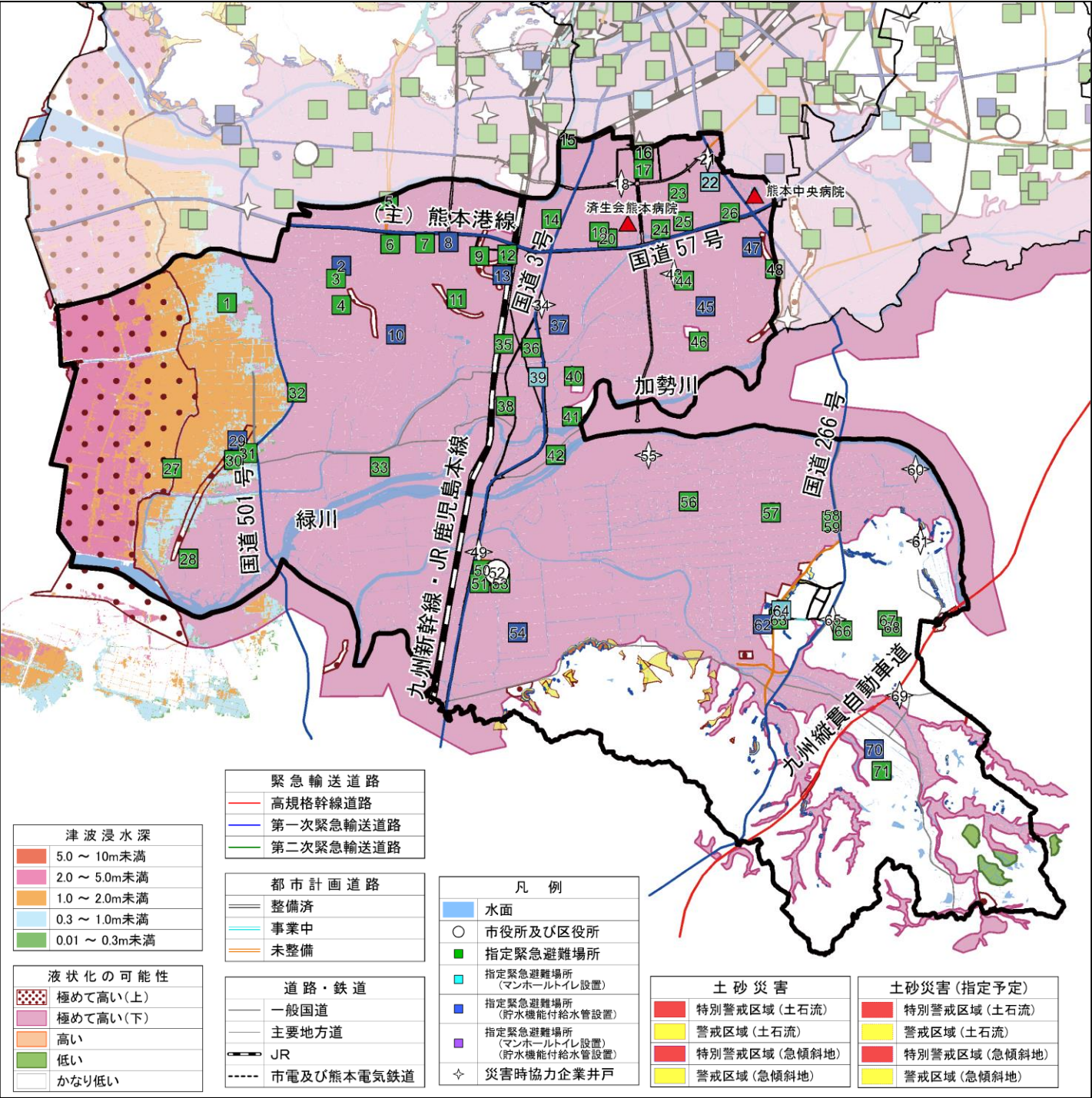
【地震・津波災害時】

- 南区の地域の多くが液状化の可能性が極めて高い地域に指定されています。特に有明海沿岸の地域についてリスクが高くなっています。
- 海岸部においては、津波による浸水の危険性があります。
- 「熊本県地震・津波被害想定調査」で想定されている津波高2.9m～3.0m未満の区域が沿岸部から内陸に広がっています。

【風水害時】

- 雁回山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- 緑川、加勢川、天明新川の周辺などは、大雨により河川が氾濫した場合に、浸水する危険性があります。
- 南区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。

(災害リスクと対策基盤など)
【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図(津波・液状化)

※熊本市液状化ハザードマップ：平成26年2月現在。熊本市津波ハザードマップ：平成26年2月現在。
※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

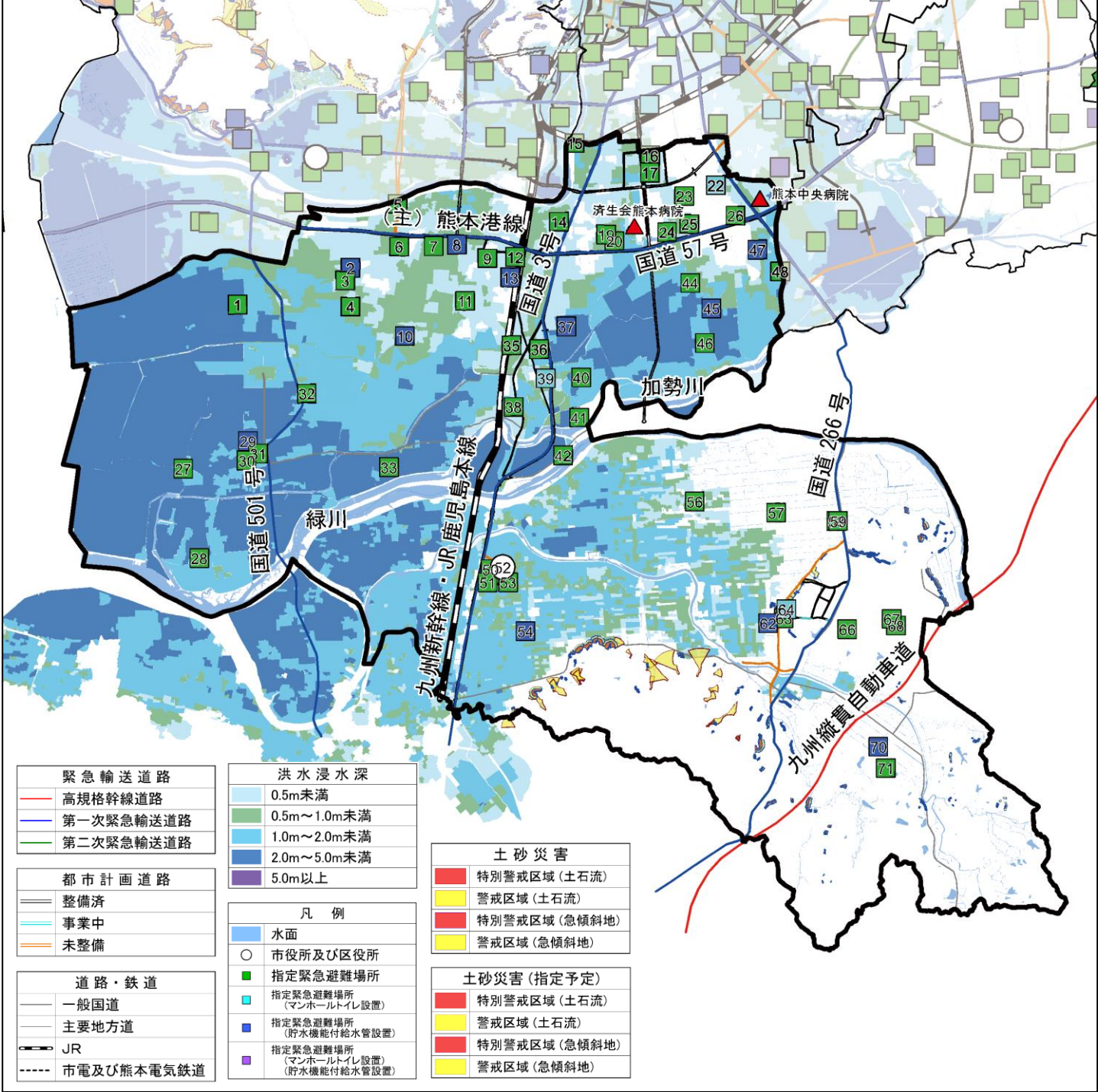
※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認
- ・避難ルートの確認
- ・井戸設置箇所の確認
- ・災害リスクを踏まえた居住地の選択
- 等

※より詳細な災害リスクについては、下記をご覧ください。

- ・土砂災害リスク：熊本県土砂災害情報マップ
- ・液状化リスク：熊本市液状化ハザードマップ
- ・津波リスク：熊本市津波ハザードマップ
- ・洪水リスク：熊本市洪水ハザードマップ

【風水害時】



▲ 防災関連図(土砂災害・洪水)

※土砂災害：平成29年12月現在。白川洪水ハザードマップ：平成17年6月現在。
白川(県管理区間)洪水ハザードマップ：平成22年3月現在。緑川・加勢川洪水ハザードマップ：平成23年3月現在。
天命新川洪水ハザードマップ：平成22年3月現在。千間江・除川洪水ハザードマップ：平成22年3月現在。
健軍川・藻器堀川ハザードマップ：平成22年3月現在。富合町洪水・土砂崩れハザードマップ：平成22年3月現在。
熊本市植木町洪水ハザードマップ：平成22年3月現在。

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 南区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- ・富合地区、城南地区、刈草地区、川尻地区の地域拠点、さらに国道3号などのバス路線、JR駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点等の特徴	拠点づくりの方針
富合地区	都市機能の立地が少ない	南区全体の総合的な行政、コミュニティの中心地として、各種都市機能を維持・確保する拠点づくりを行います。
刈草地区	熊本港と阿蘇くまもと空港を結ぶ幹線道路とJRの交通結節点	交通拠点性を活かし、広域的な人々の利用を視野に入れながら、JR西熊本駅と一体なった拠点づくりを行います。
川尻地区	川尻駅を中心に、伝統工芸、史跡など本市の代表的な歴史資源を有する	歴史文化を内外に発信し、多様な交流を育む拠点づくりを行います。
城南地区	南区役所や嘉島町と近接	近隣町との連携も視野に入れ、幅広い世代の暮らしやすさの向上に向けた拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- ・西熊本駅や川尻駅、富合駅などの既存駅での交通結節機能の強化や、バス停などの整備・充実等により、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ・公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化等に併せ、居住促進エリアにおいて積極的に居住を誘導することで人口密度を維持します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【地域拠点】

- ・地域拠点の富合地区、刈草地区、川尻地区、城南地区は、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺住民の生活利便性を維持・向上します。

【沿道商業・業務の維持】

- ・新たに設置された西熊本駅や城南スマートインターチェンジと一体となった計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・国道3号や国道57号などの沿道で、商業・業務機能が立地している場所においては、既存の機能を維持し、生活利便性の維持に努めます。

② 工業・流通業務地

【工業・流通業務機能の維持・集積】

- ・熊本流通業務団地は、都市圏の工業・流通業務の発展に寄与する拠点として機能の維持・集積を図ります。
- ・富合工業団地、城南工業団地については、周辺の住環境や農地に配慮して機能の維持・集積を図ります。

【住工近接地におけるバランスのとれた市街地形成】

- ・国道3号、国道57号、国道266号沿道は、住宅系用地と工業系用地が近接して立地しているため、周辺の住環境などに配慮して機能の維持を図るとともに、今後の社会経済情勢や住民ニーズにあわせ、バランスの取れた土地利用を図ります。

③ 居住地

【地域特性に応じた居住地の形成】

- ・区北部の市街化区域のうち、国道57号及び主要地方道熊本港線より北側については、既存の工業・流通機能や商業・業務機能と共存し、地域の特性に合わせた建物の共同化や中高密な住宅地形成による居住環境の改善を図るとともに、居住を誘導することで人口密度を維持します。

【良好な郊外型住宅地の形成】

- ・農業生産環境と調和した良好な低中層住宅地の形成を図ります。

④ 自然地・集落地

【自然環境の保全】

- ・雁回山、吉野山や緑川、加勢川、浜戸川などの貴重な自然環境は、憩いの場、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。
- ・南区は、市内で最も水田を多く有する区であり、農業生産基盤が整備された一団の優良農地は、周辺の自然環境や集落機能と一体的に保全し、農業生産環境を維持します。

- ・有明海沿岸で盛んなノリの養殖業やアサリ・ハマグリなどの魚介類の海面漁業を今後も維持・充実させるため、漁港周辺環境の保全に努めます。

【集落地の生活環境の維持】

- ・市街地背後の既存集落地では、日常生活を支える地域拠点との連携を強化するとともに、集落地内開発制度等を活用し、自然環境や農業生産環境・漁業生産環境との調和に配慮した集落地の維持に努め、農水産業の生産環境を守りつつ、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図ります。

2) 都市交通体系の整備

① 広域交通体系の整備

【広域交流促進のための幹線道路整備】

- ・広域都市圏との多様な交流を促進するため、地域高規格道路熊本天草幹線道路の整備を促進します。

② 公共交通機関の利用促進

【公共交通サービス水準の向上】

- ・西熊本駅や、川尻駅、富合駅などの既存駅での交通結節機能の強化等により、中心市街地へのアクセス性向上を図ります。
- ・JR駅を有しない城南地区では、路線バスの利便性向上に取り組みます。
- ・JR駅や地域拠点内のバス停などの交通結節点周辺においては、パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進に取り組みます。

【コミュニティ交通の導入・取り組み】

- ・熊本市公共交通基本条例に基づき、富合町や城南町等におけるコミュニティ交通の取り組みを支援し、公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通の導入に取り組みます。

③ 骨格道路の整備

【地域拠点へのアクセス強化】

- ・地域拠点周辺に位置する都市計画道路の整備を推進し、富合地区や城南地区等における円滑な交通環境を形成します。
- ・富合地区や城南地区においては、新市基本計画にて位置づけられた道路の整備を推進し、交通環境の改善を図ります。

④ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備

【自転車利用環境の向上】

- ・乗換拠点周辺の電停・バス停など、自転車利用の需要が高い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進します。

3) 市街地整備・住宅整備

① 商業・業務地

【富合地区の総合的な整備】

- ・国道3号や富合駅に近接するポテンシャルを活かし、富合町中心市街地土地区画整理事業に取り組みます。

【歴史的資源を活用した都市空間の整備】

- ・川尻地区では、国指定史跡や町屋などの歴史的資源を活かした街並み整備を進め、都市機能の維持・確保を図ります。

② 居住地

【良好な居住環境の形成】

- ・地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった居住環境の形成を促進します。
- ・高齢化の進行が著しい地域では、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な供給の促進などの検討も含めて、高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせる居住環境の形成に努めます。
- ・郊外部においては、自然や街並み、景観などの地域特性を活かし、環境にも配慮しつつ良好な居住環境の維持に努めます。

③ 工業・流通業務地

- ・国道3号をはじめとする幹線道路の周辺などの住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- ・緑川、加勢川、浜戸川などの河川や雁回山・吉野山、さらに有明海沿岸などは、豊かな自然環境及び生物多様性を保全し、自然と触れ合える場の創出を図ります。

【官民協働による都市環境の改善】

- ・熊本市緑化助成制度などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- ・市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

② 地下水の保全

【水源保全対策の推進】

- ・地下水かん養能力の高い農地・山林の保全に配慮したまちづくりに努めます。

- ・区内に多く存在する水源地の環境を保全します。
- ・優良な農地を保全し、豊かな自然環境の維持に努めます。

③ レクリエーション拠点

【歴史文化資源を活用したレクリエーション拠点の整備】

- ・雁回公園は、身近なスポーツ施設、憩いの空間として、維持・向上を図ります。
- ・熊本藩川尻米蔵跡などの文化資源は、観光・レクリエーション資源として活用を推進します。
- ・吉野山や塚原古墳公園は、緑・レクリエーション拠点として、身近な自然環境の整備・保全を図ります。

5) その他の都市施設の整備

① 下水道

【下水道未普及地域の解消】

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【浸水対策】

- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・南部浄化センターでは、下水汚泥の固形燃料化施設を導入し、下水道資源の有効利用を図ります。

② 河川

- ・白川、緑川、加勢川、浜戸川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。
- ・河川に沿って親水施設の整備など、うるおいのある水辺空間を形成します。

③ その他の施設

- ・まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・アクアドームくまもとを市民の健康づくりやスポーツ活動の拠点として有効活用します。
- ・創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。

6) 都市景観形成

【南区の景観形成】

- ・川尻地区は、国指定史跡や歴史的な資源が点在するほか、伝統文化などが受け継がれていま

す。これらの歴史的資源を活かした町並み景観保全に努めます。

【重点的な景観形成】

- ・「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・国道3号の一部、国道57号（東バイパス）、主要地方道熊本港線、国道266号の各沿道は「特定施設届出地区」として、特定施設の新増改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。

7) 都市防災

①災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・災害時の道路ネットワークを確保するため、飽田バイパス等の幹線道路の早期整備を図ります。
- ・国道266号などの幹線道路の無電柱化を推進します。
- ・オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、**土地地区画整理事業**等を活用し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ・市街地では公共空地の確保や緊急輸送路の維持管理に努め、延焼遮断空間の形成を図ります。
- ・嘉島町と連携してイオンモール熊本周辺を乗換拠点としたバス路線網の再編を進めることで、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害対応力の向上も目指します。
- ・雁回山周辺等の急傾斜地では土砂災害の対策を促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・刈草地区等の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。
- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。
- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うけが崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震により液状化等が発生している近見地区等においては、宅地液状化防止事業を推進します。
- ・熊本地震の影響により、城南地区などでは特に甚大な被害が発生しており、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも

配慮しながら、災害公営住宅等を提供するなど、被災者の住まいの確保支援に取り組みます。

- ・景観重要・形成建造物の歴史的建造物が被災した川尻地区について、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討する中で、熊本地震の教訓を踏まえた防災対策を図るとともに、地域の特色ある町並みの早期復旧に向けた支援を行います。

②災害時でも機能する拠点の整備

【地域拠点】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、**非構造部材（天井、建具等）の損傷、移動対策、陳列棚転倒対策等**について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【災害対応に必要な拠点】

- ・済生会熊本病院は地域災害拠点病院であり、これらの拠点の災害時活動を支援するために、地域高規格道路熊本天草幹線道路などの道路・交通ネットワークの早期整備を促進します。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、雁回山周辺等の土砂災害特別警戒区域や、液状化の可能性が高いエリア、海岸部の津波や緑川等の河川氾濫時の浸水エリアなどの災害リスク及び避難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。
- ・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。
- ・発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ・市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ・災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ・リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

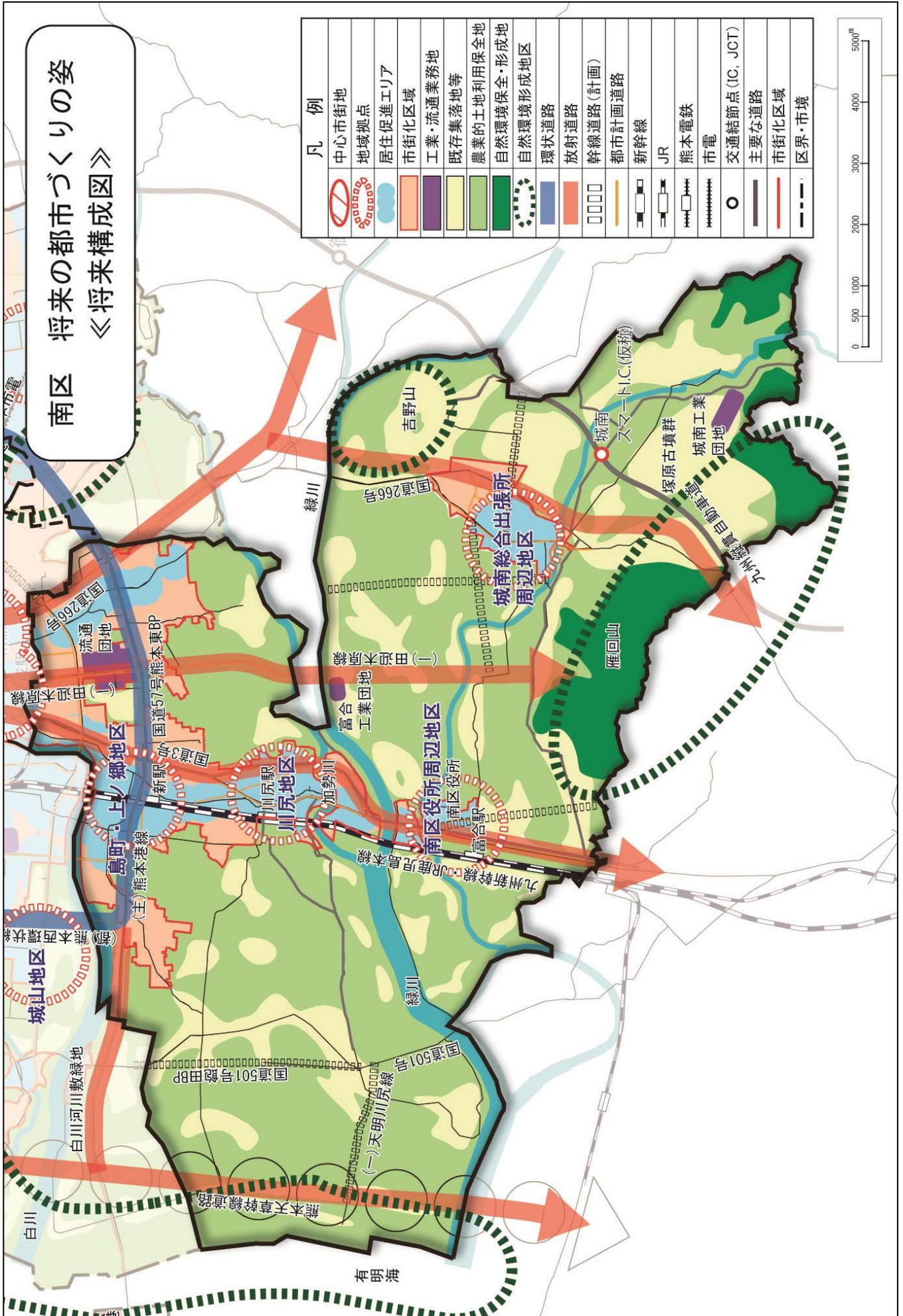
【地域の災害対応力の強化】

- ・有明海沿岸部や緑川の河口周辺では河川氾濫や高潮、津波による浸水が想定されるため、十分な情報提供を行うとともに、災害発生時の対策に地域住民と共に取り組みます。
- ・自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- ・地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- ・地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

【行政の災害対応力の強化】

- ・南区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- ・避難所となる小・中学校等にマンホールトイレ等を整備するとともに、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）や貯水機能付給水管の整備を推進します。また、要配慮者の視点に配慮した、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。
- ・有明海沿岸においては、高潮や津波への対策として、堤防の強化に加え、堅牢な避難所や防災倉庫等の防災拠点施設の整備を推進します。
- ・一時避難場所である城南物産館「火の君マルシェ」では、防災関連の備品拡充等により防災機能を強化するとともに、平時は防災についての学習や地域交流の場としての活用を検討します。
- ・発災時に即時的で的確な情報提供等を行うために、SNSなどを活用し、市民・地域・行政の普段からの情報共有体制の構築について検討します。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・大規模災害発生時においては、発生直後の数日間には避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」の設立をするとともに、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。
- ・災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。
- ・既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど避難誘導を図ります。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- ・応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- ・高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を行うことなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

南区 将来の都市づくりの姿
《将来構成図》



6 北区

(1) 北区の特性と現況

1) 北区の概況・特性・役割

熊本市の北部に位置し、五つの区の中でもっとも面積が大きい区です。区南部は計画的に開発された市街地が広がる一方で、立田山や白川・八景水谷水源といった自然環境と共存しており、区北部は国道3号を軸に市街地が広がり、その後背地では豊かな農業生産環境に恵まれるなど自然豊かな地域となっています。また、文化・歴史では、田原坂、武蔵塚等の史跡が立地するとともに、植木温泉や梶尾温泉など癒しを得られる場所に富み、「食」「歴史」「自然」「温泉地」に恵まれた暮らしやすい地域です。

《北区の役割》

- ・福岡・久留米方面から本市への北の玄関口
- ・温泉や歴史文化を有した観光拠点（植木温泉、田原坂、武蔵塚など）
- ・農産物の生産拠点（スイカ、メロンなど施設栽培）及び食品工業団地による生活者交流拠点（フードパル熊本）
- ・豊かな自然環境拠点（立田山、八景水谷など）

2) 人 口

- ・人口は、平成27年現在143,131人で、全市の約20%を占め、5年前に比べ約2,500人減少しております。
- ・15歳未満、65歳以上の人口が全市に比べてやや高く、15～64歳の生産年齢人口が低くなっています。
- ・自然的土地利用が多いため、人口密度は12.4人/haと低密です。
- ・市街化区域は区域面積の約21%を占める状況です。
- ・小学校区別にみると、龍田・弓削校区などの市街地部では人口増加がみられ、市街化調整区域の田原校区などでは人口が減少しています。
- ・高齢化率は、田底や山本、田原校区など、区の北部で高く、その他、清水や高平台でも25%以上となっています。一方、城北や龍田、弓削、川上校区では20%未満となっています。

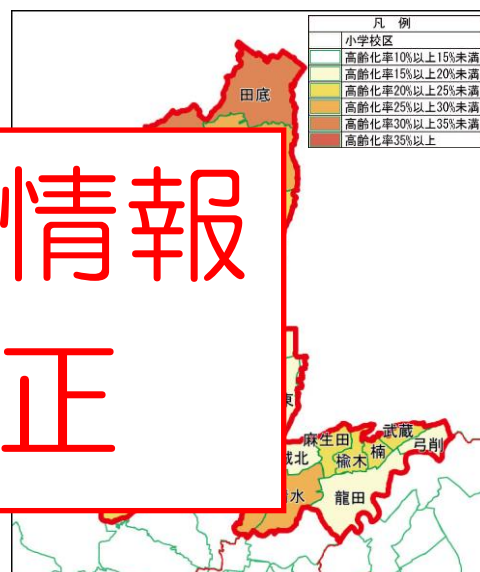
最新の情報
に修正

熊本市		
面積		38,954
人口		734,474
3区分人口割合(%)		14.5
人口密度(人/ha)		64.5
人口増加率(%)		21.0
人口減少率(%)		1.01
人口増加率(%)		18.9
1世帯あたり人員 H22	2.69	2.43
市街化区域の面積割合(%)	21.1	27.3

資料：面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査(H23.10.1)」
人口は国勢調査



▲ 小学校区別の人口動向(H22/H17)

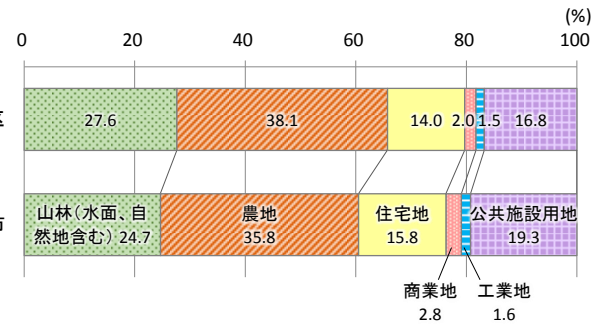


▲ 小学校区別の高齢化率(H22)

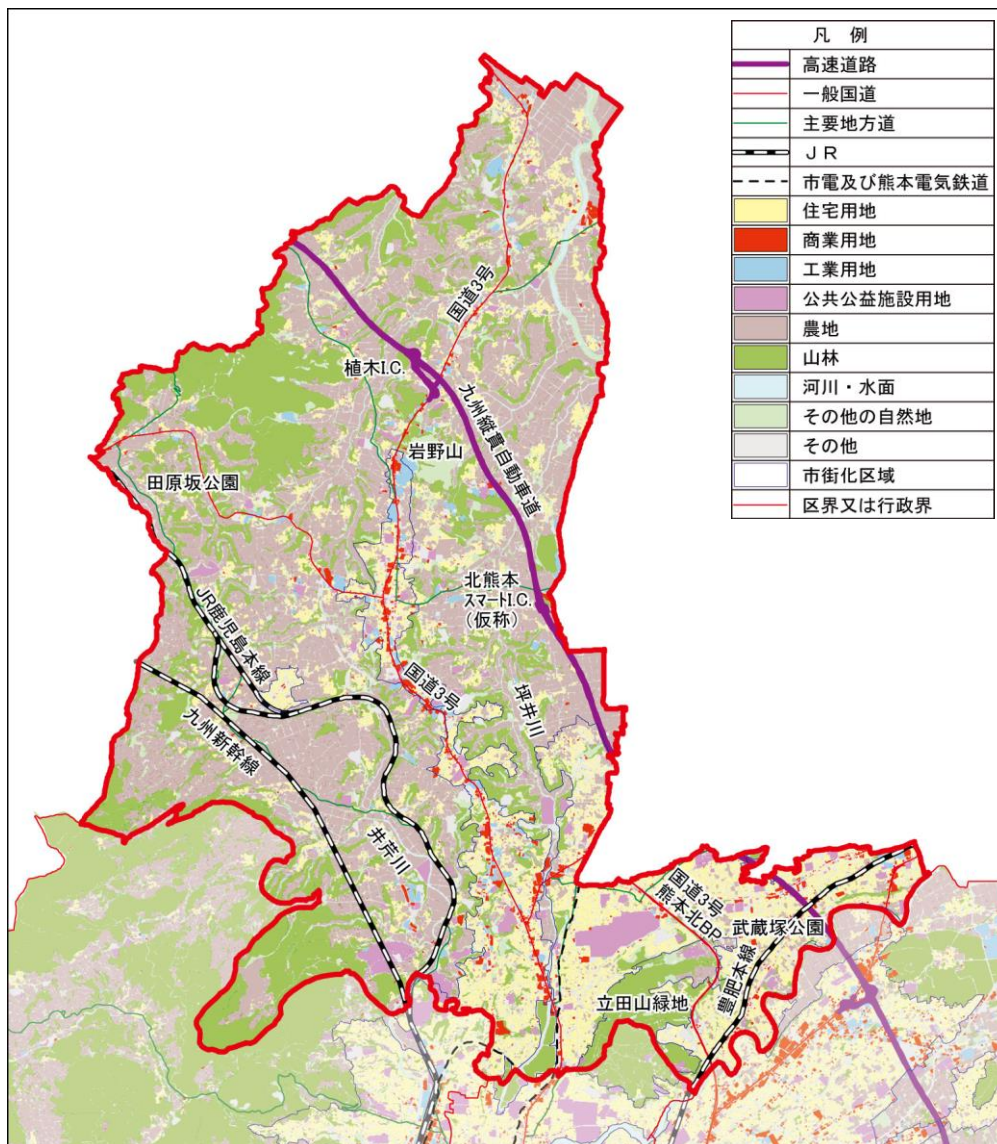
資料：国勢調査

3) 土地利用

- 農地・山林の自然的土地利用が約 66%を占め、住宅・商業・工業・公共施設用地の都市的土地利用は約 34%です。
- 区の南東部には、計画的に開発された団地などの住宅市街地が広がっています。また、北部・植木地区では農地が広がっており、スイカやメロンなどの施設野菜の栽培が盛んに行われています。
- 住宅地、商業地ともに、全市に比べて少ない区となっています。
- スーパーなどの商業施設は、地域拠点周辺及び国道 3 号など幹線道路沿線に立地が多く見られます。



▲ 土地利用構成

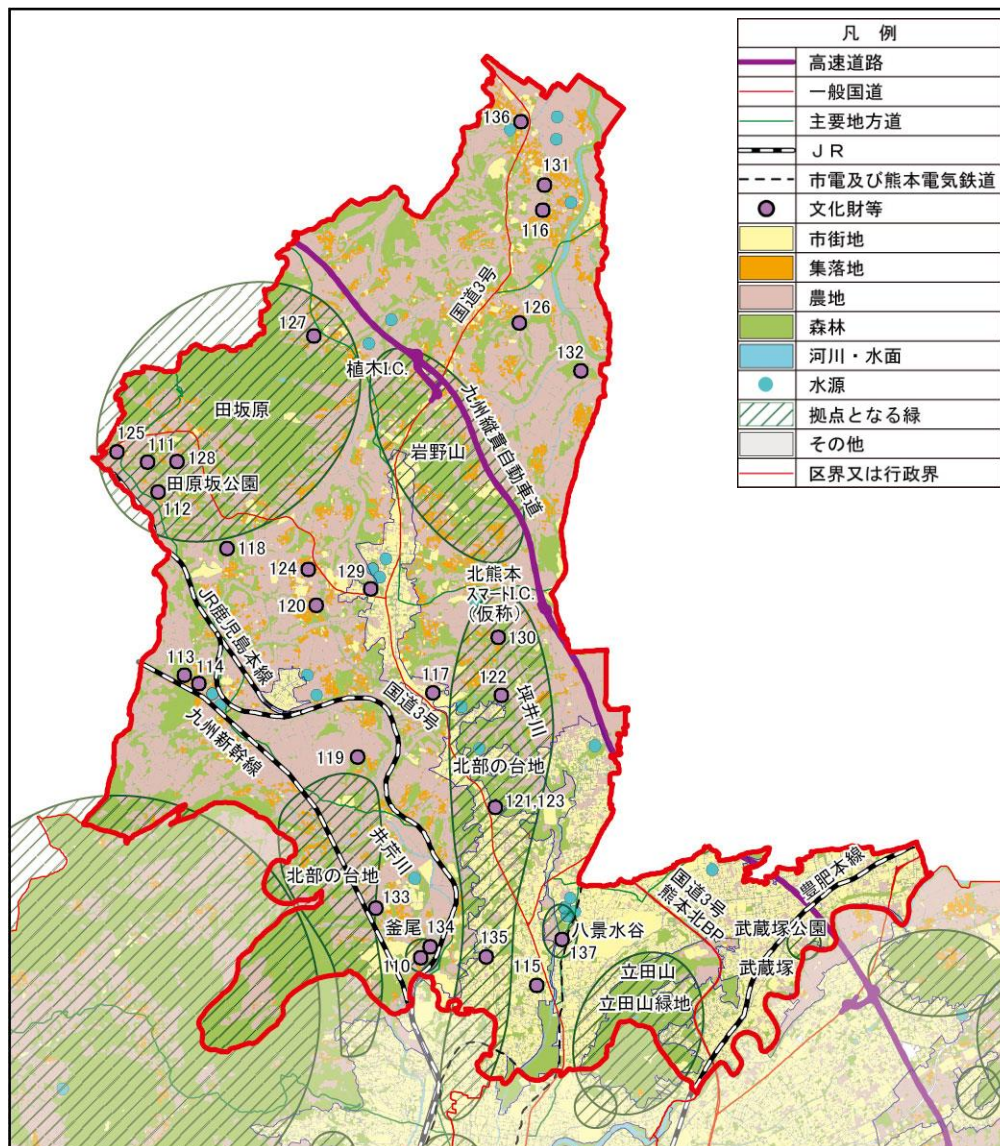


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- ・北部丘陵地には、史跡田原坂や慈恩寺経塚古墳、円台寺磨崖仏群といった史跡や建造物などの文化財が見られます。
- ・武蔵塚公園や田原坂公園、植木温泉等をはじめ、区内には多くの資源・資産が点在しています。
- ・区の南部には立田山や坪井川、井芹川沿いに連なる北部台地の斜面緑地があり、市街地の背景緑地となり、森の都の市街地景観を形成しています。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH28.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
110	釜尾古墳	120	滴水のイチョウ	130	井上横穴群
111	西南戦争遺跡	121	四方寄六地藏付庚申塔	131	平島支石墓
112	船底五輪塔附板碑二基	122	平井宮庚申塔	132	高熊古墳
113	円台寺の石造笠塔婆	123	御馬下の角小屋	133	瑞巖寺跡
114	円台寺磨崖仏群	124	鞍掛字阿弥陀堂の板碑(字は、市指定時に決定)	134	釜尾天神のイチイガシ
115	稲荷山古墳	125	豊岡の眼鏡橋	135	徳王の桜
116	慈恩寺経塚古墳	126	服部の五輪塔	136	宮原菅原神社のイチイガシ
117	明徳官軍墓地	127	砥石の宝篋印塔	137	熊本市水道記念館(旧八景水谷貯水池ポンプ場)
118	七本官軍墓地	128	田原の五輪塔附板碑		
119	寂心さんの樟	129	舞尾の六地藏板碑		

5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

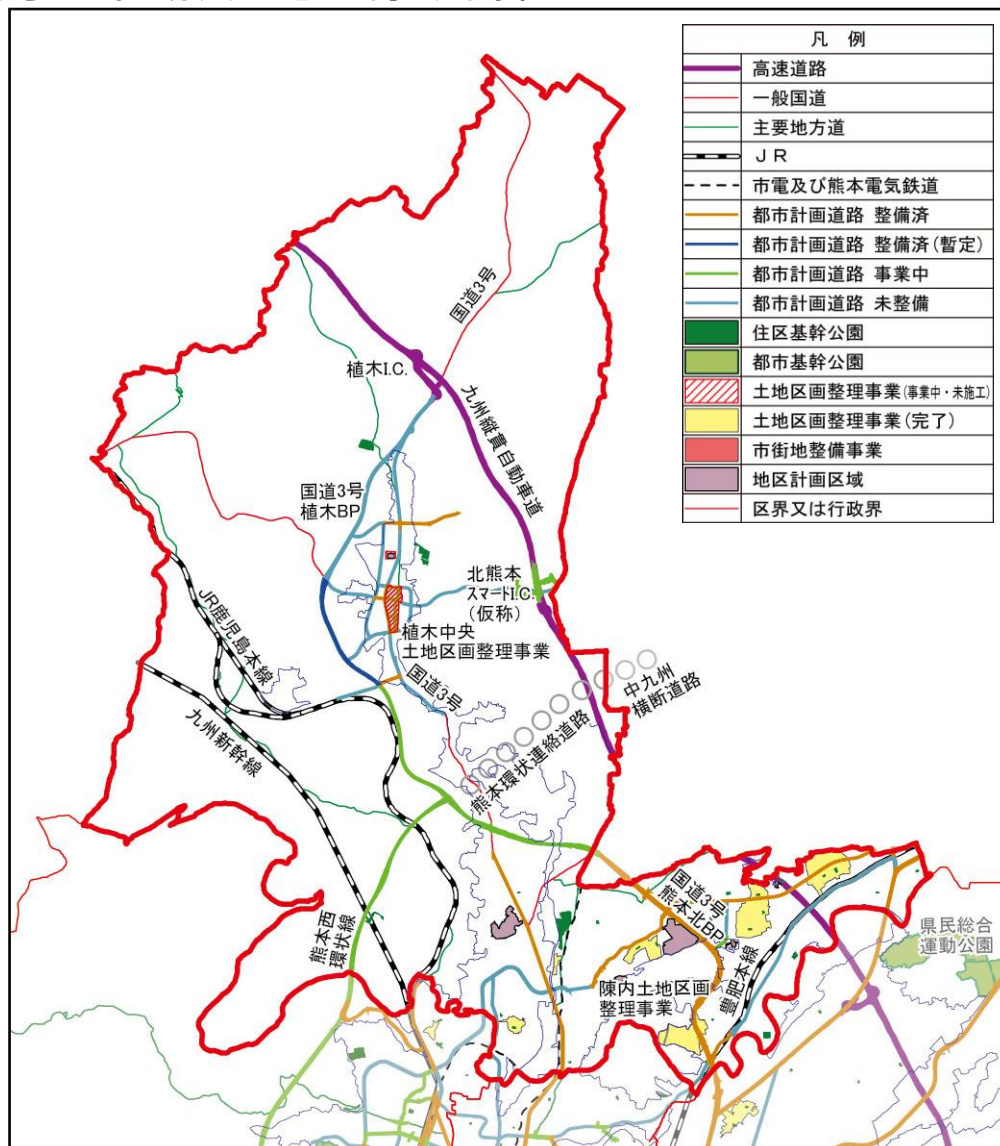
- ・九州縦貫自動車道には植木インターチェンジがあり、北熊本スマートインターチェンジ(仮称)の整備も行われています。
- ・国道3号が中心市街地から清水地区、北部地区、植木地区を經由し山鹿方面へ通過しています。国道3号熊本北バイパスと植木バイパスの一部、都市計画道路熊本西環状線等が開通し、大分方面へ向かう中九州横断道路と熊本環状連絡道路が計画されています。
- ・区内の都市計画道路決定延長は約56km、整備率は約28%となっています。
- ・区内の都市計画公園等の開設面積は約93ha、区民一人当たり面積は約6.4㎡/人で、全市を下回っていますが、農地や山地などが多く良好な自然環境を形成しています。

（市街地整備）

- ・植木地区では、植木中央土地区画整理事業が事業中です。区南部には、陳内土地区画整理事業が完了した地区や、岩倉台ニュータウン地区、大平地区などの地区計画が指定され、計画的なまちづくりが行われた地区が見られます。

都市計画道路	延長	56.0
都市計画公園	面積	93.0
都市計画公園	区民一人当たり	6.4
都市計画公園	整備率	28.0
都市計画公園	整備状況	平成25年3月31日現在

最新の情報
に修正



▲ 都市施設状況

※都市計画道路の計画延長や整備状況はH29.3.31現在。
都市公園の整備状況は、H25.3.31現在。

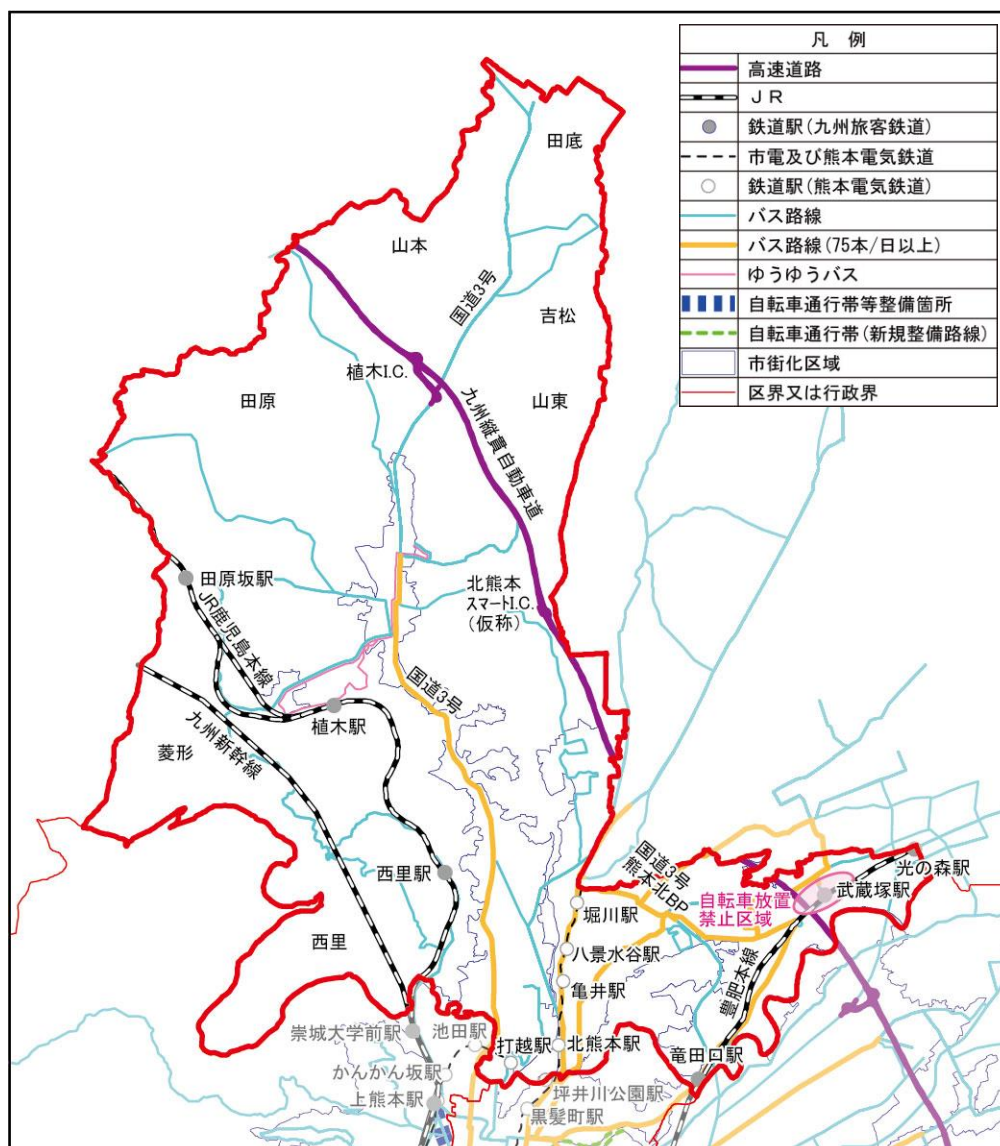
(移動環境)

【公共交通】

- 区内にはJR駅が6駅あり、鹿児島本線に西里駅、植木駅、田原坂駅の3駅、豊肥本線に竜田口駅、武蔵塚駅、光の森駅の3駅があります。
- また、区の南部を熊本電鉄が合志市方面へ運行しており、堀川駅、八景水谷駅、亀井駅、北熊本駅、打越駅の5駅が存在します。
- 路線バスは、幹線道路を主に、市街地を通過しながら中心市街地を結ぶ形で運行しており、それらを補完する区内の移動を支えるバスとして「ゆうゆうバス」が運行しています。しかし、植木地区や西里地区などの一部では公共交通空白地域が存在する状況です。
- このことから、公共交通空白地域では、デマンド型乗合タクシーなどがコミュニティ交通として地域住民の移動を支えています。

【自転車】

- 交通結節点の西里駅や植木駅、さらには武蔵塚駅では、駐輪場が整備されています。
- JR 武蔵塚駅周辺は自転車放置禁止区域に指定されています。



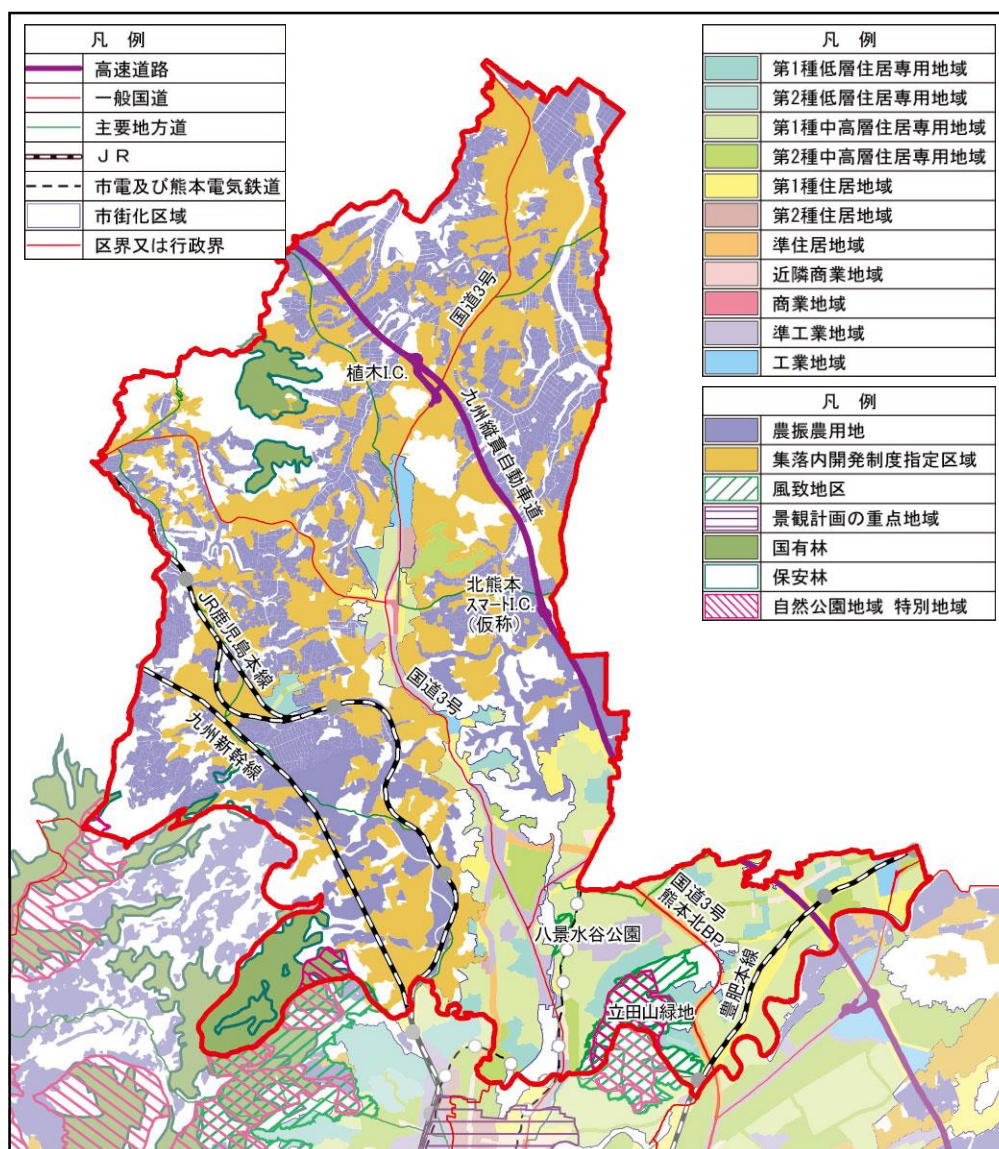
▲ 公共交通網

※バス路線は、H29.4 現在。

※ゆうゆうバスは、H28.4.1 現在。

(法規制など)

- 区南東部と国道3号沿線を主に市街化区域が広がっており、区の大半は市街化調整区域となっています。
- 市街化調整区域においては、多くのエリアで農振農用地区域に指定されているとともに、既存集落地などの多くの地域において集落地内開発制度の指定区域に指定されています。
- 立田山周辺及び八景水谷周辺は風致地区に指定されており、自然的景観を主体とする良好な都市景観が維持されています。

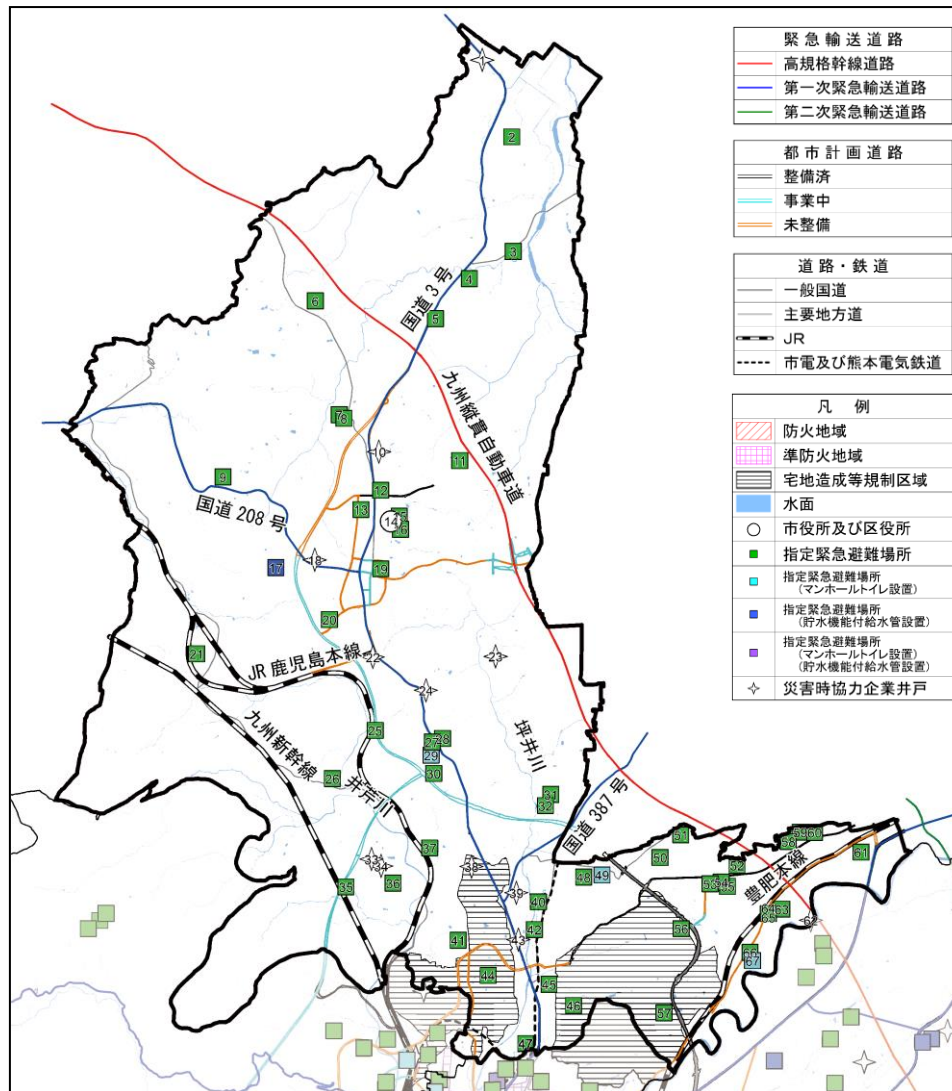


▲ 法規制

※区域区分、用途地域の状況は H29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

- ・防火地域や準防火地域に指定されている地域はありません。
- ・立田山緑地などでは宅地造成等規制区域に指定されています。
- ・平成 29 年 10 月時点において、北区には計 38 箇所の指定避難所が指定されています。その内、北部中学校等の 2 箇所にマンホールトイレが整備され、また、鹿南中学校等の 8 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 12 箇所あります。
- ・災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院はありません。
- ・国道 3 号や国道 208 号などが第一次緊急輸送路に指定されており、中央区に立地する上記病院へのアクセス道路となっています。



▼ 避難所一覧（修正中）

▲ 防災関連図（防災施設等）

No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	(株)JSP九州工場	16	芝生広場	31	勤労青少年ホーム	46	清水スポーツセンター	61	弓削小学校
2	田底小学校	17	鹿南中学校	32	北部東小学校	47	坪井川緑地	62	ホシサン株式会社
3	植木北中学校	18	(株)リョーユーパン熊本工場	33	株式会社 まるふく	48	城北小学校	63	武蔵塚公園
4	吉松小学校	19	植木小学校	34	(株)フードバル熊本(とれたて市)	49	清水中学校	64	龍田まちづくりセンター・公民館
5	吉松スポーツ公園	20	桜井小学校	35	瑞蔵寺公園	50	森生田小学校	65	武蔵塚武道場
6	山本小学校	21	菱形小学校	36	熊本市食品交流会館	51	清水新地公園	66	龍田小学校
7	植木総合スポーツセンター公園(閉鎖中)	22	医療法人 横田会 向陽台病院	37	西里小学校	52	楠小学校	67	龍田中学校
8	植木総合スポーツセンター公園	23	熊本カー・ハイテクセンター協同組合	38	明生病院	53	楠小学校		
9	田原小学校	24	(株)フンドーダイ五葉	39	熊本機能病院	54	楠中学校		
10	博陽工業(株)	25	田原スポーツ公園	40	八景水谷公園	55	楠中央公園		
11	山東小学校	26	今熊公園	41	TKUぶらざ	56	熊本北高校		
12	植木地域農産物の駅	27	北部まちづくりセンター・公民館	42	清水まちづくりセンター・公民館	57	龍田西小学校		
13	五堂中学校	28	川上小学校	43	株式会社 弘乳舎	58	武蔵小学校		
14	北区役所	29	北部中学校	44	高平台小学校	59	武蔵ヶ丘中央公園		
15	植木文化センター	30	北部公園	45	清水小学校	60	武蔵中学校		

【地震・津波災害時】

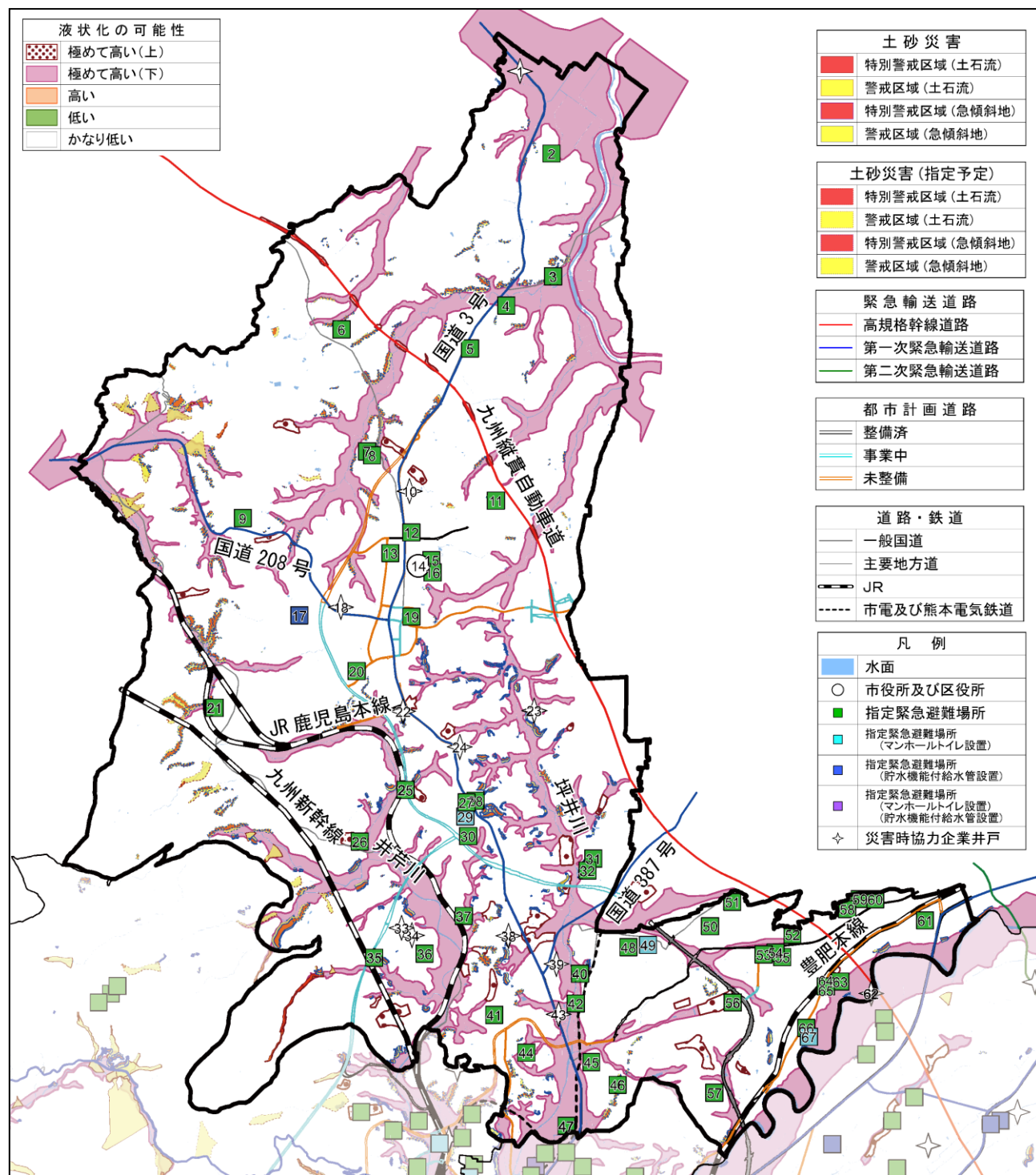
- 住宅地周辺に流れる河川沿い等について、液状化の可能性が高い地域が点在しています。

【風水害時】

- 田原坂や岩野山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- 白川や合志川の周辺などは、大雨によって河川が氾濫した場合、浸水する危険性があります。
- 北区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。

(災害リスクと対策基盤など)

【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図(津波・液状化)

※熊本市液状化ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。熊本市津波ハザードマップ：平成 26 年 2 月現在。
※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

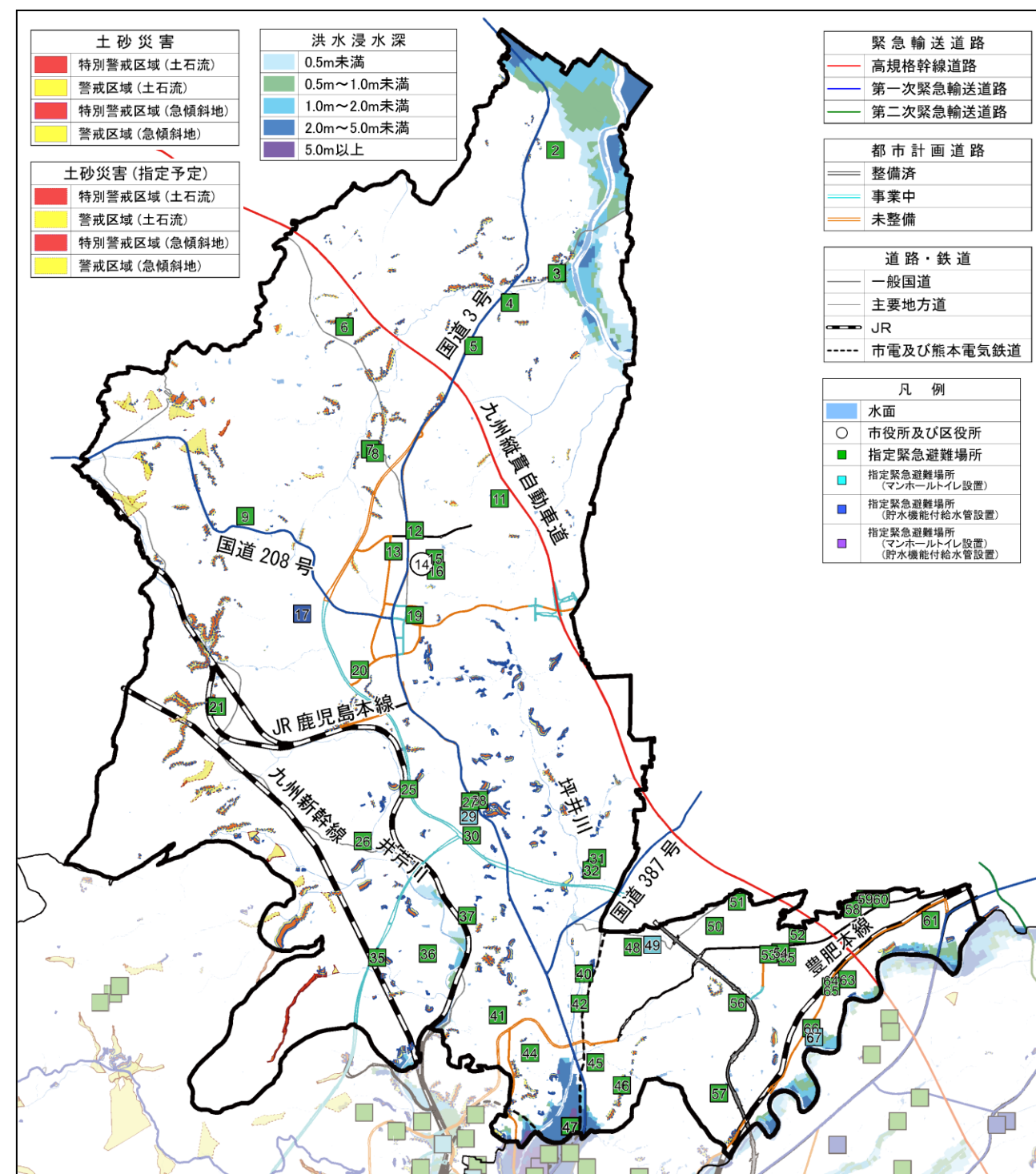
※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認 ・避難ルートの確認 ・井戸設置箇所の確認
- ・災害リスクを踏まえた居住地の選択 等

※より詳細な災害リスクについては、下記をご覧ください。

- ・土砂災害リスク：熊本県土砂災害情報マップ ・液状化リスク：熊本市液状化ハザードマップ
- ・津波リスク：熊本市津波ハザードマップ ・洪水リスク：熊本市洪水ハザードマップ

【風水害時】



▲ 防災関連図(土砂災害・洪水)

※土砂災害：平成 29 年 12 月現在。
白川(県管理区間)洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
天命新川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
健軍川・藻器堀川ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
熊本市植木町洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
白川洪水ハザードマップ：平成 17 年 6 月現在。
緑川・加勢川洪水ハザードマップ：平成 23 年 3 月現在。
千間江・除川洪水ハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。
富合町洪水・土砂崩れハザードマップ：平成 22 年 3 月現在。

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 北区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- ・植木地区などの4つの地域拠点、さらに国道3号などのバス路線や熊本電鉄駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点の特徴	拠点づくりの方針
植木地区	本市を代表する優良な農業生産環境を有する広大な地域生活圏の中心	北区の総合的な行政、コミュニティの中心地として、各種都市機能を維持・確保する拠点づくりを行います。
北部地区	今後の国道3号熊本北バイパス、植木バイパス、中九州横断道路等の整備により、広域的交通の要衝としてポテンシャルが向上	広域交流を促進する拠点づくりを行います。
楠・武蔵ヶ丘地区	良好な住宅市街地が形成	近隣町との連携も視野に入れ、幅広い世代が暮らしやすい環境を提供する拠点づくりを行います。
八景水谷・清水亀井地区	水辺環境や環境教育施設など既存環境が充実	既存環境を活かした潤いある拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- ・鉄軌道駅や主要バス停においては、パークアンドライド・サイクルアンドライド施設などの整備・充実、JR 武蔵塚駅や熊本電鉄堀川駅における鉄道とバスとの乗り換え利便性の向上等により、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ・公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化等に併せ、居住促進エリアにおいて積極的に居住を誘導することで人口密度を維持します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【地域拠点】

- ・地域拠点の植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区は、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺地域の生活利便性を維持・向上します。
- ・植木地区については、事業中の土地区画整理事業を推進することにより良好な市街地形成を創出します。

【沿道商業・業務の維持】

- ・地域拠点周辺の幹線道路沿線では、既存の機能を維持し、生活利便性の維持に努めます。

② 工業・流通業務地

【産業効率を高める土地利用の適正配置】

- ・フードパル熊本については、食品関連工場を維持・集積し、さらなる活性化を図ります。
- ・今藤工業団地及び植木インターチェンジの周辺では、九州縦貫自動車道への近接性を生かし、工業・流通機能の維持・集積を図ります。
- ・国道3号沿道は、古くから工業・流通業務施設の集積が高く、周辺の住環境などに配慮して機能の維持を図ります。

③ 居住地

【多様な機能が共存する地域特性に応じた居住地の形成】

- ・都市計画道路熊本西環状線と国道3号熊本北バイパスで構成される外環状道路より南側については、既存の商業機能やその他福祉機能等と共存し、地域の特性に合わせた建物の共同化や中高密な住宅地形成による居住環境の改善を図るとともに、居住を誘導することで人口密度を維持します。

【良好な住宅市街地の形成】

- ・国道3号沿線や区の南東部に広がる市街地など、良好な居住環境が形成されている地域では、周辺環境と調和の図れた住宅地として維持します。
- ・郊外部の低中層住宅を主体とする居住地は、現在の土地利用を維持し、農業生産環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

④ 自然地・集落地

【自然環境の保全】

- ・金峰山、立田山、田原坂周辺、岩野山などの貴重な自然環境は、憩いの場、地下水のかん養域、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。
- ・北部、植木地区は、本市を代表する優良な農業生産基盤として、その生産環境を保全・維持

していくとともに、生産者等と協働して、交流資源としての利活用を目指します。

- ・水田など優良な農地を農業の生産基盤として保全するとともに、地下水のかん養域としての機能の保全を図ります。

【集落地の生活環境の維持】

- ・市街地背後の既存集落地では、日常生活を支える地域拠点との連携を強化するとともに、自然環境や農業生産環境との調和に配慮した集落地の維持に努め、農林業の生産環境を守りつつ、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図ります。

2) 都市交通体系の整備

① 広域交通体系の整備

【広域道路交通ネットワークの形成】

- ・既存の植木インターチェンジの活用や熊本環状連絡道路の整備を推進するとともに、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備促進により、本市の更なる発展に寄与する広域交通ネットワークの形成を進めます。
- ・植木バイパスについては、事業化区間の整備と未着手区間の早期着手を促進することで、国道3号の慢性的な混雑の緩和を図ります。
- ・植木地区南部や北部地区からの九州縦貫自動車道へのアクセス性の向上による多様な交流を促進するため、北熊本スマートインターチェンジ(仮称)の整備を推進します。

② 公共交通機関の利用促進

【公共交通サービス水準の向上】

- ・JR 駅や熊本電鉄、地域拠点内のバス停といった交通結節点周辺では、利用を促進するため、パークアンドライド・サイクルアンドライド施設の整備など利便性の向上を推進します。
- ・中心市街地へのアクセスに JR 武蔵塚駅、JR 光の森駅の利用促進を行い、パークアンドライドなどを円滑に行うための駐車場や駐輪場の充実を行います。
- ・JR 武蔵塚駅や熊本電鉄堀川駅において、鉄道とバスとの乗り換え利便性の向上を推進します。
- ・JR 植木駅へのアクセス機能を向上するとともに、パークアンドライドを推進します。

【コミュニティ交通の導入・取り組み】

- ・「ゆうゆうバス」の利便性向上を図るとともに、熊本市公共交通基本条例に基づき、植木地区や西里地区におけるコミュニティ交通の取り組みを支援し、公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通の導入に取り組みます。

③ 骨格道路の整備

【地域拠点へのアクセス強化】

- ・地域拠点周辺に位置する都市計画道路の整備を推進し、楠・武蔵ヶ丘地区や八景水谷・清水亀井地区等における円滑な交通環境を形成します。
- ・北部地区では、都市計画道路熊本西環状線の整備を推進するとともに、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備促進により、地域拠点内の円滑な交通環境を形成します。
- ・植木地区においては、新市基本計画にて位置づけられた道路の整備を推進し、交通環境の改

善を図ります。

④ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備

【自転車利用環境の向上】

- ・乗換拠点周辺の電停・バス停など、自転車利用の需要が高い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進します。

3) 市街地整備・住宅整備

① 商業・業務地

【植木地区の総合的な整備】

- ・魅力ある商業・住環境の整備を進めるため、植木中央土地区画整理事業の早期完了に取り組めます。

② 居住地

【良好な居住環境の形成】

- ・植木中央土地区画整理事業による基盤整備がなされている植木地区については、商業・業務機能と共存した良好な住環境整備を推進します。
- ・地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった居住環境の形成を促進します。
- ・区の北部・西部など高齢化の進行が著しい地域では、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な供給の促進などの検討も含めて、高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせる居住環境の形成に努めます。
- ・郊外部においては、自然や街並み、景観などの地域特性を活かし、環境にも配慮しつつ良好な居住環境の維持に努めます。

③ 工業・流通業務地

- ・国道3号や国道387号の沿道などの住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- ・田原坂、岩野山の周辺は、歴史文化と一体となった貴重な自然環境や生物多様性の保全・活用を図ります。
- ・白川、坪井川、井芹川、合志川などは、河川環境・生物多様性及び河岸緑地を保全します。
- ・八景水谷公園、坪井川緑地、立田山などは、親水空間や市民の憩いの場としての利活用を図ります。

【官民協働による都市環境の改善】

- ・熊本市緑化助成制度などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- ・市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

② 地下水の保全

【水源保全対策の推進】

- ・農地や山林は、本市の生活水を100%賄う地下水のかん養能力の高い区域であるため、農地・山林の保全に配慮したまちづくりに努めます。

③ レクリエーション拠点

【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】

- ・田原坂は、田原坂公園を中心に観光・レクリエーション拠点としての活用を推進します。
- ・岩野山・立田山は、緑の拠点ならびにレクリエーション拠点として、身近な自然環境の整備・保全を図ります。
- ・小野泉水公園、寂心緑地、八景水谷公園は、重点的に保全を図る公園緑地として、また、周辺地域の住民による交流の場として活用します。
- ・武蔵塚公園は、歴史資源としてのレクリエーション拠点に加え、緑の拠点ならびに周辺地域住民の交流の場として活用します。
- ・植木病院の隣接地に整備中の植木中央公園は、市民の健康づくりやスポーツ活動の拠点として活用します。

5) その他の都市施設の整備

① 下水道

【下水道未普及地域の解消】

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【浸水対策】

- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。

② 河川

- ・白川、坪井川、井芹川、合志川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。
- ・井芹川沿いのサイクリングロードや合志川の植木温泉周辺などは親水施設の整備など、うるおいのある水辺空間を形成します。

③ その他の施設

- ・まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・区内の大学を市民の知の拠点として有効活用します。
- ・創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。

6) 都市景観形成

【北区の景観形成】

- ・立田山や白川沿岸などの周辺環境と調和し、ゆとりある市街地環境や遠景景観に配慮した景観づくりを目指します。

【重点的な景観形成】

- ・「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・国道3号（北バイパス含む）の一部、国道57号（菊陽バイパス）、国道208号、国道387号などの各沿道は「特定施設届出地区」として、特定施設の新增改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。

7) 都市防災

①災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・災害時の道路ネットワークを確保するため、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備を促進します。
- ・オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、**土地区画整理事業**等を活用し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ・市街地では公共空地の確保や緊急輸送路の維持管理に努め、延焼遮断空間の形成を図ります。
- ・植木バス停周辺を乗換拠点としたバス路線網の再編を進めることで、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害対応力の向上も目指します。
- ・田原坂周辺等の急傾斜地における土砂災害や、白川・合志川における河川氾濫に対する防災対策を促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・植木地区等の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。
- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓

発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。

- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震により変状等が生じている盛土部などの造成宅地において、滑動崩落対策を推進します。
- ・熊本地震の影響により、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、既存市営住宅等を活用し、被災者の住まいの確保支援に取り組みます。

②災害時でも機能する拠点の整備

【地域拠点】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、**非構造部材（天井、建具等）の損傷、移動対策、陳列棚転倒対策等**について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【災害対応に必要な拠点】

- ・植木病院の隣接地に整備中の植木中央公園は、災害時の避難場所及び避難地としての利用を検討します。また、隣接する北区役所や植木病院と一体的に機能するよう、官民連携を図ります。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、岩野山周辺等の土砂災害特別警戒区域や、液状化の可能性が高いエリア、白川等の河川氾濫時の浸水エリアなどの災害リスク及び避難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。
- ・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。
- ・発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ・市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ・災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ・リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

【地域の災害対応力の強化】

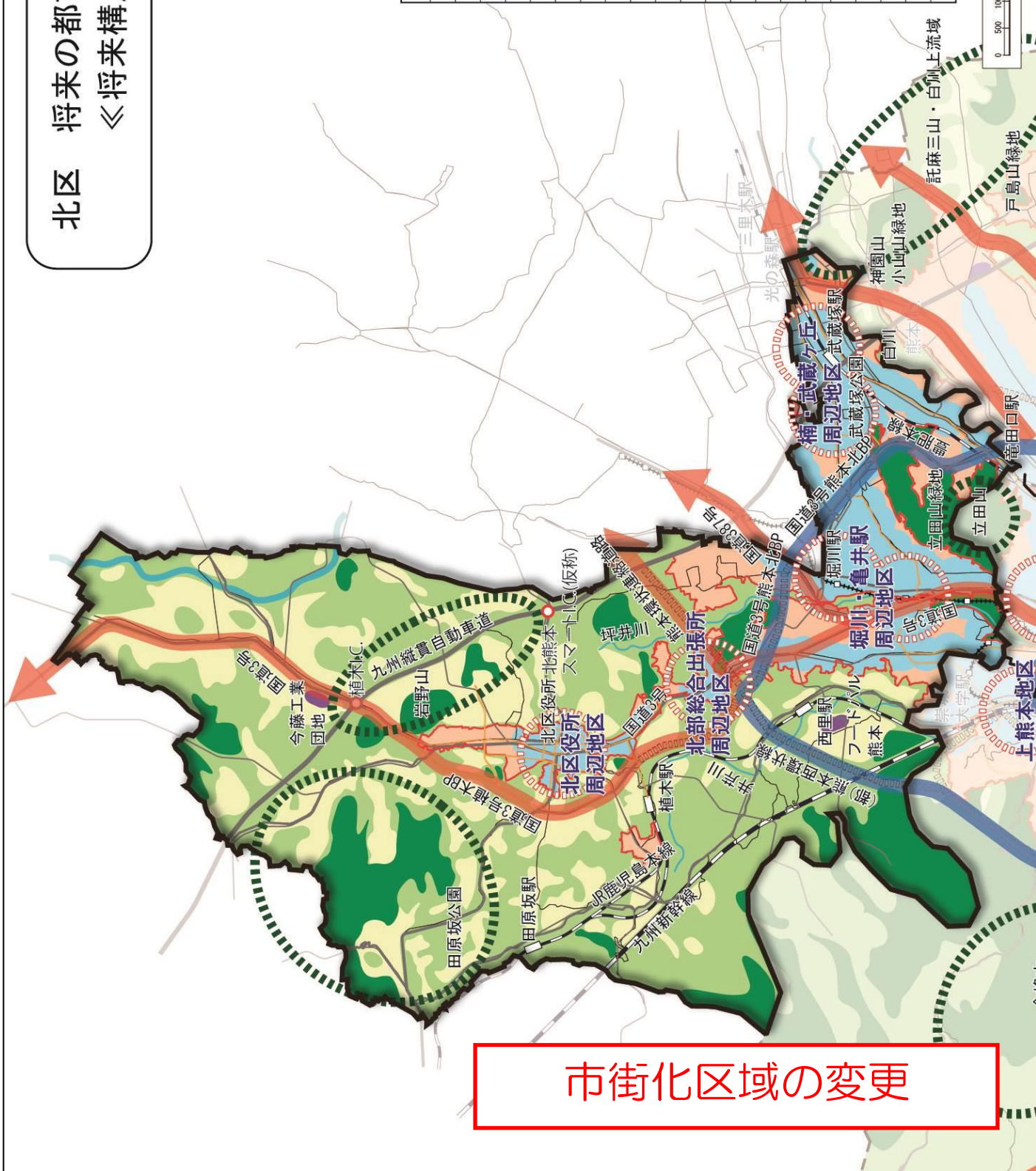
- ・自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- ・地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- ・地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

【行政の災害対応力の強化】

- ・北区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- ・避難所となる小・中学校等にマンホールトイレ等を整備するとともに、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）や貯水機能付給水管の整備を推進します。また、要配慮者の視点に配慮した、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。
- ・一時避難場所である道の駅「すいかの里植木」では、防災関連の備品拡充等により防災機能を強化するとともに、平時は防災についての学習や地域交流の場としての活用を検討します。
- ・発災時に即時的で確かな情報提供等を行うために、SNSを活用し、市民・地域・行政が普段から情報を共有できる地域の情報共有ツールを構築します。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・大規模災害発生時においては、発生直後の数日間避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」の設立をするとともに、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。
- ・災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。
- ・既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど避難誘導を図ります。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- ・応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- ・高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を行うことなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

北区 将来の都市づくりの姿
《将来構成図》

凡 例	
	中心市街地
	地域拠点
	居住促進エリア
	市街化区域
	工業・流通業務地
	既存集落地等
	農業的土地利用保全地
	自然環境保全・形成地
	自然環境形成地区
	環状道路
	放射道路
	幹線道路(計画)
	都市計画道路
	新幹線
	JR
	熊本電鉄
	市電
	交通結節点(IC, JCT)
	主要な道路
	市街化区域
	区界・市境



市街化区域の変更

4章 多核連携都市の実現に向けて

- 1 多核連携都市の実現の主体
- 2 多核連携都市の実現に向けた取り組み

1 多核連携都市の実現の主体

本市に居住する人、産業活動を行う人は、次の世代に住みやすく、活動しやすい都市を継承することが期待されます。しかし、高度経済成長期における人口増加とモータリゼーションの進展によって市街地が拡散的に拡大してきた都市においては、将来的に持続可能性そのものが危ぶまれる状況となっています。人口減少、高齢化の進展、厳しさを増す自治体の財政状況、さらには世界的に逼迫するエネルギー問題や地球温暖化問題等に対応するためには、コンパクトで地域核が連携した持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりに方向転換することが必要となります。

これまでの都市づくりは、主に行政が都市基盤を整備することで牽引してきましたが、これから目指す多核連携都市づくりにおいては、既存の都市基盤を活かしつつ、

- ①公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導
- ②中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保
- ③公共交通の整備と利用促進

に積極的に取り組むことが必要です。しかし、これら公共交通の整備や、居住、商業・医療などの都市機能の維持・確保は行政だけでは実現できるものではありません。

市民の方々の日常生活を支える適切な都市機能や良好な居住環境を有する都市を次世代に継承するためには、全ての市民等（市民・地域団体・NPO・民間事業者など）の役割は非常に大きく、積極的に多核連携都市づくりに協力していただくことが必要となります。

これからの都市づくりでは、市民等に今後の熊本市を取り巻くと想定される、人口減少・高齢化・地球環境問題・地方経済の停滞といった様々な問題を十分にご理解いただき、居住や都市機能の選定・提供にあたっては上記①～③を実践していただくとともに、日常生活では過度に自動車に依存しないなど、省エネ・省資源な「コンパクトで持続可能な都市形成」に積極的に取り組んでいただくことが重要です。

行政には、多核連携都市の実現に向け様々な施策を実行することでその土台を整えることが求められ、市民等には日常生活における意識向上やライフスタイルの転換が期待されます。「まちの個性」は居住する市民等によって醸成されるものであるため、行政と市民等が一体となったまちづくりが必要です。

また、政令指定都市移行により区役所が設置されたことで、行政と市民等はより身近になりました。区ごとのまちづくり懇話会など区民との協議の場の設置や、区独自のイベントの開催、校区単位のまちづくり等により、以前にも増して官民一体のまちづくりが進められています。こういった各区の特徴や個性を活かしたまちづくりの中にも、多核連携都市づくりの観点を盛り込む必要があります。

個人の自由と社会への福祉は対となっており、例えば地球環境問題が取り上げられた際、ECO（エコロジー）を合言葉に、市民全員がごみの分別やリサイクル等に取り組んでいただいた事例と同じように、都市づくりにおいても持続可能な都市づくりに向けて、行政と市民等が一丸となって、多核連携都市づくりに取り組んでいくことが求められます。

2 多核連携都市の実現に向けた取り組み

多核連携都市を実現するためには、市民等と行政が、それぞれの役割を理解し、協力して取り組むことが重要です。

(1) 居住促進エリアへの居住の誘導

【市民等の役割】

居住地を検討する際には、公共交通の利便性が高く、なるべく自家用車を利用せずに日常生活が送れる、中心市街地や地域拠点及び公共交通軸沿線の居住促進エリアを優先的に検討することが期待されます。

また、住宅建設に関わる事業者は、郊外での住宅開発ではなく、居住促進エリア内での住宅供給を積極的に進めることが重要です。その際には既存住宅のリノベーションも含めて進めることが期待されます。

- ・ まちなか居住へのライフスタイルの転換
- ・ 居住促進エリアにおける住宅供給（既存住宅のリノベーションを含む）

【行政の役割】

公共交通の利便性が高い地域への居住を誘導するための施策展開に取り組みます。

〔居住促進エリアへ居住を誘導するための施策イメージ〕

- ・ 市外県外からの転入も視野に入れたエリア内居住に対する支援
- ・ 様々な都市機能が利用しやすい魅力的な市街地の形成
- ・ 居住促進エリアの情報提供による誘導
- ・ 空き地、空き家の利活用の促進
- ・ 居住促進エリア内への居住の誘導に資する都市計画規制の見直し・居住促進エリア外の規制強化

(2) 地域拠点への都市機能の維持・確保

【市民等の役割】

都市機能（商業機能、金融機能、医療機能、福祉機能等）の多くは、民間事業者が提供しています。民間事業者は、幅広い世代が公共交通等を利用してアクセスできる地域拠点内への施設立地が期待されます。

また、自家用車を使っの郊外大型店舗への利用から、自転車や公共交通等を使った中心市街地や地域拠点内の店舗の利用への転換が期待されます。

- ・ 地域拠点内への積極的な施設立地
- ・ 居住地近隣の地域拠点の積極的な利用

【行政の役割】

中心市街地や地域拠点の都市機能が維持・確保されるよう、民間事業者等との横断的な連携を図り、積極的な都市機能の維持・確保に取り組みます。

また、高齢者等への福祉施設や子育て世代に必要な保育施設、その他、図書館・体育施設・公園・コミュニティセンターなど、幅広い世代が必要とする様々な都市機能の地域拠点内誘導の検討を行い、地域拠点における生活面の利便性を高めます。

都市機能の維持・確保を検討する際には、維持・確保する都市機能に見合った用途地域内とするなど、地域拠点エリアに囚われる事無く検討するものとします。ただしその際は、公共交通の利便性、周辺住民のニーズ等を十分考慮します。

〔中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保のための施策イメージ〕

- ・都市機能の立地に対する支援（技術的支援、助成、基準の見直しなど）
- ・既存施設の撤退や廃止に対する対策
- ・行政・市民・民間事業者・NPO等が一体となった幅広い世代が必要とする施設の導入
- ・地域の活性化に向けた空き地・空き家・空き店舗といった低未利用地等の活用
- ・地域拠点への都市機能の維持・確保に資する都市計画規制の見直し・地域拠点外の規制強化

(3) 公共交通の整備と利用促進

【市民等の役割】

利便性の高い公共交通があっても、利用されなければサービス水準が低下してしまうとともに、交通渋滞も緩和できず、CO₂の削減もできません。そのため、市民一人ひとりが自ら積極的に公共交通を利用するライフスタイルに転換することが期待されます。

また、交通事業者による利便性の高い公共交通の提供や、公共交通の利用促進に繋がる自動車業界における新たなモビリティの開発等が期待されます。

- ・公共交通の利用促進について理解と関心を深める
- ・過度な自家用車の利用を控え、公共交通を積極的に利用する
- ・利便性の高い公共交通を提供する
- ・公共交通の利用促進につながるモビリティ開発等を積極的に進める

【行政の役割】

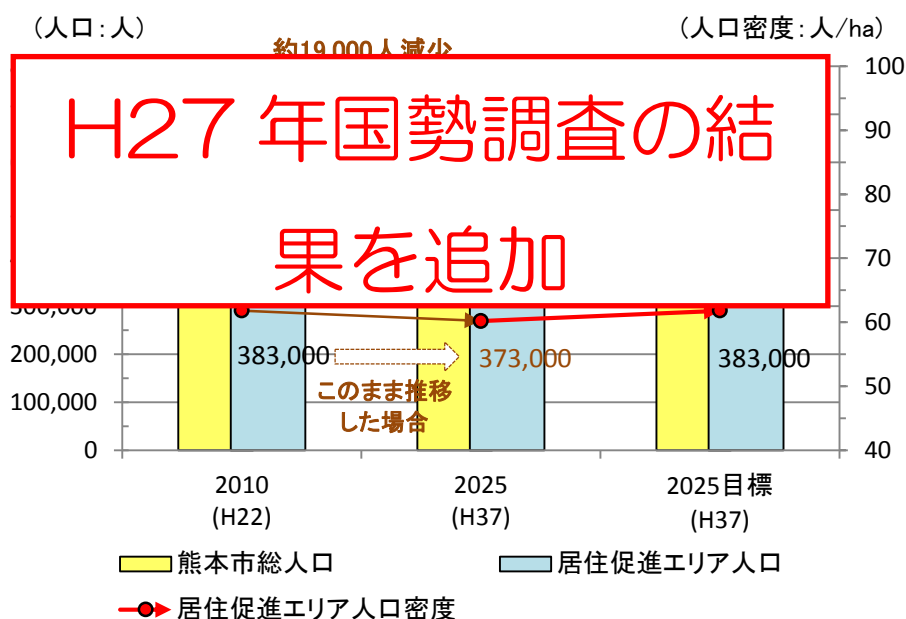
多核連携都市の実現に向けては、利便性の高い公共交通の確保が不可欠であるため、交通事業者と一丸となってバス停・電停等の利便性向上や交通結節点の整備などによる公共交通のサービス水準の更なる向上に取り組みます。

- ・交通事業者と一丸となって、公共交通の更なる利便性の向上を促進する
- ・定時性、速達性、大量輸送など高水準のサービス提供、乗継拠点の整備などにより利便性の高い公共交通体系を構築する（熊本市公共交通グランドデザインの実現）
- ・公共交通の利用促進に向けて市民への意識啓発や情報提供を行う

(4) 指標の設定

(1)～(3)に積極的に取り組むことで、多核連携都市を実現します。進捗管理にあたっては、「居住促進エリア内の人口密度」を指標として設定し評価していきます。

指 標	基準値 (H22 年)	目標 (H37 年)	目標設定の考え方	資料
居 住 促 進 エリア内の 人口密度	61.8 人/ha	人口密度を 低下させない	今後熊本市において人口の減少が想定される中でも、生活利便性を将来にわたって維持するため、居住促進エリアでは H22 時点からの人口密度を維持向上する。	国勢調査 人口



※人口は、平成 22 年度国勢調査地域メッシュ統計（500mメッシュ）を基に、500m メッシュの図形重心が居住促進エリアに含まれるものを対象として集計

平成 37 年の熊本市総人口は、平成 22 年に対して、約 19,000 人の減少が推計されています。市域で均一に人口減少し、居住促進エリアの区域の増減が無いと仮定すると、平成 37 年の居住促進エリア人口は、約 10,000 人減少し、人口密度は 60.2 人/ha になります。

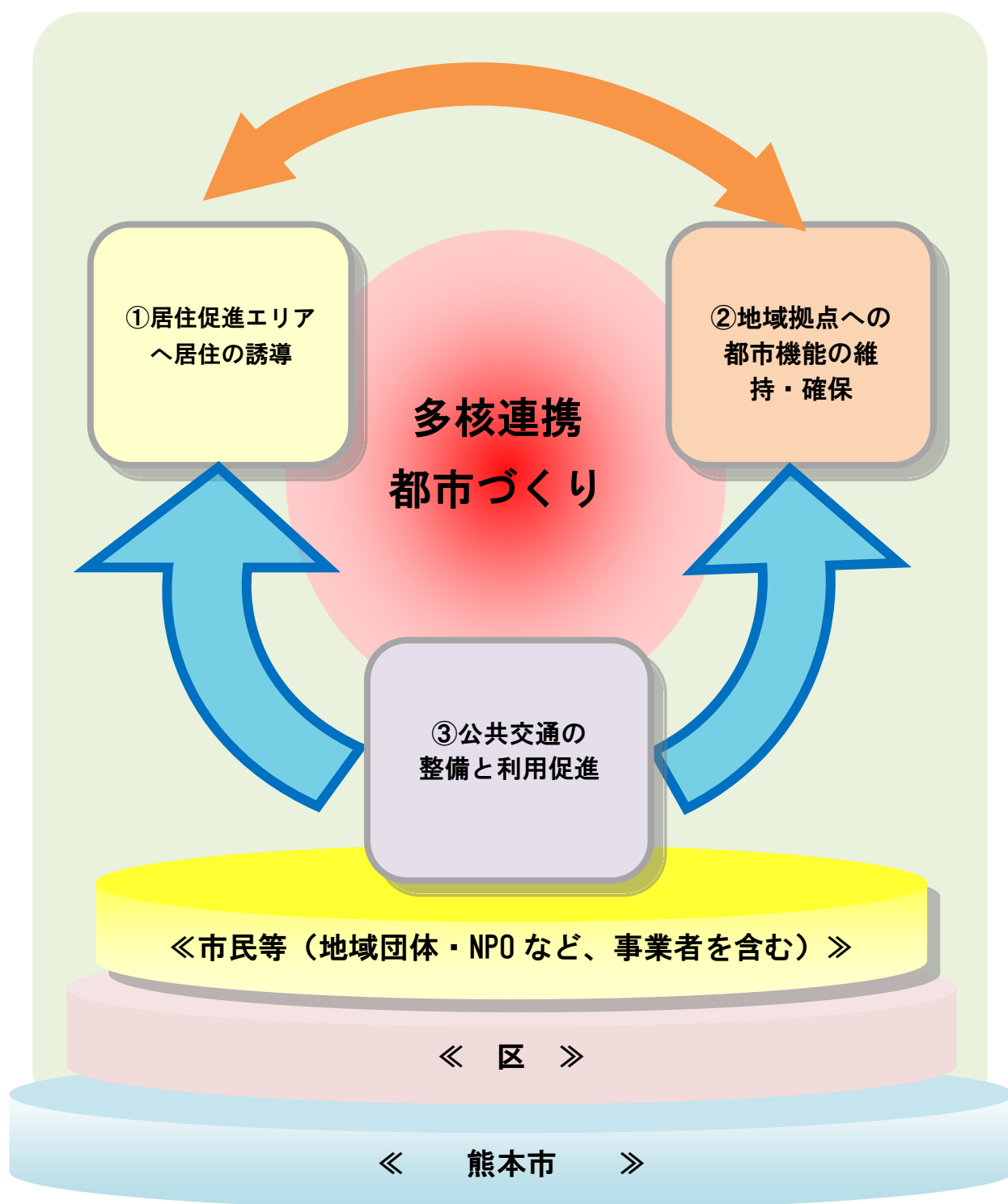
人口減少社会においては、低密度な市街地が拡がり居住地周辺での都市機能の衰退を食い止める必要があるため、熊本市の人口のピークと想定されている H22 国勢調査時点の人口密度を維持向上することを目指します。

平成 22 年の国勢調査をピークに、人口が減少に転じることが予測されている中で、居住促進エリア内及び地域拠点内についても、人口減少の影響を避けることはできない状況です。

目標とする「人口密度を低下させない」ことは、居住促進エリア・地域拠点への人口誘導施策を実施しなければ達成できません。「人口密度を低下させない」ためには、居住促進エリア内において、空き地や空き家などの低未利用地の活用策を検討する必要があり、良好な居住環境を有する魅力的な集合住宅の立地などが求められます。

本市では多核連携都市を実現するため、交通分野、住宅分野、自然環境分野など、都市計画に関する様々な分野から具体的な施策の展開に取り組んでいきます。また、都市活力の向上や人口の動向には、医療福祉に関する政策や産業に関する政策等との連携が不可欠であるため、庁内関連部局や関係機関等と一体となって、多核連携都市の実現に取り組みます。

コンパクトで持続可能な都市づくりを進める一方で、居住促進エリア外では身近に水と緑と触れ合える環境や良好な景観などの保全・回復を積極的に進め、ゆとりある生活環境の形成を促進します。本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の維持・活性化を図ります。



▲ 多核連携都市づくりの実現に向けた取り組みイメージ

5章 今後の進め方

- 1 関連計画との協働による総合的な都市づくりに向けて
- 2 効果的・効率的な都市づくりに向けて
- 3 市民協働による都市づくりの推進

1 関連計画との協働による総合的な都市づくりに向けて

都市マスタープランは、第7次熊本市総合計画を上位計画とした、都市計画分野における最上位の方針ですが、都市マスタープランだけでは総合的な都市づくりに取り組みません。

交通・住宅・自然環境など、各分野の方針を示した個別計画が連携し、都市づくりを進めていく必要があります。

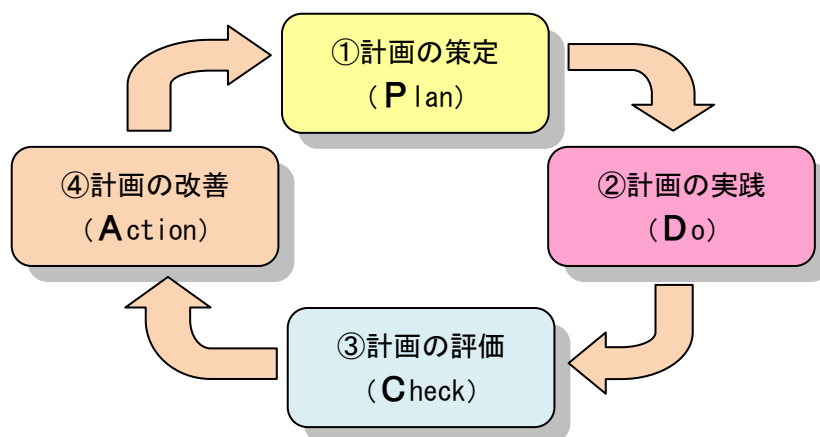
今後このマスタープランを受け、個別計画の新規策定や既存計画の見直しが行われる際には、コンパクトで持続可能な「多核連携都市」の実現に向けた観点を盛り込むとともに、各分野の個別計画相互の連携により、本市の総合的な多核連携都市づくりを効果的に推進します。

2 効果的・効率的な都市づくりに向けて

計画段階、事業化段階などの適切な段階において、適切な評価・見直し（計画管理：PDCA）を行い、効果的・効率的な都市づくりに取り組みます。

また、熊本都市圏の広域交流拠点として、都市圏の一体的な発展に向けて、都市相互に補完協力により、魅力ある熊本都市圏の創造に取り組みます。

上位計画の見直しや社会情勢の変化などが、都市マスタープランの方針に大きな影響を及ぼす場合には、状況に応じた適切な内容とするため必要に応じて見直しを図ります。



▲ 効果的な計画管理

3 市民協働による都市づくりの推進

都市マスタープランを基本とした長期的な都市づくりは、市民等（市民、地域団体、NPO、事業者など）と行政が、それぞれの役割と責任を明確にして、市民協働による都市づくりを推進していきます。

（1）市民等の役割

①市民の役割

市民は、行政が進める都市づくりに理解と協力だけではなく、生活の場である生活拠点や地域拠点での地域活動への参加、良好な地域環境を保全・改善するための地域独自のルールづくりと法令の遵守、地域固有の課題の解決に主体的にかかわっていくことが重要です。

さらに、市民協働による都市づくりの推進に向けて、行政へのアイデア提案などにより、積極的に都市づくりに関わることを期待されます。

また、日頃から地域での相互交流を深め、災害時の備えやいざという時のための判断力・行動力の強化に努める必要があります。

②地域の役割個人での取り組み以外にも、地域団体やNPOなどの多様な組織体制のもと、多方面で都市づくり活動を推進していくことが考えられるため、そのような場を活用し積極的に関わっていくことが重要です。

また、校区防災連絡会、自主防災クラブ、自治会等の活動を通じ、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組むとともに、災害時に互いに支え合う地域力の強化に努める必要があります。

③事業者の役割事業者は、市民に愛着を持たれ、地域とともに成長する企業となるため、市民とともに地域の都市づくりに積極的に関わっていくことが重要です。

（2）行政の役割

市は、都市マスタープランなどの行政計画に基づき、都市計画の見直し、道路や公園などの都市基盤の整備などを行うとともに、熊本都市圏の中心であることから、周辺自治体、国や県とともに、熊本都市圏の一体的な発展に向けて取り組みます。

さらに、各まちづくりセンターに配置した地域担当職員をはじめ、市職員が積極的に地域に飛び込み、住民等への都市づくり・都市計画に関する情報提供、住民主体の都市づくりの取り組みの支援、地域づくりに参加する事業者の支援などにより、市民等の積極的な都市づくりを支援します。

また、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、校区防災連絡会の取組みなどを通じて、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。